

平成20年2月定例県議会（当初）

環境農林水産常任委員会会議録

平成20年3月11～14日

場 所 第4委員会室

平成20年3月11日（火曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成20年度宮崎県一般会計予算

○議案第4号 平成20年度宮崎県山林基本財産
特別会計予算

○議案第5号 平成20年度宮崎県拡大造林事業
特別会計予算

○議案第6号 平成20年度宮崎県林業改善資金
特別会計予算

○議案第10号 平成20年度宮崎県農業改良資金
特別会計予算

○議案第11号 平成20年度宮崎県沿岸漁業改善
資金特別会計予算

○議案第23号 使用料及び手数料徴収条例の一
部を改正する条例

○議案第26号 公の施設に関する条例の一部を
改正する条例

○議案第29号 宮崎県における事務処理の特例
に関する条例の一部を改正する
条例

○議案第35号 林道事業執行に伴う市町村負担
金徴収について

○議案第36号 農政水産関係建設事業執行に伴
う市町村負担金徴収について

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

・一ツ瀬川土地改良区における帳簿外現金及び
目的外水利用について

出席委員（9人）

委員 長 押川 修一郎

副委員 長 山下 博三

委員	外山 三博
委員	坂口 博美
委員	井本 英雄
委員	中野 一則
委員	満行 潤一
委員	松田 勝則
委員	権藤 梅義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 高柳 憲一

環境森林部次長
（総括） 野村 秀雄

環境森林部次長
（技術担当） 寺川 仁

部参事兼
環境森林課長 鈴木 康正

計画指導監 徳永 三夫

環境管理課長 堤 義則

環境対策推進課長 飯田 博美

自然環境課長 坂本 成海

森林整備課長 金丸 隆一

技術検査監 星野 次郎

林業公社対策監 池田 隆範

山村・木材振興課長 楠原 謙一

木材流通対策監 河野 憲二

国土保全対策監 江口 勝一郎

林業技術センター
所長 黒木 由典

木材利用技術
所長 有馬 孝禮

事務局職員出席者

議事課主幹 壺岐 哲也

政策調査課主査 千知岩 義広

○押川委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程及び審査方針についてであります。お手元に「委員会日程（案）」及び「委員会審査の進め方（案）」の配付をしております。なお、各部の説明及び質疑は、「委員会質疑の進め方（案）」のとおり、2から4課ごとに行った後、総括質疑を行いたいと考えております。また、採決につきましては、すべての審議が終了した後に行うこととしております。今回の委員会日程及び審査方針については御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託されました当初予算関係議案について、部長の説明を求めます。

○高柳環境森林部長 環境森林部でございます。よろしく願いいたします。

お手元にお配りいたしております「環境農林水産常任委員会資料（当初）」の表紙をごらんいただきたいと思います。本日の説明事項は、予算議案といたしまして、議案第1号、第4号、第5号、第6号の4件、特別議案といたしまして、議案第26号、第29号、第35号の3件でございます。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。予算議案についてでございます。まず、環境森林部施策のポイントであります。環境森林部では、身近な地域から地球規模までの

環境問題や、依然として厳しい状況に置かれております林業の現状などを踏まえまして、新みやざき創造計画に基づき、施策の展開に努めることといたしております。まず、(1)の自然と共生した環境にやさしい社会づくりにつきましては、①から⑤までございます。①地球温暖化防止に貢献する社会づくり、②環境への負荷が少ない循環型社会づくり、③きれいな空気・きれいな水の確保、④豊かな自然環境の保全・創出、⑤環境保全のために行動する人づくりの5項目を柱に、また、(2)の安全で安心な暮らしの確保につきましては、災害に強い県土づくりを柱に、そして(3)の林業の振興につきましては、①環境を守る多様な森林づくり、②新たな木の時代を築く林業・木材産業づくり、③森林と共生する活力ある山村づくり、④森林・林業・木材産業、山村を担う人づくりの4項目を柱に、取り組んでいくことといたしております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。平成20年度環境森林部歳出予算についてでございます。この表は、環境森林部の一般会計、特別会計の平成20年度歳出予算を課別に集計したものであります。今回の当初予算につきましては、一般会計が、小計の欄にございますように、236億9,608万8,000円で、平成19年6月現計予算と比較いたしますと、99.1%となっております。また、特別会計につきましては、小計の欄にありますように、6億1,453万円で、同じく101.4%となっております。この結果、環境森林部の平成20年度当初予算は、合計にありますように、一般会計、特別会計合わせまして243億1,061万8,000円で、99.2%となります。

次に、3ページと4ページをごらんいただきたいと思います。平成20年度環境森林部主要新

規・重点事業一覧表を掲げております。これは、環境森林部の平成20年度の主な新規・重点事業を新みやざき創造計画の分野別施策に沿って整理したものであります。

次に、5ページの折り込み資料をごらんいただきたいと思っております。平成20年度の重点施策に位置づけられております植栽未済地対策についてであります。植栽未済地対策につきましては、木材の生産はもとより、山地災害の防止や水資源の涵養など、森林の有する多面的機能の発揮に支障を来すおそれがあることから、平成20年度の重点施策の一つとして取り組むものであります。資料上段左側の現状の表にありますように、県内の民有林には、平成18年度の調査で1,959ヘクタールの植栽未済地が確認をされております。また、その右側の棒グラフにありますように、県内の森林のうち、伐採可能な8齢級以上、すなわち36年生以上の杉・ヒノキの民有人工林が51%に達しており、これらが伐採されることにより、植栽未済地がさらに増加するのではないかと考えております。このような状況を放置いたしますと、災害の防止などの森林の有する公益的機能の低下による県民生活への影響や、森林資源の減少による地域経済への影響が懸念されるところであります。このため、上段右側の課題にありますように、森林整備の推進としまして、①既存の植栽未済地の解消、②新たな植栽未済地発生の抑制、また、これらを推進する体制の整備といたしまして、③適正な伐採、植栽の指導体制の強化、④県民総力戦による森林づくりの推進が重要となっております。このため、具体的な対策といたしましては、下の体系表に記載しておりますように、既存事業に加えまして、6つの新規・改善事業によりまして、総合的な植栽未済地対策を講じてまい

りたいと考えております。

次に、22ページをごらんいただきたいと思っております。特別議案でございます。まず、議案第26号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、県が川南町におきまして、森林環境教育などの場として整備いたしました「宮崎県川南遊学の森」を、指定管理者制度を導入する施設として追加するものであります。

次に、24ページをお開きいただきたいと思っております。議案第29号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。「宮崎県における事務処理の特例に関する条例」は、住民の利便性の向上等の視点から、事務の取り扱いを希望する市町村に対しまして、権限の移譲を行うものであります。今回は、(2)にありますように、温泉法等に基づく各種申請等の受理に関する事務について、宮崎市に移譲するものであります。

次に、26ページをごらんください。議案第35号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。これは、市町村にかわって県が開設する平成20年度の林道事業に要する経費に充てるため、市町村から一定の割合で負担金を徴収するものであります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○押川委員長 それでは、環境森林課、自然環境課、森林整備課、山村・木材振興課の審査を行いますので、そのほかの職員の皆さん方は待機をお願いしたいと思います。

準備のため、暫時休憩をさせていただきます。

午前10時12分休憩

午前10時14分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

○鈴木環境森林課長 初めに、環境森林課の平成20年度当初予算について御説明いたします。

お手元の平成20年度歳出予算説明資料の青いインデックス、環境森林課のところ、ページで言いますと185ページをごらんください。平成20年度当初予算額としましては、当初予算額の欄にありますように、一般会計で28億4,046万3,000円をお願いしております。

それでは、主な事項について御説明いたします。187ページの(目)環境保全費(事項)環境保全推進費1,699万1,000円であります。これは、環境保全行政の推進に要する経費でありまして、説明欄の4、環境みやざき推進事業の(1)みんなで実践する「環境にやさしい暮らし」促進事業では、県民、団体、事業者及び行政等で構成する環境みやざき推進協議会の取り組みを通じて、県民への環境情報の発信や、環境保全活動の実践の機会を提供し、日常の省エネなど、県民一人一人の環境にやさしい暮らしの一層の促進を図るものであります。

次に、188ページの(目)林業振興指導費(事項)森林計画樹立費5,497万3,000円であります。これは、森林法に基づきまして、県内の民有林を流域を単位として5つの森林計画区に区分し、その計画区ごとに10カ年間の地域森林計画を樹立するものであります。平成20年度は五ヶ瀬川森林計画区について計画を策定するものであります。

次に、189ページの(事項)森林整備地域活動支援交付金事業費7億2,319万2,000円であります。この事業は、適切な森林整備を推進するため、森林所有者等による森林施業の集約化に必要な森林情報の収集活動や、森林施業の実施

に不可欠な施業実施区域の明確化作業等に対して交付金を交付するものであります。なお、説明欄の1、森林整備地域活動支援基金積立金は、その下の2、森林整備地域活動支援交付金事業の(1)に掲げる交付金に対する国からの交付金2億8,500万円を基金に積み立てるものであります。

次に、(事項)流域林業総合推進対策費423万8,000円及び(事項)林業普及指導費1,274万8,000円ですが、この2つの事項の中で、植栽未済地対策関係の事業であります。④流域森林・林業の活性化・適正管理推進事業及び(事項)林業普及指導費の説明欄の5、長伐期施業技術普及推進事業につきまして、お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の10ページをごらんください。流域森林・林業の活性化・適正管理推進事業であります。この事業は、県内5つの流域にそれぞれ林業関係者や行政機関で設置されている流域森林・林業活性化センターが行う流域の森林・林業・木材産業の活性化を図るための諸問題についての検討や、植栽未済地の発生を抑制するための立木伐採に対する指導や監視体制の取り組みを支援しますとともに、環境に配慮した伐採方法等の普及を図り、流域を単位とした森林の適正な管理を推進するものであります。具体的には、2の事業の概要の(4)事業内容の①にありますように、センターが行う従来からの流域内の諸問題を検討するための協議会開催等に対する支援に加えて、伐採情報の収集や地域特性に応じた立木伐採方法等の指導・監視、森林所有者に対する再造林への働きかけに対して支援を行うものであります。また、②にありますように、素材生産業者に対して、環

境に配慮した伐採方法の研修を造林素材生産事業協同組合連合会に委託して実施するものであります。

次に、同じ資料、12ページでございます。長伐期施業技術普及推進事業であります。この事業は、県内の杉、ヒノキの民有人工林の半分以上が伐期を迎える中で、伐採の集中による木材価格の低下や、植栽未済地の急激な増加を抑制するとともに、森林所有者の安定的な所得確保を図るため、伐期を2倍、杉で申しますと、35年のところを70年程度に延ばす長伐期施業技術の普及定着化を促進するものであります。具体的には、2の事業の概要の(4)事業内容の①にありますように、長伐期施業技術の普及を図るため、13ページの左側の写真にあります列状間伐の手法や、長伐期施業に必要な効率的で災害に強い作業路について、森林所有者や森林組合、素材生産事業者等を対象に研修会を開催いたします。また、②にありますように、県内2カ所に長伐期作業のモデル林を設定するものであります。

歳出予算説明資料にお戻りいただきますでしょうか。189ページの(目)林業試験場費(事項)林業技術センター管理運営費9,640万9,000円であります。これは、美郷町にあります林業技術センターの管理運営に要する費用であります。

190ページであります。説明欄2の試験研究費では、林業の振興と山村地域の活性化を図るため、(1)育種育林技術の改良開発試験から、(7)バイオテクノロジーと遺伝子を活用した技術開発に関する研究まで、7テーマ12課題を設け、本県の地域特性に応じた試験研究、開発等に取り組むものであります。

環境森林課の説明は以上であります。よろし

くお願いいたします。

○坂本自然環境課長 自然環境課の平成20年度当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の平成20年度歳出予算説明資料の201ページをお開きいただきたいと思います。自然環境課の青いインデックスのついているところでございます。自然環境課におきましては、一般会計で47億5,846万5,000円をお願いいたしているところでございます。前年度6月補正後の予算と比較をいたしますと、92.7%ということでございます。

それでは、主な事業につきまして御説明をさせていただきます。なお、新規事業でございますわが町のいきいき森林づくり推進事業と、特定鳥獣(シカ)緊急捕獲促進事業につきましては、後ほどまとめて説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、204ページをお開きいただきたいと思います。初めに、(目)林業振興指導費でございます。(事項)水と緑の森林づくり推進事業費で320万円をお願いいたしております。これは、森林環境税を活用いたしまして、県民参加の森林づくりの推進を図るために、水と緑の森林づくり条例で定めております森林づくり推進期間、これは10月と11月でございますけれども、この間において森林づくり県民ボランティアの集い等を開催するものでございます。

次に、206ページをお開きいただきたいと思います。(事項)森林環境教育推進事業費で1,242万9,000円をお願いいたしております。これも、森林環境税を活用した事業でございます。自然体験活動の指導者の派遣等、地域や学校での森林環境教育の実践活動の支援や、川南町の遊学の森における児童生徒等を対象にい

たしました森林環境教育のモデル実践活動を行うものでございます。なお、(事項)㊦わが町のいきいき森林づくり推進事業費につきましては、後ほど環境農林水産常任委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

次に、(事項)㊧荒廃溪流等流木流出防止対策事業費で2,500万円をお願いいたしております。これも、森林環境税を活用した新規事業でございまして、近年、台風等による異常な降雨に伴い発生をいたしました流木によりまして、海岸や漁業施設への影響が懸念されますことから、溪流沿いに残っております不安定な立木や溪流に堆積した流木の除去等を行うことによりまして、河川や海岸への流木の流出防止を図るものでございます。

次に、207ページをごらんいただきたいと思っております。(目)治山費でございます。(事項)山地治山事業費で28億3,428万7,000円をお願いいたしております。この事業では、説明欄に挙げておりますように、1の復旧治山事業から6の東南海・南海地震防災対策緊急治山事業まで、山地崩壊等の復旧整備や崩壊の未然防止に関する6つの事業を実施いたすことにしております。

次に、208ページをごらんいただきたいと思っております。(事項)保安林整備事業費で4億834万5,000円をお願いいたしております。これは、保安林において、その機能の維持強化を図るために、植栽や下刈り、本数調整伐、これは間伐でございすけれども、こういった森林整備を行うものでございます。

次に、209ページをごらんいただきたいと思っております。(事項)㊨治山・保安林GISデータ整備事業費で497万6,000円をお願いいたしております。この事業は、治山施設や保安林区域の

電子データ化を行いまして、森林地理情報システムの活用により、関係機関への情報提供と的確な治山事業の実施に資するものでございます。

(目)狩猟費でございます。(事項)鳥獣保護対策費の説明欄につきましては、210ページをごらんいただきたいと思っております。その欄の中の㊩10の特定鳥獣(シカ)緊急捕獲促進事業につきましては、後ほど環境農林水産常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

次に、(目)公園費でございます。(事項)自然公園事業費でございます。説明欄につきましては、次の211ページの一番上の欄をごらんいただきたいと思っております。㊪9の安全・快適自然公園整備事業で1,617万円をお願いいたしております。この事業は、自然公園利用施設のリニューアルやバリアフリー化等によりまして、県民が安全かつ快適に利用できる施設の整備を図りますとともに、市町村が実施をいたします自然公園利用施設の整備に対しまして、支援を行うものでございます。

次に、(事項)九州自然歩道管理事業費でございます。説明の欄の㊫2の自然に親しむ九州自然歩道整備事業で2,000万円をお願いいたしております。この事業は、九州自然歩道の利用者の安全や利便性を確保するとともに、その利用促進を図るために歩道や誘導標等の整備を行うものでございます。

最後に、(目)林業災害復旧費でございます。(事項)治山施設災害復旧費で3億円をお願いしております。これは、治山ダム等治山施設が被災した場合に早急な復旧を図るための復旧費でございます。

続きまして、先ほど説明を後回しにしておりました2つの事業につきまして、環境農林水産

常任委員会資料で御説明をさせていただきます。資料の14ページをお開きいただきたいと思っております。初めに、わが町のいきいき森林づくり推進事業について御説明をさせていただきます。この事業は、森林環境税を活用した新規事業でございます。1の事業目的でございますように、林業就業者の減少や木材価格の低下などから、森林を森林所有者だけで支えていくことが難しくなっている状況等を踏まえまして、市町村が行います公益上重要な森林の公有林化を支援し、森林の適切な管理保全を図るものがございます。

まず、15ページをごらんいただきたいと思っております。フロー図にお示ししておりますように、森林・林業を取り巻く厳しい現状等から、無秩序な伐採や、伐採後に放置される森林も見受けられまして、災害の発生等住民生活への影響が懸念されているところでございます。このようなことから、集落の上部や水源地など公益上重要な森林につきまして、市町村による公有林化を促進いたしまして、伐採の回避や速やかな植栽はもとより、針広混交林化に取り組むことといたしたところでございます。

具体的な事業内容につきましては、14ページに戻っていただきまして、2の事業概要の(4)事業内容でございますように、中山間地域内の市町村におきまして、山地災害の防止等のために伐採の回避等が必要な森林を市町村が取得する場合に支援をいたすものでございます。なお、対象地域と補助率につきましては、下段の表にお示しをしておりますが、過疎地域や振興山村地域では2分の1を、離島振興地域や半島振興地域、特定農山村地域では3分の1を助成いたすことにしております。また、予算額といたしましては、(1)にございますように、1,600

万円を予定いたしております。

最後に、特定鳥獣(シカ)緊急捕獲促進事業についてでございます。資料の16ページをお開きいただきたいと思っております。この事業は、1の事業の目的でございますように、シカによる農林作物等への被害が増加をいたしまして、林家の植林意欲や農家の営農意欲の低下を招く一因となっていることなどから、シカの生息数が多いシカ捕獲促進地域内において集中的に有害鳥獣捕獲によるシカ捕獲を促進するものでございます。

ここで17ページをごらんいただきたいと思っております。まず、1の被害の状況でございます。点線の枠内に写真をお示ししておりますように、シカの被害は、造林木の食害、樹木の皮はぎ、農作物の食害などでございますけれども、18年度には、上段の表にございますように、被害額が1億円を超えておりまして、このようなことから今回新たに特定鳥獣(シカ)緊急捕獲促進事業に取り組むことといたしましたところでございます。次に、2のシカ被害の防止対策についてでございますが、県では、体系図にお示しをいたしておりますように、ニホンジカの適正な保護管理を図るため、被害防除及び個体数調整の2つを柱に取り組んでおりますけれども、今回、個体数調整のさらなる強化を図るために、シカ捕獲促進地域内において㊦特定鳥獣(シカ)緊急捕獲促進事業に取り組むものでございます。

再度16ページにお戻りいただきたいと思っております。事業の概要でございます。2の(4)にございますように、事業内容といたしましては、シカ捕獲促進地域内において有害鳥獣捕獲によるシカ捕獲1頭につき5,000円以上補助する市町村に、県がその2分の1以内を補助するもの

でございます。該当する市町村は、下の表にございますが、21市町村でございます。参考にお示しをしております図面のピンク色の部分でございます。なお、予算額といたしましては、

(1)にございますように、500万円を予定しております。

当初予算については以上でございますが、続きまして、特別議案について御説明をさせていただきますと思います。

説明は、お手元と同じ資料でございますが、常任委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。資料の22ページをお開きいただきたいと思います。議案第26号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。これは、昨年6月の議会で公の施設にすることを御承認いただきました宮崎県川南遊学の森につきまして、(1)の改正の理由にありますとおり、指定管理者制度を導入する施設として定めるために、公の施設に関する条例の別表第3に追加をするものでございます。(3)の施行期日でございますが、4月1日を予定しております。次に、(4)の宮崎県川南遊学の森の概要でございますけれども、この施設は、①設置目的にありますとおり、森林に関する知識や技術の習得の場、あるいは森林との触れ合いの場を提供するための施設でございます。位置は、右のページの右下の地図に赤い旗でお示しをしておりますけれども、その場所になるものでございます。なお、主要な施設につきましては、22ページの下段及び23ページの写真等をごらんいただければというふうに考えております。

続きまして、24ページをお開きいただきたいと思います。議案第29号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条

例」についてでございます。(1)の権限移譲の概要でございますように、住民に身近な行政サービスは、できる限り住民に身近な市町村で担うことを基本に、市町村の希望、選択による権限移譲を推進しているところでございますが、去る11月の定例県議会でもお願いしたところでございますけれども、今回、温泉法等に基づく知事の権限に属する事務の一部について、昨年12月に宮崎市のほうから追加要望があったことから、関係規定の追加を行うものでございます。権限移譲のイメージといたしましては、(1)のイメージ図の右側にございますように、取り扱いを希望した市町村が直接住民サービスを提供しまして、それ以外の市町村については従来どおり県が住民サービスを提供するものでございます。今回、移譲を予定しております事務は、(2)にございますように、温泉法等に基づく各種申請等の受理に関する事務でございます。これは、①の移譲する事務の概要でございますように、温泉法等に基づく事務のうち、アの土地の掘削、増掘または動力の装置の許可申請等の受理に関する事務から、エの温泉の成分分析機関の登録申請等の受理に関する事務でございます。これらの事務を②の宮崎市に移譲しようとするものでございます。なお、施行日につきましては、③にありますように、平成20年7月1日を予定しておるところでございます。移譲する事務の内容につきましては、右側のページの表のとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

自然環境課からの説明は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○金丸森林整備課長 まず、森林整備課の平成20年度当初予算につきまして、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料で森林整備課の青いインデックスがついておりますところ、213ページをお開き願います。平成20年度の当初予算といたしまして、一般会計で108億2,571万2,000円、特別会計で3億6,038万2,000円、合計では111億8,609万4,000円をお願いしております。なお、前年度6月補正後予算と比較しますと、100.7%となっております。

それでは、215ページをお開き願います。事項別に主な事業を御説明いたします。初めに、

(目) 林業総務費(事項) ㊦公共工物品質確保強化対策費1,376万6,000円でございます。これは、入札制度改革の一環としまして、公共三部における公共工事の施工体制監視を行い、適切な現場指導と、発注者、受注者双方の技術力の向上を図るものであります。

次に、(目) 林業振興指導費の(事項) ひなもり台県民ふれあいの森等管理費3,178万2,000円でございます。これは、小林市にありますひなもり台県民ふれあいの森や、ひなもりオートキャンプ場等の管理運営委託などを行うものでございます。

また、(事項) 県営林特別会計繰出金1億4,300万円でございます。これは、県有林及び県行分収造林を造成管理するために借り入れた2つの特別会計の既往の借入金について、その償還金の一部を一般会計から繰り出すものでございます。

次に、216ページをお願いいたします。(事項) ㊦みやざき癒しの臨海松林整備事業費1,200万円でございます。これは、平成19年度まで実施しておりました海岸県有松林景観保全事業につきまして、県民参加の森づくり等の新規メニューを加えて改善したものでございます。

次に、217ページをごらんください。(目)

造林費の(事項) 森林整備事業費24億7,831万6,000円でございます。これは、森林整備のための補助公共事業でありまして、造林や下刈り、除間伐、高齢級間伐などに対して助成するものでございます。

この中で、新規事業であります7の植栽未済地解消対策事業、8の70年の^{もり}森林間伐実施事業につきましては、常任委員会資料で御説明させていただきますと思います。常任委員会資料の6ページをお開き願います。事業名は、植栽未済地造林緊急特別対策事業としております。事業の構成は、補助公共事業の植栽未済地解消対策事業と、後ほど予算説明資料で出てまいります。非公共事業の植栽未済地抑制対策事業で、これらをあわせて特別対策事業としております。本事業につきましては、1の事業の目的にありますように、水源の涵養や土砂災害の防止等、公益保全上重要な森林を対象に、林業公社が市町村のあっせんにより森林所有者から施業を受託して行う再造林や、植栽費用の負担軽減を図ることにより、伐採跡地の速やかな再造林を推進するものであります。事業内容でございますが、2の(4)の①の植栽未済地解消対策事業につきましては、植栽未済地の解消を図るため、7ページにお示ししておりますけれども、

(1)のフロー図にありますように、水土保持林において、まず、市町村と森林所有者が造林、保育等の覚書を締結いたします。次に、市町村が林業公社に協定に基づく施業をあっせんし、公社が森林所有者から施業を受託して、補助率85%の国庫補助事業を活用しながら、造林を推進するものであります。また、②の植栽未済地抑制対策事業は、新たな植栽未済地の発生を抑制するため、7ページの2にありますように、森林施業計画等に適用されます補助率68%に7

%の県費の上乗せを行い、森林所有者の負担を軽減して、伐採後の計画的かつ速やかな再造林を推進するものであります。

次に、同じ資料の8ページをお開き願います。先ほど申し上げました70年の^{もり}森林間伐実施事業でございます。本事業では、1の事業の目的にありますように、伐採時期を迎えている本県民有人工林が一斉に伐採されることを防ぐとともに、県土の保全や二酸化炭素吸収など、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、伐期を超えた人工林について、皆伐をせずに定期的に間伐を繰り返す長伐期施業への移行を図るものであります。事業内容につきましては、2の(4)にありますように、長伐期施業に向け、36年から60年生の間伐に対して補助を行い、その実施による所得の確保を図りながら、伐採量を平準化し、適正な森林整備を推進するものでございます。

再度、歳出予算説明資料にお戻り願います。217ページであります。(事項)林業公社費14億5,181万6,000円でございます。これは、林業公社の償還原資として必要な資金の貸付金等に要する経費であります。

次に、218ページをお開き願います。(事項)㊦植栽未済地造林緊急特別対策事業費5,964万円でございます。これにつきましては、先ほど常任委員会資料で御説明いたしましたが、新たな植栽未済地の発生を抑制するため、森林整備事業の上乗せ補助を行い、森林所有者の負担を軽減して伐採後の計画的な造林を推進するものでございます。

次に、(事項)水を貯え、災害に強い森林づくり事業費2億2,277万3,000円でございます。この事業は、平成18年度から導入しました森林環境税を財源として活用する事業でございま

して、荒廃林地への広葉樹造林等の整備を行うものでございます。

次に、(目)林道費(事項)森林保全林道整備事業費12億203万7,000円であります。この事業は林道網の整備に要する経費でありまして、219ページにありますように、1の森林管理道開設事業では、県営及び市町村営事業により、美郷町の石峠線ほか5路線の整備促進を図ることとしております。次に、2の森林基幹道開設事業では、県営事業により、椎葉村の十根川・三方界線ほか9路線の整備促進を図ることとしております。また、3のフォレスト・コミュニティ総合整備事業では、市町村営事業により、西米良村の上米良・大平線の林道改良を行うこととしております。

次に、(事項)道整備交付金事業費9億2,551万4,000円でございます。この事業は、地域再生計画に基づく林道整備により、山村地域交通のネットワーク化、森林施業の促進を図るものでありまして、県営及び市町村営事業により、高千穂町の黒原・煤市線ほか25路線の整備促進を図ることとしております。

次に、220ページをお開き願います。(事項)㊧山のみち地域づくり交付金事業費7億円でございます。この事業は、19年度まで緑資源機構が実施してまいりました緑資源幹線林道事業が機構の解散により廃止されたため、県が引き継ぎ、県営事業として国庫補助事業で実施することとしたものでございます。西米良村の小川・棚倉峠線ほか2路線の整備を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、221ページをお願いいたします。(目)林業災害復旧費(事項)林道災害復旧費25億376万円でございます。この事業は、平成18、19年度の災害、いわゆる過年災分と過去

の実績等に基づく現年災分の見込み額でございます。

次に、222ページをお開き願います。特別会計について御説明いたします。特別会計予算につきましては、議案第4号及び議案第5号でございますけれども、説明はこの資料でさせていただきます。山林基本財産特別会計でございます。総額で1億3,162万6,000円をお願いしております。まず、(事項) 県有林造成事業費2,994万3,000円でございますが、これは、県有林の除間伐などの保育事業等を実施するものでございます。次に、(事項) 元金8,363万6,000円及び(事項) 利子1,804万7,000円でございますが、これらは、農林漁業金融公庫等からの借入金の元金、利子の支払いに要する経費であります。

次に、224ページをお開き願います。拡大造林事業特別会計でございます。総額で2億2,875万6,000円をお願いしております。まず、(事項) 県行造林造成事業費1億5,178万2,000円でございますが、これは、県行造林の除間伐等の保育事業を実施しますとともに、計画的な伐採を行い、森林所有者等と収益を分収するものでございます。次に、(事項) 元金4,381万7,000円及び(事項) 利子3,315万7,000円でございますが、これらは、県有林と同じく、農林漁業金融公庫等からの借入金の元金、利子の支払いに要する経費であります。

以上が平成20年度の当初予算であります。

続きまして、議案第35号についてでございますが、お手元の常任委員会資料で御説明させていただきます。委員会資料の最後のページになります。26ページをお開き願います。議案第35号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。これは、森林保全林道整備事業ほか4事業の県営施工分につきまして、関係

市町村より事業費の100分の10の負担を、また、平成20年度新規事業の山のみち地域づくり交付金事業については、事業費の100分の5の負担をそれぞれ求めるものでございます。平成20年度は県内7市町村が対象となっております。

森林整備課からの説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○楠原山村・木材振興課長 山村・木材振興課関係につきまして御説明いたします。

お手元の平成20年度歳出予算説明資料、青いインデックスの山村・木材振興課のところ、ページで言いますと227ページをお開きください。平成20年度予算額は、一般会計が39億8,058万1,000円、林業改善資金特別会計が2億5,414万8,000円、合わせまして42億3,472万9,000円をお願いしております。

それでは、主な事業について御説明いたします。229ページをお開きください。(事項) 林業・木材産業構造改革事業費、予算額8億9,862万2,000円でございますが、1枚めくっていただきまして、5の林業経営構造対策事業費補助金では、地域間交流拠点の整備としてコテージの建設への支援、6の木材産業構造改革事業費補助金では、地域の中小工場が連携しまして、需要者ニーズに対応した共同での製品仕上げや効率的な物流拠点整備に対しての支援、8の林業再生に向けた新生産システム推進対策モデル事業では、製材コストの低減はもとより、大ロット需要や大径材にも対応した効率的なラインを有する大型製材工場整備の支援、㊦9の宮崎スギ大ロット安定供給体制推進事業では、中小の製材業者が地域ごとに連携、集約化し、品質の確かな杉製品を大ロットで安定的に出荷できる管理システムの整備への支援、㊦10の森林保全型低コスト素材生産システム整備事業につきま

しては、単独の素材生産事業体に対しまして、高性能林業機械の導入等について支援を行うこととしております。

次に、(事項) 県産材流通促進対策費、予算額1,894万4,000円でございます。説明1の力強い宮崎スギ県外出荷体制づくり事業として、県産杉人工乾燥材等の県外への出荷拡大や輸送体制整備への支援を行うこととしております。

次のページ、(事項) 木材需要拡大推進対策費、予算額7,209万2,000円でございます。説明1の木の香あふれる街づくり推進事業では、県民の皆さんが多く集う学校や福祉施設等での木造化、木質化に対する支援、机・いす等の木製調度品の導入等に対する支援を行うものです。㊸2のみやざき材海外輸出拡大推進事業では、輸出意欲の高い団体が取り組む普及PR等の輸出促進活動や、海外での木造建築の推進に向けた構造設計技術者の養成の支援、㊸4のみやざきスギ国際情報発信事業につきましては、本年6月に宮崎市で開催されます第10回木質構造国際会議におきまして、宮崎の森林・林業を初め、杉を中心とした県産材や、その利用技術を国内外に広くアピールするものでございます。

(事項) 木材利用技術センター運営事業費、予算額1億3,377万2,000円でございます。説明にありますように、木材利用技術センターの試験研究に要する経費であり、施設の維持管理や受託研究の事業費等を含んだものであります。なお、木材利用技術センターは、平成13年度の開設以来、人工乾燥技術の開発など、地元の企業ニーズに即した実用的な研究に取り組むとともに、県内企業から技術相談や依頼試験も年間を通して行われておりまして、地域に開かれた研究機関としての役割を果たしているところでございます。

次に、232ページをお開きください。(事項) 山村地域を担う林業後継者育成事業費、予算額312万5,000円でございます。山村地域の中核的役割を担っている林業後継者で組織します林業研究グループの新規会員の加入促進や研修などのグループ活動を支援することとしております。

次に、233ページですが、(事項) 林業担い手対策基金事業費、予算額1億5,781万5,000円でございます。宮崎県林業担い手対策基金を活用しまして、担い手の確保育成に関する各種の施策を実施するものであり、説明1の林業担い手対策基金事業につきましては、高校生への育英資金貸与等の人づくり、高性能林業機械の共同利用等の基盤づくり、素材生産などを行う事業体に対しまして、社会保険等の事業主負担への助成による就労環境づくりの3つの柱によりまして、担い手の確保育成のための総合的な事業を展開することとしております。なお、2の林業担い手対策基金積立金につきましては、高性能林業機械の共同利用事業により見込まれます利用料の収入を、後年度の機械更新費用のために積み立てるものでございます。

(事項) しいたけ等特用林産振興対策事業費、予算額2,636万9,000円でございます。説明欄にありますように、しいたけ等の特用林産物の振興を図るため、生産の拡大や品質の向上に取り組むものであります。

㊸1の特用林産物生産振興総合対策事業でございますが、この事業につきましては、常任委員会資料で説明させていただきます。委員会資料の18ページをお開きください。1の事業の目的ですが、しいたけ等特用林産物は山村地域の貴重な現金収入源となっておりますが、生産者の減少、高齢化等により、生産量の減少傾向が

続いております。一方、産地偽装の問題等から消費者ニーズが国内産へとシフトする中で、生産拡大や安全ブランドの確立が求められております。このため、生産基盤の整備等により生産体制の強化を図るとともに、新規参入の促進や安全ブランドの強化を図り、生産者の経営安定などに資することとしております。2の事業の概要、予算額にありますように、1,974万1,000円をお願いしております。事業期間は来年度から3カ年間、事業主体は市町村や宮崎県しいたけ振興会等であります。4の事業内容につきましては、①の特用林産物生産体制強化事業では、生産コストの低減や品質の向上、しいたけ原木の安定供給への取り組みの支援を、また②の特用林産新規参入促進事業では、新規参入時の生産に必要な資機材の整備等について、さらに③のトレーサビリティ確立支援事業では、生産から流通・加工に至る履歴が確認できるトレーサビリティシステムに基づく認証品の販売促進や、システムの整備等に対する取り組みについて支援してまいります。参考までに、19ページに組み込む背景や内容等を記載しております。

再度、20年度歳出予算説明資料の235ページをごらんください。特別会計について御説明いたします。林業改善資金特別会計につきましては、議案第6号でございますけれども、説明はこの資料でさせていただきます。(事項) 林業・木材産業改善資金対策費、予算額2億5,414万8,000円でございます。説明にありますように、主な内容としましては、林業・木材産業の経営改善や新たな生産方式を導入するための施設整備等に対しまして、無利子の資金貸し付けに係るもので、1の林業・木材産業改善資金貸付金2億5,000万円などとなっております。

山村・木材振興課関係は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。それぞれ質疑を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松田委員 自然環境課にお伺いいたします。206ページ、新事業の荒廃溪流等流木流出防止対策事業費2,500万がついておりますが、県内一円どこに行っても、溪流というと山の中の流れであろうというふうに解釈するんですが、大概荒れております。この予算の中で今、モデル地域を選定してあるのか。どういうふうな形で荒廃溪流を選んでいくのか。それから、流出防止対策といいますが、どのような形で、例えば今も河川、溪流に横たわっている木を全部除去するのか、それともそれをふさぐようなさくをつくるのか、その辺を詳しくお教えをいただきたいと思います。

○坂本自然環境課長 まず、事業の対象箇所をどういった形で選ぶのかといったことでございますけれども、以前の16災、17災の箇所につきましては、ほぼ被災箇所等を把握いたしておりまして、治山事業で昨年度やったところなんですけれども、今回、海岸に流れ出た流木の主な原因は、こういったときに残された木と、それからまた昨年台風4号、5号ございましたけれども、このときに被災したところ、このあたりから流れ出たものじゃないかというふうに考えておりまして、基本的には、今後どういうところを選定するかということは、細かい実施基準、採択基準等を整理いたしまして、進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○松田委員 台風4号、5号の被災地を中心にこれからこういったモデル地域といいましようか、該当地域を選択していくという形による

しゅうございましょうか。

○坂本自然環境課長 そういうことで考えております。

○外山三博委員 何点かお聞きをしたいんですが、まず、先ほど説明いただいた特用林産物、しいたけ、資料によると、10年前の約6割というこのようですが、日本の国内でしいたけの消費動向というか、どういうふうになっておるんですか。ずっと下降しておるのか、それとも輸入品がふえてきたから減ってきたのか、消費動向はどうなんですか。

○江口国土保全対策監 消費動向につきましては、そんなに大きい変化というのではないと考えております。ただ、消費者の意識の中におきましては、中国産におきます農薬の問題とかいような問題が、これはしいたけだけの話じゃございませんけれども、出てまいっております。そういう中で、今までは安い中国産ということで中国産の購買というのが多かったわけでございますけれども、国産品のほうへのシフトというのが現在としては出てき始めているというふうな状況で、単価も結構高い値段で推移しているというふうな状況でございます。

○外山三博委員 消費動向に余り変化はないということのようですが、宮崎県産が10年前とすると6割に減ってきたということは、その分はどこかに振りかわったわけですか。

○江口国土保全対策監 基本的には、やはり安い中国産のほうに持っていかれてしまったという状況がずっと続いていたということでございます。

○外山三博委員 生と乾燥の生産量の割合、今どんなふうになっていますか。

○江口国土保全対策監 乾しいたけにつきましては、御存じのとおり、若干ずつ減少をいたし

ております。生と乾しいたけの場合、どうしても重さが違ってまいりますので、一概にその辺の割合というのが比較できないというふうな状況でございます。

○外山三博委員 しかし、現場で収穫するでしょう。その分の何割を乾燥に回したかどうかというのはわかるでしょう。

○江口国土保全対策監 いわゆる生の場合は、現在、増加をしている菌床が8割ほどを占めておるんですが、その辺でずっと増加してきています。普通原木になりますと、値段の推移で、例えば乾しいたけが高くなりますと、それだけ乾のほうに回していく。逆に言えば、乾しいたけの分が価格が安くなりますと、その分、生で早く出してしまうというふうな状況が見られるようでございます。

○外山三博委員 菌床栽培の分は全量、生で出荷なんですか。

○江口国土保全対策監 そのとおりでございます。

○外山三博委員 菌床栽培の分については、数量の把握は県としてはできていないんですか。

○江口国土保全対策監 菌床栽培の場合が、17年と18年と比べますと、17年が本県の場合、786トンあったわけでございますが、18年度には1,288トン、生しいたけの場合は1,229トンあったわけですが、1,622トンということで、17年が菌床栽培の割合が64.0だったんですが、18年度は菌床栽培の割合が79.4というふうな状況になっております。

○外山三博委員 乾しいたけの今のトン数、これは乾しいたけに仕上がった分のトン数ですか、それとも最初の生の分。

○江口国土保全対策監 今申し上げましたのは、生しいたけの分でございます。

○外山三博委員 乾燥しいたけの出荷数量も言われましたね。

○江口国土保全対策監 先ほど申し上げました603トンは、乾しいたけの実際の重さでございます。

○外山三博委員 こういう事業を組み立てるといことは、やっぱり目標がないといけないと思うんです。乾燥しいたけのトン数もしくは金額、どういう目標を設定してこの事業をやるということなんですか。現在の売り上げの金額と、目標の来年度の金額を教えてください。

○江口国土保全対策監 乾しいたけにつきましては、量的なものというのが今、下がっておりますので、ぜひその量をふやしたいという目標を持っております。それから、価格につきましては、今現在が4,000円から4,800円程度まで値段が上がってきております。ただ、生産者の方にお話を聞きますと、大体3,500円というのがボーダーラインといいますか、生産をやっていく上での最低ラインというふうなことでお伺いしておりますので、そういう意味では、安定的な価格の保持ということが必要ではないかというふうに考えております。

○外山三博委員 私が聞きたかったのは、宮崎県で生産する乾しいたけの総額、出荷額がどのぐらいになっているかなんです。

○江口国土保全対策監 ちょっと時間をいただいて……。

○外山三博委員 それは後ほどまた教えてください。

関連しますが、試験場に聞きたいんですが、キノコの品種改良をやる事業がありますね。これは、キノコは何をやられるんですか。

○黒木林業技術センター所長 これは、しいたけ以外のキノコということによろしいんでしょ

うか。今、当センターでやっていますのが、一つは原木マイタケ——マイタケというのは菌床栽培ですけれども、菌床栽培のマイタケをコナラの原木を使いまして栽培するというやり方をやっています。もう一つは、ハナビラタケというのがあるんです。これは機能性キノコということで、ベータグルカンの含有量が多いというキノコですけれども、そういった研究を、これは菌床でやっているんですけれども、エス・ケイ・バイオという都城の会社があるんですけれども、企業と共同で研究いたしております。そういった研究を最近やっております。

○外山三博委員 しいたけの品種改良というのか——しいたけはやっていないんですか。

○黒木林業技術センター所長 しいたけにつきましては、菌床栽培用の種菌の開発をやっています。今まで平成4年度から菌床栽培の種菌開発に取り組んだんですけれども、現在4品種を開発しまして、既に企業等に技術移転をいたしております。

○外山三博委員 技術を移転した分の実績というのは出てきているんですか。

○黒木林業技術センター所長 技術移転したのが2年ぐらい前でございますので、今、実用化栽培の段階というふうなことでございます。

○外山三博委員 菌床栽培は、さっきの説明で生しいたけで相当ウエートがふえてきていますね。この技術は県の試験場から出した技術なんですか。それとも、全然違う民間の技術を中心とした生産体制になっているんですか。

○黒木林業技術センター所長 主として当センターで開発した技術ということでございます。菌床栽培につきましては、先ほど言いましたように、ハナビラタケというのもやっていますし、しいたけ関係につきましては、先ほど言いまし

た種菌の開発、それから、最近やっていますのが、これは焼酎メーカーとの共同研究なんですけれども、雲海酒造さんと共同でやっています、焼酎かすを菌床栽培の培地として使えないかというような研究を今やっております。主体としては当センターのほうで開発をやっているというようなことでございます。

○外山三博委員 菌床栽培と、昔からほだ木に種を植えたしいたけと、基本的には同じしいたけでしょうが、違いというのはやっぱり大分あるんですか。

○黒木林業技術センター所長 これは食べてみればよくわかるんですけども、原木栽培の場合は香りが強いですね。それと菌ごたえがよろしいです。菌床栽培の場合は菌ごたえがちょっとないのと、しいたけ特有の香りが若干少ないかなというような感じでございます。

○外山三博委員 私も、うちの家内がしいたけをたまに買ってきて、食べるんですが、菌床栽培なのか、木でとったのかというのは全然区別がつかないんです。消費動向、そこあたりはどうなんですか。価格も違うんですか。

○黒木林業技術センター所長 今、たしかJASの改正がございまして、義務づけられていまして、このしいたけは原木栽培でつくったのか、菌床栽培でつくったのかということで、スーパーなんか行かれると、多分その表示がしてあるかと思しますので、買われるときにはそれを見ればわかるかと思えます。

○外山三博委員 私は買いに行かないから、表示は見ないんですが、食べるときに気をつければわかるということなんですね。値段は違うんですか。

○黒木林業技術センター所長 金額的には、乾しいたけのほう基本的には高いです。当然、

乾燥費用等がかかっていますから、生しいたけ、乾燥しいたけを買われる場合は、乾しいたけのほうが価格的にはかなり高いです。

○外山三博委員 菌床栽培の生とほだ木で育てた生と値段に差があるんですか。

○楠原山村・木材振興課長 生しいたけの単価ですけれども、18年度で原木単価が、キログラムですけれども、649円、菌床のほうは868円で、生しいたけについては、現在、菌床のほう若干高い傾向が続いております。

○外山三博委員 さっきの説明だと、ほだ木のほうが香りがあるって、よさそうだけれども、値段は逆に安いというのは何ですか。

○江口国土保全対策監 菌床のほう安定的な量が出てくるということで値段が高くなっているというふうに聞いております。

○外山三博委員 これ以上続けませんが、一連のやりとりを聞いておまして、菌床栽培というのは、どこでも平地でできるわけですから、後継者も割と入っていきやすいし、大量生産もできますね。そして、価格も安定して、割と高いということであれば、試験場のほうも菌床栽培でつくるしいたけに香りをつけていくとか、もうちょっと大きいのができるとか、それが研究開発ですよ。そういうことで取り組んでもらうといいかなと思います。

続けて、全然違う話ですが、資料の24ページの事務処理の特例に関する条例、宮崎市に温泉等のということで移管するというので、これを一つの例としてお聞きしたいんですが、最近、宮崎市が中核市になってから、県の権限移譲がずっと進んできましたね。これは、市町村が意識的に自分ところの考えで移譲してほしいということでこういうふうになるんですか。それとも、国の一つの指導で、これに関しては移譲し

なさいということになっていくんですか。

○鈴木環境森林課長 この条例に基づく権限の移譲につきましては、基本的には、市町村の希望で移譲するというようにしております。

○外山三博委員 しかし、こういう権限を宮崎市が移譲してもらって、宮崎市が何かメリットがあるのかなと思うんですが、仕事がふえる、ふえれば職員も——できたら県なんかこういう仕事はやっておってほしいと思うんですけども、こういう形でどんどん権限が移譲していくと、最近では、県会議員なんか要らんのではないかと、そんな議論まで暴論を吐く人がおりますけれども、本当に宮崎市がこれが欲しいということなんですか。

○鈴木環境森林課長 御存じのように、地方分権一括法が12年4月に施行されて、それを受けまして条例をつくったわけですが、具体的には、考え方としまして、県と市町村との関係と申しますのが、県は広域的な事務処理をすべきだと、身近な住民に関係する事務につきましては、できるだけその市町村でやっていただいたほうがいいんじゃないかということで、県のほうとしましては、対象事務をこんなものではどうでしょうかという一覧をつくっております。その中から市町村がこの事務が欲しいということでやられるわけですが、市町村、先ほど委員おっしゃいましたように、メリットはといいますと、住民から市町村を経由して県に上げて許可をもらう、あるいはいろんなことが付与される、あるいは自分ところのいろんな計画をつくる上で県の審議会等の審議が要るということでございますので、許可も迅速にできるというのが1点ございます。それと、いろんな計画をつくる上で、いろんな権限があればそこら辺は市町村が自分のところの問題として、都市計

あたりはそうなんだろうけれども、そういったものができるということで、市町村もある程度統合という形で持っていかれて、そこら辺なかなか厳しいところはあるんでしょうけれども、そういった部分について取り組んでいただくということで、市町村にとっては自分のところでいろんな権限を持ってやられることについては経費もかかりますが、メリットがあるということでございます。

○外山三博委員 非常に微妙な——今、説明聞きますと、県がメニューをつくって、地方分権の流れということで、市のほうも嫌々ながらどうか知らんけれども、こういう形で分権が進んでくるというようなことでしょうか。

もう一点、お尋ねをいたします。植栽未済地解消で7ページ、これをもとにお尋ねをしたいんですが、まず、植栽未済地の定義、植栽未済地というのは、何年間植えていないのを言うんですか。

○徳永計画指導監 植栽未済地は、人工林の伐採後3年経過して再造林していないか、また自然の力で更新していないところというふうにしております。

○外山三博委員 3年というと、今度の新規事業で補助率が高まって、85%が補助ということになれば、山を切って3年以内に植えたら補助率は少ない。4年目植えれば補助がついてきますね。その辺のところの不合理、意識的に4年間置いといて、4年目に植えようと、そうすると補助金がついてくるということになるんじゃないですか。

○徳永計画指導監 この解消対策事業は、現在あります約2,000をねらい撃ちした事業でありますので、この2,000だけが対象になるということになります。

○外山三博委員 ということは、ことし以降に切った分はこの事業の対象じゃないということですね。

○徳永計画指導監 そのとおりです。

○外山三博委員 次に、この事業は林業公社に事業を移管というか、予算を持って行って林業公社にやってもらおうということですね。ところが、林業公社は手足がないですね。林業公社そのものが実際の事業は進行できない。林業公社はどのような形で事業を具体的に進めていくんですか。

○池田林業公社対策監 林業公社としましては、これまでも実施してきましたように、森林組合に委託するということになるかと思いません。

○外山三博委員 ということは、最初から森林組合に事業をぽんと持っていったほうが——林業公社を通すだけで林業公社がそこでしかるべきマージンというのか、手数料というのか、抜いてしまいますね。実際やる森林組合が中心にということになれば、そこに持っていったほうが自然の流れ。どうも考えていくと、林業公社の救済策の一環じゃないかというような流れに見えてしょうがないんです。

○池田林業公社対策監 これは、林業公社が受けられる高率補助を活用する事業というふうにとらえております。例えば森林組合が実施しますと、最高の補助率は68%ということになりますので、やはり森林所有者の負担が大きくなる。林業公社がやることによって所有者負担は15%で済むというような制度がございますので、その制度を活用した、所有者負担を軽減するという意味で実施するものでございます。

○外山三博委員 以上でやめておきます。

○井本委員 関連。5ページが一番上の①の既

存の植栽未済地2,000ヘクタールの解消ということで、ポツが4つあって、その一番上が植栽未済地解消対策事業ですね。450ヘクタール。それから、森林環境税を利用した広葉樹造林、これは県。分収林制度等を活用した造林、これが823ですか。天然力の活用による更新490。これ全部合わせて1,959ヘクタールということですね。この場合、広葉樹と針葉樹はどれとどれということに割合はなるんですか。具体的に聞かせてもらえますか。

○徳永計画指導監 広葉樹を植える可能性が一番あるのは、森林環境税を活用したこれでは196ヘクタールについてすべて広葉樹を植えるということになります。天然更新は天然更新なので、広葉樹林に移行していくということになりますと思います。もう一つ、一番新しい解消対策事業につきましては、一応補助の対象として広葉樹もなっておりますので、それは森林所有者の意向によるんだらうというふうに思いますが、しかし、450ヘクタールにつきましては、針葉樹が多くなるんじゃないかと。植栽未済地につきましては、針葉樹だけじゃなくて広葉樹も造成していくというふうに考えているところです。

○井本委員 私も本会議で質問しましたように、宮崎は針葉樹を植え過ぎていると。61%かあるということですからね。4割を超すと大型動物はすめなくなるというのが通説でありますので、できるだけ針葉樹を減らして、広葉樹をふやしていくという流れにしなきゃいかんんじゃないかと思うんです。450、824ということは、1,300ぐらいが針葉樹という流れになってしまえば、結局6割以上ということになりませんか。その辺のことはもうちょっと考えなきゃいかんという気がするんですが。

○徳永計画指導監 確かに本県は戦後、拡大造

林を進めまして、適地でないところに造林したりしてあるところ等が、奥地に、急傾斜に植えたりしたところがあります。それも含めて61%ですが、今後は、いわゆる林業として、産業として成り立たないような場所、奥山とか、動植物等の部分については広葉樹林化していく必要があるということ、そういう方針で県も今、進めておるところで、この450につきましては、林道等が通っておりまして、今後、再投資しても林業として産業として成り立つところを選んで450ヘクタールと。林道等の生産基盤がないところについては広葉樹林化していこうということで、考え方としてはそういうことになっております。

○井本委員 具体的にどこがどこということはまだ決まっていないわけですか。

○徳永計画指導監 今、現地を調査しておりまして、大体これぐらいになるんじゃないかという数字になっております。

○井本委員 わかりました。広葉樹をたくさん植える——急にぱっと6割が4割というのはなかなか難しいかもしれんけれども、そっちのほうに今後大きな流れとして移行していかないかのじゃないかという気がします。

その下に70年の^{もり}森林というのがありますけれども、私も不勉強ながら、70年というのはどこから出てくるわけですか。

○金丸森林整備課長 70年の^{もり}森林間伐実施事業についてでございますけれども、杉で言いますと、地域森林計画という計画がございまして、そこで標準的な伐採林齢は35年としています。その制度の中で、長伐期施業というのは何年を一体目標とするのかというようなこともございまして、標準伐期齢の2倍以上ということで、70年と。70年に収穫を行うということで施業体

系もつくっております。長伐期施業に持つていく場合は、何年が長伐期かといったら、標準的には70年ということにしておりまして、それで施業体系もつくり上げているということです。

○井本委員 その下の長伐期施業技術普及推進事業とこれとは重なり合っているということですか。

○徳永計画指導監 そうです。70年の^{もり}森林つくりにつきましては、高齢級間伐、いわゆる36年、伐期を超えたやつを間伐していったお金にしていこうということで、将来的に長伐期を志向するという森林を対象に考えております。所有者によりましては、70年待たずに60年で切ってしまうということもあるんだらうとは思いますが、目標としては長伐期施業、70年に向かっての施業体系を示してあるということです。

○中野一則委員 関連で質問いたしますが、植栽未済地の定義で、伐採後3年以上植林していないところ、天然林になっていないところという説明でしたが、植栽未済地解消対策のうちの2,000ヘクタールの約4分の1は、天然力の活用による更新ということで490ヘクタールありますね。もともと天然力の回復ができないところが未済地だったということですね。それにまた天然力の活用による更新というのが4分の1もあるというのは、ほっておけば天然力になるということですが、それが植栽未済地の面積に何で入っているわけですか。

○徳永計画指導監 天然更新の基準は、1ヘクタール当たり30センチの木が3,000本以上生えたときに天然更新が完了したという基準をつくっております。調査時点でその基準を満たさないのが、この2,000ヘクタールのところでありました。調査する中では2,000ヘクタールの中に天然更新がある程度進んでいるところも

ありますが、本県の地形からいきますと、約25%は天然更新に、いわゆる経済林としてじゃなくて、天然更新化する必要があると考えて、大体490ぐらいは天然化していこうということで、それ以外にも出てくるかもしれませんけれども、一応経済林として活用するところはあと75%目指していこうという基本的な考え方を持っているところです。

○中野一則委員 私の言いたかったのは、植栽未済地の定義の中に、自然に回復するところは未済地じゃないはずだがなと、それがなぜ490ヘクタールもあって、しかも天然力の活用による更新ができる見通しがついているのに未済地だと把握されていますね。未済地にする必要はないんじゃないのかなと思うんです。これから抑制のこともどんどんされますね。ことし伐採した、去年伐採した、来年伐採すると、どんどんしていけば、必ずほっておけば自然に天然林になるところはあるはずだと思います。それが何でも未済地があるということになってしまう面積に入ってしまうえば、物すごい面積で未済地があるようにとられて、誤解というか、わざわざ書く必要はないんじゃないかと思ってしまうんです。4分の1もあるわけですから。

○徳永計画指導監 この2,000ヘクタールは、18年に調査したわけですけれども、調査した段階でまだ更新が完了していなかったと。恐らく更新する場所なんですけれども、その段階ではまだ3,000本の基準をクリアしていなかったものですから、植栽未済地としてカウントしてあったということになります。またこれから伐採した跡地が未済地になるかどうかは、3年間観察しまして、天然更新がその段階で済んでおれば、それは植栽未済地としてはカウントいたしません。しかし、3年過ぎてまだ3,000本の基準を

満たしていなければ、そのときに植栽未済地としてカウントしていくということになります。

○中野一則委員 これから解消率が何%進んだということで把握されていきますね。その場合に、天然で更新された部分については、解消するときの分母から引くんですか。

○徳永計画指導監 約2,000の中で天然更新で解消したというようなやり方をしていこうと考えております。植栽を幾らして、天然更新で幾らして、植栽未済地が解消していきましてということで進捗をとっていこうと考えております。

○中野一則委員 数字からいけば、解消率の進捗率25%は固定としてあるということですね。

○徳永計画指導監 今のところ、25%ぐらいのところは、先ほど言いましたように、地形的なことで天然更新できる場所じゃないかなというふうに見込んでおまして、これが30%になるか20%になるかは調査を現在入れているところで、大体25%ぐらいになるんだろうというふう考えております。

○坂口委員 関連。先ほどの針葉樹と広葉樹の問題、確かに針葉樹がちょっと多いというのは間違いないと思うんです。もともとこういったものに公的資金を投入していけるというのは、多目的機能とか、国土保全とか言われるところだと思うんです。そうすると、公金を投入していくこの場所にはこういう役割を担わせると一番機能が発揮できるとか、水源涵養なら水源涵養、土砂流出防止なら防止——おのずと標高とか土質とか水分を含む含水量、日照とか、そういったもろもろの生育条件で本当にそこに適する木、そこに植栽しなければならぬ木というのが見えてくると思うんです。そういった意味での大きい公益的機能を発揮するために一番有効

な樹種と、公金を投入すべき箇所というものを客観的に整理して行って、理想的な宮崎県森林整備計画のための場所と樹種、そういう大もとから整理していく必要があるんじゃないかなと思うんです。この箇所は当然水源涵養とか、ブナなり、そういったものが必要だと思うときに、経済的に林道も整備されていて、出しもよければ距離も近いというようなところは、それは山主さんは経済林に持っていきますよ。そこで補助率を県単で調整しながら、誘導策としての補助金を出して行って、誘導的な計画造林をやっていかないと、また将来同じことが起こると思うんです。こういったずっと除間伐なり管理のための補助を出していければいいけれども、途中でとまったときに、70年育てようとしたとき、計画的に本当に縦なり横なりの溝を通しながらの間伐ができるかと。必要な木だけ切る。そうすると、風倒木でまた土砂崩れが起こるといようなことで、今の考え方を70年間——今後、財政状況がどうなるのか、あるいは公益的機能に対しての国民の考え方がどうなるのかというのが見通せないうちは、誘導策として、投入すべきところは5割も6割も上げますよとか、経済林でいくなれば2割の補助しかありませんという、傾斜的な考えを持って誘導していけばと。その前に何よりも、宮崎県の公益的な森林空間整備のための樹種、適地適木というんでしょうか、そういう計画を組むことが必要かなという気がするんですけれども、そういった考えというのはまだ持っておられないんですか。

○徳永計画指導監 御存じでしょうけれども、うちの森林は3つのゾーンに、経済を重視するゾーン、水土、災害防止のゾーン、人と共生する、その3つのゾーンに森林を区別して施業をやってありますが、それだけではまだ不十分な

ところもありますので、昨年、今後の宮崎県の森林の整備をどうしていくかということで指針をつくりました。先ほど言いました植栽未済地対策では、例えば尾根部は造林の補助の対象にしないとか、溪流、いわゆる常水があって流木のおそれがあるところ、そういうところは対象にしませんよということで、補助金である程度行政誘導をしていこうと、そういう方法は今後でも検討していく必要はあるんだろうと。一様にどこでも同じ率で出すということではなくて、補助金でどう誘導していくかというのは一つの考えではないかというふうに思っていますし、将来的に、委員のおっしゃるようなそういう山づくりは目指していく必要があるというふうに考えております。

○坂口委員 例えば水が流出するような場所、岩山、ここらは対象にしないということ、そういうことだったですね。僕はそれは間違いだと思うんです。多目的な、例えばいやしとか、むしろそういうところは表土を保全しておかんといかんと。そこには灌木類でもいいと思うんです。ツツジだの、あるいは紅葉をするような、岩場に張りつくような樹種は、経済から離ればたくさんあります。だから、そういうものも総合的に含めて、ここはどうしてもやらんといかんところには県単でも、ミツバツツジでも何でもいいじゃないですか。そこは季節になれば観光資源にもなるし、いやし資源にもなるし、むしろ多目的な公益的機能というんですか、それを公として引き出していくとか、発揮させるというために税を投入するのは当然のことと僕は思うんです。山を経済中心に考える地主さんだけの感覚じゃなくて、誘導していくという補助の上乗せのあり方というのも今後研究されるべきじゃないかなという気がするんで

す。

○徳永計画指導監 先ほど尾根筋、川筋に植えないと言ったのは、杉を植えないということで、そういうところには環境税で広葉樹を植えていくということを考えております。確かに森林は税金を打ち込んでおりますので、公共財でありますので、所有者に対してもそういう認識を醸成していきたいというふうに思います。

○押川委員長 関連ありますか。

○松田委員 3つほど伺います。今、新たな植栽で、経済林、広葉樹林ということになっておりますけれども、私も地元の方々に聞きますと、15%の負担といえども、その中に広葉樹林が入ると、やっぱり杉ばかり植えたいとか、役せん木は要らないという声もあるんです。広葉樹を経済林ではないという——成長すると材価も張るようなケヤキですとか、ヒトツバですとか、そういった木というのがあります。今、予定していらっしゃる広葉樹の中に将来的に、皆伐はしないとしても、これは商品になるというような、山主さんたちの意欲を引くような広葉樹というのはピックアップなされておりますでしょうか。

○金丸森林整備課長 現在、植えられております広葉樹ですけれども、造林補助事業ですしておりますけれども、一番多いのはクヌギです。大体同じぐらいの面積なのがカエデ、山桜、イチイガシ、ケヤキ、あとは、もろもろ出てまいります。10数種類は補助の対象としておりますので、今申し上げました、例えばケヤキでも山桜でも冬場になりますと紅葉します。紅葉しますと景観的に非常にいいと。かつ、木材としても、例えば100年以上たったら利用可能であろうというふうに考えています。広葉樹につきましては、一般的に落葉広葉樹が多いということで、

多分森林所有者の方も、景観とか、100年後なり200年後なりに材として使えるんじゃないかということも考慮されて植栽されているんだろうと思います。一方、常緑広葉樹も植栽されています。イチイガシ等が植栽されています。以前からイチイガシはかたい木ということで利用されていましたが、割合的には少なくなっています。落葉広葉樹で材としてこれまで利用されてきたというようなものが植栽されるような傾向にございます。

○松田委員 提案なんですけど、地元からあるのが、碁盤の原料でしたカヤ、これは大変少ないので、そういったものを入れてはどうかという案、もう一つは、場所によりますけれども、護岸に竹を植えてほしいと。昔ながらの竹やぶをつくってはどうかという声もあちこちで聞きます。今伺っておる植栽地の中には、竹というもの、モウソウとかコサンとかありますけれども、これは考えていらっしゃるんでしょうか。

○金丸森林整備課長 竹は、残念ながら造林補助の対象としておりません。と申しますのは、竹は、里山近郊によく見えますけれども、非常に独占欲が強いといえますか、その他の樹種を除くような傾向にあるみたいで、自分で単一の群落をつくってしまうということがありまして、そういう意味では、ちょっと造林補助には適していないんじゃないかというふうに考えています。

先ほどおっしゃいましたカヤにつきましては、造林補助事業の対象としております。実績はわずかしかございませぬ。苗木の生産に手間がかかるということも一つの原因としてあるのかなというふうに考えています。それと、以後の保育管理がちょっと厳しいということだろうと思います。

○松田委員 最後になります、県行造林のほうですが、たしかことしが契約満期が多いということを知っているんですが、契約の延長等々の働きというのは今どうなっておりますでしょうか。

○金丸森林整備課長 契約の延長につきましては、委員御案内のとおり、分収造林が、戦後の拡大造林の結果、契約期間が40年、50年というようなことで、契約上の終期が平成20年以降集中すると。そうなりますと、伐採するということになるんですが、森林所有者の方と協議を進めながら、県行造林においても契約延長の協議を進めております。本格的に3年ほど前から取り組んでおまして、今、約2,000ヘクタール程度、契約延長の協議が完了したところでございます。今申し上げました数字は、手続が完全に終わったということです。それ以外にも、アンケート調査を実施したりとかいうことで森林所有者に打診をしているところです。今後とも積極的に進めていきたいというふうに考えております。

○江口国土保全対策監 先ほど外山委員のほうから御質問がありましてお答えできませんでした乾しいたけの産出額でございますが、平成18年次におきまして22億4,000万円でございます。それから、目標値のほうでございますが、県の長期計画におきまして、乾しいたけにつきましては、平成21年が650トン、平成26年は800トンという目標値を定めております。

○押川委員長 まだ関連があると思いますが、12時前になりましたので、午前中はここで休憩を入れまして、午後からということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 13時からということによろしく

お願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時1分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

関連の方の意見を求めます。

○満行委員 植栽未済地対策の関連でお伺いします。5ページの④県民総力戦による森林づくりの推進ですけれども、この中の県民ボランティア等の活動ですけれども、予算書を見ると、204ページの320万、森林環境税対策しか見えてこないんですけれども、これで予算はいいののか、新年度、ここに書いてある県民ボランティア等の推進というのはどういう事業を想定されているのか、お尋ねします。

○坂本自然環境課長 県民ボランティアによる森林づくりの推進ですけれども、県内には、河川もボランティアとしておられますが、そのうち森林ボランティアということでは2万3,000人ぐらいで、そういう方々に森林づくりも一部を担っていただいておりますけれども、平成18年度の実績で言いますと、163ヘクタールということで、このうち植栽が75ヘクタール、保育等については88ヘクタール、こういった事業に取り組んでいただいております。予算の中身につきましては、320万ということで計上しておりますが、これは水と緑の森林づくりのイベントの開催費として計上いたしておるところでございます。

○満行委員 それ以外に、ボランティアや企業等の活動に対する補助というのはないわけですか。

○坂本自然環境課長 森林環境税の事業の中で、企業の森林づくりということを進めており

まして、昨年は旭化成と、もう1社ございましたけれども、本年度もまた、南九州コカコーラボトリング株式会社、3月末になりますけれども、もう1社、延岡のほうの会社の方が企業の森林づくりということで、企業が費用を負担しながら森林づくりを進めていくという事業に取り組んでいただくということにしております。

○満行委員 県民ボランティアに対する補助というのは幾らですか。

○坂本自然環境課長 県民ボランティアに対する助成ということでございますけれども、一つは、205ページのほうにございます。1の中で森林づくり応援団活動支援事業でございますけれども、森林づくりのボランティアの団体というのがございまして、県内の14団体の方々が入っていただいておりますけれども、こういう方々がいろんなボランティアとしての活動をしていただくということで、いろいろ研修活動とか、情報発信とか、これはホームページ等ですけれども、こういった活動に助成をいたしておるところでございます。それから、2番のところは団体等公募活動支援というところがございますけれども、ここにおいては、平成19年度においては19団体の森林づくり活動、これに対して、一つの団体が100万円が上限でございますけれども、そのうちの75万円、これは活動費なり、資材の購入費なりということですが、そういったボランティアの方々の活動支援を行っておるところでございます。

○満行委員 205ページの(3)森林づくり資材供給支援というのは、苗木を現物支給するという事業ですか。

○坂本自然環境課長 申しわけございません。説明が漏れたところがございますけれども、(3)の森林づくり資材供給支援事業におきま

しては、これもいろんな県内のボランティアの方々が、先ほど申し上げました14団体以外の方々も含めてということですが、こういった方々がボランティア活動でいろいろ苗木を植栽したりという活動、それについて苗木の提供、これは約3万5,000本ぐらいやろうかなというふうにご考えておるところでございます。県民総力戦による森林づくりということで、県民みんなが森林づくりに取り組んでいただくということで進めておるところでございます。

○満行委員 わが町のいきいき森林づくり推進事業、自然環境課の予算ですね。森林環境税をやっぱり使っていらっしゃるようなんですけれども、この対象となる地域を中山間地域にした理由というか、中山間地しかだめなのかなという思いもあるんですが、それと、この対象となる地域等、前もって応募とかいう手法で今日に至っているのかどうなのか、2点お願いします。

○坂本自然環境課長 中山間地域ということで限定をいたしております。ここに書いてございますように、過疎地域とか、振興山村地域とか、その他3法、基本的には中山間地域ということで5法に含まれるということで扱っておるわけですが、この地域においては、本年度の県の重点施策にも中山間地域対策ということで挙げておりますように、例えば人口の減少が非常に激しいとか、また高齢化の進行、こういったことにより地域の活力の低下が著しいということもございまして、そういった状況に加えまして、かつ林野率、いわゆる森林率というのが非常に高いといったこともございまして、この地域において現在担い手が減っているということに加えまして、木材価格も落ちておりまして、非常に厳しい、こういったことで森林の管理を放棄される方がいらっしゃるということで、この地

域内を重点的にこの事業で取り組んでいこうかというふうに考えておるところです。

もう一点の募集の話でございますが、これについては、現在、実施要領等を検討中ございまして、その辺がまとまったら、県内の各対象市町村に投げかけまして、募集をして事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○満行委員 公益上重要な土地を公有林化ということなんですけれども、具体的には、市町村による森林の取得、管理となっているんですけれども、具体的に教えていただきたいというのと、今から募集ということですが、1,600万円ですれぐらいの事業ができるのか、お願いします。

○坂本自然環境課長 具体的に森林の管理ということでございますけれども、この事業を考えた前提、背景と申しますのが、管理を放棄された森林というのがふえてきていると。管理を放棄してしまいますと、山崩れが起きたり、そういったいろんな影響が出てくるということがございまして、管理を放棄された森林について今後どう管理するかといったときに、先ほど申し上げましたように、担い手も減少している、木材価格の低下によって山の管理が放棄される森林もあるということで、管理が放棄された森林について、これにかわって市町村が森林を購入しまして、適切な管理はもとよりでございますが、植栽とかそういったことも進めていこうということ考えておるところでございます。

1,600万の内訳につきましては、今ある山を購入する分が20ヘクタール、伐採跡地の購入が10ヘクタールということで考えております。

○満行委員 具体的に1,600万予算化されて、今からどこか手を挙げるところがあるのかどうかという見通しはどうなんですか。

○坂本自然環境課長 これまでも自主的に市町村において、どうしても公有化して守らなければいけないというか、そういう森林を公有林化されてきた実績もございます。これに加えて、いろいろ市町村にもアンケートという形で昨年からとって見たところですけども、この中においても、各市町村においてこういった事業があれば非常に助かるといった御意見も強くて、こういう事業を考えてみたところでございます。

○満行委員 ニーズが高いというか、手を挙げるところがたくさんあれば、1,600万の枠内でことは終わると。それとも補正まで考えているのか。これは森林環境税の使途事業なので、税の中ではそうなのかもしれませんけれども、それ以上の展開というのはどのようにお考えでしょうか。

○坂本自然環境課長 現時点では、1,600万の予定で本年度はいこうかということで考えておりますけれども、途中で大型の物件が出たりとか、いろいろ要望が多かったりといったことになれば、またいろいろ財政当局とも相談しながら検討を進めていく必要があるんじゃないかと。ただ、環境税ということで税の収入の上限がございまして、こことも相談する必要があるかなというふうに考えているところでございます。

○満行委員 関連は以上です。

○押川委員長 ほかにございせんか。

○権藤委員 常任委員会資料の今の議論ですが、5ページですが、先ほどの説明で未植栽20ヘクタール、伐採跡地10ヘクタールという説明もあったんですが、通常の場合には、水源地の上とかにある森林で、水源にかなり重要な水量をもたらすという森林等については、指定がさ

れて、伐採計画とかも計画的にやるべきだという
ようなのがあると思うんですが、20ヘクタール
と10ヘクタールの把握については、そういう
ものからは漏れるんだけど、その上流域にあ
ってやっぱり今のままではいかんと、手を入
れていこうと、そういう考えかかなと思うん
ですが、先ほどの議論を聞いていると、ふえ
そうな話もあるんですけども、一応調査をさ
れて、20ヘクタール、10ヘクタールとい
うのが出てきたわけですね。

○坂本自然環境課長 先ほども申しあげま
したが、アンケート調査を実施いたしてお
りまして、アンケート調査の結果では、も
う少し量的には多かったかなというところ
でございまして、予算の関係等もございま
して、現時点では20ヘクタールと10ヘ
クタールということ考えているところ
でございまして。

○榎藤委員 要するに、法的に水源を守
るという意味のものと今回の調査との関
係はどうなるんでしょうか、調査対象の
アンケートで答えてもらったというの
は。

○坂本自然環境課長 法的に森林を守
るということにつきましては、一つは保
安林制度というのがございまして、県
内で約10万ヘクタールぐらい保安林
に指定されております。そのほか、市
町村森林整備計画の中で水土保持林
ということで、各市町村において住民
との関連の中で、重要な森林について
はこういった市町村森林整備計画の中
で水土保持林ということで指定をさ
れておりまして、重点的に進められて
おるところでございまして。

○榎藤委員 そうしますと、今回のアン
ケート調査の結果なりについては、1番
目に言われた保安林制度、2番目の水
土保全林、そういったものでとらえて
いなかった部分なのかどうかと

いうことはどうなんですか。

○坂本自然環境課長 こういった保安
林であるとか水土保持林、基本的には
水土保持林というところにきちんと数
字として上がっているのか、これが基
本になろうかというふうに考えてお
ります。

○榎藤委員 そうしますと、1,600万
を、20ヘクタール、10ヘクタールの
整備ができるお金ではない、20年度
分だけの事業費というふうに考える
べきなんですか。

○坂本自然環境課長 20年度は1,600
万ということで考えておりますけれど
も、今後とも環境税の中でこの事業は
進めていくべきだというふうに考え
ておりますので、引き続いて、来年
度、20年度の事業量等を見ながら、
金額的には検討してまいりたいとい
うふうに考えております。

○榎藤委員 私が今、端的に聞こうとし
たのは、未植栽と伐採跡地、20と10
という話をされましたが、それが
1,600万で終わりませんねという
意味なんです。

○坂本自然環境課長 確かに、伐採回
避とかしながら、森林を購入してい
くということになりますと、かなり
の面積もある場合も出てくるん
じゃないかと考えておりますけれど
も、一応予算上では20ヘクタール
ほど上げておりますけれども、こ
ういう範囲の中で20年度は考え
ていきたいというふうに考えてお
るところでございまして。

○榎藤委員 余りこだわるとい
かんのですけれども、要するに1,600
万で20年度やりますよという部分
が、20年度が終わった時点で20
ヘクタールと10ヘクタールの整備
が終わるというふうに考えていいの
かどうかということです。

○寺川環境森林部次長 わが町いき
いき森林づ

くり推進事業の内容が、市町村が森林を購入する場合の2分の1もしくは3分の1の補助ということでございますので、20年度の事業は1,600万という補助金ですので、事業費は3,200万になりますけれども、それに見合う森林を市町村が買い取るということで積算して予算要求させていただいているということで、21年、22年と森林環境税ございますけれども、その範囲で毎年毎年このぐらゐの事業量で補助していくということを考えております。後の整備は市町村がやっていくということになります。

○榎藤委員 不在地主が所有する——森林組合等の取り組みということですが、これをもう少し、わかるような気もするんですが、手順的に御説明をお願いしたい。

○江口国土保全対策監 森林施業長期受託実践モデル事業でございますが、これは本年度からの事業でございます。具体的には、森林所有者、これは不在村地主も含めてということになってまいりますけれども、所有者に対しまして、施業プランの提案等を行いまして、ほかの所有者とも連携をとりながら、まとまった管理を森林組合のほうに任せていただければ、こういうふうな施業プランでいけますというふうな説明をすることで、契約まで持っていきたいという事業でございます。本年度は初年度でございますので、地区を特にどこというふうな指定はせずに、契約まで持って行っていただく。そして、来年度、21年度には、地籍調査を実施していない森林を含む場所をモデル地区として、8森林組合のほうでそれぞれ1地区ずつそういう契約をとっていただく。平成21年度には、域内に所有者のいない森林を含む地区を選定しまして、やはりそれぞれの森林組合、8地区でそういう契約までをやっていただく事業として本年度か

らやっている事業でございます。

○榎藤委員 これは実際に該当する市町村が綿密に対応していくんだらうと思うんですが、特に、所有権はあるけれども、本人たちはそこに住んでいないというような問題等については、よく自衛隊で長男の人がどこかに行ったと、そこにはだれもいないというような話があるんですが、そういう場合に、トータルで85%負担をしてくれて、非常にいい制度だと私は思うんですけれども、一部新聞の取材等でも出ておりますように、夫婦でそこに住んでいる、しかし年金でも食えないというような、どこかの新聞のシリーズ物がありましたけれども、そういう人は、やってもらっても、自分たちは15%負担できませんと、放棄しますと、そういう意思表示をされているのが取材等にあるわけです。そういう場合には、所有権と管理の15%と非常に難しい問題がありますねという話で、そこらあたりは森林組合か市町村かがかなり綿密に本人の納得づくでやらないと、納得していないのに切られたとか、植えたとかいう、そういう話になってくるような話もあるんです。

○江口国土保全対策監 今、委員が言われましたように、地権者にとりまして、特に不在ということになりますと、土地の状況、周辺の状況もいろいろ情報として持つておられない方も多いと思いますので、その辺、一番詳しい森林組合が仲立ちをしてこういう施業プランをやっていくということで、逆に、不在の所有者の方であってもある意味では理解していただける部分もあるのかなと、提案しやすいのかなということでこういう事業を進めておりますので、ぜひ協力をしていただきたいというふうに考えております。

○押川委員長 関連でなくても御意見のある方

はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○坂口委員 委員会資料の10ページの一番下、②の環境に優しい伐採方法、これは具体的にはどんなことを意味しているんですか。環境といつても幅広いし。

○楠原山村・木材振興課長 今これは植栽未済地の発生の原因にもなつてはいますけれども、高性能機械なんかの普及に伴ひまして、大規模伐採がふえております。そういったところで、委員の皆さんも御存じのように、山の中に機械を縦横無尽に走らせるといったようなのが一部で見られますので、素材生産業者みずからが災害が起きないような伐採方法、そういったものをぜひ県としても指導していきたいという方向で取り組もうということでお考へております。

○坂口委員 同じ資料、22ページ、遊学の森関係です。指定管理者制度対象の施設になつてということですがけれども、具体的に指定管理者制度を公募なりかけられて、民間に管理をさせていくということに今後なつていくわけですか。

○坂本自然環境課長 指定管理者制度ということでお進めてまいりますと、民間の方々に幅広く応募を募つて、選定委員会等を開きまして管理者として設定していくということになります。

○坂口委員 最終的にはどういったところまでを業務として受け持つてもらつて、それに幾ら管理料を払うという形になつていくのか、独立採算制になつていくのかということと、現地の状況、今、具体的に考へてみると、かなり県費を持ち出さなければ、実際具現化するのかなという気がするんですけれども、そこらのところは今後これの経費のあり方——それともかなり利用価値が出てきて、むしろその借地料なりそういうものが取れるようなところを想定されているのか、そこらはどんなぐあいに、今、方

針は出しておられるんですか。

○坂本自然環境課長 指定管理者でお願ひする分の事業の内訳ということでおざいますけれども、ここは森林環境教育のフィールドということで御説明もいたしたところですが、これに関する事業といたしまして、年間12回の開催をいたしてありまして、フィールドの一部の整備等含めて約650万ぐらゐを委託に出す内容ということで現在考へておるところでおざいます。

○坂口委員 ということは、最終仕上げが終わつたという感覚でしょうけれども、ここが本当に森林に関する知識や技術の習得の場とか、触れ合いの場として、それだけの機能を持つたところまで整備されているかどうかというところがかなり疑問なんです。具体的に、どういう知識とどういう技術があそこで習得できて、どういう触れ合いができるのか。他の里山とどの点が——今まで投資してきて付加価値が上がつているのかということと、どんなぐあいに判断されていますか。

○坂本自然環境課長 遊学の森につきましては、平成16年、17年、そのあたりから国の生活環境保全林という事業を導入いたしまして、23ページにあるようなゾーニングをいたしまして、これに伴つて森林の整備を進めてまいつたところでおざいます。中身をごらんいただきますと、体験林業の森、冒険の森、いにしへの森、炭焼き小屋とかも設備をつくつてありまして、中には遊歩道等入つておりますし、また展望施設等もおざいます。こういったところの中で、今一番やつておりますのは、炭焼きの体験実習であるとか、小中学生の子供たちを対象にした、自然と親しむということでおナーチャーゲームとか、そんなことを中心に現在やつておりますし、また一般対象の方々には、草木染めと申しま

しょうか、そんなこともやりながら、幅広く県民の方々に利用していただくような行事を考えておるところでございます。

○坂口委員 人の暮らしの豊かさにつなげるための、まず、ここは出発点の場と理解したほうがいいと思うんです。森林と触れ合うのには、例えば日之影、綾なんていうのは、フィトンチッドの健康といやしの森という事業を具体的に取組んでいるわけです。さっき言われた染め物なんていうのもここで果たして——もちろん混雑した町の中より草木染めとかはいいんでしょうけれども、ただ、触れ合いとか一つとったときにも、遊学の森と言いながら、最近行っていないから、その後整備されたらごめんなさいですけれども、例えばウルシノキもあったり、いろんな危険な箇所もあったりとか、そんな触れ合えるような場所じゃないんです。そういった木に、木の名前の看板とか、さっき言いましたように、健康といやしの森を想定すれば、この木はこういうぐあいでこういったフィトンチッドの効果を持った木ですとか、そういうものをあそこできちっと整備をしていって、それで初めてちゃんと知識を向上させることができますというような機能で、これを今のままあそこを民間にして、炭焼きを教えてやってくれとか、そんなことをやったって、特段、知識だの技術だのをうたえるようなそんなものはまだあそこは機能として持っていないと思うんです。木の名前一つすらわからないし、せめて宮崎を代表するような木とか、そういうものぐらいいは置いていないと、果たしてこれだけの役割をして、650万も出していって民間に委託して、それだけの価値はないような気が僕はしますけれども、どうですか。普通の山と余り変わらないですよ。

○坂本自然環境課長 確かに、どちらかといえ、奥の深いところの森林と違いまして、里山と申しましょうか、落葉樹も多いし、一部には照葉樹もあるということです。基本的には、この森を活用しながら、森林環境教育ということで、先ほど3つほど申し上げましたが、これに加えて野鳥と触れ合い、どんぐりで遊ぼうとか、しいたけの栽培教室とか、こういったことも含めて、もう一つは、森林環境教育の教育推進員の方々がおられますけれども、こういう方々の実践活動の場という位置づけもございまして、いろんな森林環境教育というのを幅広くしていきながら、環境教育推進員の方の実践、自分たちのわざを磨くというか、そういう場としながら、ここを拠点にこういった活動も広げていくということが大事であると。委員おっしゃったようなことも含めて、今後検討してまいります。

○坂口委員 同じことなんです。そういうための場にしてほしいということなんですけれども、それはここでなくても神宮の森でもできることです。それぐらいしかまだここは整備されていないということで、せめてそこにある主な木ぐらいには名前が書いてあったり、これはどういったところからどういう——例えば熱帯雨林でもいいです。あるいは寒冷地の木でもいいです。そういったものぐらいいせめて説明したようなものをまず整備すべきじゃないとか、そういうことなんです。何ら普通の山と変わらない。あそこに道を通して、炭焼き小屋を置いて、炭焼き小屋もハンバーガーを焼くような機械を置いていて、それを指摘を受けたからやり変えただけのことで、最初の計画自体が、具体的な最終的な落としどころを持っていなかったような気がするんです。炭焼き小屋と銘打ちながら、

ドイツ製か何かの、かなり高い機械がぼんと置いてあってだけで、何だこれはということで指摘を受けて、また今の炭焼き窯に変えただけで、最初から、どのレベルのどういった知識を身につけさせるために整備していったのか。今後これを指定管理者に委託して650万払うなら、何を期待してどういうところまで——あそこだからやれるんだというものじゃなかったら、神宮の森のほうが来る学生も便利がいいです。そういうところまでここはいつているんですかということ。指定管理で出して、最終仕上げしてから、民間にそこを管理させて期待できるものがあるところまで整備されているんですかということです。炭焼き小屋の下、例えば水路が流れていて、下は昔の迫田の跡で、夏場になれば害虫とかマムシとかそういうものがある場所です。そういうことをどう考えてあそこを開放されて民間に任されるのかということです。

○坂本自然環境課長 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、非常に自然性の高い森林地域です。おっしゃるように、じめじめしたような草場も、池みたいなところもございますし、また、シイ、カシの照葉樹林の大きなところもございますし、先ほども言いましたが、自然性というのが残ったところがございますので、それを有効に活用しながら、森林環境教育の拠点、県央部についてはこういう拠点が無いものだから、県央部分におけるそういった森林環境教育を進めていくための拠点という位置づけをしながら、先ほど言いました森林環境教育推進員の実践教育の場なり、また近くの小中学生なりを集めながら、また県民の方も集まっていたきながら、森林と親しむいろんな行事に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○坂口委員 県央にはルピナスの科学公園とい

うのがあったんです。あそこも中途半端なことを目的持たずにやったから、今、施設を撤去したり、廃止したり、人も置かなくなったりとってきているんです。ここもそういう中途半端な整備状況で、将来にきちっとした見通しを置かずに民間に指定管理に出したって、中途半端なところになりはせんかと。財政問題が来たら最初に切られていって、閉鎖して、山の入り口を閉めますよということになるような中途半端な見通しと計画じゃないんですかと。県央部、なかったんじゃないんですよ。アグロポリス構想の中のアグリトピア構想と、県の主要施策の中で科学公園というのを整備したんですよ。ここはだんだん閉鎖の方向です。小動物との触れ合いの場もなくした。今度は遊具施設も一部撤去です。そういうことばかり繰り返すことにまたこれもなりはせんかと。どう見たって、あそこはまだ、知識だ、技術だ、触れ合いだというものをうたって、民間に任せて、十分県民にそういった利益をもたらせるような、楽しんでもらえるようなところまでいっていない。地道でもいいから、さっき言われた適当な湿地、それを適当な湿りとか水と解釈すればいいんでしょうけれども、やぶです。あそこらも石垣積みでも何でもじっくり時間をかけながらやっていかないと、時期尚早じゃないんですかということを行っているんです。完成したと言われるならいいんです。僕は、完成と見ていないんです。

○坂本自然環境課長 図面にもお示しをしておりますように、郷土の森であるとか、いにしへの森とか、こういうゾーニングをしながら進めておりますので、森林環境教育はここでもできると、ここで可能だというふうに考えておるところでございます。

○坂口委員 ここじゃないとできないというも

のを指定管理に出すべきだと言っているんです。ここでもできるというところは幾らでもあるんです。指定管理にあえて出すんなら、ここでもできるという程度じゃだめだということをやっているのです、これは言ったって、考え方の違いで切りがないことで、もうちょっと将来しっかり責任持てるようなものを作って、目的を持たせて物をつくってほしいということ。自然環境課がじゃないんです。この前、農政でも同じことをやっていたから、それを言っているだけで、どう見たって中途半端過ぎるなと。何か学校の行事でも組んで、学校の行事の中で強制的に連れていかないと、なかなか人が来るような施設になっていないですよということです。

○坂本自然環境課長 この施設をつくった後に、川南町の教育委員会のほうにも振興局と出向いていきまして、ぜひ御活用くださいというお願いもしておりますし、またその後のいろいろなイベントには地元の小中学生の方々も大変数多く参加していただいておりますので、そういった実績もございますので、委員のおっしゃることも踏まえまして、今後、本当にこの施設そのものがきちんと活用されるように、方針を検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○榎藤委員 関連。ことしの4月1日から指定管理者を決めて運用し始めるということですから、650万、どういう形でこんなにお金がかかるのかなという気がするんです。民間でつくっている施設を現状のまま丁寧に利用していただくという意味であれば、炭焼き体験とそれ以外の施設は分離してでも、施設の清掃とか管理とかそういうものはできるんじゃないかと思うし、炭焼きということ等についても——650万、

これは民間に委託すればまだ安くなるのかもしれませんが、何をどうするというのが、さっきの議論を聞いていてもちょっとわからないんです。

○坂本自然環境課長 この施設につきましては、20年度中にいろんな検討を進めまして、当然、指定管理者の選定委員会というのを部内につくりまして、まず、応募要領とかお示しをいたしまして、その応募要領にのって応募した方々が指定管理者として妥当かどうかという検討をいたしまして指定管理者と決定して、仮に決まれば21年度から実行されると。21年度からということでございます。

もう一つ、六百数十万円の内訳ということでございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、遊学の森では月に2回程度いろんなイベントを開催しようということで考えておりますが、このイベントを開催いたしますと、講師の謝金を払ったり、現地の準備をしたりということでお金がかかります。これが約350万程度、それから、一部にボランティアの方々植栽をしていただいたところもございまして、その辺の下刈りをするという手入れ、これが必要などころもございまして、管理費用としての部分も含めまして、650万程度を現在、予算化いたしているところでございます。

○榎藤委員 そうすると、この650万というのは、現行制度で20年はいくと、現行のまま、その費用が650万ということ。

○坂本自然環境課長 現在の予算に計上させていただいておりますのが650万程度ということでございますので、来年は指定管理者ということを受けていただくところが決まれば、さらにコストダウンが図れたり、またいろんな民間のノウハウを取り入れた環境教育というのが可能に

なるのではないかというふうに考えております。

○権藤委員 これはもう余りこだわりませんが、境目とかそういうのは、きちっとここからここまでが施設ですよという、そういうもの等の管理を含めて、非常にゆったりと自然に親しむというような、そういう施設だろうと思うんです。そういう意味では、ここに書いてある管理車道、林間歩道、展望施設、あずまや、トイレ、こういったもの等はどういう管理をしていくのがいいのかなど。あるいはその中で、炭焼き体験施設というのは、かなりの知識のある人が材料の提供から、本格的な炭であれば3週間かかるとか、そういったこと等含めてどういうものやっていくのかというのが、端的にイメージとして指定管理者にどういうふうにして出していくのかなどか、そういうのは1年間検討するというのであれば、この650万については私は必要かと思えますけれども、なじむのかどうかを含めて、本当にイメージがわからないんです。そういう意味では、指定管理者の条項に川南遊学の森を加えることはやぶさかではありませんが、本当にうまく運用していくためにはどうしたらいいのかというのが我々素人から見てもどうもきちっと——例えば青少年の家とかそういうものと何か違うような感じがするものですから、ことしじっくりと指定管理者に外注できる条件整備をしていただかんといかんのじゃないかというふうに思います。

○坂本自然環境課長 そういったことも十分踏まえまして、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○井本委員 16ページですが、特定鳥獣、500万ですが、これが1頭について2,500円限度と

いうことで、大ざっぱに5,000円ということになれば、これでは1万頭と。たくさんシカがふえておるというのは、私も、いろんなところで害が生じているというのは聞くんですけども、実数というのは大体把握しているものですか。

○坂本自然環境課長 シカの調査については過去からずっと、全県1区で毎年やっているということじゃございませんけれども、県内を4つか5つのブロックに分けておりまして、各ブロックを毎年1カ所ずつ調査をいたしております。どういった調査方法かと申し上げますと、人間みたいに戸籍というのがございまして、シカはふん粒法という方法を採用しております。ふん粒法という、ある一定の区域の面積の中にシカのふんが何個落ちているかということで、それでもってシカの生息数を推計するという統計的な手法でシカの数を調査いたしておりますけれども、毎年1カ所ずつ繰り返しておりますので、県といたしましては、大体県内にどれくらいおるという数字は把握いたしておるところです。例えば平成15年ぐらいまでは若干ふえて、かなり大きな5万頭とか6万頭という数字であったかと思うんですが、その後、猟期の延長というのを平成15年にやりました。15年に猟期の延長をやったところ、結果として約1万頭ぐらい減ってきたかなという、一応下り坂になってきたわけです。平成17年ぐらいまで下り坂でおったんですが、昨年度調査をいたしましたところ、またシカの頭数そのものがふえておりまして、近年では増加傾向に転じたというふうに感じておるところでございます。

○井本委員 数は把握してあって、これを大ざっぱに見れば、1万頭殺すということであれば、自然界の生物ですから、何もかも殺せばい

いというものじゃないでしょうけれども、ある程度計画的に捕獲しようということでやっているのかということで、やり過ぎたら絶滅する危険性もあるわけですから。

○坂本自然環境課長 この事業では、2,500円掛ける2,000頭ということで500万ほどお願いしておるところでございます。

○井本委員 1頭につき2,500円補助するんでしょう。2,000頭になるのかな。1万頭ぐらいになるんじゃないですか。

○坂本自然環境課長 2,000頭でございます。

○井本委員 ある程度そういうものを計画的にやらせていこうということでやっているんですか。

○坂本自然環境課長 シカの管理につきましては、特定鳥獣（シカ）保護管理計画というのをつくってございまして、生息密度そのものがある一定程度、平均的に見て4頭程度かというふうに考えておりますけれども、これを上回る地域においては頭数の増加そのものが激しいということで、そこについてはある一定の頭数まで落とすような捕獲促進という施策を打っていきたいと考えております。

○中野一則委員 今のシカの件からですが、12月の一般質問などを聞いていて、昭和40年ごろ、40年前ぐらいは、絶滅が心配されて保護せねばいかんという話、40年たった今日は、有害鳥獣で駆除に一生懸命なっているということですが、自然環境は40年ごろからすると回復したということになるんですか。また、昭和40年ごろは絶滅に至った経緯、絶滅にならんといかんぐらいの自然が崩壊していったのかどうかわかりませんが、どうも私は、果たして今のこの捕獲でシカの害を抑えるところまでいくのかなという気がするんですが、昔からおった動物です

から、自然環境の中で生息していたと思うんですが、自然に淘汰されたり、生き延びたりする環境というものはどういう状態のときにつくれるんですか。今言ったことをシカの増減の歴史等を含めて教えていただけませんか。

○坂本自然環境課長 シカの増減の歴史ということでございますけれども、以前は本県にもシカがいなかったという話を私も聞いたことがあるわけですが、しかしながら、最近はどうもシカの頭数がふえ過ぎて、被害が多過ぎているといった話で、それでは、なぜふえたかというところあたりが問題になってくるのかなと思うわけでございますけれども、いろんな学者の方々、研究者の方々が諸説を持ってございまして、例えばある方に言わせれば、戦後の人工造林があつて、装置がふえたんだということですね。装置がありますと、シカというのはえさがあれば繁殖力が大変強いという動物だそうでございます。えさがあればどんどんふえていく。そういったことも一つの要因であるというふうに言われております。また、もう一つは、近年、いわゆる伐採跡地がふえておって、伐採跡地ということになると、成林するまで、例えば針葉樹でも成林するまでに草原の状態が続くわけですが、結局そこがえさ場となりまして、それをえさとしながら、シカがふえてきたんじゃないかといったことを述べられる研究者の方々もいらっしゃいます。先ほども述べましたように、シカというのは環境変化の要因、例えば全国的に見ますと温暖化による積雪の減少、こういったことも要因ではないかというふうに言っておられる方もおられます。そういった環境そのものが条件さえ整えばどんどん増殖していくというようなシカの特性もございませう。先ほど言いましたような理由の中でシ

カもかなり近年ふえる傾向にあるというふうには見ておるところでございます。

○中野一則委員 218ページ、花粉の少ない苗木の生産促進事業というのがあったんですが、花粉症で県庁職員でもマスクをする人が少しずつふえて、その時期に来たと思うんですが、杉の苗木の補助で246万4,000円でその対策が打たれるものですか。苗木の全体量のどのくらいが花粉症の原因にならない苗木を育てるということになっているんですか。

○金丸森林整備課長 この事業では、国の試験研究機関と県の林業技術センターと一緒に研究しまして、花粉の少ない杉の品種を特定しております。2品種あるんですけれども、その苗木をふやしていこうというような事業でございます。18年度から取り組んでいます。18年度に穂をとりまして、挿しつけたのが3万本でございます。これの活着率があるんですけれども、活着が8割だったとしますと、2万4,000本というようなことで、大体1ヘクタールに杉は2,500本ぐらい植えますので、18年度に採取した苗では10ヘクタール程度しかできないということになっています。初めての取り組みですので、少しずつ供給していきたいというようなことで、18年、19年、20年、3カ年間かけて10ヘクタールから15ヘクタール程度の供給ができるような苗木をつくってきたいということです。

一方、母樹園の造成も取り組んでおります。来年度約2,000本ぐらい穂をとりまして、母樹園をつくりたいというふうに考えています。母樹園につきましては、母樹になるまで7～8年ぐらいかかりますので、そこから生産するということになりますと、本格的な生産は7～8年後からになるということになります。おおむね1本の母樹から40～50本ぐらいとれるというこ

とですので、10万本ぐらいは苗木がとれるということで、その母樹園の造成も20年、21年、22年と、苗木の養成がうまくいくかどうかということを見て母樹園造成に着手したいというふうにしております。

苗木の全体の生産量ですけれども、概数で申しわけないんですけれども、杉がたしか全体で400万本ぐらい生産していると思います。全体で600万本弱ぐらい生産していますので、そのうち2割程度は県外に出荷しております。ですから県内の需要量が500万本ぐらいということになります。面積に直しますと、植栽本数はいろいろございますけれども、2,500本植えるとする、2,000ヘクタールぐらいということになります。その分は民有林だけではございませんで、国有林のほうにも供給しておりますので、それらも含めた本数ということにもなります。

○中野一則委員 全体からすると、わずかな本数になりますね。花粉症の原因は、天気予報でも言うぐらいですから、大きな理由だと思っておりますが、もっと抜本的にしないと、これは一つの公害だと思っておりますが、もっと真剣に取り組んでほしいと思います。要望しておきます。

それから、233ページ、林業就業者育成確保対策事業ということで、林業の就業者の育成をするという予算の項目がありますが、林研グループへの加入促進や新メンバーの支援、こういうことを含めてという説明があったんですが、林業の後継者、年間何人ぐらい育つか、就業されているわけですか。新卒あるいはUターンとかIターンとかありますが、そういうものを含めて何人ぐらいなんですか。

○江口国土保全対策監 19年度の段階で今、把握しておりますのが、緑の雇用の事業をやっ

おりまして、これは新規で研修等をやった18年度分の採用者、それから、森林組合が採用した分を足しますと100を超える数になっております。ただ、あとちょっと一般の企業、素材生産業者がおりますので、それを入れてくるともう少し大きい数になってこようかと思っておりますが、逆に、退職者の問題もありますので、どれだけ増加するかということになりますと、退職者を引くということになりますので、そう大きい数字にはなっていないというふうに考えております。

○中野一則委員 20年度の重点施策の一つが中山間地域の対策でしたね。中山間地域の産業振興という中にこの林業後継者育成事業というのがあるんですが、中山間地域の産業を振興する、特に林業を、山を守る、いろんな面で理由を言われましたが、このぐらいの人たちの就業で実際、中山間地域、特に山を守るということができるわけですか。

○江口国土保全対策監 今現在、2,000ちょっとの就業者ということで国調上はなっておるわけですが、実際、中野委員が言われました林業後継者育成事業、これはどっちかといいますと、現在、一生懸命に山村地域で林業に携わっておられます林業研究グループのメンバーの活動に対しまして支援していこうというふうな事業でございます。こういう方たちがあって初めて山村地域というのも活性化されますし、いろんな意味ですそ野の広がる、例えば新規に林研グループにも入っていただくような施策を持っていきたいと思っておりますので、そういうふうなことを通じまして、こういう中核となるグループを育てていきたいというふうに考えております。また、森林を担っていくという意味でいきますと、伐採から育林までとい

うことを考えますと、やはり森林組合の存在が大きくなると思いますので、その辺の充実ということも含めて対策をとりながら、こういう森林の担い手の確保を図っていきたいというふうに考えております。

○中野一則委員 ぜひ積極的な対応をしていただくように要望して、終わります。

○坂口委員 さっきのに関連。品種が2品種言われたですね。僕は、個体特性でそれを選んでいるのかと思ったんですけども、品種となると、どのレベルの品種かわからんけれども、例えば今、宮崎はいろいろ試験研究に取り組んでいる。飢肥杉を、ガリン、クロ、タノアカ、トサグロ、エダナガ、キタゴウアラカワだのといって、ずっとやって特性とっていますね。30年ぐらいでどうもタノアカとクロとが増体率が逆転するんじゃないかとか、経済的な視点から品種をやっているじゃないですか。これとびたっとたまたま一致すれば幸いなことですが、そこらは今度はどう整理していかれるのかが——僕は勘違いして、個体特性で選んできていると思っていた。

○金丸森林整備課長 委員のおっしゃったとおりで、個体特性で選んでおります。昭和60年ごろから研究をしております、10数年たっておりますけれども、委員御案内のように、林木の場合は選抜育種という形で優秀なやつだけをどんどん次から次に増殖しながら、より花粉の少ない苗木を選び出すといいますか、そんな作業でやっています。高岡署1号というのと始良20号という名称をつけたものが花粉が少ないであろうということで、それから穂木をとってふやしていくという作業で進めております。名称は1号とつけていますけれども、系統的には高岡署1号も飢肥杉系統です。そんなことで選抜し

た品種から供給していると。品種とっていいんだらうと思うんですけども、花粉の少ない苗木ということで高岡署1号という名称は国でも認定していますので、それから採取していくということにしております。

○坂口委員 基本的なところで笑われそうだけれども、高岡署1号、2号というのと、今まで仕分けしてきていた飢肥杉、杉全体かな、エダナガ、アラカワ、タノアカ、トサグロ、ガリン、クロとかいって分けていたじゃないですか。その特性を、何年で逆転して、増体は例えばタノアカのほうがここで逆転するとか、トサグロの場合は材質としてひいたときに黒いから、ちょっと人気なくて経済価値が低いとかいうので絞り込みがされてきていたですね。そんなのがいろいろまじったもの、その中で花粉が少ないもの、そういう品種分けじゃなくて、またそういうものを今度は花粉多い少ないに分けて、その中から母樹を選んで、そういう品種の分け方になるとまた広く広がっていくのか、それとも、そういった中で増体、成長率というんでしょうか、木の目とか、色とか、そういうもので経済的にいいと選定されたものの中にたまたま花粉の少ないのが品種としてあって、それを今後伸ばしていくということなのか、どうなるんですか。

○金丸森林整備課長 委員の最初おっしゃったとおりでして、まず花粉の少ない杉の木を選ぶ。それからだんだん選抜していくということで、もとは例えばタノアカでしたら、タノアカの中で花粉の少ないタノアカ、そういう形になります。タノアカの中の突然変異なのか、突然変異が正しいのか、よくわかりませんが、そういう特徴を持ったものを育てていくと。基本的にはタノアカ、その中から分かれた分派とい

うんでしょうか、ワンランク下がった形の品種だというふうに理解しています。

○坂口委員 とにかく遺伝形質としてその遺伝はつながっていくということで、どういうことで誕生したかわからんけれども、つながっていくということと、分け方が2つに整理されてしまって、従来の杉の品種の分け方と、今度は花粉の少ない多いでまた分けられたということで、共通したものじゃないということになるんですか。高岡署1号の中は、今までの分け方ではない品種になっていくのか、それとも高岡署1号の中に、今言われたように、タノアカなり何なりが入り込んできているということになるのか。

○金丸森林整備課長 系統的に言いますと、例えばタノアカという品種が、通常言われているタノアカというのがありまして、タノアカの中で花粉の少ないものについては高岡署1号と呼びましょうということで分類はされてくると思いますが、もとはタノアカの形質をとって花粉をつけにくいというような品種だというふうに御理解いただければよろしいのかと思います。

○坂口委員 いいが上にもいいということで理解しておきます。

○松田委員 先ほどの担い手対策の部分と、また後返りまして、シカで関連で伺いたいと思います。まず、林業担い手ですけども、先ほど対策監がおっしゃいました19年度の林業分野に対する就業者数が、緑の雇用と林業組合等で100人を超すということでびっくりしたんですが、たしか育英資金等また別にありましたね。育英資金のほうの実態は今いかがでしょうか。

○江口国土保全対策監 育英資金につきましては、徐々に給付の対象者が減ってまいっております。平成18年の数字でございますが、54名と

ということで貸付奨学生がおります。それから、進路の問題でございますが、進路につきましては、平成5年から17年の段階での395人を対象に調べた数字で申し上げますと、林業関係に行ったのが44人、大学進学して、その後、林業関係に行ったのが11人ということで、395人のうちの55人が林業関係というふうな数字を育英資金関係ではつかんでおります。

○松田委員 平成5年からの数字ということですが、それ以前の方々が林業関係につかれたというような、そういったデータはとっていらっしやらないのでしょうか。

○江口国土保全対策監 手元に持ってきていないんですが。

○松田委員 育成資金ですので、ほかの他の一般の育英資金みたいに、林業関係以外に就職した場合には返還とか、そういった制度になっているのでしょうか。

○江口国土保全対策監 林業のほうに一定期間勤められた場合には返還が不要になるという制度になっております。

○松田委員 ありがとうございます。では、もう一度シカのほうを伺います。私も県北のいろんな地域で未植栽地対策のことを聞きますと、みんな「いいね」とは言うんですけども、詳細を聞きますと、3つあるいは4つの原因で、なかなかそれはどうかという難色を示したりします。山主さんの15%の手出しというのがあるということが1点です。それから、県北におきますと、個人所有林ではなくて入会林が大変多い。皆伐した入会林が多いものですから、後は山ごと売ってしまおうというような、昔のたき物山ですけども、そういった林野が多いということがあります。あともう一つは、不在村者有林が多いというのもあったんですが、やはり

近々の問題ですと、シカであります。植えてもすぐシカに食われるだろうというようなことがあるんですが、今回、保護管理のほうでいろいろ伺ったんですが、植栽とシカ対策はセットにしないと成り立たないと思うんですが、その辺の施策はどのようになっておりますでしょうか。

○坂本自然環境課長 植栽地に対するシカ対策ということでございますけれども、まずは、先ほど私が申し上げました、頭数を減らすということ、次には被害の防止策かなということでございます。被害の防止策につきましては、これは森林整備課の事業で森林整備事業でやっていただいておりますけれども、造林地の周囲に高さ1.6メートルぐらいの防護ネットを設置いたしまして、シカの進入を防止するというのが一つございます。それから、もう一つ、シカの忌避剤ということで、水和剤が、薬品がございまして、それをまいて、造林木からシカを遠ざける、そういったこともあるようでございます。それからまた、うちのほうの事業ですけれども、電気さくというのがございまして、特に農作物、畑の周辺等については電気さくを設置いたしまして、シカの進入を防止するというような事業がございまして。

○松田委員 電さくとか、シカネットとか、そうすると、これからの植林地事業に対しましては、優先的に講じられるとか、そういうふうに考えてもよろしいのでしょうか。

○金丸森林整備課長 資料にございます植栽未済地解消対策関係の事業の中では、ネット事業も見込んでおります。参考までに申しますと、年によって波があるんですけども、300ヘクタール前後はシカネットに対して助成しております。300ヘクタールですから、おおむね2割

程度ぐらいかなと思います。それと、かさ上げ措置等も見ておりますけれども、高率の補助、これもちょうと防護さくについては適用したいというふうに考えております。

○松田委員 ありがとうございます。以上です。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○榑藤委員 ダブる分があるかもしれませんが、駆け足でお願いしたいと思います。常任委員会資料の10ページですが、事業の内容が①②、黒ポツ2つということになっておりまして、423万8,000円ということですが、3年間の事業期間ではあるけれども、20年度分だけがもちろん420万だという解釈でよろしいんですね。

○鈴木環境森林課長 20年度でございます。

○榑藤委員 それから、①のところでは、5つの県内の流域に対して研修会の開催とかいろいろなものやっっていくのを支援するということのようにですが、また立木伐採に関する指導監視というところでは、再生林の働きかけということも説明されたようにあるんですが、①の黒ポツ2つと②の連合会に委託するという部分の予算の3項目はわかっておるんですね。

○鈴木環境森林課長 それぞれの金額でしょうか。ちょっと時間をいただけますでしょうか。

○榑藤委員 3年となっているので、研修会とかそういうのを今から順次つくっていくのか、こういうものやるといのが今はっきりしているのか、指針みたいな、構想みたいな、そういうものがあれば示してほしいと思います。

○鈴木環境森林課長 2番のほうの研修につきましては、11ページをごらんいただきますと、県内8地区におきまして、造林素材生産事業協同組合連合会に委託しまして、さっき言いました環境に配慮した伐採方法、特に作業道とかそういうものの抜き方とか、例えば間伐等で切っ

た枝あたりをどこら辺に持ってくるのか、そういったものを中心にやろうということで考えております。

○榑藤委員 次に、12ページの、35年から70年にして70年の森林ということですが、通常ですと、私どもが35年前に計画したものであれば、間伐材じゃなくて製品として出すんだという考えできたと思うんですが、それが倍の期間にして、間伐材という名前でもいいのかどうかわかりませんが、中間製品として出していこうということですが、このあたりは計画的にとかいろいろ書いてあるんですが、採算面から見て、我々が考えると、間伐材ということになると少量になって、ますますコストがかかってきて、70年たった後にほとんどを切る、それまではちびちびしか切りませんよというようなことで、皆さんが持っている山をちゃんとこちらの考えどおりにやってくれるものだろうか。そのためには、少なくとも採算性の試算とか、あるいはまた補助しますとか、そういうものがないと、70年まではちびちびと言ってもという、そういう初心者のような気持ちがあつての質問ですが、この辺はめどとしてはどういう説明になるんでしょうか。

○徳永計画指導監 本年度、長伐期施業指針というのを作成いたしまして、その中で、短伐期で2回やったときと70年で、今の材価で試算はしております。それでいきますと、一遍切ってまた植えるとなると2回コストが要りますので、70年終期でいったときに、短伐期、皆伐でいったときに最終的なトータルとしてヘクタール140万ぐらいの収入があるということに対して、長伐期施業、70年で途中で3回ぐらいの間伐をして収入を得ながらやったときに約290万のヘクタール当たり収入があると。あくまでも

これは今の材積に単価を掛けてコスト面を引いたという単純計算でしたとき、こういうコスト面の試算をしております。約2倍になるという形です。

○鈴木環境森林課長 先ほど榎藤委員のおっしゃいました10ページの事業内容の金額の内訳を申し上げてよろしいでしょうか。1番目の①の最初のポツでございますけれども、協議会の開催に要する経費につきましては、5流域に対しまして186万円、それから、指導監視体制の強化に対する支援というのが205万9,000円、最後に、環境に優しい伐採方法の普及が31万9,000円という内訳になってございます。

○榎藤委員 先ほど外山委員のほうからしいたけの質問がいろいろあったんですが、先ほどの説明によりますと、18年度は22億4,000万の生産額があったということですが、それを650トン、800トンにしていくということですが、原木等についても、きっちりと見込んだり、計画を民有地まで管理するということは不可能だと思うんですが、こういう5年計画、10年計画といったもの等については、ある程度のめどというのは立っておるのでしょうか。

○江口国土保全対策監 いわゆる乾しいたけの生産の安定化ということになるかと思うんですが、やはり一番大きい部分といたしましては対価の問題、一時期ずっと減って500トン台まで落ちていったのが、先ほどもちょっとお話出ましたけれども、中国産の輸入というふうなこともございまして、非常に単価が減ってきたという状況がございまして。私どもといたしましては、一つは、この事業の中にもありますが、トレーサビリティ、履歴のはっきりした宮崎製品を出していこうということでこういう事業の支援をしております。履歴のはっきりした製品

を持っていくことで、消費者の安心・安全へのニーズが強いですから、その辺で安定的な商品につなげていこうと、そういうことで逆に乾しいたけの生産者の経営安定にも、対価が安定してきて、先ほども申し上げましたが、3,500円というのが一つラインとして生産者はおっしゃっているわけですが、今、一番直近のものでは4,800円で市場では出ております。そういう意味では、今はいいんですが、そういうことではなくて、安定的にきちっと出るような施策を打つことで、先ほど目標で上がっております800トンにより近い数字に持っていきたいというふうに考えております。

○榎藤委員 限界集落の議論でも、年金以外の地域共通の何らかの所得ということがその集落を維持していくためにも大変な一つの心の支え、経済的な支えになるということが言われておりますので、ぜひこれは確立をお願いしたいという一面があります。それから、一面では、後継者の問題もありますし、先ほど言われた安全から産地の確立、私は、もう一つは、皆さんが直接林務で取り組んでほしいということよりも、連携をとってしてほしいというのは、しいたけの健康面のPRとか、あるいはまたおいしい料理の仕方とか、そういうものをぜひ研究していただいて、量産がたかさんできるというようなことをテーマにもまた挙げつつ、ほかの部門と連携してほしいなということ、これは要望だけしておきます。

もう一つ、この資料の26ページですが、山のみち地域づくり交付金事業というのは、これだけ端的に見ると、半分の事業費負担の比率になるし、過疎法何条とかいろいろ書いてあるんですが、説明によると、7市町村がこれの対象だということは聞いたんですが、もう少し詳しく

この事業の中身をお願いしたいんですが。

○金丸森林整備課長 県営で実施する事業につきましては、県が100%負担して開設する林道、それと市町村から、ここに御提案しておりますけれども、1割なり5%の負担金をちょうだいして代行して抜く林道がございます。過疎地域の計画、それから山村地域の計画、これで幹線的な道路と位置づけられたものにつきましては、市町村にかわって県が100%負担して開設するようにしています。それ以外の林道につきましては、事業量が大きいものにつきましては、負担金をいただきながら、開設を県が代行して行っております。それから、最後におっしゃいました山のみち地域づくり交付金事業ですけれども、これは、前身が緑幹線林道事業でございます。その当時にその事業の実施に当たりましては、市町村が5%負担をしておりました関係で、県が引き続き実施する場合も5%ということをお願いしているところでございます。

○権藤委員 それから、何ページかわからなくなったんですが、緑資源の話があったところで、県が事業を引き継いでやっていくという趣旨の説明だったかと思うんですが、これについては特に県として仕事の負荷がかかるとか、そういったことがあるのかないのか、あるいはまた従前の事業とそんなに趣旨は違いませんよということなのかを含めて。

○金丸森林整備課長 県が実施するに当たりましては、国のほうで機構を廃止するという、今、廃止法案が上がっておりますけれども、機構が継続して実施した幹線林道につきましては、地方公共団体が開設できるような手当てをすることで、平成20年度の事業として創設された事業でございます。地方公共団体の受け皿ということで創設された事業でありまして、特に

負担の問題が出てくるんですが、現在も直轄負担金上げてありますけれども、従前でしたら県の負担が10%でした。市町村が5%。今回のこの事業になりまして、補助率は原則3分の2ですが、調整率等でかさ上げとか、更新地域でのかさ上げ、後年度の交付税措置ということを見込みますと、県の負担が4.9%程度に理論的にはなるという試算ができております。経費的な面では、従前よりか負担が半分になったということがあります。あと、先ほどおっしゃいました人的な面ですけれども、県営の林道事業につきましても、計画的に事業が終了してきているところがございます。そんなことも兼ね合わせながら、何とかやれるというようなことで取り組むこととしたところでございます。

○中野一則委員 209ページ、狩猟費に関して2~3質問させていただきたいと思うんですが、まず、(事項)鳥獣保護対策費の中の7の野生鳥獣管理適正化事業、2,790万、予算があるんですが、具体的に中身はどういう事業ですか。

○坂本自然環境課長 これは、先ほどからお話に出ておりますが、シカの生息実態調査ということと、シカの体型がどういふふうに変化しているかということ、あごを採集しているということです。こういった調査をしております、これに入れております。それから、先ほど電気さくの話をしてしまいましたが、農林作物を野生鳥獣害の被害から守るということで電気さくを設置しております、この設置費用をこの事業の中で見ておるところでございます。

○中野一則委員 8番目のコシジロヤマドリ保護推進事業、これは80万2,000円と非常に金額が少ないようですが、これは県鳥ですね。県鳥として保護の推進事業ですが、どのくらい生息

しておいて、大体、保護は予算から見ても完了したと見ればいいわけですか。

○坂本自然環境課長 コシジロヤマドリにつきましては、生息数そのものは減少をいたしております。したがって、県では、県鳥でございますので、何とか人工増殖はできないかということで取り組んでおりまして、80万という経費の中で種鳥のふ化試験、こういった関連の試験に取り組んでいるところでございます。

○中野一則委員 羽数はわかりますか。

○押川委員長 減少ということで答弁はありましたけれども、大まかに。

○坂本自然環境課長 大まかに申し上げますと、昭和54年の時点では1万8,593羽おったところですが、これが平成11年になりますと、1万4,746という数字を把握いたしております。近年、調査をやっておりません。

○中野一則委員 調査方法がどうなのかということと、もともと県鳥になったいきさつというのは、どういうことで県鳥になっているわけですか。県鳥だから、もっとしっかりと保護して、少なくなっておればふえるように、ふえて困ることもあるのかどうかわかりませんが、対策を打たねばいかんと思うんですが、いきさつを含めて教えていただけませんか。

○坂本自然環境課長 いきさつについては、はっきり私も勉強しておりませんが、申しわけございませんけれども、コシジロヤマドリは国のレッドリストの中でも準絶滅危惧種というふうに扱われております。県のレッドリストの中でも準絶滅危惧種ということで扱っておりまして、非常に生息数の減少が問題になっておるところでございます。したがって、なかなか人工増殖というのは難しいところなんですけれども、種鳥を例えばえびのとか高岡町から採取

いたしまして、この種鳥の交配試験ということで、専門家に頼んで交配をしながら、新しいひなの誕生を見ておるところでございます。最近、ひな鳥が10羽ほど成功いたしております、これを養殖しながら、いわゆる放鳥ができるような事態まで技術を高めていきたいというふうに考えております。

○中野一則委員 次のページになるんですが、鳥獣保護施設整備費の中の鳥獣保護施設整備事業164万5,000円ですが、これはどういう内容ですか。

○坂本自然環境課長 鳥獣の保護管理をしていく上で、鳥獣保護区とか休猟区、これを新設したりいたします。来年度は19地域ほど予定しておるわけですが、この地域における制札等の設置、この区域は鳥獣保護区ですよといった看板、こういう費用をこの事業の中で見ているところでございます。

○中野一則委員 (目)狩猟費ということで合わせて921万4,800円ですね。(事項)鳥獣保護対策費、その中に実際は野生猿被害防止対策事業とか、あるいは⑩で特定鳥獣、いわゆるシカの緊急捕獲促進事業とか、こういうのがありますね。もともと狩猟費の中に保護対策費がある。保護対策の中に取り締まるような項目がある。事業内容そのものが矛盾というか、保護なのか、捕獲促進なのか、保護したいという気持ちがあるのかないのかわからんような、どちらかというところと捕獲のほうに予算が入ったり、その調査に予算が多くあったりして、果たしてこれが鳥獣保護対策費なのか。項目を本当は分けねばいかんのではないですか。そのほうが見やすいような気がするし、目的にかなっているような気もするんですが、どんなものでしょうか。

○坂本自然環境課長 おっしゃるとおり、保護

と駆除と申しましようか、数を減らすということ、相対することだというふうに考えております。しかしながら、基本的には、数が減れば保護していかなくちゃいけないし、また仮に数がふえていって農林産業への被害といったことが出てまいりますと、今度は駆除をしていかなくちゃいけないしということがございまして、確かに相反することを一つの項目の中で取り扱っていて、矛盾しはしないかという御意見はありますけれども、基本的に、保護管理というものの中で保護をいたしますし、また駆除と申しましようか、いわゆる生息数の調整、こういったことを進めてまいりたいと思います。

○中野一則委員 その目的からすれば、(目)狩猟費という上げ方が果たしてそれでいいかなという気もしますが、これは昔からの流れでしょうが、この項目はもともと林務にあった事業なんですか。環境のほうにあった事業なんですか。

○坂本自然環境課長 もともと環境保全課ですか、歴史が古いんですが、そこに猟政係というのがございまして、その事業を引き継いでおります。

○中野一則委員 できたら、分け方を含めて検討してください。どうも人間の身勝手な事業みたいで、私の良心にちょっとかないませんでした。

○坂口委員 関連。どんなにして生息数をカウントしたのかというのがまだ説明なかったと思うんです。1万8,000と1万4,000。

○坂本自然環境課長 失礼しました。野鳥の会のほうにお願いいたしまして、カウントやっているところでございます。

○坂口委員 多分、何倍掛けぐらいでやっておられるんだと思うんです。野鳥の会でもなかなか

かこの鳥は出会えないんです。人目に触れないところに難しさがあるわけで、80万で本当に守れるのかというのとか、今の中野委員の指摘のように、狩猟費の中で一くりにしたということは、あくまでも駆逐の感覚しかなくて、保護の感覚はないんじゃないかと、金の多寡だけじゃなくて。

例えばコシジロヤマドリをどういういきさつでと今あったけれども、これなんか最初の選考の仕方から、メジロとか、ヒヨドリとか、コシジロヤマドリの写真を見せて、県民の皆さんどれがいいですかで、変な鳥がおるって飛びついただけなんですね。親をつかまえてから、ふ化させたと言われるけれども、本当にそうなのか。僕の感覚では、むしろ山に産んでいる卵をちゃんと採取してきて、それを人手で、タヌキとかキツネの食害に遭わないようにまずは卵を守ることからじゃないと、これはテリトリー意識が物すごく強い鳥で、他を追っ払ってしまうから、なかなか交配のチャンスがないというのが一つ。そういう珍しい鳥を県鳥に指定させたものだから、亜種なんですね。亜種だから混血が進んでいることと、どうしても生存競争に弱いから追いやられていくことで、本当に深刻な状況なんです。今言われたのは、まさにその考え方の基本のところを指摘していると僕は思うんですけれども、狩猟費とくくれること自体が大変な問題です。県庁の前のフェニックスだって、あれも絶滅する寸前だけれども、あれだけ手をかけてやっているじゃないですか。あれが本当の保護です。これなんて亜種で生息域も限られているんです。県内の一部にしかいないんです。今の根本から、まず、目の考え方からして、守るべきものに対して、ちゃんと目でとって行って、それなりにしっかりやっていく。本当に親

鳥からの受精卵がふ化されて10羽ぐらい成功されているんなら、大したものだけれども、そう簡単にいくかなという気がしてなんののですけれども、それと、生息数の確認というのはもうちょっと真剣にやってもらわないと、僕らが聞くコシジロヤマドリの目撃情報からしたら、この20年余りで1万8,000から1万4,000というと、80%ぐらい、2割ぐらいしか減っていない勘定になるけれども、そんなものじゃなくて、絶滅の危機に来ているぐらいの個体数しかいないんじゃないかと思うんです。そこに責任持たれば別ですけども、どうも責任が持てない数字となったときは、早速、正式な個体数の調査をやるべきだと思うんです。

○坂本自然環境課長 目の取り扱いについてもわかりでございますが、ただいまの生息数の調査についてもわかりでございますけれども、十分検討させていただきたいと思います。

○押川委員長 以上をもちまして、環境森林課ほか3課の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時47分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

○堤環境管理課長 環境管理課の当初予算について御説明いたします。

お手元の平成20年度歳出予算説明資料の青いインデックスの環境管理課のところ、191ページをお開きください。環境管理課の当初予算は、総額で6億6,479万9,000円をお願いしております。

それでは、主な事項について御説明いたします。193ページをお開きください。まず、(事項)環境保全推進費100万5,000円であります。

説明欄1の地域環境管理推進でございますが、環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象となります環境アセスメントにつきまして、指導及び助言を行うものであります。

次に、(事項)地球温暖化防止対策費422万8,000円であります。説明欄2の㊸地球温暖化対策実践行動促進事業につきましては、二酸化炭素の排出量削減に向けて、県民、事業者、団体、行政が一体となった実践的な取り組みを促進するものであります。

次に、(事項)大気保全費7,896万1,000円あります。説明欄1の大気汚染常時監視につきましては、大気汚染の未然防止を図るため、県内13の測定局で二酸化硫黄や二酸化窒素などの常時監視を行うものであります。2の大気汚染常時監視テレメータシステム運営につきましては、測定局からデータを収集し、大気汚染の状況や花粉・紫外線に関する情報提供を行い、県民の健康保護や生活環境の保全を図るものであります。

次に、194ページをごらんください。説明欄5の(3)の㊸衛生環境研究所環境監視機器整備事業であります。酸性雨調査に必要な分析機器を更新するものであります。

次に、(事項)水質保全費4,146万2,000円あります。河川等の公共用水域の監視や、工場、事業場の排水規制を行うことなどによりまして、水質の保全を図るものであります。

次に、(事項)騒音悪臭等対策費404万4,000円あります。説明欄1の(3)の㊸自動車交通騒音常時監視事業につきましては、県内の主要な道路の交通騒音を測定することにより、生活環境の保全を図るものであります。

次に、195ページをごらんください。(事項)化学物質対策費2,728万8,000円あります。説

明欄1のダイオキシン類対策事業につきましては、大気や河川等のダイオキシン類の調査を行い、ダイオキシン類による環境汚染の未然防止を図るものであります。

次に、(事項) 公害保健対策費の1億364万4,000円であります。この事業は、高千穂町土呂久地区に係る公害健康被害者への補償給付と指定地区住民の健康観察検診などを行うものであります。

次に、(事項) 河川浄化対策費660万9,000円であります。196ページをごらんください。説明欄2の㊤未来につなぐ「ふるさとの水辺」再発見事業につきましては、後ほど新規・重点事業で説明させていただきます。

次に、(事項) 合併処理浄化槽等普及促進費3億7,895万1,000円であります。説明欄4の浄化槽整備事業であります。地域の特性に応じた生活排水処理施設の整備を促進するため、合併処理浄化槽の整備に対する助成を行うものであります。

最後に、(事項) 環境保全の森林整備費^{もり}1,500万であります。これは、一ツ瀬川及び小丸川の濁水長期化を抑止するため、県、市町村、電気事業者で拠出する資金及び民間募金により、両河川上流域の森林整備の促進等を行うものであります。

次に、平成20年度主要新規・重点事業を御説明いたします。常任委員会資料の20ページをお開きください。未来につなぐ「ふるさとの水辺」再発見事業であります。1の事業の目的であります。ふるさとの水辺を体験するイベント等の情報を県民に発信することにより、水辺の魅力を再発見する機会をふやし、県民だれもが触れ合い親しめる水辺環境づくりを推進するものであります。2の事業の概要であります。(2)

予算額は761万6,000円であります。具体的には、21ページのイメージ図で御説明いたします。まず、イメージ図の上のほうをごらんください。国、県、市町村、NPO等が実施するカヌー教室や水辺環境調査などの水辺体験イベントや、県民が持っている水辺情報を一元化して、県民にインターネット等で情報発信を行ったり、また、夏休み前に小中学校へ直接、情報提供をすることとしております。次に、イメージ図の中ほどをごらんください。水辺再発見の機会創出であります。県民は、これらの一元化された情報を入手することにより、水辺環境に触れ合う機会が得やすくなります。また、県では、県民からの情報を得て、水辺環境調査結果をまとめたマップを作成したり、県民が選ぶ親しめる水辺を選出し、その情報を県民へ提供いたします。さらに、河川浄化活動を実施する団体等への支援やワークショップを開催することにより、水辺再発見の機会の創出につなげていくとともに、市民団体等の組織強化やネットワーク化を進めてまいります。これらの取り組みにより、県民の川を大切にしようという意識の向上を図り、だれもが触れ合い親しめる水辺環境づくりを進めていくものであります。

環境管理課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○飯田環境対策推進課長 環境対策推進課の当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックス、環境対策推進課のところ、ページで言いますと197ページをお開きください。環境対策推進課の平成20年度当初予算の総額は6億2,606万8,000円をお願いしております。

それでは、主な事項について御説明いたします。199ページをお開きください。まず、(事

項) 一般廃棄物処理対策推進費7,283万2,000円
であります。説明欄の2、宮崎県ごみ処理広域
化推進支援事業につきましては、延岡・西臼杵
ブロックにおける焼却施設整備に対する交付金
であります。

次に、(事項) 産業廃棄物処理対策推進費4
億7,907万2,000円であります。まず、説明欄の
2、産業廃棄物処理監視指導の(2) 廃棄物適
正処理推進ネットワーク強化事業についてであ
りますが、これは、保健所などに廃棄物監視員
を配置いたしまして、不法投棄などの不適正処
理に対する監視体制を強化するとともに、民間
団体との情報提供ネットワークを図ることによ
り、不法投棄の早期発見、指導、原状回復など
の徹底を図るものであります。次に、6の宮崎
県廃棄物処理計画進行管理推進事業につきまし
ては、排出事業者に法律上義務づけられている
産業廃棄物管理票交付等状況報告書の報告内容
をデータベース化するとともに、宮崎県廃棄物
処理計画の中で定めた排出量、再生利用、減量
化の各目標値に対する進行管理を行っていくも
のであります。次に、7の公共関与推進事業で
ありますが、(2)の公共関与支援事業につき
ましましては、事業主体であります財団法人宮崎
県環境整備公社に対して運営費を補助するもの
であります。また、(3)の産業廃棄物啓発学習
等推進事業につきましては、産業廃棄物の処理
施設エコクリーンプラザみやざきにおきまし
て、産業廃棄物に係る啓発学習などを実施する
ものでありまして、当該施設を運営する財団法
人宮崎県環境整備公社に委託をするものであり
ます。具体的には、展示施設などを活用した産
業廃棄物に係る環境教育、啓発学習のほか、産
業廃棄物処理の必要性及び安全性の県民へのP
R、及びリサイクル資源の販路、流通開拓など

を行うものであります。8の産業廃棄物基金積
立金につきましては、産業廃棄物税の税込及び
基金利息の合計2億6,395万9,000円から、徴税
費用1,781万6,000円を除いた2億4,614万3,000
円を産業廃棄物税基金に積み立てるものであり
ます。

続きまして、200ページをお開きください。11
の産業廃棄物施設整備適正化支援事業につきま
しては、産業廃棄物税の課税の公正化、適正化
を図るため、産業廃棄物処理業者などが設置す
るトラックスケールの設置費用の一部を補助す
るものであります。12の電子マネー普及
促進事業につきましては、産業廃棄物の排出事
業者、処理業者への周知徹底と、モデル事業に
よる導入促進策を講ずることにより、電子マネ
ーの普及を促進し、産業廃棄物の適正処理の
推進を図るものであります。

次に、(事項) 廃棄物減量化・リサイクル推
進費7,416万4,000円についてであります。これ
は、廃棄物の減量化やリサイクルを推進するた
めの経費が中心となりますが、1の産業廃棄物
リサイクル施設整備支援事業につきましては、
産業廃棄物のリサイクル施設の整備などを行う
事業者に対しまして、県内企業情報やリサイク
ルに関する研究開発などの支援ノウハウを有す
る財団法人宮崎県産業支援財団を通じまして、
その事業に要する経費の一部を補助するもの
であります。2の廃棄物処理施設等における再生
利用促進事業につきましては、廃棄物処理施設
などから排出される焼却残渣を土木資材として
有効活用するための研究開発を行うものであり
ます。具体的には、エコクリーンプラザみやざ
きなどから排出される焼却残渣の熔融スラグ及
び飛灰につきまして、土木資材として活用す
るために課題となります製品の強度などの品質や

環境に対する安全性を宮崎大学、県、民間企業等が連携して研究開発するものであります。4の廃棄物適正処理等総合啓発事業につきましては、マスメディアの活用、パンフレットの配布、事業者に対する講習会、不法投棄防止啓発キャンペーン等を通じまして啓発を行い、廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理の推進を図るものであります。

環境対策推進課につきましては、以上であります。よろしく願いいたします。

○押川委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はございませんか。

○外山三博委員 194ページ、水質保全費の5番の都城盆地硝酸性窒素削減対策事業、これは具体的にはどういうことをやられるんですか。

○堤環境管理課長 都城盆地におきましては、基本計画をつくって、その後、実行計画をつくって対策を行っているところですが、環境管理課といたしましては、90本ほど井戸を測定いたしております。モニタリング井戸ということで、同じ井戸を継続的に測定いたします。この測定に要する費用でございます。

○外山三博委員 都城市はこういう事業を全然やっていないんですか。

○堤環境管理課長 この事業は、環境森林部、農政水産部、都城市、三股町、鹿児島県の曾於市、一緒にやっております。

○外山三博委員 この件については前にも委員会で議論したと思うんですが、都城盆地は畜産が盛んなところで、堆肥から亜硝酸窒素が出てくる、そういう因果関係があるという話だったと思うんです。農政の畜産のほうとこの環境のほうの地下水の汚染との調整というか、その辺の話をしないと先に行かないですよという話をしたと思うんです。その後、農政のほうとはこ

の件について協議はしておられますか。

○堤環境管理課長 これは協議会をつくっておりました。毎年、これまで1年間実行してきたこと、来年度の事業計画をそれぞれ協議会の中で話し合い、またモニタリングデータ等も公開して一緒に協議し、対策を講じております。

○外山三博委員 ことし、また1年、調査されるということですが、今でも地下水が汚染されておるという実態はあるわけですね。それを踏まえて、どうしたらこれをとめることができるかということに入っていかないと、調査だけずっとしていったって、余り意味がないです。将来どうするかを企画するための調査だろうと思いますから、次のステップはどうするかということのを来年度中にきちっと出すという認識でこの調査はやっていただきたい、これは要望しておきます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○井本委員 199ページの一般廃棄物処理対策推進費の2の宮崎県ごみ処理広域化推進支援事業、延岡のほうに今度、産業廃棄物処理場をつくると。買収か何かでとまっているという話を聞いたことがあったけれども、うまくいったんでしょうか。

○飯田環境対策推進課長 焼却施設につきましては、既存のところがございます。その隣接地にやっておりますので、買収が難航しているということとはございません。最終処分場のことでは従前あったと思うんですけれども、ただ、最終処分場につきましても、場所が確定したというふうにお聞きしております。

○井本委員 買収でございましてといううわさを聞いていたけれども、その辺は。

○飯田環境対策推進課長 委員おっしゃるのは最終処分場のほうということでよろしいでしょ

うか。それについても、ある程度場所も確定して、買収の見通しもついたということでお聞きしております。

○井本委員 これは最終処分場の予算じゃないんですか。

○飯田環境対策推進課長 これは焼却施設です。

○井本委員 最終処分場はどれに入っているんですか。

○飯田環境対策推進課長 これにつきましては、焼却施設だけでございますので、最終処分場は入っておりません。基本的には、最終処分場につきましては、県単の交付金はございません。

○井本委員 もう一つ、200ページ、産業廃棄物減量化・リサイクル推進費ですが、説明の1の産業廃棄物リサイクル施設整備支援事業の内訳はどんなものですか。

○飯田環境対策推進課長 これにつきましては、産業支援財団を通じまして、そこにリサイクル施設を整備するという方々が応募されまして、予算上は2施設ということで、補助限度額を1,500万ということで作っています。対象事業3,000万ということです。そういうものがございます。

○井本委員 リサイクルの対象物は何ですか。

○飯田環境対策推進課長 例えば19年度の事業につきましては、例えば野菜の残渣をリサイクルいたしまして肥料にする、そういう事業を採択させていただいているところでございます。あと、減量化とかそういうものがあれば、リサイクル製品ということで最終的に処分場に埋めるのが少ないという事業であれば、例えばリサイクル率の高いとかそういうものについては採択していくということで考えておるところでござ

います。2事業ということでございます。

○井本委員 20年度はまだはっきり対象は決まっていないんですか。

○飯田環境対策推進課長 先ほど申しました産業支援財団のほうに事業を委託しておりますので、そのほうに業者の方々が手を挙げて、今から審査して決定していくということになっております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○松田委員 産業廃棄物に関連して伺います。焼酎のかすですけれども、先年度、県内の焼酎の生産石数が最高だったということで、たしか焼酎かすから消臭剤でしたか、そのようなものをつくる事業が以前あったように覚えておるんですが、それも含めまして、焼酎かす等はリサイクルの対象でどのような取り組みになっておりますでしょうか。

○飯田環境対策推進課長 いろいろと今、焼酎廃液につきましては新聞等も出ておりますけれども、リサイクルということで、鹿児島県は非常にリサイクル施設整備がおくれておりますので、かなりやっておりますけれども、本県におきましては、例えば飼料とか肥料とか、そういうものにリサイクルしているという現状でございます。

○松田委員 リサイクル利用率は全体の何%ぐらいになりますでしょうか。

○飯田環境対策推進課長 産業廃棄物で見ますと、再生利用率というのが37.5%という状況でございます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○中野一則委員 環境保全についてお尋ねいたしますが、宮崎県の海岸線あるいは海中についてのいろんな対策という欄がないようですが、宮崎県の海岸線あるいは宮崎の海中についての

汚染状況というものはいかなるものでしょうか。先日テレビを見ておったら、日本海側が中心で、北は北海道から南は鹿児島まで、かなり汚染されて、漂着物が多かったり、あるいはそういうものが海中にあって、海の生物への影響が大きいというのがテレビでありましたが、特に、物は韓国製のものが多かったから、宮崎県に影響はないだろうと思うんですが、宮崎県の海岸線あるいは海中についての汚染状況、そういうものはあるのかなのか、それと日ごろの管理というか、監視がされているのかどうか。

○堤環境管理課長 海域の水質に関してですけれども、県では43の地点で海域の水質測定を行っております。現状では環境基準をすべてクリアしている状況でございます。

○飯田環境対策推進課長 委員のおっしゃるのは、例えば韓国製品のポリバケツとかそういうことだと思えますけれども、本県の場合については、今のところ、そういう情報というのは入っておりません。ただ、御承知のとおり、例えば台風災害の後に流木とかそういうものが流れ着いて、この前、延岡で生けす等に被害を与えたということがございます。

○中野一則委員 宮崎県は今のところ余り心配ないということですね。

○飯田環境対策推進課長 私のほうでは、今のところ心配ないと考えております。

○中野一則委員 次に、199ページ、産業廃棄物の処理対策推進ということで、産業廃棄物処理監視指導という中の（2）ネットワーク強化事業ということで5,615万5,000円、これは不法投棄の早期発見云々という説明をされましたが、現実に産業廃棄物の不法投棄箇所、どのくらいあるものですか。あったところは全部解決済みなんですか。

○飯田環境対策推進課長 例えば18年度のデータで申しますと、件数として93件、総数が1万6,860でございますが、20年3月11日現在で、その分につきましては、未解決件数が6件、トン数としまして137トンというような状況でございます。これにつきましては、最初の投棄総量が非常に多いということで、1万6,860というふうに申しましたけれども、これについては不適正処理ということも含んでおりまして、木くずとかいうのが大量にございましたので、それについては完全に撤去させたと。その結果、先ほど申しました6件の137トンというような状況でございます。

○中野一則委員 県の場合は産業廃棄物の監視だと思うんですが、一般廃棄物でいろいろまた監視しなければならんところがあると思うんですが、それは市町村ですね。県はどのくらい指導とか、監視の援助とか、そういうのをされているわけですか。

○飯田環境対策推進課長 委員おっしゃるとおり、一般廃棄物につきましては、市町村のほうで処理をされるということになっておりまして、県のほうにつきましても、例えば技術的な支援とか、どういう撤去をしたらいいのかとか、そういう相談につきましては、我々のほうで指導させていただいているというような状況でございます。

○中野一則委員 悪質な事例とか、そういうのはないものでしょうか。

○飯田環境対策推進課長 例えば有害廃棄物ということで硫酸ピッチとか、そういう環境保全上非常に影響を及ぼすというものについては、現在のところ把握しておりません。

○中野一則委員 ここに関係あるのかないかわかりませんが、先日、新聞で放射能の何とか

いう、私の勘違いかな、外に持ち出して何とかというのがあったですね。ああいうのはどこが県は管理しているわけですか。

○押川委員長 宮大で持ち出したですね。

○中野一則委員 関係なければいいんですが。

○飯田環境対策推進課長 基本的には、本県におきましては、そういう施設はございませんので、産業廃棄物の中から放射能物質というのは除外されております。

○押川委員長 ほかに。

○坂口委員 河川浄化対策費、説明資料のほうですけども、20ページ、改め事業になって、この前は新規をいつごろ立ち上げられてどういう、何かこういう事業がいっぱいあったなというのは頭にあるんですけども、どういう事業名だったのかというのと、そこでの成果と積み残した課題、改善事業で今度組まれたということ。

○堤環境管理課長 これまでは、17年から美しい川きれいな水事業というのを行ってまいりました。そこでは県独自の、一般にBODとかそういう化学分析で行っておりますけれども、一般の県民の方がわかりやすいような指標をつくらうということで、例えば1メートルのメスシリンドラーで見て何センチ見えるかというような事業を行ってきております。それをNPOに委託しまして、普及を図ってきて、指導者等育成を行ってきております。それを17年から19年まで行って、今後はそれを一部生かして、また県内でいろいろイベントが行われていますけれども、そういったものを情報収集して発信しようという事業を行うこととしております。

○坂口委員 発展させて対象人口を広げていこうということかなと思うんですけども、この3年も当然ながら、これから見るとソフト事業

だけなんですね。県単となっているからどうかかなと思うんですけども、国交省あたりもこの説明資料の中に出てきていますし、他県なんかも同じような取り組みをやって、全国的な取り組みが始まっていると理解していいんですか。

○堤環境管理課長 新しい指標というのは、各県いろいろばらばらですけども、私ども知っているところでは、16ぐらいでそういった指標だとかをつかって、わかりやすいような河川浄化活動といったものを行っているようでございます。

○坂口委員 県民が持っているいろんな情報を仲介して、それをまた発信してあげて、県民が選んで、そして親しめるようにしていこうということですね。これは一つのステップとして必要と思うんですけども、今後、県民が選ぶというよりも、県民が望む水辺環境とか、それから県内じゃなくて県外の河川なんかと比較してもまだ宮崎の河川を選べるというぐらいの全国並びでの優位性とか、その優位性の中にはどうしても機能を回復させる必要があると思うんです。

今の現実の宮崎の河川では、潜在的な能力を一つ持っているということと、昔持っていたけれども、完全に失った能力をこの川なら回復できると。そのためには条件を何ばか満たしてあげないと、例えば水量とか水質とか河川の護岸の工法とか……。最終的にはこの事業はぜひハードに結びつけてほしいという、その3年間に持って行っていただいて、今まで親水事業のためのソフト事業というのはいろいろやってこられたんですけども、結果的にこの宮崎の川をどうするのというハード面まで行っていません。大きくは、水利権の更新のときに、水利

というものを今後どうまた利害関係者が配分していくかというような大きいところまで持って行って、河川が本来持っていたはずの機能をどれだけ取り返せるか、回復できるかといったとき、観光資源だったり、水産資源だったり、いろんな資源をとにかく取り戻すようなところまで結びつけていただきたいなど。3年終わってまた新たに3年組まれたわけだから、河川課も当然そこに入っておられますし、そういったような次につなげるようなステップを今後も含んだ事業なのか。それとも、先ほど言われた3カ年の美しい川きれいな水、それで一たん成果があったから、それを県民に提供してあげて、県民が川で親しみ始めたら大体完了だなということで、完成年度が3年後に来る事業なのか、そのところは今の時点ではどう判断されていますか。

○堤環境管理課長 確かに、おっしゃるように、そのような方向まで行くというのが理想的だというふうには考えております。私どもは、再発見して、いろんな立場から、例えば景観がどうか、水の濁りがどうか、そういったものを県民の方に意識していただいて、次の次の段階には、河川についてはハード事業をうちでできないんですけれども、こういったハード事業をここでやってくれないかとか、そういう形につながることを期待して実はこの事業をやっておるところでございます。

○坂口委員 ぜひそこまで発展させてほしいなと思うんです。川でも最近、局所というか、ポイント的にですけれども、例えばえびの方面では天然石が多いものですから、天然自然石の連結工法なんていって、コンクリートを使わずに石を連結しながらやっていく。魚の生息環境が格段に変わってきているというのと、水が堤防

に当たるのをやわらげていくものですから、侵食からも守れるとか、そういった昔の知恵を取り戻してきつつあるんです。そのほかにも、まだ古来工法で牛柵工法とか、間伐材を使って、現地にある資材、骨材を使って、なおかつ川がそれで機能回復してきたとかいうのがあると。先ほど入れかえ前に、例えばシカの食害問題が出たんですけれども、上流部の河川の工事なんかやったり、がけ崩れがあって、のり面をやったときなんか、単純に種子を吹きつけたりするんじゃなくて、シカの食害を忌避させる特徴を持った草の種類なんていうのは解明されているんです。マツ何とかという草があったんですが、そういったものを取り入れたりとかで、ぜひとも将来これはハード事業に、河川課に——協力してやっておられますから、次の事業に拡大するとよろしいなということで、要望で終わります。

もう一つ、環境対策推進課の200ページ、10番のポリ塩化ビフェニール廃棄物処理推進事業、要処理、今後処理を必要とするようなPCBというのは県内にどれぐらい推定されているんですか。

○飯田環境対策推進課長 18年度の届け出で893台ということになっておりまして、主なものを申しますと、高圧トランスが20事業で54台、高圧のコンデンサーが250事業で838台というようなことになっております。

○坂口委員 これは1,800万余りですけれども、その中のどれぐらいが来年度で処理できることになるんですか。

○飯田環境対策推進課長 これは九州と山口のほうで計画が立っておりまして、本県につきましては、*22年度から搬入と、北九州になって

※51ページに訂正発言あり

おりまして、今のところお金を積み立てているだけという状況でございます。

○坂口委員 このところ、僕は余り詳しくないというか、わからないんですけども、まだ使用ができ得るトランスなりコンデンサーなりも当然あるわけですね、今実際働いているそういったトランスとかコンデンサーというのは。

○飯田環境対策推進課長 基本的には、そういうものについては保管していただくようになっておりまして、実際動いているかどうかについては把握しておりません。

先ほど22年ということで申し上げましたが、21年から入っております、それと23年、24年、26年ということで本県の場合は搬入が予定されております。訂正させていただきたいと思えます。

○坂口委員 1,800万というのは持ち込み処分料のための、前もって蓄えておくということになるんですか。

○飯田環境対策推進課長 中小企業のほうでPCBを保管している場合につきまして、大体7割程度を補助するために、これは各県積み立てておると。基本的には人口割でやっているというような状況でございます。

○満行委員 環境対策推進課、200ページ、廃棄物減量化・リサイクル推進費の④2の3,000万円、もう一回説明いただけませんか。

○飯田環境対策推進課長 これにつきましては、焼却いたしますと、例えば溶融施設を持っている焼却施設につきましては、スラグというものが出てきます。それと、焼却灰というものが出てくるわけでございますけれども、そういうものを例えばコンクリートとまぜて路盤材にするとか、コンクリートの2次製品とか、そういうことで使えないかどうかということの研究を

宮崎大学とか連携しながらやっていると。ただ、公共事業に使う場合におきましては、飛灰とかそういうものを溶出しますと、鉛とかそういうものが出てくるものですから、そういうもののサンプルをとりながら、どういう状況の中において適切なものが使えるかどうかについての研究をやっていくという事業でございます。

○満行委員 具体的には、どこかに研究委託費みたいに出しているのか、それとも県も入って研究会つくって、その負担金なのか。

○飯田環境対策推進課長 基本的には、エコグリーンプラザのほうから材が出ます。それと宮崎大学、土木のほうの技術センターがございしますが、あそこで強度試験とかやっております。衛環研、いろんな分析をやっているところでございますので、基本的には衛環研がコーディネーターをやりながら、宮大とか、事業者とか、そういうことでやりながら研究をやっていくと。県としましても、衛環研とか技術センターとか、そういうところが入っております。

○満行委員 次、お願いします。環境管理課、193ページの地球温暖化防止対策費422万8,000円ですが、そのうちの300万、1のこども地球温暖化防止活動推進員事業、これは国策なので、国の金なので、実質的には地球温暖化防止対策というと、本県の対策費は④の119万だけということなんですか。

○堤環境管理課長 こども地球温暖化防止活動推進員事業も県単事業でございます。

○満行委員 その他特定303万7,000円というのはどこから来ているんですか。

○堤環境管理課長 これは宝くじの財源の振りかえということでございます。

○満行委員 大分前から全都道府県でやっている事業じゃないですか。

○堤環境管理課長 国の事業といいますのは、各県で地球温暖化防止活動推進センターというのを指定しておりますけれども、そちらのほうに啓発事業として流れてまいります。県のほうに直接流れてくるんじゃないで、推進センターのほうに流れて啓発事業を行うということになっております。

○満行委員 県単持ち出しというと119万だろうと思うんですけども、地球温暖化、大変、今、注目されているんですが、本県ではCO₂対策としては電気製品の更新でいくというふうにお考えなのかもしれないですけども、この予算ではちょっと寂しいような気がするんですけども、原課としてはどうお考えなんでしょう。

○堤環境管理課長 地球温暖化対策全体を私どものほうで実施するわけではなくて、例えば農政水産部あたりの新規事業等もございましたけれども、県の中では、体系的には、新エネルギー等であれば地域生活部、総合交通についても地域生活部、バイオマス等については農政水産部とか、それぞれ分かれております。私どもは、県民、事業者への啓発ということで事業を実施しているところでございます。

○満行委員 総体的な部署が環境森林部なんだろうと思うんですけども、啓発はわかるんですけども、こどもが300万としても、啓発費というのは110万円じゃないんですか。

○堤環境管理課長 こども地球温暖化も、子供のときから地球温暖化に対する興味を持って実践してもらおうという啓発事業でもございます。今度の実践行動促進事業といいますのは、これは事業者の力もかりながら、推進していくものでございまして、中身的には、3本立てでございまして、スーパーなどでレジ袋の削減

を行っていかうというもの、これはスーパーのほうでも経費削減になりますので、スーパーのほうも協力していただくということを考えております。それから、エコオフィス促進事業というのがございまして、事務所等からの排出量が非常にふえているということで、登録事業所として登録をしていただいて、登録していただく事業所に対しましては、専門的な省エネ対策の研修を行って、事業者みずからが実施していただくというような事業でございまして、もう一つ、運輸関係ということで、運輸事業者がございまして、石油価格も非常に高騰しておりまして、運輸業者にとっては燃費向上というのが一番大切な状況になっているわけですけども、燃費を向上させるためのエコドライブの専門家、あるいは国内で優秀な取り組みを行った事業者等からの研修をして、そして県内の事業者に取り組んでいただく、そういうような事業でございまして、県民や事業者の取り組みを促進するというものでございます。結果としては、1年間やってみて、どのぐらい各事業所で二酸化炭素が削減されたかという数値まで出して、啓発を図っていかうという事業でございまして。

○満行委員 300万円はこどもですが、これは推進員の活動なので、幅広く全体に展開されている啓発事業じゃないと私は認識しているんですけども、100万で3つ、今、事業を言われましたけれども、何か寂しいような気がするんです。もっと啓発できるイベントとか事業とか、ほかの事業課は実際のバイオとか新エネとかとなるんでしょうけれども、広く県民に啓発するためにはもうちょっといろんな事業展開があってもいいのかなと、そのために環境森林部があるのかなと思うんですけども、どうなんでしょう。

○**堤環境管理課長** 先ほども申し上げましたけれども、国の補助金等は、地球温暖化防止活動推進センター、これはNPOでございますけれども、そちらに流れてくるわけでございます。広く県民啓発というのはそちらのほうでやるということになっております。県も指定をしておりますので、NPOとの共同で実施していくということとしております。

○**押川委員長** ほかにございませんか。

○**山下副委員長** 1点だけお伺いしたいと思うんですが、193ページの大気保全費の中の大気汚染常時監視ということで13カ所が設置してあって、いろいろ情報をとっておられるだろうと思うんですが、とられた情報はどこに出されておりますか。

○**堤環境管理課長** 大気汚染のデータは、1時間ごとに出てまいります。紫外線とか花粉も1時間ごとにデータ出てまいります。それを県庁のホームページのほうで公開をしております。

○**山下副委員長** 気象庁あたりとの連携はとっておられないわけですか。例えばテレビ等でもNHK等でずっとこういうのは情報として出していると思うんですが、全く別個なんですか。

○**堤環境管理課長** 花粉、紫外線のデータについては、気象台やテレビ局であるとか、医師会であるとか、幼稚園、保育園、こういったところにも周知して、こういったデータ出しますよということはお知らせしております。また、大気汚染に関して申し上げますと、光化学オキシダントというのが今、問題になっておりますけれども、これについては気象台と連携をとって、気象状況等の情報をもらいながら、将来の予測をしていくということとしております。

○**山下副委員長** ちょっとわからないんですが、県独自でされて、ホームページに出すため

にこれはやっているわけですか。

○**堤環境管理課長** 大気汚染の常時監視と申しますのは、法律に基づいて県が常時監視することになっております。そのデータをテレメーターで毎時収集しているんですけども、毎時収集している根拠といいますのは、緊急時のために注意報等を出すことになりますので、そのために収集しているということでございます。また、環境省のほうでは全国のデータを収集しまして、公開をしております。

○**山下副委員長** もう一点だけ、私たちはほとんどテレビでいろんな情報は見ているんですけども、それとは全く別個ということでしょうか。何かがあったときに県が情報をとっているということでは理解の仕方はよろしいんですか。

○**堤環境管理課長** それは紫外線とか花粉情報ということでしょうか。テレビとかあるいは医師会等でも測定しているんですけども、医師会などは屋上に測定器を置いて、そして顕微鏡で見て数えるという方法です。実際には1日ぐらい情報というものはおくれます。テレビの場合は、あくまで予報でございまして、あしたは花粉が多いでしょうというものがございます。私どもテレビのほうにも採用してくれというのは申し上げているんですけども、なかなかデータを採用してもらえないんですが、私どものほうは、今の、例えば12時から1時までの花粉はどのくらいですと、そういったことをリアルタイムで提供するというふうにしております。花粉症の方は外に出かけるときに見ていただければ、きょうは花粉が多いからマスクしようとか、そういった対応ができるということで提供しているものでございます。

○**松田委員** 195ページの高千穂の土呂久の砦

素中毒のことなんです、今現在の認定患者数、認定者数は幾人ございましょうか。

○堤環境管理課長 現在50名いらっしゃいます。

○松田委員 先日、経年して発症するパターンもあるので、新しい患者が生まれたというんですか、そういうことも伺いましたが、それは幾人だったでしょうか。

○堤環境管理課長 平成19年度、20年の2月に認定審査会を行いました。そこで2人認定をされております。

○松田委員 最近の土呂久の水質調査はいかがでしょう。以前にまた砒素がちょっと出たようなことも伺いましたが。

○堤環境管理課長 土呂久地区は、現在、高千穂町、国とで坑内水の改善を行っておりますけれども、まだ実際には途中でございまして、水質的には現在も環境基準を超している状況でございまして。

○松田委員 わかりました。ありがとうございます。

○押川委員長 196ページ、教えてください。合併処理浄化槽でありますけれども、説明の4番、説明では、地域に合った、合併浄化槽に補助するという事だったと思うんですが、もう少し具体的に管理課長、お願いいたします。

○堤環境管理課長 生活排水処理施設と申しますと、合併処理浄化槽以外に公共下水道や農集排がございまして。合併処理浄化槽は、公共下水道とか農集排の対象になっていない地域について整備されるということになっております。

○押川委員長 今回どこらあたりを対象とされて補助されるのかということで、具体的にあれば教えていただきたいと思っております。

○堤環境管理課長 合併処理浄化槽は、市町村

が地域の住民の方に補助して、それに対して、国、県が3分の1補助するという制度でございまして、30市町村、すべての市町村で補助事業は実施されます。

○押川委員長 ことしどのくらいの計画を見込んでおられるわけですか。

○堤環境管理課長 個人設置型が3,098基、市町村設置型、綾町が20基でございまして。ほかに、補助対象ではございませんけれども、延岡市と宮崎市が合わせて65基、市町村設置型を計画しております。

○押川委員長 ありがとうございます。
ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして、環境管理課と環境対策推進課を終わります。

引き続き総括質疑に入りますので、準備のため、暫時休憩いたします。

午後3時42分休憩

午後3時46分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

説明及び質疑がすべて終了いたしましたので、総括質疑に移ります。環境森林部の当初予算関連議案全般につきまして、質疑はございませんか。

○満行委員 環境森林課にお尋ねしたいんですけれども、去年、不適正な事務処理が発生して、連絡調整課に各部のプールみたいな資金をという話だったと思うんですけれども、それはどのようなになっているのか、お尋ねします。

○鈴木環境森林課長 平成20年度歳出予算説明資料の188ページでございまして、(事項)連絡調整費というのがございまして。これは、部内及び出先機関との連絡調整に要する経費でござ

いますけれども、3番目に調整事務費というのが入っておりますが、これが50万ということで、備品購入費50万をここに設定しております。

○満行委員 昨年の当初は500万ちょうどで、ことし560万なので、この差でいくと60万しかないと思っていたら、50万しか枠はないわけですね。それで対応というふうに考えていいわけですね。

○鈴木環境森林課長 50万の設定につきましては、財政のほうで、いろいろ緊急に要する事業経費といいますか、主に備品ですけれども、そういうものを調査をしまして、基本的には50万から100万ぐらい要るんじゃないかということで、そういう調査結果に基づきまして、中身を言いますと、農政と福祉が100万、環境森林部、ほかの部は50万ということで、一応ここに調整事務費として設定されたところでございます。

○満行委員 我々も出先まで行きましたけれども、かなり高額な備品が正規じゃないルートで購入されていますね。高額な備品もたくさんあったわけで、確かに必要だから購入をされていると思うんですけれども、50万円という範囲では——今まで、これはいいことじゃないんですけれども、プールされていつでも使える金がある。今回は50万しかない。それで本来の事務処理に戻ると今までやっていた事務に支障を来す、そういうことには50万円ではならないということでよろしいわけですね。

○鈴木環境森林課長 現実にはここに50万を設定したところでございますが、部によりましては、今後やっぱりこの金額では足りない部分も出てくるかと思うんですが、一応初年度としまして、50万を設定されたところでございます。

○満行委員 部によって、出先機関があるとこ

ろ、ないところ、かなり差はあると思うんです。現場のラインがあるところはかなり動くでしょうから、そういう意味では、年に4回の補正、流用という分をすると、かなり窮屈な予算執行を強いられるところもあると思いますので、ぜひ今までどおり現場が仕事ができるように、今までの行政サービスが低下することのないように、予算執行については配慮いただきたいと思っています。要望しておきます。

○坂口委員 関連。なかなか窮屈だと思うんです。実際この議会が終わって、部長が総務部に備品購入計画リストを出されますね。財務規則上、それが24～25日ごろまでには出されることになるのかなと思うんです。それにリストアップするものというのは、実際どういうぐあいにして最終的に備品購入計画書にはリストアップされるんですか。

○鈴木環境森林課長 備品購入要求は、当初予算の中で、積算の中で備品購入というのを計上しておりますので、それに基づきまして、必要な備品の要求をするということになっております。

○坂口委員 財務規則では、予算が認められた後1週間以内に購入予定備品の計画書を総務部長に提出しなければならないという規則はなかったですか。

○鈴木環境森林課長 委員おっしゃるとおりの規則になっております。

○坂口委員 1週間以内にどうやって年間必要な備品というのをそこにリストアップされるのかと。選考というか、当然乗っかるもの、切られるもの、出てくると思うんです。最終的にどういうぐあいに——作業の段取りでいいんです。必要性をどうしてそこで判断されてリストアップされるのかということです。

○鈴木環境森林課長 備品の要求につきましては、まず予算を組む段階で要求をいたします。私たちとしましては、こういうものが必要だと。その部分でカットされる分もありますし、認められてくる、減額される分もありますけれども、そういったもので予算案をつくりまして、予算が議決されますと、それから備品の要求書を出すというシステムになっております。

○坂口委員 現実の作業としてはそうなると思うんです。財務規則上は予算が決まってから提出と。だから、どっちにしても一緒なんですけれども、問題は、1年間のものを1年以上前に見通せるかということですね。本当に必要なものなのかと。今度は、50万というのは本当に必要なものに対応する金です。それが過去の例から見ると、8つや9つの部が50万、60万持っても、とても対応できる金じゃないんです。1つの備品買って飛んでしまうかもわからない金額です。足りんかもわからん。それよりかむしろ、法的にこれは自治法とか、今の会計法上可能なら——この備品購入計画書を1週間以内に提出しなければならないというところに問題があると僕は思うんです。予算査定の前折に提出はして、それなりのヒアリングをやって、必要なものをそこで確保したにしても、ある程度それは柔軟性を持った年間備品購入枠としての解釈で、部長決裁、課長決裁あるいは次長決裁、出先の所長決裁で、こういったものについてはあるいは幾ら以下のものについてはここで決裁できるという柔軟性を持たせないと……。頭から、そういう精査をしてきて、年間これだけの備品を購入すると、一つはこれが正しい作業だということで計画書が策定されるわけですね。それでも正しくないかもわからないということで、つかみ取りで50万まくなんていうのは小手先の

対処法でしかなくて、これは根本的に、本当に必要なものをそこで協議を重ねて、もう一回総務部長のところまで決裁が行かなくても、そこで本当にわかっている担当と課長とで決裁できるとか、部を超えなければ部長で決裁できるというような、そういう会計システムをつくったほうがむしろ実態に即していると思うんです。ただ、僕は、自治法とか会計法わからずに、財務規則だけを見て、窮屈さから今したんですけども、そこらはどうなんですか、実際。

○押川委員長 引き続き委員会を継続いたします。

○高柳環境森林部長 今回の対応につきましては、全庁的にいろいろ問題を踏まえまして、私ども今回のシステム上につきましては、20年度当初予算においては、予算の流用を行う暇がなくて緊急に備品の購入が必要になった場合という、その場合に迅速に対応できるようにということで今回調整事務費というのが50万円措置されていると。委員おっしゃいましたように、また財務規則等の改正も行いまして、20年度からは同一目内での節間の予算流用については総務部長への申請を不要とするとか、部局内での決裁によって対応が可能であるというような改正等もされております。今回こういう形で示されておりますので、私どもこれを運用して、実際やっていく中でいろいろ問題点等があれば、またいろいろ総務部等にも要望要求はしていきたいとは思っておりますが、現時点ではそういう形です。

○坂口委員 僕は、その考え方が正しいと思うんです。一応枠として確保して、こういう理由でこういうものが必要という予定はもちろん要るんですけども、その中で優先——1年のうちには変わっていくし、その場で対応しなきゃ

ならんような、試験研究のさなかに高額な部品が壊れたとか、あしたでも必要という、それは少なくとも部の中で完結できて転用できるというようなシステムになっていって……。こういったいわばつかみ取りですね。今これだけ財政改革やってきているんです。県単の何十万という道路保全でさえ、なかなか出先ではやれない。部は違いますけれども、そういったせっぱ詰まったものでさえ、財政改革のさなかで予算がありませんと言いながら、何に使うかわかりません、必要が出てきたら使いますという50万を、しかも、それは行政側が自分らの仕事を進めやすいから、今はわからないけれども、確保するんですというのは、僕は、ルールとして決して正しい方法じゃないと思うんです。これは総務部に言うべきなんですけれども、たまたまここがそのところをどう理解されるかで、今後、庁内の予算の編成のあり方で——これは邪道としか思えないんです。これ以上言っても意味ないことですが、そういう方向を出されたんなら一安心です。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○外山三博委員 2点ほどお尋ねをしたいんですが、どこに聞いていいかわかりませんので、第1点は森林環境税の歳入、きょうずっと歳出の説明だけなんですけど、この歳入の予定額はどのくらいですか。

○坂本自然環境課長 平成20年度の森林環境税の歳入予定ということでございますが、個人が50万8,000人、法人が2万1,600社ということで、これをトータルいたしますと、約2億9,500万の徴収を予定いたしております。

○外山三博委員 これは目的税ですね。

○坂本自然環境課長 森林整備を目的とした
*目的税でございます。

○外山三博委員 そうしますと、環境森林部が全部この2億9,500万というのを預かって、これを区分けしていくんだと思うんですが、森林環境税というのは、環境森林部にわたる事業だったら何でも使えるんですか。それとも、使える事業と使えない事業の区別があるんですか。

○坂本自然環境課長 この税をつくったときに、税の目的、これは先ほど森林整備というお話をいたしましたけど、森林の公益的機能を維持増進するための事業に使うということで進めております。

○外山三博委員 非常に抽象的な表現というか、規則だから、ある意味では相当な事業に使えると思うんですが、これを今度予算組みされる時、どこのどの事業にどういうふうに使おうかというのは、どういう協議をされて決められたんですか。大分さっきの説明でもありましたね、これを使うというのが。それはどのような仕組みというか、協議で決められていたんでしょうか。

○坂本自然環境課長 予算の時点では、例えば平成19年度に平成20年度の予算を作成していくわけですが、そのときには、環境税の収入がどれくらいあるか、また積み残し分がどれくらいあるか、こういったものを十分精査をいたしながら、では次年度の事業については、例えば先ほど申しあげましたように、公益的機能を重視した森林づくりということで、これが大半を占めておるわけですが、この事業に幾らぐらい充てようと、またもう一つは、県民の理解と参画による森林づくりの推進ということで柱を立てておりますけれども、この事業の中に幾らぐらい充てようと、これを部

※60ページに訂正発言あり

内のほうで協議しながら進めております。もう一つは、次年度の事業等についてどういう事業に取り組んだらいいかという話については、森林環境税の検討委員会をつくっておりますので、こちらのほうの意見もお聞きしながら進めているところでございます。

○外山三博委員 細かくはいいいんですが、事業としては、2億9,500万、幾つ事業に振り分けられたんですか。

○坂本自然環境課長 大きく申し上げますと、まず一つが、公益的機能を重視した森林づくりの推進ということで、この中身が4つございまして、水を貯え、災害に強い森林づくり事業、それから、先ほどから話が出ておりますが、花粉の少ない苗木生産等促進事業、わが町のいきいき森林づくり事業ということで、先ほど申し上げました公有林化の事業でございます。もう一つが、うちの事業でございますが、荒廃溪流等流木流出防止対策事業ということで、こういったものを含めて約2億7,000万ぐらい使う予定にしております。もう一つは、ソフトの分野になりますけれども、ソフトの分野が3つほど分かれておりまして、一つが森林づくり応援団育成支援事業ということで、森林づくりボランティア関係団体等の支援、もう一つが、森林環境教育推進事業ということで、地域や遊学の森等における森林環境推進事業、環境教育ですね。もう一つが、水と緑の森林づくり推進事業ということで、県央で1カ所、地域のほうで2カ所ということで森林づくりの推進ボランティアの集い、こういったイベントを開催いたしておるところでございます。こういった費用に使うことにしております。

○外山三博委員 これを使った場合、事業によっては国庫補助の対象になるんですか。

○金丸森林整備課長 森林整備関係につきましては、国庫補助の対象としてでも扱うことはできます。ただ、環境税の場合は県が事業主体になっておりますので、その点はちょっとありますけれども。

○外山三博委員 金額は、2億9,000万というのは考えようによっては非常に大きな金額ですね。そして、事業によっては国庫補助も対象になるということであれば、来年度の予算内容、先ほど細かくおっしゃいましたけれども、広く使うというのもあるけれども、場合によったら、これを生かすという意味では、思い切ってぼんとこれをメインの何か事業に使っていくというあり方も……。だから、来年度に向けては、もう2年目ですね、これを生かすという、財政に握られて、財政のほうであっち行け、こっち行けじゃなくて、ここ単独で動かせる財源ですから、そういう使い方をされたほうがいいんじゃないかと思います。

もう一点、満行委員から先ほども出ておりましたが、地球温暖化、CO₂対策について環境森林部に関係ある部分をちょっとお尋ねしたいんですが、これはだれに聞いていいかよくわかりませんが、専門家がおられるから、詳しい人に答弁してほしいんですが、森林の持つ浄化作用、これは非常に大きいと言われておりますが、具体的には宮崎県の場合、どのくらいのCO₂対策になっておるんですか。数値がわかれば数値まで。

○堤環境管理課長 平成18年の3月に環境基本総合計画におきまして、二酸化炭素の目標を設定しております。平成22年度に森林で93万トン吸収をするという計画でございます。率で申し上げますと、基準年であります平成2年度の二酸化炭素排出量の12%に相当するものを森林で

吸収するという計画でございます。

○外山三博委員 それでは、12%の分母が宮崎県のCO₂の総排出量ということになるんですね。それもわかったら教えてください。

○堤環境管理課長 平成2年度の二酸化炭素の排出量が778万8,000トンでございます。

○外山三博委員 森林のCO₂の吸収量、これは、県庁なんかにもあるクス並木や雑木林や宮崎県全部の木が吸収するCO₂と考えていいんですか。

○徳永計画指導監 計画書にありますCO₂の算出方法ですが、条件がありまして、人工林については、ちゃんと管理をしている山でないとだめですよというのがありまして、例えば間伐をやっているとか、そういうのを対象にいたしまして、その面積に成長量を掛けて炭素の量を出すというのが1点。それから、天然林につきましては、保安林とか制限林——伐採できないとかそういう規制をかけているやつが対象になっております。一応本県では41万あるんですが、対象としては、計算に入っているのが、民有林の森林面積が41万ある中で、そのうちの約30万をカウントしているということになっております。今までの実績からしまして、植えた人工林の78%を今まで手を入れてきましたので、そこをカウントしていると。あと22%については、人工林も放置された部分、手を入れていないということで、そこはカウントせず計算したときに、約30万の森林で93万トンの二酸化炭素を吸収すると。

○外山三博委員 民有林と言われたけれども、国有林はカウントの数字には入っていないんですか。

○徳永計画指導監 今の計算は、民有林だけで計算してあります。

○外山三博委員 そうしますと、国有林も相当あるんじゃないですか。

○徳永計画指導監 国有林もあるんですが、計画上は民有林だけで計算をしております。

○外山三博委員 せんだって、数日前か、新聞読んでおりましたら、林野庁のほうで、市街区域にある雑木林を温暖化に対応させるためにこれから考えて保護していかなくちゃいけないという記事があったんですが、今の話だと、ちゃんと除間伐をして管理しておる森林だけがこのカウントですけれども、実際、神武さんの森とか市民の森とか相当あると思うんです。そういうところを入れると、相当この数字は上がってくるんじゃないんですか。

○徳永計画指導監 本来は全部の森林が同じように吸収はしているので、この数字よりは大分上だと思います。数的には93万以上あるんだろうと。ただ、国が考えている国際約束の中で、算入できる森林というのはこういうものですよという規定があるものですから、それによって算出はしてあります。

それから、新聞の都市林の話ですが、大都市部で緑地帯として森林の区域として外されている部分があるわけです。本県では、里山も含めて都市近郊の山、固まりとして0.3ヘクタールあれば森林として位置づけておりますので、うちの里山で森林として抜けているところはほとんどないということになります。

○外山三博委員 あと1~2教えてほしいんですが、木も幼木からだんだん大きくなっていきますね。CO₂の吸収力というのは若いほうがあるということを聞いたんですが、実際はどうなんですか。

○徳永計画指導監 大体20年生ぐらいが吸収のピークに来まして、それからだんだん落ちてい

くというような形になっております。20年からだんだん落ちていく、こういう曲線を描くという形になります。

○外山三博委員 夜は、光合成をしないから、吸収じゃなくて炭酸ガスを出しますね。昼は逆になりますね。その辺のバランス、昼吸収する分と、夜は炭酸ガス出すからマイナス効果ですね。その辺はどうなんですか。

○徳永計画指導監 光合成と呼吸は、公式が逆のほうになるわけです。量的には、吸収する分と光合成は同じです。植物は、夜は二酸化炭素を多く放出していると。うちの杉等の成長が早いというのは、日照時間が長くて光合成を多くするという事だろうというふうに考えております。

○外山三博委員 吸収で12%というのは大きな数字ですね。宮崎県は森林県だから、日本の中では非常に全体的に寄与しておると思うんです。ここで聞いたらちょっと違うかもわかりませんが、周辺には草とか農作物、特に稲なんか田んぼに時期的には植えますね。こういう作物、例えば稲、これなんかは炭酸ガスの吸収はしないんですか。

○徳永計画指導監 植物は、すべて二酸化炭素を吸収して光合成を行います。植生についてはすべて二酸化炭素を吸収するという事になります。

○外山三博委員 ということは、夏から秋にかけて田んぼに稲を植える、これは非常にプラス効果になっているんでしょうか。

○徳永計画指導監 どれだけ吸うか、ちょっと把握していないんですが、植物をつくるということは吸収源対策にはなっているんだろうというふうに思っています。

○坂本自然環境課長 1点だけ訂正をさせてい

ただきたいと思います。大変申しわけございません。外山委員の御質問の中に、森林環境税は目的税かということでお尋ねがありました。私も目的税ということでお答えをいたしましたけれども、ちょっと勘違いがございまして、よく調べてみましたら、法定普通税ということございまして、これは、基金をつくりまして、基金の中で目的化をしているということございまして。

○押川委員長 それでは、以上をもちまして、環境森林部を終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後4時13分休憩

午後4時15分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

農政水産部の審査は明日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにいたします。午前10時の開会といたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 何もないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後4時16分散会

平成20年3月12日（水曜日）

午前9時58分再開

出席委員（9人）

委員長	押川修一郎
副委員長	山下博三
委員	外山三博
委員	坂口博美
委員	井本英雄
委員	中野一則
委員	満行潤一
委員	松田勝則
委員	権藤梅義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	後藤仁俊
農政水産部次長 （総括）	西田二郎
農政水産部次長 （農政担当）	黒岩一夫
農政水産部次長 （水産担当）	佐藤信武
農政企画課長	玉置賢
農水産物 ブランド対策監	服部修一
団体調整監	假屋義成
地域農業推進課長	岡崎吉博
担い手対策監	土屋秀二
営農支援課長	米良弥
農業改良対策監	吉村豊
消費安全企画監	吉田周司
農産園芸課長	小八重雅裕

畜産課長	荒武正則
家畜防疫対策監	押川延夫
農村計画課長	佐藤公一
技術検査監	桑畑政廣
国営事業対策監	矢方道雄
農村整備課長	原川忠典
水産政策課長	桑原智
漁業調整監	那須司
漁港漁場整備課長	関屋朝裕
漁港整備対策監	野田和彦
総合農業試験場長	齋藤尚
県立農業大学校長	松尾通昭
畜産試験場長	児玉盛信
水産試験場長	田代一洋

事務局職員出席者

議事課主幹	壺岐哲也
政策調査課主査	千知岩義広

○押川委員長 委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託されました当初予算関連議案について部長の説明を求めます。

○後藤農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今議会にお願いしております平成20年度当初予算に係る議案等についてでございますが、お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただきたいと存じます。左側の説明項目をごらんください。Ⅱにございますように、本日、農政水産部からは議案といたしまして、議案第1号から36号までの5件と委員会報告事項1件を予定いたしております。

それでは、議案第1号から第11号までの平成20年度宮崎県当初予算に係る部全体の概要につきまして、私のほうから説明させていただきます。

ます。

資料1ページをごらんください。説明項目Iの平成20年度農政水産部予算編成の基本的な考え方についてでございます。まず、1の農水産業・農漁村を取り巻く情勢につきましては、農水産業は、食料の安定供給や国土保全等の多面的機能を有し、県民生活の向上と安定のために不可欠な役割を果たすとともに、経済波及効果も大きく、本県の基幹産業として地域経済に重要な役割を果たしております。しかしながら、近年、WTOやEPAに象徴される国内外の産地間競争の激化を初め、担い手の減少や高齢化の進行、さらには山間地域の疲弊など、構造的な課題に加えまして、水産業における新しい海洋秩序の成立や資源悪化等による漁業生産の減少、さらには、地球温暖化の進行や原油及び飼料価格の高騰など、新たな課題が顕在化しており、これらの課題への的確な対応が求められております。

このような中で、2に記載しておりますように予算編成の基本方針といたしまして、平成20年度の当初予算の編成におきましては、第六次宮崎県農業・農村振興長期計画及び宮崎県水産業・漁村振興長期計画の着実な推進を図るとともに、新みやざき創造計画に位置づけられた新たな取り組みを進めるための予算を編成いたしております。また、極めて厳しい財政状況の中で、宮崎県行財政改革大綱2007の趣旨を踏まえまして、選択と集中の理念のもと、平成20年度重点施策や地球温暖化の進行、さらには飼料価格高騰などの顕在化している新たな課題について積極的に対応することとしております。

3に重点推進分野を記載しておりますが、まず、①の農業部門におきましては、長計に基づきまして、5つの柱としております、まず、明

日の宮崎農業を支える意欲あふれる担い手づくり、安全・安心・健康な食を供給する個性あふれる産地づくり、消費者の信頼に支えられた食と農の絆づくり、環境とともに歩む循環型農業づくり、ふるさとの宝を生かす地域づくりに重点的に取り組んでまいります。

資料2ページをお開きいただきたいと思いますが、②の水産部門におきましても、長期計画の5つの柱に基づきまして、豊かな資源の確保と持続的利用の推進、競争力のある経営と消費者に信頼される水産物の供給の推進、果敢に挑戦する、多様な担い手の確保、多面的機能を発揮する、快適な生活・交流空間である漁村・内水面の創造、元気のいい水産業を支える水産技術開発の推進に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3ページをごらんください。議案第1号、第10号及び第11号の平成20年度当初予算関係でございます。農政水産部の平成20年度の当初予算につきましては、一般会計が424億3,408万6,000円、対前年6月補正後比で90.8%、特別会計が5億4,568万4,000円、対前年6月補正後比で99.6%、農政水産部合計で429億7,977万円、対前年6月補正後比で90.9%となっております。課別につきましては、下段の表をごらんいただきたいと思っております。

次に、資料4ページをお開きいただきたいと思っております。4ページから6ページにかけまして、第六次宮崎県農業・農村振興長期計画及び宮崎県水産業・漁村振興長期計画に基づく重点事業等の体系表を掲載しております。本日は、この中の網かけのあります当初予算に係る主要な事業の概要及び当初予算の詳細、それから、資料8ページ、9ページになりますが、議案第23号、10ページ、11ページの議案第36号、12ペー

ジ、13ページの委員会報告事項等につきまして、この後、関係課長から説明させていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○押川委員長 引き続き農政企画課、地域農業推進課、営農支援課の審査を行いますので、関係の方だけお残りいただき、ほかの方は待機をお願いしたいと思います。

準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、農政企画課長から順次よろしくお願いいたします。

○玉置農政企画課長 農政企画課でございます。

お手元の平成20年度歳出予算説明資料の青いインデックス、農政企画課のところでございます。285ページになります。農政企画課の平成20年度当初予算額でございますけれども、一般会計のみでございますして、25億3,361万4,000円をお願いしているところでございます。

主な内容につきまして御説明を申し上げます。287ページをお開きいただきたいと思っております。(事項) 農業情報・技術対策費9,300万2,000円でございます。288ページの3にございます産学官連携による宮崎県農水産試験研究機能發揮促進事業についてでございますが、これにつきましては、産学官連携による共同研究体制を整備いたしまして、より重点的で戦略的な技術開発の加速化や緊急性の高い試験研究課題への取り組みにより、本県農水産業の優位性の確立を図るため、引き続き実施するものでございます。

続きまして、(事項) 新農業振興推進費の1億6,082万5,000円でございます。2と3とございますけれども、2の㊦きりり輝く山間地域農業活性化プロジェクト事業及び3の㊦地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業についてでございますけれども、これにつきましては、後ほど別冊の新規・重点事業説明資料のほうで御説明を申し上げます。

次に、(事項) 新みやざきブランド推進対策事業費4,014万7,000円でございます。2のみやざきブランド向上プロモーション強化事業についてでございますけれども、これは、「みやざき」で支持される消費者の信頼を勝ち取るため、今年度、新規事業として創設したものでございますが、全国への情報発信対策の強化や魅力ある本県農水産物の海外輸出促進等により、みやざきブランド対策を引き続き推進していく事業でございます。3のみやざきブランド安全・安心総合推進体制整備事業についてでございますけれども、今年度の新規事業といたしまして整備してございますJ A宮崎経済連農畜産物総合検査センターにおきまして、検体数の拡大など、残留農薬分析、機能性分析の強化に向けた取り組みを進めることによりまして、消費者から信頼される産地づくりの取り組みを引き続き促進していくこととしてございます。

次に、(事項) 総合農業試験場管理費の2億8,864万9,000円から、290ページになりますけれども、(事項) 農業研究機能高度化推進対策費の71万5,000円まででございますが、以上の項目につきましては、総合農業試験場の管理運営費用や試験場で行う試験研究費用等を引き続き計上させていただいているところでございます。

それでは次に、お手元に配付してございます

平成20年度予算案の主な新規・重点事業説明資料、1ページ目をお開きいただきたいと思えます。きらり輝く山間地域農業活性化プロジェクト事業でございます。この事業につきましては、担い手の不足や地域活力の低下によりまして荒廃が懸念されております山間地域の活力再生を図る取り組みを推進するため、農業という産業面から、地域活性化に向けた創意工夫をオーダーメイドで支援しようとするものでございます。このため、20年度の重点推進分野でございます中山間地域対策に位置づけまして、農業分野のみならず、加工分野や林業分野などとも連携を図りながら、県が事業メニューを提示するのではなく、地域ないしは集落からの提案型の事業として実施していきたいというふうに考えております。

具体的には、2ページ目に絵が出てございますけれども、集落がみずから活性化に向けた取り組みを話し合っていたいただき、それを集落企画書のような形で提案をしていただくというものでございます。第三者機関による審査を経まして、県と市町村で設置いたします山間地域農業活性化支援基金というところから基金の取り崩しを行うことによって柔軟な支援を行ってまいります。また、集落企画書につきましては、県における支援本部、また地域段階における支援センターなどを整備して認定するという形になってございます。実際、集落企画書で提案される事業として想定してございますのは、ラナンキュラスや夏イチゴなどのような新たな品目の産地化への取り組みや、出荷労力を軽減するような簡易な集荷出荷施設の整備、他地域から加工業者や担い手を誘致し、地域農業を活性化させるような取り組みなど、地域の特徴を生かした取り組みを想定しているところでござい

ます。また、支援後についても活性化につながるよう、農林振興局等で引き続き、先ほど言いました支援センターなどでフォローしていくことにしてございます。本事業を実施することによりまして、山間地域の集落が主体的に地域活性化の方策を検討する中で、他産業などとも連携しながら、産地の育成、地域の発展が図られることを目標としてございます。

1ページにお戻りいただきまして、本事業につきましては、平成20年度から22年度の3年間を事業期間と考えております。実際の基金等、先ほど説明しましたが、関係市町村の御協力もいただきながら、3年間、総額で3億円の基金の積み立てを想定しているところでございまして、平成20年度につきましては、そういった基金の拠出も含めて1億476万6,000円を予定しておるところでございます。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思えます。地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業についてでございます。

4ページの資料を見ていただきたいと思えますけれども、近年、地球温暖化が急速に進行してございまして、異常気象等による農産物の収量・品質の低下、家畜等の生産性の低下、また海水温の上昇による藻場の減少、魚種の変化など影響が顕在化してございまして、自然条件に大きく左右される農水産業の最重要課題の一つというふうになってございます。このため、本事業では、暑さから農水産物を守る対策、暑さを生かす対策、温暖化を抑える対策という3つの視点から、温暖化に対応していきたいと考えてございます。

具体的には、長期的、短期的という取り組みに分けて考えてございまして、長期的な取り組みといたしましては、総合農業試験場内に設置

する研究センターを中心に、産業界や大学などとの連携も進めながら、温暖化の影響把握、情報の集積、対応策の検討などを行っていきたいと考えてございます。また、短期的な取り組みといたしまして、温暖化の影響を受けにくい生産、経営の実証を進めるとともに、木質ペレット暖房機などの導入実証やバイオディーゼル燃料の生産・利用システムの構築など、温暖化を抑制する対策にも取り組んでいきたいと考えてございます。これらの取り組みにより、地球温暖化に対応した宮崎モデルの農水産業への構造転換を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

3 ページ目にお戻りいただきたいと思えます。本事業につきましては、事業期間を平成20年度から22年度までの3年間としておりまして、20年度の予算額につきましては、5,298万1,000円を予定しておるところでございます。

なお、このほかに、前回の常任委員会で資料要求のございました事業仕分けの委員会関係の資料につきまして、お手元にあると思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

農政企画課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○岡崎地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

歳出予算説明資料、291ページをお開きください。地域農業推進課の当初予算額は、一般会計で33億3,500万円、特別会計で1億6,530万1,000円、合わせまして35億30万1,000円をお願ひいたしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。293ページをお開きください。一般会計でございます。まず、(事項) 農業会議・農業委員会費1億4,864万9,000円についてでありま

す。これは、県農業会議や各市町村農業委員会が実施いたします農地の利用調整や、新規参入者、農業法人等に対する指導活動促進のための国からの交付金等であります。

次の(事項) 青年農業者育成確保総合対策事業費1億434万円についてであります。このうち、294ページの4の産地を担うニューファーマー確保・育成事業は、新規就農者の確保育成を図るため、就農相談や技術習得研修、経営開始に必要な機械・施設の導入などの総合的な支援を行うものであります。

次の(事項) 女性農業者育成総合対策事業1,043万1,000円についてであります。これは、農業・農村の担い手として指導的役割を担っています農村女性指導士の活動を支援し、パートナーとしての経営参画や起業への取り組みなど、女性農業者が中心となった活動の強化を図り、農業・農村における男女共同参画の推進等を図るものであります。

次の(事項) 中山間地域活性化推進費9億4,325万8,000円についてであります。これは、中山間地域等におきまして、農業生産の維持を図りつつ、農業・農地の持つ多面的機能を確保するとともに、耕作放棄の防止を図るため、集落等に対する直接支払い等を実施するものであります。

次に、(事項) 農業経営構造対策事業費3億5,636万4,000円についてであります。これは、地域の担い手となる経営体の確保育成を図るため、生産、加工、流通等の施設を総合的に整備するもので、平成20年度は宮崎市の日向夏ハウスなど4地区の実施を計画いたしております。

次の(事項) 新山村振興等農林漁業特別対策事業費8,310万4,000円についてであります。これは、山村等中山間地域の振興を一層促進する

ため、地域の個性を生かした農林漁業の振興や生活環境の整備などを実施するもので、平成20年度、諸塚村の集落道など2地区の実施を計画いたしております。

295ページをごらんください。(事項) 担い手育成総合対策事業費3,445万4,000円についてであります。このうち、1の担い手育成・確保推進体制強化事業は、県担い手育成総合支援協議会の機能を強化するため、事務局体制を一元化し、地域担い手育成総合支援協議会への支援強化を図るとともに、認定農業者や農業法人の育成、集落営農の組織化、法人化を推進するものであります。2のみんなで作る魅力ある集落営農総合支援事業につきましては、後ほど資料で御説明いたします。

次に、(事項) 農業大学校費2億7,200万7,000円についてであります。これからの本県農業を担うすぐれた農業経営者や農業指導者を養成するための研修教育や、県民の農業に対する理解を深めるための体験学習等を行うものであります。

次に、(事項) 構造政策推進対策事業費2億2,875万4,000円についてであります。1の担い手農地情報活用集積促進事業は、ホームページによる空き農地情報の提供や、担い手への面的な農地集積の促進など、優良農地の確保等に取り組む経費であります。3のみやざきフロンティア農地再生事業につきましては、これも後ほど資料で御説明いたします。

296ページをお願いします。(事項) 農地保有合理化事業費6億4,254万5,000円についてであります。これは、農地流動化の推進施策である農地保有合理化事業に取り組む県農業振興公社、JA等、農地保有合理化法人の事業推進費及び事業に要する経費であります。

297ページをごらんください。議案第10号「農業改良資金特別会計」でございます。(事項) 就農支援資金対策費1億6,530万1,000円についてであります。これは、就農希望者が新たに農業経営を開始するために必要な資金を無利子により貸し付けを行い、就農促進を図るものであります。

次に、お手元の平成20年度主な新規・重点事業説明資料をお開きください。5ページをお願いいたします。みんなで作る魅力ある集落営農総合支援事業についてであります。

6ページをごらんいただきたいと思っております。集落におきましては、認定農業者を初めとしてさまざまな形態の農業者による農業生産活動が展開されておりますが、小規模農家や、女性、高齢農業者も地域農業の担い手として重要な役割を担っています。このため、地域での話し合い活動をもとに、集落ぐるみで農業を営む集落営農を目指し、担い手や集落の将来像などを明確にした集落ビジョンの作成、集落営農組織の法人化を支援してまいります。また、この集落営農組織の経営多角化を図るため、集落営農経営多角化支援事業により、定年帰農者を含む高齢農業者の技術研修や、圃場、施設のバリアフリー化など、高齢者の能力活用を支援するとともに、地域農産物加工推進モデル事業により、女性農業者を中心に地域農産物を活用した加工開発などの起業活動を支援してまいります。

5ページの概要にありますとおり、予算額1,324万1,000円をお願いしており、事業期間が平成20年度から平成22年度となっております。

次に、7ページをお願いいたします。みやざきフロンティア農地再生事業についてであります。

これにつきましても、まず、8ページをごらんください。担い手の高齢化や減少に伴いまして、耕作放棄地は増加しており、2005年農林業センサスでは4,685ヘクタールとなっております。このうち、市町村が定めました優良農地として再生活用すべき農地は1,033ヘクタールとなっております。このため、本事業では、この1,033ヘクタールを優良農地に再生するため、県と地域段階にプロジェクトチームを設置し、耕作放棄地の所有者に対し、再生活用すべき農地であることを通知するとともに、担い手への農地の利用権等の設定が円滑に進むようコーディネーターを設置いたします。さらに、これまで県単独事業で実施してきました耕作放棄地の再生整備を国庫事業で整備できるよう、県農業振興公社が事業主体となり、一元的に整備いたします。また一方、再生された耕作放棄地の受け皿となります農業法人を積極的に育成するため、他産業からの農業参入を支援する国の事業を活用し、農業機械・施設整備費の一部を助成いたします。また、認定農業者の農業法人へのステップアップを加速させるため、新規農業法人の経営安定に必要な農業機械・施設整備費の一部を助成いたします。

7ページにお戻りいただきまして、2の事業の概要にありますとおり、予算額は1億6,211万4,000円をお願いいたしております。また、事業期間は平成20年度から平成23年度までといたしております。

次に、平成20年2月定例県議会提出議案（平成20年度当初分）の9ページお願いいたします。債務負担行為であります。地域農業推進課からは1件お願いいたしております。これは、県農業振興公社が農地保有合理化事業による農地取得等を行うために必要な資金を金融機関等から

借り入れるため、損失補償として6億200万円を限度に債務保証を行うものであります。

地域農業推進課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○米良 営農支援課長 営農支援課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の299ページをお開きください。営農支援課の当初予算額は、一般会計分が25億3,251万6,000円、農業改良資金特別会計分が2億657万円でございます。合計で27億3,908万6,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。301ページをお開きください。（事項）農畜水産物加工体制確立対策費の㊦地域農産物加工推進モデル事業659万7,000円についてでございます。当事業は、農村女性等が生産・加工・販売関係者等と連携しまして、地域農産物を活用した加工開発に取り組む体制を構築し、企業体として自立を目指す産業振興型加工グループへの誘導・育成に向けた総合的支援を行うことによりまして、加工活動を通じた地域産業の活性化を図るものでございます。

次に、（事項）新農業振興推進費のうち、ページをめくっていただきまして、2の㊧みやざき食の安全・安心確保総合対策事業でございますけれども、これにつきましては、後ほど平成20年度予算案の主な新規・重点事業説明資料により説明いたします。

次に、3の食ルネサンス「いただきます」推進事業1,656万8,000円についてでございます。当事業は、地産地消と食育を一体的に進めるみやざきの食ルネサンス運動のより一層の定着を図るため、家庭、学校、地域等において「いただきます」を合い言葉とした県民運動を展開し、

県産農産物の消費拡大や健全な食生活の実現を図るものでございます。

次に、(事項) 協同農業普及事業推進費についてでございます。地域における農業改良普及事業及び営農支援課広域指導担当の活動費でございます。

次に、(事項) 農業改良普及活動特別対策事業費のうち、1の㊸活力ある担い手・産地をつくる普及活動強化事業1,005万4,000円についてでございます。これは、地域を支える担い手の育成、革新的な技術導入支援、集落営農の推進等の課題に的確に対応するため、直接農業者に接する普及指導員の能力向上を図るとともに、普及指導協力委員の活用によりまして、農業者ニーズの多様化や高度化に対応した円滑な普及活動を展開するものであります。

次に、303ページをごらんください。(事項) 農業経営改善総合対策費のうち、1の元気な農家をつくる経営健康診断事業4,536万1,000円についてでございます。これは、本県農業を支える経営改善意欲の高い農家群に対しまして、将来の経営の目標となる経営革新プランの作成支援や、毎年の計画と実績を定期的にチェックする経営健康診断などを実施することによりまして、元気な本県農業の担い手の育成確保及び経営体質の強化を図るものでございます。

次に、(事項) 農業金融対策費についてであります。これは、各種農業制度資金の融資の円滑化を図るための利子補給等に要する経費でございます。このうち、1の利子補給金・助成金の(7) 農業経営基盤強化資金利子助成金と次のページの2の農業経営改善促進資金無利子貸付金につきましては、近年の資金需要が堅調に伸びていることを踏まえまして、融資枠を農業経営基盤強化資金は前年度より10億円増の40億

円に、農業経営改善促進資金は前年度より1億円増の9億円に、それぞれ設定いたしております。

次に、304ページをお開きいただきたいと思います。(事項) 災害資金対策費のうち、2の宮崎県農業災害資金利子補給金についてでございます。この利子補給金は、台風等の災害により被災した農業者の経営再建を支援する緊急対策のものであります。その中で、原油・家畜飼料価格の高騰に伴って経営に影響を受けた農業者の支援についても対応することといたしております。

次に、(事項) 環境保全型農業総合対策費のうち、2の㊸「宮崎産なら安心」産地体制確立事業につきましては、後ほど説明をいたします。

次に、305ページをごらんください。(事項) 重要病虫害防除対策事業費のうち、2の野生猿被害防止総合対策事業1,907万1,000円でございます。この事業は、中山間地域から平たん地まで広範囲に拡大している野生猿等による農作物被害を防止するため、モデル地区を設置し、野生猿対策専門のアドバイザー等の診断に基づく地域ぐるみでの被害対策の実証及び検討を進めるとともに、県内全域を対象に低コストで効果の高い鳥獣被害防止施設の導入を支援いたすものでございます。

次に、(事項) 農産物高品位生産指導対策費の1の農産物安全・安心日本一推進事業2,532万円でございます。平成18年5月にスタートしましたポジティブリスト制度に的確に対応するとともに、本県が消費者から信頼される食料供給県としての役割を担っていくため、適正な農薬使用の推進と安全・安心な農産物を確保する産地体制の確立を図ってまいります。

次に、(事項) 病虫害発生予察事業費のうち、

4の㊤宮崎県病虫害リスク管理強化事業1,393万6,000円でございます。農業現場においては温暖化等の気象変動や種苗の流通の広域化等により、新規病虫害の発生や重要病虫害の突発的発生による被害リスクの高まりが懸念されております。そこで、新しい病虫害予察手法の開発や迅速な病虫害診断体制の整備とともに、農薬だけに頼らない総合的な病虫害防除体系を確立し、病虫害リスクの低減と農業生産の安定化を図ることとしております。

次に、306ページをお願いします。農業改良資金特別会計でございます。(事項)農業改良資金対策費2億657万円です。担い手が農業経営の改善を目的として、新たな分野等にチャレンジすることを支援するための無利子の資金として2億円の融資枠を設定しております。

次に、主な新規・重点事業を説明いたします。お手元の平成20年度予算案の主な新規・重点事業説明資料をお願いします。9ページをお開きください。みやざき食の安全・安心確保総合対策事業であります。当事業は、食品関係者の食の安全・安心に対する意識の醸成を図り、食品の品質表示の適正化を推進するため、食品関係者に対する法令遵守の徹底や、県産品の表示状況に対する監視指導体制の強化など、生産から販売に至る食の安全・安心を確保する取り組みを実施するものでございます。

具体的には、10ページをごらんください。まず、食の安全・安心に係る普及啓発を図るため、食品関係者を対象とした研修会等を開催することとしております。また、食品表示ウォッチャーの配置や個別巡回調査の実施、並びに必要な応じましてDNA等の分析検査の実施、これらを実施することにより監視指導体制を強化しますとともに、県外におけるみやざきブランド

品目を中心としました県産品の表示状況を監視するブランドGメンを新設しまして、食品表示に係る監視指導を徹底することとしています。これらの総合的な取り組みを通しまして、予算額340万1,000円をお願いしているところでございます。

次に、11ページをごらんください。「宮崎産なら安心」産地体制確立事業でございます。この事業は、本県農業全体を環境保全重視の農業に転換していくとともに、本県農産物の品質・安全性及び信頼向上を図るため、エコファーマーの認定や環境保全型農業技術の集団的な取り組みを推進するとともに、適正な農業生産工程管理手法、GAPと言いますけれども、GAPの導入を支援し、消費者が「宮崎産なら安心」とする産地体制の確立を図るものでございます。

次に、事業内容でございますけれども、右側のページのフロー図をごらんいただきたいと思います。最初に、①のエコ農業産地拡大事業でございますが、減化学肥料あるいは減農薬等のエコ農業の拡大を図るために、新たな技術開発を進めますとともに、現地での技術の実証、検討を行い、地域への普及を図ることとしております。また、JA等の生産者部会が事業主体となりまして、産地全体で新たな環境保全型農業技術の導入・実証及び生産された農産物の有利販売等に取り組むモデル産地を育成支援することとしております。また、環境保全型農業の担い手となるエコファーマーの認定を推進しますとともに、有機農業推進法の施行に伴いまして、本県における有機農業のあり方を検討することとしてしております。次に、②のGAP総合支援事業でございます。安全・安心な農産物を提供し、消費者の信頼を得るためには、エコ農業

の生産拡大やファイナルチェックであります残留農薬検査体制の強化とともに、農産物生産に係るすべての工程でのリスク管理が求められておりました、その手法として農業生産工程管理（GAP）の普及が重要となっております。しかしながら、農業現場でのGAPの認識はまだ低く、その取り組みも一部の産地に限られていますことから、農業者や農業技術者等に対するGAPの普及啓発を進めますとともに、GAPの導入に取り組む産地の活動を支援し、GAPの普及拡大を図ることとしております。また、農業者の安全や農作物の安全を確保するため、農業機械の適正利用や無人ヘリによる農薬飛散防止について推進を図ってまいります。これらの事業を一体的に進めることによりまして、農業生産工程管理を土台にしたエコ農業産地の拡大を進め、本県農産物の品質や安全性、信頼性等の向上を図り、消費者が「宮崎産なら安心」とする産地体制の確立を図ってまいりたいと考えております。予算額は1,983万6,000円をお願いしております。

最後に、債務負担行為について御説明をいたします。別冊の平成20年2月定例県議会提出議案をお願いします。9ページをお開きいただきたいと思っております。第2表の債務負担行為の追加でございます。これは、平成20年度における農業近代化資金等の各制度資金の融資に対する20年度以降に必要な利子補給額を債務負担行為として設定するものでございます。

営農支援課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑のある方はよろしくお願いたします。

○中野一則委員 きらり輝く山間地域農業活性化プロジェクト事業についてお尋ねいたしま

す。山間地域農業活性化ですが、基金も造成されての事業ですけれども、市町村の数はどうでしょうか。

○玉置農政企画課長 対象としております市町村は、山村振興法の振興山村の計画がある地域でございまして、合併後の現市町村数からいたしますと、17市町村という形で考えています。ただし、振興山村並みの条件が厳しいというような形が認められれば、違う地域も認定していきたいというふうに思っております。

○中野一則委員 基金の拠出ということですが、その市町村も含めて3億円造成するんですか。3年間に3億円。

○玉置農政企画課長 県と市町村、3対1の割合、3年間で総額3億円という形で考えてございます。

○中野一則委員 ちなみに、えびのは入っているんですか。

○玉置農政企画課長 振興山村には計画がございませんが、先ほど言いましたように、振興山村並みというふうな形があれば、地域の要望に応じて検討していきたいと思っております。

○中野一則委員 その場合には改めて基金を造成せないかんわけでしょう。例えば来年からスタートした場合には、初年度に返って基金造成に加わるわけですか。

○玉置農政企画課長 この事業は1年度目から入っていないといけないというわけではございません。基金の積み方も年度ごとによってそこは変えていきたいと思っておりますので、その企画が実行されて、ある程度これで事業ができるという段階において基金の積み立て等をお願いすることになると思います。

○中野一則委員 その場合には3億を超える基金になるというふうに理解しておけばいいです

ね。

○玉置農政企画課長 基本的には3億を考えてございまして、2年度目、3年度目、市町村からどのぐらい基金を募るかということは、その事業の進捗状況を踏まえまして検討させていただくことになると思います。

○中野一則委員 次に、294ページ、新事業の地域連携グリーン・ツーリズムビジネスモデル支援事業というのがありますが、もっと具体的に説明をいただけませんか。

○岡崎地域農業推進課長 この事業につきましては、県内のグリーン・ツーリズムを推進するということから、地域が一丸となった、まずグリーン・ツーリズムのビジネスモデル地区を組織したいというふうに思っています。大体1年間に3地区を目標にビジネスモデル地区を構築したいというふうに考えています。ビジネスモデルという意味は、グリーン・ツーリズムは単体でやった場合、実際の収入とか、来られる方の増加になかなかつながりませんので、地域で、いろんな方がいらっしゃいますので、地域ぐるみで一丸となってつくっていききたいというふうに考えています。あわせて、つくるためのためにアドバイザーを設置いたしまして、現地におけるアドバイス、運営、受け入れ体制の指導等をやっていききたいというふうに考えております。

○中野一則委員 その3地区は決まっていますか。

○岡崎地域農業推進課長 まだ決まっておりません。今からということになります。

○中野一則委員 県の本年度の重点施策の一つに中山間地域対策事業が入っていますね。その目玉の一つだと思うんですが、地域づくりという面での事業だと思うんですが、観光・

リゾート課もふるさとツーリズム推進事業をしているんですね。それとの連携というのとはとれているわけですか。

○岡崎地域農業推進課長 ふるさとツーリズムの観光・リゾート課の協議会の中に私どもも入っております。観光・リゾート課は県外からお客さんをお呼びするほう、我々は受け入れる側、農山漁村の受け入れる側というふうに整理してございます。

○中野一則委員 グリーン・ツーリズムということですから、我々が昨年調査した西臼杵のああいうのをあと3カ所、県内につくりたいということですか。

○岡崎地域農業推進課長 夕日の里が一番いい例だと思いますけれども、西都とかあちこちで芽が出てきておりますので、そういうのをさらに発展させていきたい、あるいは新しくそういう芽をつくっていききたい、農家民泊等を含めてやっていききたいというふうに考えています。

○中野一則委員 今、西都という話がありましたが、西都から手が挙がっているんですか。

○岡崎地域農業推進課長 たまたま例で出しただけで、他意はございません。失礼しました。

○中野一則委員 わかりました。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○満行委員 288ページですが、農業協同組合指導費、県と農業協同組合、農業共済団体との関係、そして1、2、3、予算が組んでありますが、この主な用途、事業の概要を教えてください。

○玉置農政企画課長 まず、農業協同組合検査費でございますけれども、常例検査というのを行ってございまして、農協法に基づいておおむね2年に1回周期で実施しているところでございます。そういった常例検査に係る費用を主に計

上しているものでございます。

農業組合指導費でございますけれども、これにつきましては、検査専門員というものを置いてございます。専門性が非常に高まっておりますので、公認会計士等ですけれども、専門員を設置いたしまして、一緒に検査体制を充実させるための報酬等の経費をここに計上してございます。

農業共済団体指導費につきましては、これにつきましても、共済組合に対しての常例検査がございまして、そういった関係の指導経費につきまして計上しております。

○満行委員 具体的に、1番の検査費の353万4,000円、旅費とかそんなのですか。

○玉置農政企画課長 常例検査費が245万のうちありまして、普通旅費等が200万ですので、大部分が旅費等に計上されているところでございます。

○満行委員 301ページ、営農支援課、農畜水産物加工体制確立対策費729万6,000円、2番の⑩地域農産物加工推進モデル事業、これはビジネスモデルというか、経営体に移したいということですが、具体的には、仕入れ、加工、販売すればルートとか、経理とか、いろんな専門的なことの指導が要すると思うんですが、指導者とかコーディネーターとかいうのはどこが担われるわけですか。

○米良営農支援課長 モデル事業につきましては、JAが基本的には事業実施主体になりまして、加工グループを中心に生産者、販売業者、流通業者、あるいは専門の加工業者、そういう方々と連携しまして、検討する協議会をつくるというのが一つございます。その中でいろんな御意見を伺いながら、その加工グループ等が商品開発をやっていくということでございます。

その中にコーディネーター等を配置して、そのコーディネーターを中心にいろいろ調整をやっていくという形で考えております。

○満行委員 具体的にこの720万は委託料なんですか。それとも直接経費なのか、協議会の運営費というのは直営でやっていらっしゃるのか、よくわからないんですけれども、そのあたりをお願いします。

○米良営農支援課長 まず、1の加工対策総合推進費、これは県の事務費でございます。2の地域農産加工推進モデル事業の(1)の開発推進体制整備事業、これは補助金でございます。

(2)の加工開発条件整備事業、これも補助金でございます。(3)の加工販売戦略支援事業、これは県の事務費と一部委託費でございます。

○満行委員 補助の相手先は協議会ですか。JAですか。

○米良営農支援課長 (1)(2)はJA等となっております。

○満行委員 わかりました。

○坂口委員 287ページ、農政企画課、連絡調整費のところの見方です。当初を19年度と比べると倍以上で、予算が圧縮されていく中でという見方でまず一つはいいんですね。部内連絡調整費、10分の10、県単となっているところの理解と、19年度の全体、現計を見てもですけども、これをはるかこの分だけで超しているというのの解釈は。

○玉置農政企画課長 増の要因でございますけれども、実は農林振興局の公用車が10年、10万キロ以上走って、かなり古い状態になってございまして、それが4つの振興局でございまして、その4台分が428万4,000円分ございまして、それが去年とは新たに違う部分で増額という形になってございます。

○坂口委員 車が連絡調整費とかで上がってくるわけですか。

○玉置農政企画課長 連絡調整費の中に、一般事務費等々、電話の基本料金等あるんですけども、農林振興局の事務費というものがありまして、そういった観点で備品購入費として出てくると。

○坂口委員 感覚的に、車が調整費という仕分けをされるといって、普通は、例えばあれは資産登録しますね。消耗品と考えていいのかどうかというところの整理の仕方、予算書から車というのが全く見えてこないですね、普通でやっていると。全庁的にそういうカウントの仕方をしているんですか。管財課あたりはどんなぐあいに行っているんですか。やっぱり資産として登録する……。

○玉置農政企画課長 基本的に備品購入費として予算計上してございまして、基本的にはこういう形で全庁的には整理されているというふうに考えてございます。

○坂口委員 こちらでどうするという判断すべきものじゃないと思うんですけども、予算の審査のあり方として、今初めて気がついたんですけども、調整費あたり僕はどうしてもソフトをイメージしますね。ほかの備品と違って、あれは課税対象にもなり、資産でもあるんですね。そこらが調整費のカウントで……。これは内部での全庁的な、特に総務あたりの予算の仕分けの仕方というのを考えてもらう必要があるんじゃないかと思えます。それにしても、それが400万余りふえても、まだ1,000万という、そのほか何かそういったものがここに入っているわけですか。

○玉置農政企画課長 もう一つは、調整事務費という3番の項目がございまして、これにつま

ましては、不適正な事務処理の関係で20年度より、緊急に備品等が必要になった場合に、連絡調整課というか、その部の中で対応できるような形で農政水産部としては100万円計上しておるところでございます。

○坂口委員 ことごとく対農家支援含めて、補助金、中には市町村なんかへの誘導的な補助金あたりもあるのかもわからないですけども、全体的には減額方向ですね。100万持っておられるというのは、今の時点で何に支出するかもない、特定の使い先がないものの連絡調整、行き詰まったとき、ぱっと自分らが手軽に進めようかという性格の金ですね。そういうものをここで計上して大丈夫なんですか。自分らが支出していく金なんですよ、これは。圧縮に圧縮を重ねて、ちょっと我慢してください、こういう財政状況ですからということで農家に対しての支援なんかは全体が減額の方向です。そこで使えない、いまだ使い先もわからない金をプールしているという解釈になるんですけども、当初予算でそういうことを計上してくることというのは、感覚的にどうですか。僕はちょっと理解できないですね。

○玉置農政企画課長 農政水産部としては必要な予算を頑張って計上していこうと思っておりますけれども、今回、全庁的に、調整事務費については各部こういう形で整理をするということで方針として決められたことございまして、我々としては、当然必要な備品等については当初でちゃんと予算計上していくという形にしておりますけれども、緊急対応ということが必要な場合に、全体の部としては調整事務費として計上するという形で整理をされましたので、農政水産部も従いまして、計上させていただいているということでございます。

○坂口委員 緊急的というのは、その場になって発生するわけですね。今、100万、緊急性も何も、使い先もないわけですね。裏金再発防止策を検討するという約束で県民に説明したわけですが、突発的にあすにでも100万が支出されることになって、ゼロになったとしますね。これから1年、仕事をやっていくわけですね。その間にまた同じ状況が起こらんとも限らないから、100万持っていたからって再発防止にならないわけです。再発防止策を検討して、二度と起こらないようにするといった割には——今言われたように、1年間これから仕事をやっていく上で必要な備品を購入するためのものは、しっかり精査して、備品費としてそれぞれ今計画を持っていると。それ以外に突発的なものが出てきてと、説明されていることはわかるんですよ。ただ、問題は、今、1年間で必要なものが本当に精査できるかということ、1年間の間に要らなくなるものがあつたから予算の流用というものが出てきたわけで、最終までその予算を、その備品を確保しなくても、1年間仕事はできてきたわけですね、流用した部分については。

例えば、何でもいいですよ。事務用の5万なり10万の品物を購入する予定で予算を計上していた。でも、それが要らなくなったから、ほかのものに、ユニフォームに変わったりとか、いろんなものに変わった。でも、1年間行政は進んできて、何ら支障なかったと思うんです。あつたら問題です。ということは、1年間のものを精査してから、絶対必要なものを予算通過後1週間ぐらいで部長が総務部長に計画リストを出せるわけがないんです。部長、そうになっていますね。議会最終日から1週間以内に年間の備品購入計画書というのを総務部長に提出するよう

なっていますね。その中には具体的にずっと入っていくわけですね。その仕組みを変えなきゃだめだと思うんです。原則的にそういう積み上げたもので何千万必要というのは、備品1年間必要というのは出てきます。ただ、その中でも、執行していく中で優先順位が変わってきたと。どうしても今これが必要となったときは、あるものは部長決裁、あるものは課長決裁、あるものは主幹決裁でもいいと思うんですけれども、その中でやっていって、それが1年間行き着かずに100万不足が出た、備品費がなくなってしまった、そのときに100万円を確保すべきで、これはやっぱり財政方が持つべきだと思うんです。それか工面すべきだと思うんです。何に使うかわからない、必要性が出たとき使うんですよというのを当初予算で確保しておきながら、一方では、財政を減らしているんです。これは総務部に言わなきゃだめなことだけれども、各部共通してそういう認識でやっていかないと、何の改善策にもなっていないということです。1年間過ぎて100万残りましてとなるかもわからない。何日か先には、急にリストにないものの購入が必要になりました、試験場で試験機器の備品が壊れました、全体が動きませんということになれば、当然購入せざるを得ない。きょうにでも購入せざるを得ない。あしたから100万ないわけです。だから、改善策につながる予算の計上の仕方ではないと思います。改善策としてそういうことをやっていきますということだったですね、柔軟性、緊急性を持たせるための工面を予算の編成のあり方で考慮しますということで。これで本当にそういうことに対応できますか。

○玉置農政企画課長 全庁的な取り組みとしてもう一つございまして、予算流用の手続の簡素

化というものもございます。同一の目内で節間の予算流用について、今までは総務部長に申請していかなきゃいけなかったところをその申請を不要として、連絡調整課の中で審査をして使えるということがございますので、必要な場合には、こういった目間流用の中でまず措置をした上で、例えば100万を使う事態が出てくれば100万のほうにという形で、全体を調整しながら対応していくというふうに考えております。

○坂口委員 僕は、それ一本に限るべきだと思います。現実的にそれでやっていって、連絡調整の中でといったら、どういう決裁をやっていくかわからんですけれども、持ち回りなり、電話での説明なりで決裁とかできると思うんです。それにたけた人たちだけだから、何を話しているかというのは即座に判断できると思うんです。そうなったときに、やっていって、なくなった時点でいいじゃないですか。次の予算なくなるなど、年度途中でなくなるなどなるときに、そのときに追加で財政方と話をします。こういう理由で尽きていくけれども、今後まだ当初に上げた備品がこれだけ購入できていないし、何月何日には必要になってくると。そのときに予算がないと言え、正規の今までの査定というか、財政方とのこれは要求になるんでしょうか、そういう過程を経て100万なりを確保する、あるときは500万なりを確保するというのが本来の正しいやり方じゃないかと思うんです。逆に、ずっとその100万を支出する必要がなかったと、当初見込んだとおりで年度末にいきそうになったとなると、査定でけられて、最初、どうしても欲しいけれども予算で認めてくれなかったというものにその100万は支出されがちです。結果的にこの100万は毎年支

出されていくようなことになっていくと思うんです。だから、これは本当の意味での抜本的な改革じゃなくて小手先と思うんです。環境森林部にもこれは言ったんですけども、こんなのは財政なり予算の考え方の抜本的な改革をやったというんじゃないで、僕は小手先でしかないと思うし、とにかく予算の考え方として、使途目的が決まっていないものを当初予算で確保しておいて、必要が出たら使いますということでしょう。緊急性はここには認められないと思うんです。一方では、僕らはいろんな要望を地元で受けながら、わかるけれども、金がないんですよという断り方をたくさんやらされているんです。これはどうしても理解できる予算の仕組みじゃないと思うんですけれども、部長、こういう現実をどう考えられますか。

○後藤農政水産部長 坂口委員御指摘の考え方、そういう視点というのにも確かにあると思います。これは県庁部内の予算の編成の仕組みを一応モデルとして示されている中で、今回はここに計上しているということですので、枠として認められる予算というものの是非かという点で言えば、例えば金融の枠等もございまして、そういう立て方もあるのかなということは私も考えております。ただ、おっしゃいますように、ほかの予算が全体的に厳しい、予算がないという中では、目間の流用を含めて、そちらで工夫できるところを工夫した上で、そして最後に例えばこれを使っていくとか、やっぱり使い方の一定のルールを明確にしていく必要があるかなというふうに思いながら聞いておりました。

○坂口委員 くどくなってしまうんですけども、あと2点だけ、一つは、連絡調整範囲内で流用というか、備品の購入の入れかえというか、

どれぐらいの時間がそれにかかるのかということ、もう一つは、同じように査定を受けてきて、備品をこれまで財政は認めましょうということ、で年間の備品購入の予算というものが合計額が決まりますね。一番先で購入する、年度当初4月1日にすべて購入じゃないはずですから、3月31日までの間の購入計画というのがあるでしょうから、一番下期に来るものの中から100万円については流用してもいいですよと、仮に流用した理由とかそういうものが、当然決裁方式は要りますが、それが財政方が納得できるものであれば、時期が近づいたときに当初計画していた備品については購入できることを保証しましょうというなら、工面がなされると思うんです。でも、上げていて、いざというときやってくれといったら、後でそれを査定して財政がそれはだめだから返せということはできないと思うんです。その工面がここには仕掛けられていないということです。一方では連絡調整で流用できるというのをつくったら、なぜそれをしっかりした流用の考え方に置いて即対応できるようにしなかったかということです。農政水産部に言ってもしょうがないんですけれども、そういう指摘があったということをしかり部長会議なりに持ち帰ってほしいということです。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○榎藤委員 常任委員会資料でもらいました中の、先ほど一部質問もあったんですが、きらり輝く山間地農業のところですが、これは全国等で先進地とかモデルになるようなところがあるという、そういう例があるのかどうか、全く全国で初めての取り組みなのかという点はどうですか。

○玉置農政企画課長 このように提案型の事業

というのは全国でも例がない形だと思っております。我々の調べた範囲ではこういった事業は余りないと思っています。山間地域対策はいろいろありますけれども、こういった提案型というのはまれに近いというものでございます。

○榎藤委員 今までも問題意識は物すごくあったんだけど、なかなか現状が改善されないということで時間がたってきたなという、我々自身も責任を感じているわけですが、そういう中に新しい試みとしてということで、ただ、集落とか市町村とか、そういったところが第一線になることは間違いないわけですが、そういったところを後押ししようという考え方かなということで、やってみていい結果が出ることを期待するんですが、その中で外部評価組織、第三者委員会、既に大体の構想は固まっているんですか。

○玉置農政企画課長 具体的な形には構成してございますけれども、今想定している、考えていることとしては、例えば学識経験者ですとか、県に産業支援財団というのがございますけれども、そういったところのコーディネーターさんとか、地域の方々などにも入っていただきながら、総合的に、決してチェックだけではなく、いろんな指導、御助言もいただけるような組織として作り上げていきたいと思っております。

○榎藤委員 先ほどの説明の中で、振興山村が17市町村プラスアルファという話で、えびのは当然入っているのかなと思ったら、入っていないということだったんですが、17市町村というのはちなみにどういったところですか。

○玉置農政企画課長 長くなりますが、読み上げますと、綾町、北郷町、日南市につきましては一部集落、串間市についても一部集落が該当、

都城市につきましては旧山之口町が該当、小林市につきましては旧須木村が該当、西都市についても一部集落、西米良村は全体、木城町も全体、延岡市につきましては旧北方町、北川町、北浦町が該当、日向市については旧東郷町、諸塚村、椎葉村は全体、美郷町についても旧3村全体、高千穂町については一部集落、日之影町、五ヶ瀬町が全体という形になってございます。

○榎藤委員 1対3の割合で基金を3億円造成するというのは、3億円は県が出す分だけという考え方で、4億円になるんですか。

○玉置農政企画課長 3億円の内訳として県が3、ですから2億2,500万、残りが市町村というふうに考えてございます。

○榎藤委員 集落の力が衰えていくのを防ぐという意味でも何らかのいい方向にいったほしいなと願うわけですが、実際には、やってみないとかなかなかわからんのかなということですが、3年がかりでやってもらうわけですから、ぜひうまくいくようにやってほしいなというふうに本当に思います。

それから、引き続きで6ページですが、農家も、認定農家とか言いながらも、中小の農家は、疲弊という言葉が悪いけれども、実質的には高齢化と疲弊はしていると思うんです。こういうところで共同作業とかそういうのがうまく回らなくなるんじゃないかというような心配のもとに、これをうまく元気づけていこう、こういうことかなというふうに思うんですが、これについての県の役割と、これも地域なり市町村が前面に出ていくのかなというふうには思うんですが、ことしは1,300万かけて取りかかるわけですが、県の果たす役割を、失礼な言い方けれども、担い手育成支援協議会とか書いてあるんですが、もう少しわかりやすく説明してほしい

と思うんですが。

○岡崎地域農業推進課長 今、委員おっしゃいましたとおり、集落に担い手というのが少ない、その中で、小規模農家あるいは女性あるいは高齢者、この方々がみんなで集落の農業はもとより、集落の維持発展を図るという必要がございます。そのためには、まず集落で話し合いをしていただいて、集落の将来のあるべき姿、あるいはどういうふう集落をやっているかと、それが一番大事だと思いますので、ここをまずやっていただこうと。県の役割でございますが、県は、当然県のほうの全体の担い手の協議会を持ちまして、どうやろうかという大きな方針をつくります。地域では、市町村はもとより、普及センター等々入った地域の担い手協議会をつくっております。この話し合いに対して必要な助言指導がどうしても出てきますので、そのあたりをみんなでサポートしていこうというふうに考えてございます。ちなみに、ビジョンにつきましては、1年間に30地区ぐらいでつくっていきたいというふうに考えています。

○榎藤委員 3年がかりですから、30地区ぐらいの集落を指定するんですか。対象地域として3年連続して見ていこうということでしょうか。

○岡崎地域農業推進課長 集落ビジョンを30地区ぐらいでつくっていただきたいと。ビジョンまで行く段階いろいろございますので、目標としては30地区ぐらいでそういうビジョンをつくっていただいて、そのビジョンの中で必要なものについて、上のほうにあります事業、あるいはほかの事業などを入れまして、総合的に支援していきたいというふうに考えております。

○榎藤委員 これも30ぐらいの市町村があるわけですが、大体行政単位で1つとか、その選び

方等についてはまだ絞ってはいないわけですか。

○岡崎地域農業推進課長 これは別に1市町村から1つとかそういうことを決めておりませんので、そういう機運が盛り上がらないと、官主導でやってくださいといってもなかなか難しいところがございますので、そのあたりの仕掛けを地元の農業委員会なり、あるいは普及センターなり、あるいはJAなり、そういうところで入っていただけたらなというふうに考えています。

○権藤委員 次に進みますが、7ページのみやぎフロンティア農地再生事業、これについては県の農業振興公社が主体になってやるということのようですが、今まで私は、県の農業振興公社の役割が具体的にわかっていなかったわけですが、これを見てもみますと、例えば土木建設から来た農業法人等についても、手伝ってもらおうじゃないかということ等も入っているようですけれども、当面はどこか目標としてやるというところをことは決めているとか、そういうことは具体的にはどうなんでしょうか。

○岡崎地域農業推進課長 まず、ことは、予算成立後にプロジェクトチームを各支庁・振興局単位でつくりたいと思っています。これにつきましては、特に地域段階では、8ページの一冊上でございますが、支庁、振興局、普及センター、当然市町村とか、農業委員会、JA等、そういう関係者が入ったまですプロジェクトチームをつくりたいというふうに考えています。

復元すべき農地等1,033ヘクタールあります。これは農業委員会のほうでそういう情報を持っておりますので、まず、耕作放棄地になっている農地の所有者にお手紙を出したいというふうに考えています。あなたの農地は荒れています

と、したがって、これは復元していただきたいと思っていますと、つきましては、その農地を復元していただけないかというのと、貸していただけないか、あるいは売っていただけないかと、そういうのをあわせていきます。それから、さらに、御本人の同意が要りますので、復元した農地を売るなり貸すなりしたときにそういう情報を出していいですかと、そういうのもあわせてやっていきたいと思っています。

公社を絡めたのは、農地保有合理化事業、これは農地を買ったり借りたりする中間保有ができるような事業ですけれども、これを県全域でやれるのは県の公社だけですので、そこが全体的にそういうこともやるということにつながっていきたくと。解消するだけではまた荒れますので、それを担い手なり必要な者に集積していきたくと。法人の事業を挙げているのは、今まで解消してきた農地の売り渡し先、貸し先といえますか、これを見てもみますと、約5割が農業法人が利用いただいております。そういうこともありまして、やはり農業法人というのは大きな力でございますので、農業法人の育成支援も、認定農業者の農業法人へのステップアップ含めた、そういう事業をあわせて一体的にやりたいというふうに考えております。

○権藤委員 土地の集約を目的として、例えば従来の例でいくと、北浦町かどこかに農業法人があつて、実質的には40幾つの市町村のうちで機能していたのはそこだけじゃないかというような認識でおったりしたんですが、市町村には、土地の集約等について機能する法人とか組織は今のところなくて、県の振興公社ということなのか、それはそれでありますよということなのか、そのことはどうなんでしょうか。

○岡崎地域農業推進課長 市町村段階には、市

町村が先ほど言われましたやつが2つ、それからJA等がやるのがございます。ただ、そのところは貸し借りのみを扱っておりまして、売買は県の公社だけでございます。

○外山三博委員 2点お尋ねをしたいんですが、1点は、303ページの経営改善意欲の高いというので2番目の革新的技術導入経営体支援事業、これは具体的にはどんな技術的革新を想定しているんですか。

○米良営農支援課長 革新的技術導入経営体支援事業は、農業改良普及センターが意欲的な農家等への経営改善指導——経営改善計画を作成する支援をしたりする普及センターの事業でございます。

○外山三博委員 革新的技術導入経営体支援と書いてあるから、革新的技術導入というのはどんなことなんですか。

○米良営農支援課長 例えば施設園芸で言いますと、水耕栽培とか、あるいは新しい品種を導入するとか、そういうことによりまして自分の経営改善を図っていこう、あるいは規模拡大をやっていこうというようなとき、いろんな新しい技術を使ってやっていくというのを支援するというのでございまして、今申し上げましたような水耕栽培とか、養液栽培とか、あるいは養液土耕とか、あるいは天敵を使って農薬を減らすとか、そういういろんな技術を開発しておりますので、そういう技術導入を農家に対して支援していくということでございます。

○外山三博委員 その際、試験場との連携というのは当然あるわけでしょう。

○米良営農支援課長 技術の開発、例えば天敵利用とか、あるいは養液土耕の栽培技術確立とか、こういう基本的なものにつきましては、当然試験場のほうでも開発していただいておりますし、

それをもとにして普及センターのほうで現地で実証圃を設置しながら、農家のほうに技術移転をしていくということでございます。

○外山三博委員 もう一点。幅広く深く聞いていきたいんですが、農業大学校についてお尋ねしたいんですが、現状、今、農業大学校での卒業生は何名いるんですか。

○松尾農業大学校長 この前、卒業式をやりましたけれども、学科生、高校卒業して2年間勉強した学生が62名、それから専攻科といいまして、学科を卒業して2年間また専門的に勉強した学生が4名、66名卒業しております。

○外山三博委員 学部というのか、学科というのかは幾つあるんですか。

○松尾農業大学校長 学科としては3つございます。農産学科、園芸学科、畜産学科、コースとして農産学科に水稲畑作と茶業、園芸学科に野菜と花と果樹、畜産学科に肉用牛と酪農がございまして。

○外山三博委員 卒業生の卒業した後の進路、どこにどういうふうに行っていますか。

○松尾農業大学校長 ことしの例で言いますと、法人の就農、自家に就農とか、そういうものを含めて即就農が学科62名のうち27名になっております。研修後就農するというのが7名、農業団体に行くのが10名、関連産業が5名、進学等6名、就職等が3名、まだ決まっていない学生が4名ということになっております。

○外山三博委員 農業大学校という名前ですが、学校法人、専門学校とかいろいろありますね。宮崎県の農業大学校の位置づけ、法的には学校なんですか。

○松尾農業大学校長 いわゆる学校教育法に基づくものではないですね。

○外山三博委員 ということは、どういうふう

に理解したらいいんですか。研修所なんですか。
法的な位置づけは何もないんですか。

○松尾農業大学校長 農業改良助長法に基づく
研修施設というふうな位置づけになっておりま
す。

○外山三博委員 ということは、ここを出て単
位というか、修業が終わった段階で資格が取れ
るものは何かあるんですか。

○松尾農業大学校長 今のところ、学科卒業生
については宮崎県農業経営士という称号は与え
ております。

○外山三博委員 ここでやっておられる研修の
レベルがどのくらいのものか私、わかりませ
んが、例えば就農した人が20数名ということで、
家に帰っていく。畜産も施設園芸もいるんで
しょうが、ここで研修する内容、例えばバイオ
技術を使った茎頂栽培なんかもここで習得でき
るんですか。

○松尾農業大学校長 科目の中でバイテクの勉
強はしております。

○外山三博委員 勉強するのは勉強しますが、
自分で帰って施設園芸をやるとき、茎頂栽培を
自分でできるのか。例えば育種の勉強をして、
品種改良まで交配してするレベルの勉強もここ
でやっているのかどうかということなんです。

○松尾農業大学校長 あくまでうちの場合は、
我が家に帰って実践的なそういう技術を磨くと
いいですか、そういうのが主体でやっておりま
すので、研究とかそこまではいかないと思っ
ております。

○外山三博委員 大体レベルはわかりました。
もう相当たちますね。相当広い土地ですね。50
ヘクタール以上あるのかな。広さを教えてください。

○松尾農業大学校長 農大校の敷地、研修セン

ターもございませぬけれども、88ヘクタール程度
ございませぬ。

○外山三博委員 これは全部使っているんです
か。

○松尾農業大学校長 全部使っております。

○外山三博委員 細かくはいいけれども、どう
いう形で使っておられますか。

○松尾農業大学校長 例えば畜産あたりの放牧
地が結構広いのがございませぬし、水田もかなり
広く使っておりますので、今のところあいてい
る土地というのはほとんどない状況です。

○外山三博委員 この予算が2億7,000万、
これは運営管理費ですね。職員が40名だと、2
億7,000万の管理維持費と職員の人件費が3億
ちょっとぐらいでしょうか。使っているお金が
全部合わせますと6億前後になると思いま
す。そこで、6億を使うと10年で60億になるわけ
ですね。何を私が言わんとしているかというの
は、6億毎年使っていって、ここで研修した人
たちが出ていく、その費用対効果というか、農
業大学校にこれだけの広い土地があつて、これ
だけの費用を使って今あるわけですが、本当
にそれだけの費用対効果があるのか。今まで
こういう形でやってきたから、惰性でただや
らんといかんということをやっていることはな
いのか。その辺のところの感じ、もちろん当
事者ですから、しっかりやって、それだけの
ことはありますというお答えでしょうけれど
も、どうですか、正直なところ。

○松尾農業大学校長 うちの場合は推薦入学
と一般入学とあるんですけれども、すべて学
校からの推薦ということで、意欲を持っている
高校生を入学させていますので、そういうこと
はないというふうに考えております。

○外山三博委員 卒業していった卒業生、それ

を受け入れた地域、団体、企業等からの評価というか、フィードバックしてくる声というのはあると思うんです。そういうものがあれば聞かせてほしいんですが。

○松尾農業大学校長 就農した場合はほとんどSAPに入って活動しておりますし、この前、高岡の酪農をやっている石川君ですか、農林水産大臣賞をもらったんですけれども、彼も大学の卒業生でございます。それから、JAあたりも行っていますけれども、悪い評判は聞いておりません。

○外山三博委員 大体今やっておられるレベルというか、内容はわかりました。それなりにちゃんとやっておられると思うんですが、その中で一歩進めてほしいと思うのは、最初に聞きまして位置づけ、学校ではない、研修所でもいいんですが、今、資格の社会になっていますね。ここを卒業したら資格がこういうものが取れるというような何か位置づけというか、そういうことにはいかないんですか。経営士の資格だけはあるということですが、国の資格を取れるような学校にできないのかどうか。

○松尾農業大学校長 各県に農大校ございまして、専修学校への位置づけというのをやっている学校もあります。例えば大学のほうに行けるとか、そういう資格になるんですけれども、今のところ、うちとしては、やはり地域に帰って地域で農業をやるんだという、就農するというのを大きな目的にしてやっていますので、今のところそれは考えていないところです。

○外山三博委員 せっかくこれだけの予算を使ってやっているんだから、今あなたが言われたことも必要ですよ。プラスそういう資格が取れる分があればもっと生きてくると思うんです。ぜひこれは前向きに検討してもらいたいと

思いますが、部長、どうですか。

○後藤農政水産部長 外山委員おっしゃる趣旨はよく理解できます。農大校を当初、改築しましたときに、当時の農業改良助長法がございまして、その中では農大校の卒業生も農業改良普及員の受験資格は取得できるようになっておりました。ところが、助長法の改正がありまして、受験資格が変わってきたものですから、その意味で、農大校の出身者が今現在それを直接には取れないという形に変わってきているところです。当初は確かに、おっしゃいますように、受験資格を認められるような形でスタートしておりますので、またいろいろなほかの関係団体等の調査等も行いながら、将来像を少し明確にする必要があるかなというふうに思います。

○外山三博委員 ひとつ前向きにこれは検討していただきたいということを要望しておきます。

それから、この農大校に関して私、前から言ってきたことがあるんですが、この施設を利用して、特に東南アジアの青年たちに開放して、受け入れて、ここで研修をさせたらどうだろうか。特に今は安心・安全ということが食に関して世界的なテーマになっていますね。その中で、日本の安心・安全に取り組む技術というのは非常にレベルが高いものがありますね。温暖化対策も、さっき話がありましたように、作物の品種改良含めていろんなことをやっておられる。そういう現状を考えたときに、農大校のこれだけの施設がありますから、東南アジアの青年たちを受け入れて、中国を含めた、東南アジアずっとありますが、宮崎発というか、宮崎に来て農大校でそういうことを研修したということで、食の安全という意識を持った青年たちが東南アジアにずっと広がっていくと、宮崎の農業に関

するリーダーシップというか、そういうものが出てくるんじゃないかと。せっかくこういう施設があるからですね。今の段階でこの事業の予算の中でそういうことはありませんが、来年度に今、私が言ったようなことをぜひ研究検討してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○後藤農政水産部長 海外の農業に資すると、そして宮崎県の農業のステータスを上げていくというのは方向としてあるんだろうというふうに思います。ただ、今一番海外との関係で問題になっていますのは、種苗、こういったものの知的財産権の保護、それから海外で直接栽培されることによる競争力の問題、そういった問題もいろいろ背後に控えるかと思いますので、そういった点もあわせて検討をしてみたいというふうに思います。いろいろな海外をどう育てるかということは、やはり基本的には日本国内に返ってきますので、そういった大きな視野でいろいろと検討してみたいと思います。

○外山三博委員 私は、そういう視点で宮崎の農業を組み立てていくことが宮崎の農業を世界に売っていくベースになると思うんです。今、部長は検討してみたいということですから、来年度に入って適当な時期にまた、どの程度検討されたか、お聞きいたします。

○松田委員 重点説明資料の9ページです。みやざき食の安全・安心確保総合対策事業ということで、営農支援課、次のページに「宮崎産なら安心」産地体制確立事業があります。これは食品関係者ですとか生産者向けの施策と思うんですが、今一番関心のある食の安全・安心、消費者に向けての取り組みは、部全体ではどこがどのような形で今回おやりになるんでしょうか。

○米良営農支援課長 私どもの課では、特にJAS法を中心に所管しておりまして、JAS法の業者さんへの啓発とか、そういうのを主にやっております。ただ、消費者につきましても、特に適正な表示がされているかということで、食品表示ウォッチャーというのを県内に80名お願いしておりますが、この方々は消費者でございます。そういうウォッチャー活動を通じて一つは啓発をさせていただいているというのがございます。また、食と農を考える県民会議で産地消、食育等を推進しておりますけれども、そういった中でも当然、食の安全性とか、そういった意味の啓発をやっているところでございます。

○松田委員 食品表示ウォッチャーというのがたしか平成14年から活動しているということですが、今回新しくみやざきブランドGメンがありますね。これは食のウォッチャーの県外版というふうに考えてよろしいんでしょうか。

○米良営農支援課長 基本的にはそういうふうに考えておりまして、東京、大阪等で、そこに書いておりますように、県の関係者あるいは農業団体の関係者、それにあわせて今おっしゃられましたようなウォッチャーをやっていただく方、こういう方々で編成したいというふうに考えております。

○松田委員 東京、大阪、福岡で選定というと、これから選定されますか。

○吉田消費安全企画監 今、東京も大阪も福岡も、せんだっても帰ってきてもらって、事務所の皆さん方とも意見の交換をしております。特にその中で、消費者からそれぞれ6人選ぶことにしておりますので、選び方等についても今、検討しているところでございます。

○松田委員 みやざき応援隊というものが観光

・リゾート課のほうで150人ぐらい選考いただいています。定期的に宮崎県の農産物も無料で送っておりますし、いろんな情報が行っていて、県出身者あるいは県外出身者で宮崎を愛する人たちの団体ですので、そういう方への配信というのもしられると、より充実したウオッチャー、Gメンになるかと思えます。提案しておきます。

○満行委員 営農支援課、305ページの重要病虫害防除対策事業費、この中に野猿が入っているというののもどうなのかと思うんですけども、さっきの坂口委員の話じゃないですけども、病虫害に野猿、入れるところがないからこれなんだろうと思うんです。我々には要望してもこれを変えるという権限はないので、そちらの権限でやられるしかないと思うんですが、これは営農支援課に言っているわけじゃないですけども、予算書は皆さん方がつくられるし、執行されるんですけども、これは県民のもんですから、だれが見てもわかるように、努力していただきたいなど。事項もずっと変わっていないわけで、これはぜひ県庁として工夫してほしいなど。審査する側としても大変中身がわからない。聞いてみてそうなんだということが結構あるので、それは要望申し上げておきたいと思えます。

本題に入りますが、2番の野猿被害防止総合対策、アドバイザーをということになっていましたが、アドバイザーはどのような方々なのか。ほかの部局との調整というのはどうされているのか、2点お尋ねします。

○米良営農支援課長 まず、アドバイザーについてでございますけれども、野生猿の専門家という方々をモデル集落のほうから要請していただきまして、アドバイスをいただくという形にしておりまして、例えば宮崎野生動物研究会の

会長さんはもともとフェニックス動物園等ですべて働いていらっしやいまして、猿の専門家でございますので、そういう方々に、猿の生態からその地域の中でどういった防除策が有効なのかというアドバイスをさせていただくということにしております。

この事業は、環境森林部が同じような事業を持っておりまして、役割分担の中で農作物被害を私どものほうでやりまして、全体的な総合調整を環境森林部のほうでやるという形にしております。

○満行委員 協議会みたいな中に県の各部が入っているのが県庁内にあるんですか。

○米良営農支援課長 県庁内で、環境森林部、農政水産部等も入りまして、鳥獣被害対策会議を持っております。

○満行委員 農政企画課にお願いしたいんですけども、不適正な事務処理がありまして、我々、現場も行きました。備品の購入のあり方についてかなり議論もしましたし、議会として知事に対して申し上げているところですけども、今回、予算が提案されていますが、備品購入費のあり方というのを知りたいので、総括のときで結構ですが、備品購入費、部全体の19年度当初予算と決算見込み、新年度の予算額、18節の備品購入費を調査したいので、いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○押川委員長 ほかにございせんか。

○中野一則委員 仕分け委員会の資料のことで……。

○押川委員長 仕分け委員会の前に、ほかにございせんか。

○坂口委員 これは教えてもらいたいことですが・・・残留・・・国内登録の農薬基準とか各国の・・・認めていきながら・・・(聴取不能)

産地からの出荷がとまったという事例が全国で幾つかあったのかというのと、それからもう一つは、今のように暫定的に厳しくなっていくものとすれば、どのステップまで来ていて、今後どういったスケジュールになっているのかというのを教えていただきたい。ちょっと心もとなくなつたものだから。

○吉田消費安全企画監 制度としては、各国で基準のあるものはそれを踏襲しましょう。ないものについては一律基準で0.01でいきましょう。それは決まっておりますので、我々からすると、0.01でずっといかれるのは、逆に言うときついので、早く検査をどんどんしてもらって、緩和してほしいという要望はしているんですが、今のところは、一律基準と決まっているもので分かれてございます。それと、制度が始まってから10数件とか、違反で公表されているものがございます。

○坂口委員 そうしたら、今の基準、残留農薬の濃度というんですか、登録外が0.01ppm、そのほか、国内登録の農薬の日本の基準のほうが高かったような気がするんです。これは海外のほうがかつと緩かったような気がするんですけれども、その国家が決められている基準がポジティブリスト制度での基準にそのまま使われるんですよね。

○吉田消費安全企画監 そのとおりだと思います。決まっているものは、それをまず守る。そこに入っていないものについては一律基準でいくというふうに整理がされていると理解しております。

○坂口委員 暫定的に緩和されていくんじゃないかと、これで固定ということになってくるんですか。

○吉田消費安全企画監 今のところはそうだと

思っております。我々はできたら、0.01という一律基準を何とか、どんどん検査して、0.1以内とかそういうことに直してもらえんだろうかという要望をしているというところなんです。一律基準というのは、基準のないやつは全部一律と言われていたものから、逆に言ったら、基準を明確につくってもらいたいというふうには思っております。

○榎藤委員 303ページですが、農業金融対策費ということで金利分が5億円ぐらいあるんですが、これについて、勉強不足で申しわけないんですけども、例えば融資のパターンとしては、農業している人であれば農協、JAに申し込んでそういったものの一部を負担していますよと、そういうものが典型的に幾つかあるんだろうと思うんですが、そういったことと、県のほう、あるいは国からおりてくる助成金等との関係が、ここで一括して書いてあるんですけれども、こういった類型であるのかという部分を教えていただければと。

○米良営農支援課長 農業金融対策費の中の(1)の農業近代化資金利子補給金、これは農業近代化資金という資金でございますけれども、基本的には、農業近代化を図るための施設・機械の導入、あるいは牛、果樹、それらの育成導入、こういうものに使える資金でございます。これは基本的には農協等が融資機関になりまして、貸し出すと。それに対して県と市町村で利子助成するという形でございます。主なもので申し上げますと、(7)農業経営基盤強化資金の利子助成金でございます。農業経営基盤強化資金というのは、認定農業者等が施設の近代化を図るために資金を優先的に使うものでございますけれども、これは農林漁業金融公庫が直接、農業者に貸したり、あるいは農協を通じ

で貸し付けていく、そうしたときの利子助成、
こういう農協を通じてやるのと、農林漁業金融
公庫を通じてやるという、大きな流れ、2つご
ざいます。

○井本委員 みやざき食の安全・安心確保の件
で、これとは直接じゃないんだけど、この
前、中国のギョーザ、農薬がどうのこうのと、
今、スーパーに行くと、中国産や宮崎産と全部
書いてあるんだけど、あれを加工してしま
うと、例えばデパート地下なんか行くと総菜屋さん
が多いですが、そこには何も表示していないわ
けです。あの辺はどういうふうに関後なるのか
など。実際何を使っているかわからんというこ
とで、うちのかみさんなんか心配するわけです。
あの辺は何か問題になっておりますか。

○吉田消費安全企画監 確かに総菜屋という
か、目の前を出しているのには特に定めとい
うのはないんですが、ただ、外食産業等にもガイ
ドラインというのがございまして、特にレスト
ランだとか何かは、きょうのうちの肉はどこ
このを使っていますとか、きょうの野菜はどこ
どこ産を使っていますというのを積極的に表示
しようとされています。多分これから先、我々
が余り言わなくても、商売をやっていく上で表
示することが販売促進につながるということは
大いにあると思われまますので、これから先はど
んどんそういう表示が表に出てくるだろうとい
うふうに思っております。

○井本委員 出てくると思うじゃなくて、規制
が何かを——デパートの地下や、でき合いのも
のがたくさんあるじゃないですか。

○吉田消費安全企画監 できれば本当は全部し
たいんですが、ただ、その時々によって、入っ
てくる日にちによって、物によって違うとか、
その総菜を扱うときにあちらこちらかき集める

ので、それを全部しろと規制するというのは厳
しい問題があるだろうと思っています。ここは
そういうところを主に出していくようにとい
うことで、ガイドラインで示していますので、そ
ういう指導はしていきたいと思っております
が。

○井本委員 ガイドラインがあるわけですか。

○吉田消費安全企画監 外食等につきましては、
国のほうがガイドラインをつくっております
して、積極的に公表していこうという姿勢はご
ざいます。

○井本委員 レストランじゃなくて、デパート
の地下とか総菜屋さんがたくさんあるでしょ
う。うちは中国産使っていませんとか、それだ
けでもいいんだけど、そんなの表示せんで
しょう。実際使っているかもしれんし、その辺
は心配するわけです。そういうものに対して検
討しているのかという話です。全然検討はして
ないですか。

○吉田消費安全企画監 今は外食その他です
から、総菜も含んでですが、ガイドラインではそ
ういうことをやっておりますので、我々として
は積極的に公表されるように指導を検討してみ
たいと思います。

○井本委員 検討してください。

○山下副委員長 農政企画課にお聞きしたい
と思うんですが、重点事業説明の1ページ、きら
り輝く山間地域農業活性化ですが、過去、宮崎
県サンシャイン農業だったか、そういう取り組
みの中で、中山間地域対策で、高低差を利用し
て例えばホオズキとか菊とか、そういう宮崎農
業の展開をやるんだということで、10数年前に
なるのか、そういうことがあったらと思う
んですが、それと同じような事業になるのか。
それと、宮崎の中山間地農業を推進してきた経

過、どういう実態で、どこまでブランド化ができてきたのか、そしてさらに定着しているのかどうか、そこの実態をお知らせいただくとありがたいと思います。

○玉置農政企画課長 これまでも立体園芸という形で、中山間に合った、寒暖の差、気象条件に合った作物ということで、先ほどの資料の中にも夏イチゴ、ランタンキュラス等の花という、小規模でもある程度収益性の上がるような作物、そして涼しいところでも十分できるようなものについて、積極的に農業試験場においても実証試験をしたりしながら、また販路も確保しながら、定着に向けた取り組みをしてきたところでございます。その成果をちゃんと生かしながら、今度はそれを核として、農家の取り組みを地域全体に波及させながら産地化を目指すとか、またそれを踏まえて、もっと加工に取り組むとかいうのをもう少し幅を広げて、それを集落でみずからどういうふうにしていこうかという取り組みとしてまず地域に考えていただくといったような事業ですので、これまでのそういった県が進めてきた成果を地域の中でまたどうやって発展させていくかといったような観点での事業として発展をさせていきたいというものでございます。

○山下副委員長 産地づくりというのは、定時・定量・安定出荷というのが、品質もそうでしょうけれども、ぜひそれにプラスになった取り組みをしていただくとありがたいと思っています。

それから、営農支援課にお聞きしたいんですけども、302ページ、食ルネサンス「いただきます」推進事業ですが、今、井本委員からもあったんですけども、地産地消という言葉が出たんですけども、地産地消という形で一番

これをわかりやすく取り組みたいということは、学校給食だろうと思うんです。地域の中で地産地消を進める中で、学校給食に取り入れることの難しさというのは何回か我々も壁にぶち当たってきたんですが、不特定に野菜を納入しなければならない、農家というのをどういうふうに変定していくのか、それと価格の面、これがいろいろ問題点があって、なかなか進んでいないんですけども、ここでテーマとして「いただきます」ということは、やはり学校給食が前提になるような気がいたすものですから、その辺との連携をお知らせいただくとありがたいんですが。

○吉田消費安全企画監 最近延岡市で一校一農運動というのもやられています。綾町ではJAとうまくマッチングができて、給食に取り入れられているという例がございまして。我々もそういうことで直接、今、JAに、窓口になってもらうところをしっかりと、JAからそういうところに入れられるような仕組みもぜひ検討してみたいというふうを考えて、なるべく地元のを学校給食に出せるようにというようなシステムを考えたいというふうを考えてございます。

○米良営農支援課長 補足ですが、ちなみに、食ルネサンス「いただきます」推進事業の中でも、学校給食に地元の食材を使ったメニューを出していただくということで500万ほどの補助をやっております。

○山下副委員長 学校給食で、まさか中国の製品というのは過去使っていなかったんでしょうね。例えば冷凍食品とか。

○吉田消費安全企画監 教育委員会のほうでは、使っていないということでした。

○山下副委員長 中国の農産物というのが加工

南港航路の輸送枠を確保し、海上コンテナによる京浜向けの輸送を支援するもので、500万円をお願いしております。7の選ばれるみやざき青果物高品質・安定輸送対応事業ですけれども、本県青果物の輸送の効率化を図るために、拠点流通施設への集約化と前日受け入れ翌日出荷に向けたコールドチェーン体制の試行等を支援し、高品質で安定的な輸送体系の確立に向けた取り組みを推進するもので、485万円をお願いしております。

次に、310ページをお開きください。(事項) 強い産地づくり対策事業費であります。この事業は、国の強い農業づくり交付金関係の事業でありまして、野菜、果樹、畑作物のハウスや選果機、防霜ファン等の産地競争力強化のための施設整備等の事業で、12億5,191万8,000円をお願いしております。

次の(事項) 新みやざき園芸産地再生事業については、後ほど資料によって説明します。

次の(事項) 活動火山周辺地域防災営農対策事業費についてであります。この事業は、桜島降灰による被害を防止するための防災営農施設の整備を行うもので、降灰防止、降灰除去施設等整備事業として8,182万7,000円をお願いしております。

次の(事項) 主要農作物生産対策事業費であります。この事業は、品質向上等による売れる米づくりの推進と、優良種子の安定供給体制の整備を進めるほか、新たに、2にあります㊦宮崎コシヒカリ信頼回復対策事業であります。これは、昨年の台風の被害を受けて品質の低下をしたわけですけれども、宮崎コシヒカリの信頼回復を図るために、効果的なPR対策と現地情報の提供を行い、販売環境の改善を行うもので、単年度として予算額145万円をお願いして

おります。これを含めて867万8,000円でありませう。

次に、(事項) みやざき米政策改革推進対策支援事業費についてであります。この事業は、現在進めています米政策改革推進対策を円滑に進めるための指導体制整備や水田農業の担い手育成のための条件整備、さらには市場ニーズに応じた米生産体制の整備などを進める事業であります。予算額としましては1億1,746万3,000円をお願いしております。

次に、311ページの(事項) 元気みやざき園芸産地確立事業費であります。この事業は、輸入に打ち勝つ競争力のある産地確立を図るため、野菜の産地強化計画に基づき、低コストや高付加価値化、さらに効率化に向けた機能強化ハウス等の施設・機械整備や省エネルギー対策等を進め、また産地育成を図るものであり、予算額は1億9,321万5,000円をお願いしております。

次に、(事項) 青果物価格安定対策事業費につきましては、後ほど資料で説明します。

続きまして、312ページをお開きください。(事項) 花き園芸振興対策事業費であります。㊦2「花咲き。みやざき」需要開発促進事業をお願いしております。これは、I F E Xとか、ジャパンフラワーオークションとか、そういう見本市への出展を通じて高品質でオリジナル性の高い県産花卉のPRを行うとともに、県内で宮崎の花の祭典等の花卉消費拡大キャンペーン等を展開し、花に囲まれた安らぎと潤いのある生活を推進するもので、予算額は735万円をお願いしております。

次に、(事項) 果樹農業振興対策事業費であります。この事業は、宮崎を代表する果樹となりました宮崎マンゴーの栽培技術、「太陽の夕

マゴ」50%、収量2.5トンという技術確立するとともに、日向夏などの特産果樹の条件整備を進めて安全・安心なブランド確立を推進するもので、予算額は全体で3,687万5,000円をお願いしております。

次に、(事項)茶業奨励費ですけれども、これについても後ほど資料によって説明します。

(事項)特用作物生産改善推進費であります。これは、葉たばこ、原料用カンショ等の特用作物を主幹作物とする土地利用型の農業経営に対して、経営基盤強化を支援し、畑地帯における特用作物の生産振興及び農家経営の安定向上を図るもので、予算額として992万5,000円をお願いしております。

続きまして、新規・重点事業説明資料の13ページをお願いします。新みやざき園芸産地再生事業です。14ページにありますように、本県の施設園芸は全国有数の産地でありますけれども、その取り巻く状況は、価格低迷、さらにはコスト増、さらには担い手というあらゆる面で厳しい状況がありまして、このままでは生産力の減退に伴う産地の縮小を引き起こし、また施設園芸技術の伝承も難しくなり、本県施設園芸にとって厳しい状況になることも懸念されます。このため、本事業では、施設園芸に重要な技術伝承と、小規模経営のために、農業をしたいけれども、就農に迷っている後継者が就農できるように支援して、本県施設園芸の維持拡大を図ろうとするものであります。具体的には、地域内の農業者と就農に迷っている後継者で技術研さんのための技術研究会を結成し、その技術実証のためにJA等がハウスの実証圃とリースを行い、産地内の先進熟練農家から技術伝承を受けるとともに、後継者を残すものであり、施設等のリースに対する支援を行います。単年

度で県下で4集団程度の研究会を育成することとしており、事業期間は20年度から22年度までの3カ年でありまして、20年度予算額としては2,143万5,000円をお願いしております。

続きまして、15ページの青果物価格安定対策事業についてであります。この事業は、野菜の価格の低落時に生産者へ価格差補給金を交付し、農家経営の安定と消費地への野菜の安定供給を図るものであります。この青果物価格安定対策事業は、国の助成事業であります指定野菜、さらには特定野菜、県単事業というふうに大きく分かれております。それぞれの対象産地の要件、さらには対象野菜、市場平均価格をもとに算出された補償基準額と下回った価格との差額の補てん率の80%、90%については資料のとおりであります。④の改善事業についてであります。この事業は、野菜価格が長期低迷している状態をかんがみて、農家経営の安定強化、さらには生産体制の強化による野菜産地の維持拡大を図るため、10%の補てん率の強化を実施するものであります。80%は90%、90%は100%補てんするという形になります。中身としまして、価格安定強化事業につきましては、県が推進する品目で、特定野菜制度、県単事業の価格安定対策に取り組み、産地強化計画を策定して構造改革に取り組む産地を対象としまして、対象品目にあります重点推進8品目と戦略品目9品目に対して10%の強化を行うものであります。指定野菜安定強化事業につきましては、指定野菜の中で国の強化対策には要件上のりそうにない、夏秋ピーマン、夏秋キュウリ、夏秋トマト、冬春里芋の4品目で産地強化計画を策定して、同じく構造改革に取り組む産地を対象として10%の強化を行うものです。米印のところに、本事業の対象とならない指定野菜、括弧書

きにあるような品目については国の事業が制定されましたので、国の事業に移行を推進します。事業期間は平成20年度からの3カ年間で、予算額は1,500万円をお願いしております。本改善事業を含めて青果物価格安定対策事業としまして、全体では3億1,490万4,000円をお願いしております。

続きまして、17ページの魅力あるみやざき茶産地総合対策事業についてであります。この事業は、全国4位の生産量を誇っておりますけれども、知名度としては十分でないみやざき茶の銘柄確立と産地拡大を図るため、高収益で安定した茶業経営体の育成と、宮崎茶業全体の振興を図るため、生産者、茶商、市場などの茶の関係機関・団体が一体となった取り組みが必要との認識から、昨年9月に組織化されましたみやざき茶推進会議が取り組む生産から消費までの戦略的な対策の推進を支援するものであります。右のほうに事業の内容がありますけれども、みやざき茶生産条件整備事業につきましては、高収益で安定した茶業を経営するために、茶苗木の新植・改植支援や共同利用機械・施設等の導入支援を行うものであります。みやざき茶生産流通PR対策事業におきましては、みやざき茶推進会議が取り組む生産から消費までの戦略的対策を支援するものであります。事業期間は平成20年度から22年度までの3年間で、20年度の予算額は2,544万5,000円をお願いしております。以上であります。

○荒武畜産課長 畜産課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の315ページをお開きください。畜産課の20年度当初予算額は、一般会計で43億4,838万5,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。317ペー

ジをお開きください。(事項) 畜産経営環境保全対策事業費でございます。

次の318ページ、1の㊤耕畜連携による資源循環型農業確立事業の1億2,250万円についてであります。この事業は、耕畜連携による良質堆肥を使用した資源循環型農業を推進するため、家畜排せつ物処理施設等の整備を行うものであります。次に、2の㊤良質堆肥生産利用機能強化事業の3,018万円についてであります。この事業は、堆肥化技術の向上や製品情報等の収集提供などによりまして、耕種部門の多様なニーズに対応できる堆肥の供給体制を整備しまして、良質堆肥の有効活用を促進するものであります。

次に、319ページをごらんください。(事項) 肉用牛生産対策費のうち、3の㊤肉用牛繁殖基盤強化対策事業の1億1,056万5,000円につきましては、後ほど別添資料で説明させていただきます。

(事項) 酪農振興対策費であります。320ページをお開きください。7の酪農経営活性化事業の5,066万3,000円についてであります。この事業は、学校給食用牛乳の安定供給等により県産牛乳の消費拡大を図りますとともに、良質な牛乳を供給するための検査体制を整備するものであります。

次に、(事項) 養豚振興対策費のうち、2の㊤宮崎ハマユウポーク生産・流通再編整備事業の4,184万2,000円についてであります。この事業は、宮崎県産の豚肉の販売促進を図るために、宮崎ハマユウポークの一層のブランド化の推進や生産拡大のための種豚導入を行うものであります。

(事項) 養鶏振興対策費のうち、3の㊤地域養鶏振興対策事業の2,682万円についてであり

ます。この事業は、本県養鶏の生産基盤を強化するために、それぞれの地域に適応した飼料高騰対策や防疫強化のための取り組みについて支援を行うものであります。

次に、321ページをごらんください。(事項) 飼料対策費のうち、2の㊦飼料価格高騰緊急対策事業の6,576万4,000円につきましては、後ほど別添資料で説明させていただきます。

次に、(事項) 公共畜産基盤再編総合整備事業費のうち、1の畜産基盤再編総合整備事業の4億8,441万9,000円についてであります。この事業は、飼料基盤に立脚した畜産経営体の育成を図るために、西諸県や霧島南部、西都・児湯地区で草地造成や牛舎整備などを行うものであります。

次に、323ページをお開きください。(事項) 家畜保健衛生所費のうち、3のみやぎの畜産を衛る家畜保健衛生所機能強化事業の4億969万円についてありますが、この事業は、バイオハザードに対応した検査棟を宮崎家畜保健衛生所に新設し、検査機能を強化するものであります。

次に、資料がかわりまして、平成20年度予算案の主な新規・重点事業説明資料をお願いいたします。19ページをお開きください。肉用牛繁殖基盤強化対策事業についてであります。1の目的ですが、肉用牛生産は、本県農業の基幹作物目として地域経済を支える重要な産業でありまして、一層の生産振興が必要となっております。このために、遺伝的能力の高い繁殖雌牛の保留や受精卵を活用した改良手法によりまして、肉用牛生産基盤を強化することとしております。まず、優良繁殖雌牛の保留対策として、一定以上の能力を有する繁殖雌牛の保留経費の一部助成を行いまして、優良雌牛の県外流出を防止い

たします。次に、受精卵移植の活用では、各地域の受精卵移植協議会における採卵に要する経費の一部助成を行いまして、優良牛の増頭を図っていきたくと考えております。これらの事業に取り組むことによりまして、畜産農家の経営安定、肉用牛繁殖基盤の強化、宮崎牛のブランドの維持発展を図るものであります。2の予算額でございますが、1億1,056万5,000円、期間は22年度までの3カ年を予定しております。

次に、21ページをお開きください。飼料価格高騰緊急対策事業についてであります。まず、1の事業の目的ですが、バイオエタノール需要の急増によりまして、配合飼料価格が急騰し、年間180万トン消費する県内の畜産農家の経営は危機的な状況にあり、その影響緩和は急務となっております。このような状況にあることから、県といたしましては、関係団体とこの緊急事態に対応した対策を検討いたしまして、自給飼料、家畜の生産性、食品残渣等の飼料化、この3本の柱にそれぞれ5%アップすることを目標として、以下の事業に取り組むこととしたところでございます。まず、自給飼料増産対策では、トウモロコシ等の飼料作物の作付を年630ヘクタール拡大しますとともに、水田裏作等利用されていない土地の集約化の推進や、広域に飼料を生産しておりますコントラクター組織を育成していきます。また、トウモロコシ等を効率的に調整することが可能な可変型サイロや飼料作物生産機械の導入を支援します。さらに、耕作放棄地での放牧モデル集団の育成や定着を図ってまいります。続いて、家畜生産性向上対策では、養豚の生産性向上を図るために、10戸のモデル農場において慢性疾病対策を重点的に指導してまいります。未利用資源の飼料化対策につきましては、焼酎かす等の飼料化

を一層推進することが重要でございますので、既存事業で対応していくことといたしております。2の予算額につきましては6,576万4,000円、期間は22年度までの3カ年を予定しております。

次に、債務負担行為について御説明いたします。お手元の平成20年2月定例県議会提出議案の9ページをお開きください。畜産課の欄でございますけれども、1つ目は、平成20年度に金融機関が宮崎県農業振興公社に整備事業資金を融資したことによりまして、損害を受けた場合の損失補償でございます。20年度の借入限度額は3億3,600万円、利率3.5%以内でございます。2つ目は、平成20年度の畜産特別資金融通助成事業に係る利子補給でございます。畜産農家の経営負担を軽減するための利子補給を行うもので、2,743万円の債務負担をお願いするものでございます。

最後に、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。お手元の平成20年2月定例県議会提出議案の第23号になりますけれども、内容につきましては、環境農林水産常任委員会資料で説明をさせていただきたいと思っております。9ページをお開きいただきたいと思っております。家畜保健所において実施する家畜の検査手数料区分に、新たに「その他の疾病」を追加するものでございます。昨年、馬インフルエンザが全国的に発生しまして、本県においても検査を実施したところでございますけれども、今後このような突発的な疾病の検査を緊急的に実施するに当たりまして、必要な手数料を徴収するための条例改正であります。

畜産課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしましたし

た。委員の皆さん方の質疑を受けたいと思いません。

○外山三博委員 農産園芸課長にお尋ねしたいんですが、重油の高騰で木質ペレットの実験、西都ではヒーターというのか、一度委員会で行きましたね。その後どうなんですか。燃費の効率、一番新しいデータ、どんなふうになっていきますか。

○小八重農産園芸課長 2つについては今も実証を続けております。燃油については、1月までは比較的暖かかったわけですがけれども、2月が結構たいいていまして、非常に農家としては負担が多かったんじゃないかと思っております。

○外山三博委員 この事業予算の中に支援事業はどこか入っているんですか。

○小八重農産園芸課長 最初にありました木質ペレットなりヒートポンプについて直接の予算はまだ組んでおりません。ただ、重油高騰対策で、例えば4段サーモとか、周りにあるビニールシートとか、そういう資材に対しては「元気みやざき」の中で対応できるようにしております。

○玉置農政企画課長 先ほど農政企画課のときに審議いただいた事業の中で、温暖化の予算があったかと思っておりますけれども、その中で木質ペレットの導入実証とかヒートポンプの実証について措置をしたいと思っております。

○外山三博委員 今期は、このシーズンはもう対応できないわけですがけれども、来年度の施設園芸に、油は今のこの市況では下がらないですよ。そうすると、木質ペレットなりヒーターに関する機械というのか、これが普通の重油ボイラーの3倍ぐらいですね。これを何か支援をするような事業をどこかに入れないと、当初にはこれは入っていないみたいですが、その辺、非

常に効果があつて、ランニングコストが半分ぐらいで済むというような見通しがあれば、当初には入れなくても、補正でも支援策をどこか事業として組んでいく必要があると思うんですが、その辺の考えはどうか。

○小八重農産園芸課長 県単事業について農政企画課長が説明しましたがけれども、国の事業の中で3億6,500万という予算が組んであります。それについて宮崎県にも導入できるように、現在、農業団体と一緒に国等と話を始めているところです。できればそれで木質ペレット100台程度は導入したいと。ただ、いかにせん、3億6,500万という金ですので、もっとほかに対しても国に対しては何らかの措置をお願いしたいということで団体と話しています。それと、ヒートポンプについては、NEDOという制度の中で導入できますので、これについても公募が始まるということで、3分の1の補助ですけれども、宮崎県でも積極的に導入できるように対応していきたいと思えます。

○外山三博委員 この前、圃場を見たときに、木質ペレットのほうはそんなにコスト下がっていなかったけれども、ヒーター兼用のほう、ランニングコストが半額ぐらいですね。だから、あっちのほうがああ時点ではいいかなという気がしたんですが、これからの数字を見ていって、今言われたように、タイムリーに制度をつくっていかないと、後手後手に回ると、来シーズン、全然これが動かないようになりますから、ぜひ臨機応変に対応してもらおうようお願いをしておきます。

○小八重農産園芸課長 環境森林部のほうでも導入できるような事業もありますし、国のほうの動きもアンテナを高くして、ぜひ先ほど言われました20年度秋からに間に合うように対応し

ていきたいと思っています。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○井本委員 肉用牛繁殖基盤強化対策事業ですが、宮崎の牛が日本一になって、これは恐らくこの何十年かの皆さんの努力もあって、もちろん農家の人たちの努力もあって、ああいう結果が出たことだろうと思うんです。みんなが努力してまた今度、しかし、またほかの県もそれ以上にまた努力しているわけですから、よりまたプラスのやっついていかないかと。今度この事業をやっついていっているんですけども、改善ということでもありますけれども、どの辺が今以上のものであるのか、お聞かせ願いますか。

○荒武畜産課長 宮崎県では現在、年間に雌牛を3万7,000~8,000頭生産しております。これにつきましては、能力の高いものから低いものまで既にわかっておりますので、その能力の高い5%程度の牛、2,200頭前後ですが、これを宮崎県内に保留、残せば、その遺伝的優位性、他産地との優位性は保たれると考えておりまして、そのための対策を打っております。その中でも一番能力の高いものを、今おっしゃいました事業の中で670頭程度、1.5%ぐらいに当たりますけれども、これで手当てをしていきたいと。残りの部分についてもほかの事業で手当てするというので、宮崎牛のブランドを確立していきたい、さらに高めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○井本委員 今までこれをやっていたんじゃないの。どこがどう違うの。

○荒武畜産課長 引き続きやっついていくということでございます。

○井本委員 今までと同じことをやっていたんでは、後ろはだんだん追っかけてきているわけだから、今以上のことをやらないかんと思うん

です。今以上のことはどんなことがあるのか、私もよくわからんけれども、例えばこの666頭にしても、本当に666頭が必ずというぐらい精度の高いものなのか、今まで大ざっぱに666頭といったのをより確率の高い、精度の高い666頭にしていくとか、そういう方策が考えられると思うんです。その辺のことはやっているのかという話です。

○荒武畜産課長 委員御指摘のありました件が特に大切でございますので、それにつきましては、宮崎県の和牛につきましては、育種価という遺伝的なレベルの高いものの序列が決まっておりますが、各地域に残っている数は違います。各地域と十分意見を交わしながら、この地域においては1.5%、非常に能力の高い牛を選定していただいて、それを残すというようなことで、ぜひ他産地との競争に負けないような、遺伝的優位性が保てるような、そのような保留の対策を打っていきたい、そのように考えております。

○井本委員 受精卵のこっちのほうはどうなんですか。これも今までとは違うことをやっているんですか。

○荒武畜産課長 これも引き続き行う事業でございますが、受精卵移植につきましては、先ほど言いましたように、宮崎県の牛はすべてが優秀な牛でございますので、非常に優秀な卵をとりまして、言ってみれば能力の若干劣る牛にそれを移植する、そういうことによって能力の高い牛が確保できますので、そういうことを各地域の協議会で、県内7つの協議会がありますけれども、そこで取り組まれておりますので、その協議会が受精卵を活用して牛の改良を行うという事業を引き続き支援していくという事業でございます。

○井本委員 頑張っておられるんでしょうか

ら、より一步プラス、より上に向けてひとつ努力のほどを、部長のほうはこれについてお詳しいから。

○坂口委員 今、優良牛については大体事前にまず大別はできている、こういった牛群の中というようなことでわかっているということですけれども、それにしても客観的な判断基準はあると思うんです。そのときに、数字なり、あるいはそういったもので最終的に判断されての優秀なものがまず大まかに分けられるということだと思っておりますけれども、具体的にはどういったものを評価していった、そこに至るんですか。

○荒武畜産課長 母牛の能力は、10万頭おりますけれども、これにつきましては遺伝的能力がほぼ固まっておりますが、その母牛から生まれた子牛が肥育されますが、そのときの肥育の成績がございます。どれだけ早く大きくなるかというのと、サシがどれだけ入るかというのがあります。その情報をすべて統計処理いたしまして、育種価というもので母牛のすべて序列が決まっているということでありまして、そういうことを活用して、今の雌牛よりもさらに能力の高い牛をつくっていききたいというふうに考えておるところでございます。

○坂口委員 例えば間接検定だ、直接検定だという、一応県として位置づけしたいろんな視点からの評価、点数が出るものがありますね。それは具体的にはどういったのをクリアしてきて、どこまで行ったときにこの成績状況評価で優良と判定することになるんですか。どこを通過していったいるんですか。

○荒武畜産課長 子牛が肥育されまして、枝肉になります。その枝肉の成績、太りやすいのか、品質が4等級、5等級なのかということを経営

的に判断して、育種価というものをつけております。その牛の遺伝的能力の序列をつけているということです。総合的な観点でやっておりますが、その序列で一番高いのは、枝肉成績の中でもサシが非常に重要でございますので、どれだけ脂肪交雑が入るかということを重要視しながら選抜を行っております。委員おっしゃったように、その一番大もとは、種雄牛をそれで作っていらっしゃいますので、雌牛と種雄牛のかけ合わせでまた評価が変わってきますから、その評価を一回一回検証しながら、どういう組み合わせのときがいいのかということを検証しながら、さらにさらに改良を進めていっている、そういう状況でございます。

○坂口委員 そのところですがけれども、限られた種雄牛のものの範囲内しか囲めないということになるのかなど。県が種雄牛を登録なら登録というんでしょうか、認定というんでしょうか、そのストローから生まれた系列の牛しかかぶらないということになるのか。枝肉がすぐれていけば、すべてがその選定の対象になっていくというのか、そのところが知りたいんです。

○荒武畜産課長 枝肉の成績は母牛と種雄牛とのかけ合わせによって出てまいりますので、両方の成績を総合的に勘案したものが枝肉というものに出てくるということでもあります。

○坂口委員 そうじゃなくて、例えばどこのどういう牛かわからないけれども、枝肉成績がよかったというものはそこでテーブルに載ってくるのか。じゃなくて、県が、改良事業団なり何なりでいいんですが、そこがこれが宮崎の種牛なんだと認めたものから生まれた、あるいはその血を引いているものしかその資格はないんですよという決め方をやっているのかということです。

○荒武畜産課長 委員のおっしゃるとおり、県の改良方針にのっとったものを拾っていますので、今おっしゃったとおりでございます。

○坂口委員 そうすると、こぼしていく可能性があると思うんです。今もう雄牛の購入をやめたわけでしょう。今まではそういうもので人が作り上げて、本当に優秀なものと思っていたけれども、これから先は県でそれをやらなくなったわけですね。やめたはずですよ。500万、600万出して買ってきて、10頭に1頭も役に立つのがいないからやめるんだということになって、いつの委員会だったかわからないけれども、今後は個人のブリーダーのそこらにも視点を当てた新たな、今、井本委員が言われたとおりですがけれども、新たな視点から優良牛を育てていかないとじり貧になっていかないと。鹿児島あたりは民間育種家のそれで成功していますね。だめなんだと、県がこれだと言ったものの以外は目もくれないんだということで、保留牛への補助というのはやっていっているのかということを知りたいんです。

○荒武畜産課長 県外からの種雄牛の購入の件につきましては……。

○坂口委員 そうじゃなくて、県外だろうとどこだろうと、民間が育種した牛で本当にいい子を産んでいるのってあるんです。市場で肉が評価されている。そういうものは今、対象になっていないという説明だったと思ったから、そうになると、そこらを対象にするほうがいいのか悪いのかを今後検討していかないといけないんじゃないかという入り口を話しているんです。

○荒武畜産課長 遺伝的な多様性を確保することというのは大変重要だと思っています。そういうことで、県としましても、県有牛を兵庫県から現在でも買ってきております。そういう多様

性は確保しております。ただ、今言われた民間にもおりますので、そこらについては、宮崎牛が日本一になったということは、今までのずっとやってきた改良は評価されたということもありますので、それプラスさらに改良を進めるために、現在民間でやられているものも検討したほうがいいのかどうかということについては、関係者とも十分今後は検討を進めていかないといけない問題だと思っています。

○坂口委員 今でも買っていますか、県外。間違いないですか。

○荒武畜産課長 18年度と19年度でそれぞれ1頭ずつ但馬系を購入しております。

○坂口委員 途中でやめた年はなかったですか。

○荒武畜産課長 近年では、その18と19だけでございます。

○坂口委員 途中でやめた年はあったんですか。何年やめていますか。

○荒武畜産課長 4年間ほど購入を中止しているということでありまして。

○坂口委員 それは僕が監査のときに指摘したんです。500万も600万も出して買ったものを10頭のうち1頭ぐらいしか物になっていないから、どうするんだと言ったら、今後これはやめていくという方針を県は出したんですよ。その後また再開したという説明は議会にはあっていないです。どういう手順を踏んでそんなことを始めたんですか。

○荒武畜産課長 議会に報告していないということをお、承知していません。まことに申しわけないと思っておりますが、先ほど言いましたとおり、種雄牛の多様性を確保するためには、何らかの格好で外部導入は必要だと考えております。いろんな検討した結果、県外から導入す

るということになったのではないかと考えております。

○坂口委員 そんな基本にかかわることを、監査の指摘を受けたりそういうことを総合的に勘案してからやめるということを一たん決断したわけですから、それが自然にまた再開されるというのは——多様な遺伝性を確保しながら、その中でよりすぐれたものを確保していかないと、血が濃くなってきて弊害が出るというのは、経験上わかっているんです。新たな血を組み込みながらやっていかなければいけないということもわかっている、何で民間の育種家あたりのそういった能力もその中に貢献させながらということとを並行して検討しなかったんですか。また安易にもとに戻ってしまったんですか。委員会で僕はそのことも確認したら——いつだったか忘れたけれども、委員会もありますよ——やっていかないということ、今後、民間にも目を広げるという説明、それは今のこのメンバーの常任委員会だったと思うんですけども、そこらがその都度の説明だったら、これはちょっと問題視せざるを得ないと思うんですけども、これは大きい方針ですよ。

○荒武畜産課長 種雄牛の外部購入につきましては、従来から予算化をしているということだそうでございます。その中でいろいろ県の改良方針に沿って購入するかどうかの議論の中で4年間は購入していないと。18、19年につきましては購入したということでございます。

○坂口委員 児湯振興局長もやられた畜産課長、あのとき、わざわざ表をつくって見えたんです。そういう説明だったんです。やっぱりそうでしょう。優良種雄牛ということで県外から持ってきて、その確率はすごく悪いじゃないですか。どちらが効率的か、民間の確率と比較さ

れましたか。それをやってから、これ以上、今の手法ではだめだということで一たん休止したんです。適当な牛を探したけれども、いなかったから執行しなかったというやめ方じゃなかったんです。だから、4年も休んでいるんです。安易にまた戻ってしまっていますね。ここでどうこうだと言わずに、慎重にもう一回そこは基本に戻って検討し直してほしいということ。少なくともそのときはリストまで持って見えたんですよ。過去何頭か、これとこれがようやく宮崎の種牛として成功しただけで、10分の1ぐらいの確率だと。1頭5,000万ぐらいついているんですよということ。それを廃牛として処分するときはたったこれだけですよという説明があって、だから、今後これについては休止するんだという説明で、リストまで持って見えたんです。そこらの引き継ぎがなされていない可能性があります。たまたま購入しなかったという説明なんかがここで出てくる。たまたま4年間も適当な牛がいなくて、また引き続きその年に出てきたといったら、今度はその根拠の説明が要りますよ。4年一生懸命探してもいなかったものがまた続々連続して出てきだすなんて、どういう環境の変化があったのかと。

それから、今言いたかったのは、そういうぐあいでもだまだ縄張りを狭くしていると、民間のブリーダーからのいい牛が出ても、それが俎上にも上れないということは、そこから生まれてきた子牛は保留牛としての15万の対象になっていないんじゃないかということをお心配するんです。どんなになっているんですか、その仕組みは。

○荒武畜産課長 15万の保留牛につきまして、先ほどありましたとおり、県の改良方針にのっとって県の種雄牛を使うことが前提になってお

りますので、おっしゃるとおり、対象にはならないと考えております。

○坂口委員 だから、そこで民間からの種雄牛も対象にして広げただったら、実際まだ民間が開発した牛が県の種雄牛として確保されていなくても、民間に存在している種雄牛の血を引いた牛だって、優秀な牛だったら補助対象にしてそれは県内に保留させるべきじゃないか、これは僕の判断です。考え方です。県はそうじゃないと、県が持っている牛の血を引いたものしかだめだということになれば、それはそれでいいかわからないけれども、少なくとも今の時代にあって、前向きにいろんな広い視点から検討していくんだという説明をこれまでしてきているのなら、既に検討はなされてなきゃだめじゃないかと思うんです。あくまでも閉鎖的に今後ともやっていこうということで、変えようとする姿勢がないんじゃないかというのを感じるから、今言っているんです。

○荒武畜産課長 宮崎牛の今後の大きな改良方針にかかわる問題でありますので、地元とも十分そこについて、御意見がありましたということをお踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

○坂口委員 この問題は利権が、利害が絡むんです。すごく難しいから、地元ということは今、対象にしている人たちだけだから、そこらはやっぱ県の責任でもってどういう方向がいいんだという方向を出して、それでこうだから皆さん理解してくれというやり方をやっていかないと、おくれる心配があるんじゃないか。正しい正しくないを言っているんじゃないんです。僕はその心配をしているということだけを申し上げて、どちらがいいかわからないことです。それで成功されてきて日本一になったことも事

実なんです。ただ、今の井本委員に対しての説明が、もうちょっと広く今後は考えていくんだと、そしてよりよいものを目指すんだというけれども、やっていることはやっぱり同じことをやっている、説明したことと実際これから進んでいくことが違うんじゃないかなという心配を持ったものだから。

○押川委員長 それはまた検討していただいて、宮崎のよりよいものをつくっていただくという方向の中で、段階的に報告ができればお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

○榎藤委員 常任委員会資料の21、22ページ、飼料価格高騰緊急対策事業ということですが、①とか②とかアイウエオという形で項目が挙げられているんですが、もう少し具体的に、飼料増産整備事業というのがどこに機械をどうするのかとか、そういった具体性を含めた形のこの6,500万の中身を説明していただければと思います。

○荒武畜産課長 まず、21ページの事業内容のところの飼料増産推進事業でございますけれども、(ア)の飼料稲、飼料米等の面積拡大ということにつきましては、年間に630ヘクタールの増加面積に対する支援を、これは種代相当ですけれども、それについて支援をしていこうという事業でございます。(イ)の水田裏の集約化の推進につきましては、200万円ほどでございますけれども、10カ所の集団に対して、これは地代相当分について助成していこうというものでございます。(ウ)のコントラクター組織につきましては、20組織につきましては、作業料の一部を助成していこうというものでございます。

○榎藤委員 あと全部お願いしたいんだけれども、大型機械、小型機械、どこにどうするのか

とか。

○荒武畜産課長 イの飼料作物の収穫機械につきましては、大型機械につきましては、国庫補助事業を活用いたしまして、飼料用米の種子を採取するための機械導入が1台ございます。そのほか、可変式サイロといいまして、普通の土木工事用のL型の擁壁がございまして、そこら辺を活用することによって低コストでできるサイロ3基を4集団、12基を計画いたしております。大型機械につきましては、10組織に入れていきたいと。小型機械につきましては、20組織について導入を図っていきたいということを考えております。

○榎藤委員 今のどこを想定しているんですか。地域的に、例えば西都とかそういうのがあれば。

○荒武畜産課長 これにつきましては、まだ今からでございます、地域は県域全体でやっていきたいと考えております。

○榎藤委員 放牧体制等については、従来から放牧期間とかそういったものを含めてある程度の実績があると思うんですけども、そういうものについて今回、強化事業という名前でどういこうことをするのかということと、あと、焼酎かすの飼料化推進ということだけれども、これはまだ全然実績がないのか、今までやってみて、こういったものを食べさせることによって肉質がどうだとか、そういうデータなりがあるのかとか、そういうことです。

もう一つ、②については、疾病総合対策と書いてあるんですけども、従来から疾病がこういう比率であるんですけども、今後はこういう形で改善していった生産性を上げるんだというようなものが具体的にあるのか。

○荒武畜産課長 放牧につきましては、4～5

年前までは全くございませんでした。ここ2～3年で西臼杵地区を中心にやっと普及が始まったばかりでございまして、これにつきましては、耕作放棄地に牛を放つことによって活用が図られますので、推進していきたいということでございまして、今回特にダニ対策、放牧するとダニがつくんですが、それによって家畜が病気になってしまいますので、そこらについて重点的に取り組んでいくということでございます。

エコフードにつきまして、今回考えておりますのは、養豚農家が具体的に、焼酎かす等をベースに、食品残渣なり、パンくずとかそういうものを収集いたしまして、養豚用の液状のえさをつくりたいということで、20年度の予算に計上いたしているところでございます。

○押川家畜防疫対策監 養豚農場における疾病の割合とかそういったものは具体的にはここでは申せませんが、生産率、例えば出荷率というような形で見ますと、豚は年間に2.3回転ぐらいいたします。2.3産するというような状況でございまして、子豚が通常10頭生まれれば、23頭年間に出荷できるという体制になりますが、現状では16頭とかそういった数字で、慢性疾病で打撃を受けておまして、今、非常に下がってきております。そういったものをきちんととらえて生産率をアップしていこうと、病気対策を講じてアップしていこうというような形で今回取り組もうとしておるところでございます。

○榎藤委員 先ほど畜産課長のほうで放牧は初めてだということでしたが、県としては初めてかもしれないけれども、北川等では鏡山に牧場があって、そこに放牧をしてきたというようなこと等も含めて、またゼロから始めてダニだ何だということが、データがなければ仕方ないん

だけれども、県が直接やっていなくても、北海道では何度になったら放牧をやめるとかそういうもの等はかなりあるんじゃないかということも含めまして、これはもうここで議論をすることじゃないんだけれども、放牧をすれば肉がどうなるのかとか、あるいは飼料代がどんなに安くなるのかとか、そういったことを含めての研究だろうと思いますから、そういう目標にかなった形の基礎データはかなりあるんじゃないかというふうにも思いますので、そういうものもまた参考にしながら、効率的なモデル事業を進めてもらえばいいのかなと思います。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○満行委員 農産園芸課、310ページの（目）農作物対策費（事項）強い産地づくり対策事業費、この事業は国庫補助が入っているんですが、3つありますけれども、中身についてもっと詳しく、国がかかわっている理由というのをお願いいたします。

○小八重農産園芸課長 この事業は、先ほど言いましたように、強い農業づくり交付金ということで、20年度では野菜のほうで8カ所を今のところ予定しております。中身としましては、低コスト耐候性ハウスが5カ所、集出荷施設が3カ所、農産物加工施設がダブって1カ所ありますので、1カ所ということで、8カ所で延べ9つの事業をやります。果樹で低コスト耐候性ハウスを1カ所、畑作物において、茶で加工施設が2カ所、防霜ファンが3カ所、茶の複合管理機というのを3カ所予定しております。ということで12億何がしかの予算をお願いしているところです。

○満行委員 地元2分の1、国2分の1、県2分の1なんですが、これじゃないですね。

○小八重農産園芸課長 国の事業が2分の1で

す。地元が2分の1ということです。

○満行委員 足すと12億4,400万ですね。国庫支出金は12億4,000万ですね。見方がわからなくて。

○小八重農産園芸課長 国庫支出金が12億4,000万ですので、基本的には、事業としてはその倍の事業をやっているということです。交付金ですけども、県に来ていますから、国の補助事業という形でありませぬので。2分の1が12億ということです。だから、倍の事業ですね。

○満行委員 国は直接地元とか行っているということですか。

○小八重農産園芸課長 交付金は県に来ていますので、県が国の金を使って、補助は県を通して出しているということです。直接採択ではありません。

○押川委員長 倍の仕事ができるということですね。

○小八重農産園芸課長 そうです。

○押川委員長 補助事業を利用して、県単でも補助するから倍の仕事ができるわけです。

○満行委員 12億ここで受け入れて12億支出ということは、24億になるんですか。県が事業主体だったら、24億の予算になるんじゃないんですか。

○小八重農産園芸課長 先ほど言いました事業主体は農協なり営農組合ですので、2分の1は農協なりが出していると。例えば園芸施設で、今度JAはまゆうがキュウリの集出荷貯蔵施設をつくりますけれども、それが1億3,000万ですけども、実際は2億6,000万かかっていると。その半分がこの交付金で来ている、支出するということです。事業主体はJAはまゆうですので、JAはまゆうが2分の1を出します。

県は全く事業としては出していません。交付金ですから県の金という形になってはいますけれども。

○満行委員 県の2分の1というのがどこに行くわけですか。これで見ると、ほとんどないですね。

○小八重農産園芸課長 右側のほうに4つ書いてありまして、書き方があれですが、左側の国の2分の1と地元の2分の1はハードの事業です。それに推進事務費がついていますので、それについては国2分の1、県2分の1、だから、県の推進事務費の場合は国が2分の1で県が2分の1ということですね。県も事業を推進するためにいろんな計画書をつくったりとかそういう事業をしていますので、そのための推進事務費がついています。それについては県が2分の1出していますということです。

○満行委員 その分が一般財源の945万ということですね。この事業、ほとんど国ですね。

312ページ、花き園芸振興対策事業費、「今だ！ラナンキュラス日本一産地づくり事業」、これは、去年ネーミングがおもしろいといって話をしていたんですが、ことしの状況は、2年目になると思うんですけども、去年からすると、予算は2番がふえているからふえているんですか。どういう状況なのか、3番の進捗状況を教えてください。

○小八重農産園芸課長 事業としては順調に進んでいます。予算については、当然減ということで、要求のときに減らされていますので、その分、昨年の19年度予算からすると減っています。事業そのものは順調に今、事業どおり進んでいます。

○満行委員 今でも人気があるんですか。あるという話で我々は楽しみにしていたんですけど

ども。

○小八重農産園芸課長 ラナンキュラスについては、中山間、午前中からあります山間地の有望な作物だと思います。この品種は秋口の暑さに、定植のときの暑さに非常に弱いんです。中山間地であれば暑くないですので、非常に向いていると。その後の温度については暖房なりということで、何ら平たん地でも問題ないんですけども、定植のときの問題。私たちは、日本一ということで、全体からすると、平成19年度は日本で2番目ぐらいの面積ですけども、日本一を目指して頑張っているところです。

○満行委員 市場が受けているかどうかということです。市場が広がっているのかどうか、都城でも、園芸屋に行くけれども、なかなか見当たらないんです。

○小八重農産園芸課長 全国レベルからすると、切り花としてのラナンキュラスというのはまだ緒についたところだと思います。ラナンキュラス自体は、皆さん御存じのとおり、鉢物、球根物での苗鉢が中心だったんですけども、それが育種改良で茎が長くなって切り花として向いてきているということです。都会では、結婚式のブーケ等で非常に人気があるということで、バラと同じような形をしていますので、バラにかわるものということもあって、徐々に人気もふえてきているところです。

○満行委員 次の（事項）果樹農業振興対策事業費、これは去年当初1,300万で4,700万になったんですけども、ことし3,600万、去年の当初からすると、どういったところがふえて3倍近くになっているわけでしょうか。

○小八重農産園芸課長 当初というのは、右側の11月を見ていただきますと、現計の4,783万からすれば3,600万で、当然予算要求減で、事

業執行としてはふえてはけません。

○満行委員 結局、今年度と同程度というふうに見ればいいんですか。

○小八重農産園芸課長 予算としては、今年度よりは2割程度減っております。

○満行委員 減った理由を教えてください。

○小八重農産園芸課長 要求減に伴うものでして、財政課からのシーリングの中の何%要求減という、それだけです。

○押川委員長 ほかにありますか。

○松田委員 私も先ほどの権藤委員の関連になるんですが、飼料用稲のことになります。飼料用米のほう、これは種代相当の補助でしたね。生産コストはどれぐらいのものなのか、主食用米と比べて、飼料用稲のほうは生産コストどんなものなのか、教えていただきたいと思います。

○小八重農産園芸課長 現在のところ、飼料用稲の値段はキロ30円というふうに聞いています。主食用が200円ぐらいしますので、それからすると非常に厳しい状況ですけども、その中で飼料米をつくるということで、一つはそういう米そのものの値段、わらの値段、それと、当然転作としてつくりますので、産地づくり交付金ということが2万5,000円から4万円ぐらい、地域によって違いますけれども、あと、耕畜連携の1万3,000円、新しくことし飼料米に取り組むということでは、20年当初に3年間の5万円というお金が緊急対策で出ますけれども、そういうことで何とか埋めて、主食用米ほどにはなりませんけれども、いろんな機械と一緒に使えるとか、いろんなコストを下げることによって十分ペイできるように20年度に早急に検討するというところで、私たちと畜産課と一体となって取り組んでいるところです。

○松田委員 地元のほうでも大変期待をしてい

たんですが、生産コストが余り変わらないということで、なかなか厳しいという声も出ております。生産費の補てんのほうをこれからもより一層考えていただきたいと要望しておきます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○中野一則委員 309ページ、京浜向け青果物安定輸送緊急対策事業がありますが、先ほどの説明で京浜向けのコンテナ輸送支援ということでしたが、これは船会社に支援金を出すのか、それとも、京浜までということだから、大阪から京浜までのトラック輸送のトラックのほうに支援するのか、ぽっきり500万という事業なんですけれども、どちらですか。

○小八重農産園芸課長 この事業は、先ほど言いましたように、大分一横須賀航路というのがありまして、2,000トンぐらいそれに載っていたわけですが、それが全く輸送手段がなくなりましたので、現在、南港航路を使っています。そのときにキロ5円ぐらい高くなります。南港航路まで船で行って、その後トラックと。その5円の2,000トン分の約1,000万という分の2分の1を、輸送手段をいろんな形で検討していますけれども、解決がつくまでの期間ということで2分の1の500万を補助しようということです。結果としては生産者の負担が減ります。

○中野一則委員 そのお金はコンテナ会社に行くわけですか。

○小八重農産園芸課長 お金自体は運送会社に行きます。

○中野一則委員 トラックの運送会社ですね。わかりました。

次のページ、活動火山周辺地域防災営農対策事業ですが、いわゆる桜島の降灰による降灰防止とか除去の事業ですが、これの補助地域は県下どの地域になるわけですか。

○小八重農産園芸課長 県内では南那珂と北諸しか対象になりません。

○中野一則委員 これの国の事業というのはいわけですか。

○小八重農産園芸課長 国の事業でありましたけれども、先ほどと同じ交付金に変わって、県の事業で行っています。

○中野一則委員 一般財源100%の事業ですが、距離からすれば桜島に近いのは西諸、直線で見れば引張ったら近いと思うんですが、国のおつたときにはいろいろ制約があったと思うんですが、せっかく一般財源化でするわけだから、これを西諸区域まで区域の見直しとか拡大というか、それはできないものですか。

○小八重農産園芸課長 個人的感想としては、そういうのはあってもいいかなと思いますけれども、いかんせん、この事業、3年計画で3年ごとにやっているわけですが、その計画の審査は国がしてしまっていて、国の審査を通らないと次年度以降もできないと。ちょうどことし見直しの時期でして、第9次が20年から始まるわけですが、それについても、先ほど言いましたように、北諸と南那珂を対象ということで国の審査を受けているところです。

○中野一則委員 県の一般財源だから、県が単独で引き続いたというわけじゃないわけですね。国がかかわっている事業ということですか。

○小八重農産園芸課長 財源は一般財源化されていますけれども、その審査なりというか、個別の計画そのものはいろいろあるわけですが、要するに3年パターンの3年ごとの計画については国の厳格な審査があるところです。それと、被害が10%ないといけないという条件がついてしまっていて、西諸がそれに当たるかどうか分からないですけれども、今のところ先ほど

言ったとおりです。

○中野一則委員 降灰除去の場合は被害10%云々でしょうが、防止の場合、えびのは特に始良郡に近くて、隣の吉松にはこの事業が該当して、うちには該当しないんです。いつもこれが昔から問題になっていたんですが、市郡単位に事業が分けられて、西諸には関係なくてもえびの市には該当する、そんな方向をとっていただきたいんです。これは振興局か普及所単位でされているものだから、西諸全域としてのえびのが除外されているというふうに思うんです。

○小八重農産園芸課長 その経緯はわかりませんが、そういうことがあるということを含めて、機会がありましたら国にお話ししたいと思います。

○中野一則委員 ぜひ前向きに検討してください。

次は、320ページ、養鶏振興対策費ですが、㊦地域養鶏振興対策事業が2,600万あるわけですが、生産基盤強化で飼料対策という説明だったと思うんですが、具体的にはどういう事業になるわけですか。

○荒武畜産課長 県内のブロイラーは昨年、鳥インフルエンザに感染したこともありますので、緊急的に防疫の強化をしないといけないということで、特にネズミ対策ですけれども、これについての支援していきたいということが一つでございます。もう一つは、飼料がかなり高くなっておりますので、その代替飼料として飼料米とかそういうものについて給与実験の支援をしていきたいということでございます。その2本立てでございます。

○中野一則委員 これはブロイラーですか。普通の採卵鶏は関係ないわけですか。

○荒武畜産課長 ブロイラーの農家を対象とし

ていきたいと考えております。

○中野一則委員 採卵鶏についてはないわけですね。

○荒武畜産課長 ブロイラーの食鳥会社のそれぞれ集団ごとにグループをつくって対応していきたいと考えております。

○中野一則委員 ぜひ鶏卵も、系統のものについて考えてください。お願いしておきます。

322ページ、自衛防疫強化総合対策事業費の中の豚コレラ撲滅体制確立対策事業というのが218万5,000円あるんですが、豚コレラについては撲滅されて清浄性が100%確立されたということなんですが、撲滅体制確立対策なんていうのを、済んだものをまだされるということですが、ちょっと矛盾するような気もするんですが、対策監、お願いします。

○押川家畜防疫対策監 これにつきましては、御指摘のとおり、12年10月から予防注射をやっております。日本には豚コレラありませんという宣言のような形になるわけですが、そうは言いますが、やはりきっちり、ないということは今後も確立していくという、裏づけをとっていくというようなことで、検査事業をやっている事業でございます。あるからやっているんじゃない、ないことを確認しながらやっている事業でございます。

○押川委員長 それでは、以上をもちまして、農産園芸課、畜産課の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時22分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

次に、農村計画課、農村整備課の審査を行います。

○佐藤農村計画課長 農村計画課でございます。よろしくお願いたします。

お手元の平成20年度歳出予算説明資料の325ページをお開きください。農村計画課の当初予算額は52億8,205万3,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。資料の327ページをお開きください。まず、(事項)公共工物品質確保強化対策費であります。1,376万6,000円をお願いしております。これは、公共事業の品質を確保するため、施工体制監視チームによる施工現場の重点点検を実施し、適切な現場指導を行うことにより、発注者及び受注者双方のさらなる技術力の向上と不良不適格業者の排除を図るものであります。

次に、(事項)公共農村総合整備対策費であります。1億5,029万9,000円をお願いしております。これは、農業生産基盤と農村環境基盤を計画的かつ総合的に整備するための計画策定や、農業の一層の発展を図るため、総合的に整備された国営造成施設等を適正に管理するものであります。まず、1の農村振興整備計画につきましては、県営中山間地域総合整備事業を実施するための実施計画を策定するものであります。

328ページをお開きください。2の国営造成施設管理体制整備促進事業につきましては、国や県で造成した施設について地域における多面的機能の発揮を促すために管理体制の強化を図るものであります。次に、3の基幹水利施設管理事業につきましては、ダムなどの大規模な国営造成施設に対しまして、農業用水の安定供給や農村地域の防災等の機能強化を支援する事業であります。

次に、(事項)国土調査費であります。7

億6,210万円をお願いしております。これは、土地に関する最も基本的な調査である地籍調査事業を実施することにより、土地所有に関する権利の保全や明確化を図るものであります。

次に、(事項)土地改良計画調査費であります。4,666万9,000円をお願いしております。まず、2の県営ほ場整備等計画費補助につきましては、土地改良事業の計画を策定している市町村へ助成する事業であります。次に、6の◎みやざき農業生産基盤整備事後評価手法確立事業につきましては、農業農村整備事業の完了地区における事後評価手法を確立し、事業効果の検証結果に基づく効果を示すことにより、農業生産基盤の整備促進を図るものであります。

329ページをお開きください。7の◎農業水利施設ストック緊急整備調査事業につきましては、老朽化が進みつつある県営造成農業水利施設の実態を緊急的に調査し、ストックマネジメント対策基本計画を策定することにより、施設の長寿命化を図るための更新事業を計画的かつ円滑に導入するものであります。

次に、(事項)大規模土地改良計画調査費であります。1,468万1,000円をお願いしております。これは、大規模土地改良事業の円滑な推進を図るため、各種調査や地域農家への畑かん営農の啓発推進を行うものであります。

次に、(事項)土地改良事業負担金であります。35億2,922万2,000円をお願いしております。まず、1の国営土地改良事業負担金につきましては、大淀川左岸地区ほか6地区の国営土地改良事業に係る県及び地元の負担金であります。次に、2の緑資源機構事業負担金につきましては、都城区域の緑資源機構営事業に係る県及び地元の負担金であります。

次に、(事項)農地調査費であります。496

万5,000円をお願いしております。これは、農地の売買や賃貸借など、その権利移動に係る利用関係の調整を行うことにより、優良農地の確保等を図るものであります。

最後に、(事項) 農業経営基盤強化事業事務費であります。884万円をお願いしております。これは、自作農財産(国有農地、開拓財産)の管理処分及びこれに伴う債権の管理、徴収事務等を行うものであります。

農村計画課の当初予算につきましては、以上でございますが、続きまして、委員会報告をさせていただきます。委員会資料の12ページをお開きください。一ツ瀬川土地改良区における帳簿外現金及び目的外水利用についてでございます。本件につきましては、さきの11月議会におきまして、経緯等について御報告をしておりますが、その後の調査の結果、水利用の実態等が明らかとなりましたので、改めて御報告させていただきます。

まず、1の概要でございますが、当土地改良区における帳簿外現金と畜産用水等の目的外水利用の存在について、実態調査を行いました結果、以下の問題点が明らかとなりました。

2の問題点でございますが、まず、帳簿外現金についてであります。土地改良区の収支予算は、土地改良法に基づき、総代会の議決を経る必要がありますが、議決を経していない現金処理の存在が確認されております。なお、帳簿外現金の中には県からの補助金が含まれていないことは確認済みであります。次に、目的外水利用についてであります。1つ目は、土地改良法に基づき、土地改良施設を他の目的に使用する場合に必要な所要の手続がなされていなかったこと、2つ目に、河川法に基づき、かんがい目的で農水省が水利権を取得いたしておりますが、

かんがい以外の水利用の存在が確認されたことなどの問題点がございます。

続きまして、3のこれまでの対応状況等であります。まず、(1)の調査の状況であります。①の帳簿外現金関連につきましては、県におきまして、平成12年度から平成19年度分までを調査いたしました結果、総代会の議決を経していない帳簿外現金として処理されていた現金が存在することを確認いたしましたところ。この中には、多目的水利用の一部6,454万円が帳簿外で管理されておりました。また、規程に定めのない期末手当などが帳簿外現金から6,016万円支出されておりました。

次に、13ページの②の目的外水利用関連であります。九州農政局では、平成19年度の水利用の実態を調査した結果、農業関係の利用111件、農業関係以外利用36件、計147件の目的外水利用の存在を確認しております。このことにつきましては、九州農政局より2月15日に、河川管理者である県の河川課へ報告がなされております。河川課はその報告を受けまして、独自に確認調査を行い、目的外水利用が確認されたとして、昨日でございますが、11日に九州農政局に対しまして、目的外水利用に関する是正指示を行っております。

次に、(2)の関係機関への対応であります。①の土地改良区への指導等といたしましては、コンプライアンス等に関する研修会を実施するとともに、総代会で帳簿外処理の実態を明らかにすることや、適正な運営を確保するための必要な措置を講じるよう指導しております。なお、改良区は2月21日に臨時総代会を開催し、公認会計士を交えた特別委員会を設置し、帳簿外現金について外部監査を行うことを決定しております。②の関係市町への対応といたしましては、

農政水産部では、関係市町で構成する一ツ瀬川用水対策検討委員会に対しまして指導助言を行っております。なお、検討委員会は、目的外水利用の実態や地域の状況を踏まえた今後の対応等について検討するため、各水利用者に対する聞き取りあるいは現地調査を実施いたしております。

最後に、4の今後の対応であります。まず、(1)の土地改良区に対する対応であります。今後、土地改良法に基づく検査を実施いたしまして、是正を求める予定であります。次に、(2)の目的外水利用に対する対応であります。基本的な是正方針といたしまして、まず、目的外水利用を行っているもののうち、他水源への切りかえ等により目的外取水の中止が可能なものについては使用を中止するものといたします。また、水利用を継続せざるを得ないものについては、関係市町や地元の意向も踏まえ、土地改良法に基づく多目的使用のための所要の手続を踏んで対応することとし、さらに河川法に基づいて新たな水利権獲得に向けて関係機関と協議していきたいと考えております。なお、目的外取水を即刻中止することは農家経営や地域に及ぼす影響が大きいことから、目的外取水の他水源への切りかえの措置や、あるいは目的外水利用に対する是正が完了するまでの間につきましても、取水を継続できるよう関係機関と協議してまいりたいと考えております。今後、河川課から農政局へ出された是正指示を受けまして、九州農政局が是正計画を策定することが必要となりますが、いずれにいたしましても、目的外水利用に対しましては、必要な農業用水の確保という観点から九州農政局や関係市町とも十分協議を行いながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。御審議のほどよろしく申し上げます。

なお、先ほどの補正の常任委員会で外山委員からの要求のありました総合評価落札方式に関する資料を提出資料の3ページから5ページに添付しておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○原川農村整備課長 農村整備課でございます。

平成20年度歳出予算説明資料の331ページをお開きください。農村整備課の当初予算額は159億9,709万3,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。333ページをお開きください。(事項)公共農村総合整備対策費でございます。これは、農業・農村の一層の発展を図るため、農業生産基盤や農村の生活環境基盤を総合的に整備するもので、11億4,900万9,000円をお願いしております。その中の3の農業集落排水事業では、日向市の美々津地区ほか1地区を、また4の中山間地域総合整備事業では、椎葉村のひえつき地区ほか7地区で実施することとしております。

次に、335ページをお開きください。(事項)県単土地改良事業費でございます。これは、小規模団地の土地基盤等を整備するもので、5億6,709万円をお願いしております。その中の1の県単土地改良事業でございますが、これは、国庫補助の対象とならない小規模な農地や農業用施設の整備を行うものでございます。また、5の農地・水・環境保全向上対策事業につきましても、後ほど別冊の資料で御説明いたします。

次に、(事項)公共土地改良事業費でございます。これは、農業用水路や排水路の新設改修及び圃場整備等を行うもので、65億6,718

万4,000円をお願いしております。その中の2の㊦県営基幹水利施設ストックマネジメント事業でございますが、これは、過去に整備した農業水利施設の有効活用や長寿命化を図るために、施設の機能診断を行うとともに、機能保全計画を策定し、経済的、効率的な機能保全対策を行うもので、国富町の綾川地区で実施することとしております。次の3の県営畑地帯総合整備事業では、宮崎市の中尾地区ほか20地区で実施することとしております。また、4の県営経営体育成基盤整備事業につきましては、後ほど別冊の資料で御説明いたします。

次に、(事項) 公共農道整備事業費でございます。18億9,840万円をお願いしております。次ページをお開きください。1の県営広域営農団地農道整備事業では、串間市の沿海南部4期地区ほか2地区で、また、2の県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、いわゆる農免農道では、清武町の船引2期地区ほか6地区で実施することとしております。

次に、(事項) 公共農地防災事業費でございます。これは、農地や農業用施設の崩壊侵食及び自然災害の発生を未然に防止するために、排水路やため池等の整備を行うもので、18億2,464万3,000円をお願いしております。2の県営特殊土壌対策事業では、都農町の新今別府地区ほか6地区を、4の県営中山間地域総合農地防災事業では、椎葉村の栗の尾地区ほか3地区を、また5の県営ため池等整備事業では、宮崎市の備後上・下地区ほか20地区で実施することとしております。

次に、337ページをごらんください。(事項) 耕地災害復旧費でございます。これは、農地・農業用施設の災害復旧事業費として31億1,039万5,000円をお願いしております。

続きまして、平成20年度の新規・重点事業について御説明いたします。別冊、平成20年度主な新規・重点事業説明資料の23ページをお開きください。農地・水・環境保全向上対策事業でございます。この事業は平成19年度から始まったものでございまして、社会共通資本である農地・農業用水等の資源や環境を良好な状態で保全するため、地域ぐるみの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援するものでございます。営農支援課とあわせまして、平成20年度からの新規採択地区も視野に入れまして、対前年比118.1%の1億4,330万4,000円をお願いしております。

次に、25ページをお開きください。県営経営体育成基盤整備事業でございます。この事業は、優良農地の有効活用と経営体の育成を図るため、農地の流動化と一体的に生産基盤の整備を行うもので、35億2,800万円をお願いしております。平成20年度は、高原町の狭野地区ほか19地区で実施することとしております。

次に、債務負担行為について御説明いたします。別冊の平成20年2月定例県議会提出議案の10ページをお開きください。農村整備課の欄のまず土地改良負担金償還平準化事業(平成20年度設定分)でございます。これは、土地改良区が借り入れる農業基盤整備資金の償還を後年度に繰り延べる際に発生する利子全額について、国、県が助成するもので、限度額として91万円をお願いしております。

続きまして、農道整備事業で4件、限度額といたしまして合計30億円をお願いしております。その中の県営広域営農団地農道整備事業(西臼杵4期)について御説明いたします。これは、平成20年度から23年度までの工期で発注予定の

トンネル工事に伴うもので、限度額として23億円をお願いしております。

最後になります、常任委員会資料に戻っていただきまして、10ページをお開きください。議案第36号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」でございます。これは、平成20年度農政水産関係建設事業に要する経費に充てるために市町村負担金を徴収することについて、土地改良法第91条第6項等の規定により議会の議決に付するものでございます。このページに載せております19の事業について、それぞれ右側に記載してあります率の市町村負担を予定しております。なお、この負担金の設定に当たりましては、あらかじめ対象となる市町村の意見を聞き、同意を得ているところでございます。

農村整備課につきましては、以上でございます。

○押川委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はございませんか。

○中野一則委員 327ページ、㊦公共工物品質確保強化対策事業というのがありますが、説明で施工体制監視に要する経費という説明でしたけれども、これは新規事業ということですが、今までこういう関連の事業はなかったんですか。

○佐藤農村計画課長 土木のほうは昨年実施しております、私どものほうで予算措置をした関係上、私どもとしては新規事業扱いというふうなことでございます。

○中野一則委員 いわゆる入札制度が強化されたわけですが、それでいろいろ問題が出ておりますね。そういうことで入札制度の行き過ぎとまではいきませんが、諸問題が出たので、こういう心配事も改めて発生したというふうに理解

しておけばいいわけですか。

○佐藤農村計画課長 委員がおっしゃったこともあると思います。入札落札率も下がってきておりますけれども、17年度に品確法が施行されて、価格だけじゃなくて品質そのものを重視するようなことになりまして、品質重視の取り組みをしなければならないというふうなことでございます。

○中野一則委員 次に、提出議案の10ページ、県営一般農道整備事業（下大河平4期）、21年度まで2億の債務負担行為とありますが、ということは、この事業は21年度で完全に終了するというふうなことになるわけですか。

○原川農村整備課長 これにつきましては、この地区の中の橋梁の上部工の工事について債務負担行為をお願いしているということでございます。

○中野一則委員 21年度、その事業で完了するわけですか。

○原川農村整備課長 地区全体の完了は平成22年を予定しております。舗装工事等一部ございますので。

○中野一則委員 その件はわかりました。

次に、常任委員会資料、13ページの中ほどに、2月21日に臨時総会を開いて帳簿外現金について外部監査を行うことを決定ということで、外部監査を今から実施するわけですね。外部監査の実施ということは、先ほどの説明の中で、県が帳簿外現金について実態調査を行ったということで問題点が説明がありました。その中に帳簿外現金云々とあったんですが、このことを改めて監査するということですか。

○原川農村整備課長 県独自の調査を12月に行ったわけですが、2月21日の臨時総代会におきまして、総代さんのほうから、やっぱ

り自分たちみずから調査した上で実態を解明しなきゃいけないという意見が出まして、そういうことで、総代みずから再度調査を実施したいということが決定されたということでございます。

○中野一則委員 みずからということは内部監査になるんじゃないですか。

○原川農村整備課長 公認会計士も含めた上で外部監査という形でやることになったということでございます。

○中野一則委員 目的外水利用ということで急にはやめられないわけですね。やめられない分については、これも将来とも帳簿外現金管理をすることになるわけですか。

○原川農村整備課長 当然、土地改良区の収支予算は総代会の議決を経なきゃいけないことになると思います。今後、新しく水利権を取って多目的使用でやるとしても、その収入分については表の一般会計に入れて管理していただくということになります。

○中野一則委員 ということは、帳簿外の現金は発生しないということになるわけですね。

○原川農村整備課長 そういうふうになるように県としてもしっかり指導していきたいと思っています。

○中野一則委員 その点はわかりました。私は、そのところの部分を外務監査されるというふうに思ったものだから、このことを聞いたわけです。ということは、逆に言えば、県がせっかくいろいろと実態調査をしたのに、みんなはいまいち納得しなかったというふうに思ったから、やはり自分たちで公認会計士も含めた外部監査をしたいということで総会があったということですね。

○原川農村整備課長 そういうこともあったか

もしれませんが、やっぱり過去何年かに上って自分たちが知らないところでお金が管理されていたということがございますので、この際みずから調査をして、公認会計士も活用してはっきりさせたいという意向が強くて、臨時総代会でそういう決定がなされたんじゃないかというふうに思っています。

○井本委員 関連。外部監査次第では刑事事件になる可能性もあるわけですか。

○原川農村整備課長 組合員から特別の告発とかそういうのがあればまた別だと思えますけれども、今のところそういうことは考えておりません。

○井本委員 あなたが決めることなの。考えておりませんと言うけど。

○原川農村整備課長 帳簿外現金につきましては、土地改良法に違反しておりますので、土地改良法上、適切な措置をしなきゃいけないというふうに思っています。その措置につきましては、13ページの4番の(1)に書いてございますが、土地改良法に基づいて検査を県として実施する予定にしております。その上で、是正の指示を出すことになるわけですが、その指示に従わない場合は、例えば役員の改選請求とか、役員の解職請求とか、そういうふうな手続をとっていくことになるというふうに思っております。

○井本委員 事と次第によっては、帳簿外現金なんだから、自分で勝手にポケットに入れておったとか、そういうことがある可能性もあるわけでしょう。その辺はまだ全然調べていないわけですね。

○原川農村整備課長 この土地改良区は、実際、畜産用水として利用している水利用者から個々に契約を結んで利用料を徴収していたというこ

とでございます。その個々の契約に基づく徴収自体は違法性はないということは弁護士にも相談して確認しているというところです。

○井本委員 徴収したお金を自分たちで勝手に配っていたということはないのかという話をしているわけです。

○原川農村整備課長 今回、帳簿外現金として管理されたお金がどういうふうに支出されているかというの12月に県として調査をいたしました。12ページに書いていますけれども、そのほとんどが土地改良施設の整備補修とか管理費に充ててあったわけですが、一部については、12ページの一番下に書いていますけれども、規程の定めのない期末手当みたいにも使われていたということがございます。そういうものについては、資料に書いていますが、1月31日に指導いたしまして、帳簿外現金すべて不適切なんですけれども、その中でも特にそういう規程に定めのない手当なんかを出しているというものについては、改良区へ返還するというふうな措置を含めて、いろんなことを検討していただきたいという旨の指導を行っているということでございます。それに向けて返還措置も含めてどういう対応するかということはこの特別委員会で検討がなされるということでございます。

○井本委員 事と次第によっては刑事事件になる可能性もあるんじゃないんですか。そんなことは全くないとは言えんのでしょうか。わからんだろうけれども。

○原川農村整備課長 現時点では……。

○井本委員 県がやった調査ではまだ不満足だということで公認会計士が入るということに恐らくなつたんでしょうね。事と次第によっては、実態がもっと浮き彫りされてきたら、一遍着服

したものを幾ら返しても、着服した事実は事実で消えんわけだから、そうなれば刑事事件に展開する可能性があると思いますよ。そちらもその辺のことはよく考えながらひとつやっていたきたいと思います。

○外山三博委員 関連してお聞きしたいんですが、同じような国営事業がありますね。例えば大淀川右岸・左岸、これも土地改良施設なんですかね。

○佐藤農村計画課長 同じでございます。

○外山三博委員 ということは、今度のようなケース、例えばこの水を畜産の牛でも豚でも飲ませたら、同じようなケースになるということですか。

○佐藤農村計画課長 そうでございます。今、国営事業をやっておりますところは、前回も申し上げますとおり、あくまで作物の生育に必要な水ということで計算されて水利用が決められて、そして土地改良事業が実施されていると。水利権につきましても、その量で水利権を取っているというふうな状態で事業を進めていますので、同じようなこととなります。

○外山三博委員 私も今度、土地改良施設という中で目的外使用したということで法に触れたということ初めて認識したんですが、例えば大淀川左岸の流域で畜産をやっておる人が左岸の水を牛に使いたいと、その人は手続をして、——手続というのは、これは畑かん事業だから、そういうことで了解もらえば使えるという認識なんです。しかし、きょうの説明聞くと、そんなものじゃなくて——目的外使用の申請をすればこれはできるんですか。

○佐藤農村計画課長 土地改良法上では、目的外、多目的の使用というのが、農業用水を阻害しない範囲内で多目的使用ができると、所定の

手続を踏めばできるようになっております。もちろん地元のいろんな意向とか、進めています事業内の受益者の意向とか市町村の意向とか、そういったもの全部整理がされた上でのことでありまして、そういったところで土地改良法上は所定の手続を踏んでいかなければならないと。また、さらに河川法の制約もございますということでもあります。

○外山三博委員 畜産の場合、堆肥は畑に還元する。そして、畜産飼料を畑でつくっていくということは、関連があるんですね。そういう理屈というか、流れをきちっと整理して、だから牛にこれを飲ませてもいいんじゃないかという目的外使用の申請をしたときに、循環をずっと考えていったら、私は認めてもいいような気がするんです。

○佐藤農村計画課長 委員おっしゃるとおりでございまして、確実に畜産用水が使われて、農地のほうに循環してすべてが還元される、農業用水を利用したものがしっかり農地に還元されるということであれば、農業用水のほうで利用されたというふうにみなされるということに解釈できると思います。

○外山三博委員 非常に含蓄のある、中身のあつたことを聞きました。今まで1件もそういう申請はないでしょう。

○佐藤農村計画課長 ございません。

○外山三博委員 わかりました。今後、畜産農家に対しては、きちっとその辺のところを整理して、申請を上げれば可能性はあるかもしれんよというような話はしましょう。

○中野一則委員 関連で確認。帳簿外現金の調査されたわけですが、一ツ瀬川土地改良区というのはいつ設立されたんですか。

○原川農村整備課長 昭和49年でございます。

○中野一則委員 調査は平成12年度分からというのは、この前のものは時効が発生しているから調査の対象にならなかったということですか。

○原川農村整備課長 もともとこの問題につきましては、11月27日の報道があったわけですが、そのもとになったのが、いわゆる告発文書みたいなのが出ておりました。その内容が平成12年からのそういう帳簿外現金の実態について記載してありましたので、それが正しいかどうかという意味も含めて、5年以上さかのぼって平成12年から一応確認の調査を行ったということでございます。

○中野一則委員 ということは、時効とは関係なかったわけですね。

○原川農村整備課長 そうです。

○中野一則委員 ということは、平成11年度までも帳簿外現金は、こういうのはあったんでしょうか。

○原川農村整備課長 額については確認しておりませんが、あったというふうに思っております。

○中野一則委員 あつたんだと思いますが、12年度発生分からの告発があつて、その分からは調査されたわけですか。

○原川農村整備課長 とりあえず告発文の事実を確認する意味ということもあつて、12年から調査したということでございます。

○中野一則委員 12年度分の中には、前年度までの繰越金もあつたはず。ということは、それで幾らぐらいあつたかというのはわかると思うんですが、金額を聞こうとは思いませんが、以前もずっと前からあつたというふうに理解しておけばいいですね。

○原川農村整備課長 そういうふうに理解して

いただいても結構でございます。

○**榑藤委員** 13ページ、先ほど報告をされた147件が111件と36件とか言われたような気がしたんですが、これはどういう……。

○**佐藤農村計画課長** 農業に関する利用と農業外利用で111件と36件、147件の内訳を申し上げました。

○**榑藤委員** そうすると、農業用の目的外使用というのもあったということですか。

○**佐藤農村計画課長** そうでございます。

○**榑藤委員** どういうことですか。

○**佐藤農村計画課長** 例えば車の洗浄とか庭木の散水とか、そういったたぐいのものです。

○**榑藤委員** それと19年度までの簿外の現金との関係ですが、36件が簿外につながっているのかどうか。

○**押川委員長** 36件の内訳を、例えばどういうものだということをおおむね話していただくとうわかるんです。

○**榑藤委員** 改めて質問しますが、36件と19年度分の帳簿外の現金、これとの関係はどんなふうになるんですか。

○**原川農村整備課長** 帳簿外現金と目的外水利用の関係でございますけれども、目的外水利用の使用料金を改良区が徴収しております。その一部を帳簿外現金として管理していたということでございます。

○**榑藤委員** 36件が帳簿外に結びついているという解釈は不正確なんですか。

○**原川農村整備課長** 帳簿外現金と目的外の中の農業用利用と農外利用、そこの関係は特にございません。

○**榑藤委員** 余りわからないけれども、今の件はいいです。

○**原川農村整備課長** 先ほど大淀川右岸・左岸

における畜産用水への利用についてのことがあったと思いますけれども、基本的に、大淀川右岸・左岸もかんがい目的に事業が行われております。そういうことで、畜産用水に利用するということは、一ツ瀬川地区と同じで、目的外利用になるということになります。そういう意味で、今後、畜産利用に使えるかどうかにつきましては、関連事業もまだ動いているというふうな地区の実情もございまして、本来かんがいの目的でつくられておりますので、かんがいの目的を妨げない範囲であれば、畜産用水を必要とする者が、土地改良法の多目的使用許可、また畜産用水としての水利権を取るという前提のもとに、そういうふうな手続を行う必要があるということでございます。例えば水利権を取るについても、その地区において将来にわたってかんがい用水の余剰が生じていて、そのかんがいの水量が減少しても問題がない、またそういうかんがい用水を減量することを農家の方、土地改良区が理解していただくという前提のもとに新たに畜産用の水利権が取れるという場合については、必要な手続をとれば畜産用水として使えるようになるということでございます。

○**山下副委員長** 関連。お聞きしたいと思うんですが、今後の対応で、我々都城も土地改良区が立ち上がって、今から県営工事をずっと進めていくんですが、畜産地帯でありますから、ぜひこの水利用については畜産地帯では使えるように制度化してほしいことと、それと、今後の対応の中で、目的外水利用の中でここに書いてあるんですが、目的外取水の中止が可能なものについては使用を中止するということですが、これが地元の理解が得られるのか。もう一点、畑かんからいただいていた水道料金、利用料で

しょうけれども、それと、一般の公的な水を引いた場合の金額差はどれほど出るのか、その辺を確認したいんです。

○佐藤農村計画課長 前半の御質問につきましては、地元との調整はまだ終わっておりません。市町を代表とします一ツ瀬川用水対策検討委員会なるものを立ち上げております。その中で個別の案件につきましては、今後どういうふうな処理をするのか、十分地元の意向を整理するというので、その中で検討がなされるというふうになっております。今後、受益者の中でのいろんな、現在、畜産農家だけじゃなくて全体の受益者がおるわけですけれども、その受益者の理解とか、そういったものも今後求めていかなければならないということになります。

それから、後半のほうは、水道料金等は今、ちょっと範囲があると思うんですけれども、トン当たり110円ぐらいだと思っております。今回の一ツ瀬の場合がトン当たり40円というふうな料金を取っております。今後の処理につきましては、民法上の観点から10年間に遡及して使用料を取るというふうな整理がなされると。今、検討中でありまして、そういうふうな整理の仕方になるだろうと思っています。農政局のほうと協議中でございます。

○榎藤委員 335ページの先ほど説明いただいた中の小規模団地の土地基盤整備事業が県単で2億2,000万ほどことしも上がっているんですが、私、農政の委員会には17年のうちで2回目ですが、これは毎年これぐらい上がっているものなのか。それから、採択の基準があるんだろうと思うんですが、そこら辺をわかりやすく説明してください。

○原川農村整備課長 県単土地改良事業でございますけれども、まず、予算規模につきまして

は、実は、平成20年度の予算の方針で県単の公共事業というものはマイナス5%というシーリングがかかっております。その中で予算の編成をしているということでございますので、対前年と比べたら、予算が減額傾向にあるということでございます。事業の内容につきましては、例えば圃場整備とか、圃場内の排水改良で暗渠排水の整備とか、水路の整備とか、いろんな工種がございます。それぞれの工種については国庫補助事業というものがありますが、その採択要件を満たさないもの、通常、国庫補助は、例えば受益面積が20ヘクタール以上とかそういうのがありますけれども、そういうのを満たさないものについて大体国庫補助と同様な工種ができるような制度になっております。

○榎藤委員 そうすると、かなり件名とか適用地域というのは広範にわたっているというふうに考えて、何年もかかってやるという意味では単年度の金額等も、金額は余り大きくないというふうに解釈してよろしいんですか。

○原川農村整備課長 工期についてはそういうふうに思ってもらってもいいと思いますし、例えば地区数についても、平成19年度は86地区でやっております。

○榎藤委員 次に、常任委員会資料の23ページ、これは19年度から5年間でやるという事業のようですが、一部先ほどの説明のときに採択地区云々というようなことで、19年度については適用されている部分も大体めどが立っていると思うんですが、金額を含めて19年度の適用の状況と、私たちから見ると、従来の集落の活動というのが順調にいったらこういうものをわざわざ助成しながらやらなくても、昔はうまくいっていたんじゃないかと思われる点も多いわけですね。今回、国の事業としてわざわざ農業が

環境保全を含めて取り上げられて、それに国からも県からも助成をする、こういうことですから、そういう認定のためのある程度の基準等を含めて、19年度の適用状況等を含めて御説明いただければと思います。

○原川農村整備課長 19年度でございますが、地区数は197地区、農用地面積に置きかえますと1万383ヘクタールを対象にやっております。先ほど指摘があったとおり、従来の活動をやるだけでは当然事業採択にはなりません、幾つかの要件がございます。一つは、活動組織をつくってくれということで、今、農業者が高齢化して人数が少なくなっているということで、農業者以外の地域住民、自治会、子供会、多様な主体と言っていますけれども、そういう方をぜひ活動組織の中に入れてくれという要件がございます。従来から水路の草刈りとか、泥上げみたいなのはやっておりました。それだけの活動じゃなくて、例えば水路がちょっと壊れたとか古くなると、大規模なやつは補助事業で対応するんですけれども、小規模な自分たちでできるやつは自分たちで補修してくださいと、それを一定以上やってくださいと。さらに、農地とか農業用水は、いろんな多面的機能が言われております。環境についてもいろんな皆さんの意識が高まっております。そういうことで環境活動についても一定以上行ってくださいと。そういうことが基本的な要件になって、そういうのをクリアしたものについて採択を認めているということでございます。

○榎藤委員 そうしますと、今後の理想的な姿としては、認定農業者という農家がこの核になってあると。それに、サラリーマンがおるかどうかわかりませんが、そういうところが一体となって、村の事業を協力し合いながら運営し

ていく、そういうところをこの助成対象として20カ所近く19年度は認定した、そういうことですか。

○原川農村整備課長 もともとこれは今年度から始まった、例えば品目横断的経営安定対策、いわゆる担い手を育てていくというふうなものに対する地域振興策として、車の両輪というふうな位置づけになっているんですけれども、ちょっと乱暴な言い方すれば、野球を考えた場合も、プレーヤーが力強く育っていても、それが多分品目横断、担い手対策だと思いますが、その土台となるグラウンド、これは農業で言えば農村になると思いますけれども、その農地とか農業用水、そういう生産の基礎となる分がきちんと保全されないと、幾ら上のプレーヤーが頑張っても、農業・農村というのはなかなかうまくいかないというふうな趣旨でこの対策を活用していくことが必要じゃないかと思っております。

○榎藤委員 そうしますと、大体19年度も1億3,000万前後というふうに見ていっていいんですか。現在行われている予算規模というか、そういうのも20年度も一緒というふうに考えていいんですか。

○原川農村整備課長 予算的には20年度は118%程度伸ばしたいというふうに思っています。そういうことで、19年度と比べて3,000ヘクタールぐらいは新たに取り組んでいただきたいということを考えてこういうふうな予算を計上しているということでございます。

○井本委員 関連。これは堰なんかには適用ないんですか、井堰を整備する場合。

○原川農村整備課長 基本的には、農地や農業用水路、農道、ため池、そういうものの保全活動に使っていただければいいと思っています。

各活動組織の中で、堰についても当然対象にしたいということであれば、地域で話し合っただけ対象にしていればいいということになります。

○井本委員 関連して、品目横断を気にしていたんだけど、品目横断は県の政策の中にはどこにあるんですか。今までずっと見てきて私は気がつかなかったんだけど、今度変わったんじゃないですか。国のほうで検討されたと聞いていたから、その辺、聞きたいと思っていたんですが、どこになるんですか。

○岡崎地域農業推進課長 まず、品目横断安定対策につきましては、国のほうの事業でございます。県のほうは資金の管理ということでございますので、この事業そのものの予算は上げてきておりません。それから、変更点でございますが、今までは小規模農家切り捨てじゃないかとかいろいろございましたので、市町村特認——今までも面積特認とか経営特認とかいうのはあったんですが、加えまして、市町村長の判断で面積に達しない方も入ることができるというふうな点が大きく変わった点でございます。

○井本委員 わかりました。

○坂口委員 農村計画課の中野委員の質問に関連してですけれども、公共工事品質確保強化事業、これは品確法に基づいてということで、当然一般競争入札を始めたこともあるけれどもという説明だったんですけれども、農政企画課だったと思うんですけれども、工事検査専門員、あそこの兼ね合いというのはどうなるんですか。

○佐藤農村計画課長 工事検査専門員は、設計書に基づく工事の出来高検査が主になります。その中で工程管理、品質管理、出来高管理等あわせて検査していくと。しっかり品質ともに成

果品として受領するというのが検査専門員の基本です。点検強化事業の監視員というのは、下請にしわ寄せが行くような体制になっていないかとか、あるいは施工体制がしっかりなされているかとか、現場代理も含めて監理技術者、主任技術者等がしっかり配置されているか、そういった視点で監視チームのほうは行っていくという格好になっております。

○坂口委員 今言われたことの中で下請対策をちょっと外してほかの部分というのは、今までの専門員とか、最初の契約時点での審査とかで対応できる部分だと思うんです。品質を確保するための一般論だと思うんです。特に下請に対してとか施工体制というのは、その都度、段階確認の中でやっていくことで、今の専門員なり担当なり、あるいは総括責任者なりというのでそれぞれ対応できる部分だと思うんです。だから、言われたように、競争が激化したことによって安い価格で契約を結ぶものだから、新たな心配が出てきたから、そこをさらに強化してダブルチェックしていこうということで、中野委員の言われたとおり、一般競争入札を始めたことによって新たに必要性が出てきて、それに対応するための監視という理解のほうが良いのかなという気がするんですけれども、これは一つここで置いて、余り難しく考えずにですけれども、せんだっての補正のときに、例えば1社だけしか応募してきていない工事があったんじゃないかという事例と入札率をお尋ねして、そのとき、説明がなかったんですけれども、それが今わかっておれば、まずそれを。

○佐藤農村計画課長 1社応札の案件が11件ございました。落札率が94.5%になっております。

○坂口委員 そうなってしまうと思うんです。85%以下の契約と、あとは間がなくて99%

に近い契約、1社のみと。だから、ここで設計の工夫というのが、規格表示から機能表示に変えなきゃだめだと思うんです。商標登録とか特許工法とかのせいで自分とところ以外は絶対この物件に手が出ないからというのがわかれば、99.9で来ます。検証期間中にこの弊害が一つ見えてきているということで、早速是正していく必要があると思うんです。

それからもう一つ、不調不落が小さい工事で集中して出ているというのがある。単一要因じゃなくて、いろんな要素はあるけれどもというのがあったですけれども、その中の一つに、赤字が出る現場に手を出さなくなったんだと、指名じゃなくなったからと、それも一つの原因だと思うんですけれども、今までの一般競争入札の落札結果を、事前の予定価格が公表された、契約が結ばれた後に入札価格と最低制限率とが公表されたのをずっと見ていくと、まず工種ごとに最低制限価格率が違ってくるのかなというのが見えるんです。今まであった事例をずっと整理していくと、その中で、金額によって同じ工種でも率が変わってきているというのが見えるんです。素人感覚では、例えば農業構造改善事業なら、その中の一般土木なりの中で、農道なら農道をつくっていく農道建設工事となったときに、最低制限価格率というのは、500万の工事であろうと、1億の工事であろうと、おかしいんじゃないかというのがあるんです。それがどうも500万ぐらいのときに80%ぐらいから始まって行って、だんだん85に近づいて行って、ずっとそのままになっていく。工種を拾って分析していくと、限りなく85に近づくような感じに見受けられるんです。そういう理解でいいんですか。同じ工種であっても、予定価格というか、工事金額の大きい小さいによって最低

制限価格率も変わるという考え方でいいんですか。

○佐藤農村計画課長 よろしいと思います。

○坂口委員 そうなると、今度は歩掛かりの考え方、それと設計の時点での単価の考え方、これは、客観的な根拠に基づいて、この物をつくるためには標準的な技術力と経営力を持ったところが品質を確保するために標準的な工事をしていけばこれだけの人間が要る、機械が要る、資材が要るということで出されてきた極めて客観的な数字と思うんです。それが金額によってなぜ最低制限価格の率が変わって行って、金額が大きければ大きいほど制限価格率が高い85%に近づいていくのか。80%近くから小さい工事が始まっていく。80から85にするとされている中で80%に満たない最低制限価格も何ぼか見れたんですけれども、これは置いといて、そのところの理解ができないんですけれども、どういうことなんですか。

僕は、こう思うんです。実際、工事をやって物をつくり上げて行って、しっかりその後片づけまでする、そのためのお金を支払うわけですが、大まかに分けると、いわゆる直接工事費——現場でその物をつくるためにその工程ごとに必要となっていく材料費、労務費、仮設費、それが一つありますね。それから今度は、その現場内で使うけれども、この湯飲みをつくるために必要とした仮設じゃなくて、この物をつくったり、幾つかの工程や箇所を兼ねることができると、この現場で要る経費、共通仮設費というものも整理されていますね。それをまず純工事費として、現場で純然たる工事に係るお金ですよ。今度は、その周辺で必要となるガードマンを立たせたり、現場の安全や、工事目的のための現場で必要とするもろもろの

経費を見るのに現場管理費というのもまたやっていますね。あとは、会社の経営とかに係る一般管理費。それだけシビアに積み込まれてきた根拠のある数字でやられていて、しかもさっき言った共通仮設費とか現場管理費というのは、これもずっとかなりな数の現場で直接経費を調べて、例えば共通仮設費にすれば、600万以下についてはこの工種では何%の一律率計算ですよ。600万を超して10億までは金額ごとに率が変わっていった率計算と。10億を超したら一律の率計算、さらに必要なものは積み上げ経費として設計に入れるという、一つ一つ根拠のある数字を積まれていくわけです。現場管理費となると、これは率計算だけで同じように700万まで横でいって、20億までいって、横で20億以上いくということになるから、こういった物すごくシビアに積んだものが、最低制限価格率が金額によって変わってくるというのは一体どういう考え方なのか。

標準的に500万の工事はこれだけかかる、5億の工事は標準的に今のような考え方でシビアに見てこれだけかかるということで、しかし、品質に影響しなければ、会社の競争力によってこれぐらいは差があるだろうから、何%以上なら、予定価格を切ってしまうけれども、そこより安いけれども、あんたのところと契約しても大丈夫かなという考え方が最低制限価格の率ですね。そこで、なぜ小さい工事は80%に近づいていくのか。赤字が出るから、そんなものかかり合わないよということが実際そこで起こるのか。このところはどんなぐあいに分析されていますか。評価されていますか。率の考え方。

○佐藤農村計画課長 県土整備部のほうがやっているものですから、その仕組みについては

ちょっと理解しかねているんですが、ただ、予定価格は、標準的な現場に応じた価格ということでしたら設計されていると。最低制限価格につきましては、必要最小限必要な経費で出ていることは間違いないと思うんですけども。

○坂口委員 説明しろといってもなかなか難しいかなと思うけれども、現実はどうなっているんです。小さい工事には手を出さないという実態がそこにあるというので、設計の基本的に考えられている積算の考え方と、それに使う数字と、県が決める最低制限価格率の決め方のところに、どうも実態と違う部分が本当はあるんじゃないかと。もう一回ここを研究しなければいけない、まだ検証期間中の率じゃないかと。この考え方というのが全国一律じゃないんです。

きょう、漁港漁場整備課なりがおればもっとわかりやすかったんですけども、例えば農地整備あたりでもですけども、防風フェンスですか、風よけの鉄塔を建ててネットを張る工事が一時期、構造改善であっていただけですね。あれを今やっておられないなら別ですけども、あれで一遍、最低制限価格を出してみられませんか。今度は、土工事なんかでがんとやったりする、労務費とか仮設費とか経費がぐんと占める、材料代がほとんどないやつ、これで最低制限価格をやってみませんか。特に港なんかで防舷ゴムなんかを買ってきて岸壁にぱんと張りつけていくやつとか、あるいは滑動防止なんかでアスファルトマットを敷いて消波ブロックを載せていくだけの部分というのを一回試行的に積算をやって、最低制限価格を出してみませんか。小さい金額で85%行くはずですよ。それ以下に抑えるためには、それを曲げざるを得ないはずですよ。ということは、絶対これは考え方に矛盾があり

ます。これは後で研究してくださいということだけお願いしておきます。

だから、この監視強化制度が必要になってくるんです。本当は地方自治法と品確法とを照らし合わせたとき、最低制限価格を設けたら——原則は最低制限価格を設けちゃだめなんです。公金支出のとき、一番安い人と契約しなきゃだめなんです。でも、安いがゆえに損することを防止するために、品質が悪かったりすると困るから、これ以下のものは信用できんからやらないよというのが最低制限価格です。ここに監視強化チームが入るのは、この最低制限価格が本当に品質を確保できる価格じゃないのか、契約相手方がこの価格では品質が確保できない、標準的な企業ならできるけれども、標準以下の企業だったか、どこかが本当は矛盾があるから、そういうことをせざるを得ないんです。監視強化チームなんて必要ということは、最低制限価格をなくして、自分らなりの目安を持って、これ以下ではちょっと常識的には無理というところに監視強化に入っていくのか。それかもう一つは、不当廉売防止法の観点です。こんな金額で物を売っていたら、あるいは買おうとしたときは、絶対手抜きせんと合わない、コスト割れだと、そういう価格を求めることは不当廉売防止にひっかかる可能性がありますね。そこらを整理して、この監視強化チームがなぜ低い入札価格のときに必要ということを事前に県は予測されているのか。そういうことが心配がある価格では、最低制限価格を知事が決めることができるという裁量権の行使はできないということです。そういうものを排除するために設けることができるということで、義務じゃなくて裁量ですから。ここをもうちょっと真剣に考えていかないと、業者はばたばたつぶれていっている

んです。この次、また県の考え方が間違っていて、これは85、90%だったなんてことになったときは、そういう工事をやったおかげで何社かが飛んでいる可能性があるんです。これはぜひとも最低制限価格の率の決め方というのはいま一步——高くしろとか安くしろじゃないんです。本当に合理的なことと合法的な根拠に基づいて決めないとだめじゃないかと。

防舷ゴムとか、鉄塔にフェンス張るだけの作業では、恐らく小さい工事でも85%に限りなく近づいて、上限を切ったものだから、それを抑えていかざるを得ないと、そういうことになると思うんです。それは不自然です。なぜそういうことになるかということ、恐らく、現場管理費、共通仮設費、労務費というものに対する重大性を県が認識していないということです。こんなもの外して行って材料さえ買わせれば後はどんげかなるわということ。だけど、しっかりといろんなことで枠を課せられて、このためには労働安全衛生法ですか、それ以上これはやらざるを得ないという、どうしても必要な経費とか、建設業法上ここに置かざるを得ない、生産性を生まない人たちが要るとか、そういうものが組み込まれたのがいろんな名目で、経費の考え方も大きく4つありますが、そこそこで考えられて必要とされている経費です。これは経費で、物を買う金じゃない。あるいは二次製品を買ってきたり、骨材を買ったりする金じゃないから、こんなもの企業が努力すれば、なくても現場は上がるわという安易な考え方での最低制限価格だったとしたら、監視強化チームがどうしても必要になってくるけれども、それは法律上もおかしい、合理性がないということをもう一回研究してもらいたいと思うんです。多分フェンス工事はないにしても、防舷工事というのはどこ

かであるはずだから、あれを一回試算されてみると、すぐ見えてくると思います。これは要望にしておかないと、公共三部での検討課題でしょうけれども、ぜひそこところは急いで考え方をやっていかないといけないですね。これは要望に終わります。

そこで、一つ質疑ですけれども、事後公表か事前公表かというのが本会議でも随分議論になりましたね。事前公表をいま少し続けていながら、検証をして今後判断したいというのが県土整備部長の答弁だったんです。これも横田議員だったのですが、何を検証する必要があるんですかと、事前か事後かの判断材料としてという質問も再質問みたいなことと言っておられたですけれども、事前公表での検証結果というのは、かなり事前公表やってきているから出てきていると思うんですけれども、今の時点で把握した事前公表に係るいろんな検証結果というのは、どれぐらい整理されているのがありますか。

○佐藤農村計画課長 具体的な今のお話は、ちょっとお答えしかねるんですが。

○坂口委員 検証結果というのは、僕が一つ言ったのが最低制限価格が大体見えてきだしたということですね。入札すればそこに近づいて、それを探して入札してくるということで、県が決めている最低制限価格に限りなく札が集中し始めだしたということが、今までの一般競争入札の予定価格の事前公表の検証として、これは県は把握されていないとまずいと思うんです。何を言っているかという、今の企業がやっている入札の金額決定という作業は、県の最低制限価格探しの競争をやっているということで、品質を確保するためとか、最大限競争力を発揮して自分ところでは幾らでできるとか、この工事には最低幾らもらわないと自分ところの経

営は成り立たないという、会社の経営あるいは品質の確保といった視点からの積算がなされなくなっているということですね。予定価格から最低制限価格を引き出す計算をやって企業は入札をせざるを得ない仕組みを今、県はやっているということ、今まででそういうことはまだつかんでおられませんか。

○佐藤農村計画課長 私どものほうでは、つかんでおりません。

○坂口委員 そうしたら、どこかでいいんですけれども、今まで公表された分の入札結果、最低制限価格の合格失格、そしてその間に何社が応募してきて、何ぼの範囲内で札が集中しているかというのは、これはわかりますね。事前公表やられて、インターネットで出しておられるわけですから、その集計というのは手元にどこかにあると思うんですけれども、これをまず見ていただきたいと思います。

○押川委員長 わかればあすでも総括質疑で。

○坂口委員 いや、そんな難しい問題じゃない。公表しているから、僕が言った話というのは、そういうのを見て、見えた結果を言っているんだから、素人の僕でさえわかる。契約の元方が持っていないわけがない。

○佐藤農村計画課長 最低制限価格付近の落札、それが集中してきているというのは、そういう傾向にあるということはわかっております。

○坂口委員 それはよい傾向と思われませんか。悪い傾向と思われませんか。

○佐藤農村計画課長 いい傾向ではないと思います。

○坂口委員 さっき言いましたように、積算という作業じゃなくて、最低制限価格の作業に来ているということですね。そこにぴったり当て

る競争を今、業者はやっているということ。だから、品質確保のための監視チームであるとか、途中で工事をやめて、ケツを割ると言いますけれども、現場を放棄してしまうとか、契約を解除してしまうとか、こういうことが検証されているんです。それでもなおかつ、事前公表を今後どうしようとさらに検証しようとするのは必要ないと思うんです。ほかに何かあるか、理解できないんです。あとは、コンプライアンスと言われますけれども、これはコンプライアンスを徹底するというわけでしょう。そうしたら、隠すべきだし、それが徹底できないんだったら、今言いましたように、予定価格を事前に公表しても最低制限価格に近いところに張りつくということで、最低制限そのものが割り出せるということまでには行っていないですね。でも、最低制限価格は、入札前に発注者、その金額によって所長なり課長なり、その人はしっかり計算した最低制限価格を封をして入札させるまでは保管しておかなければならない、早目に決めておかなければいけない数字ですね。これもやっぱり同じ。こっちは隠していて絶対漏れない、こっちは隠していて漏れる可能性があるなんていうのは、理由として成り立たないと思うけれども、こちらが漏れたって、致命的じゃないです。近くに行く。これが漏れれば致命的です。この人に決まるんです。そうすると、コンプライアンスがどうのこうのという理由は、事前公表と事後公表の言いわけには使えないと思うんです。そこらに対してどう思われますか。公表するほうがいい、公表しないほうがいい——公表するから、その数字をもとに、81.2345678%という数字を掛けて安易にぼっと来るわけで、これが公表されていなければ、八十何.何ぼを掛けるという分母がないわけですから、やっぱ

り積算せざるを得ないです。事後公表にすれば、現場でどういう工程を組んで、何人作業員を入れて、どこから何を買ってきて、何日にはどういう工程に進んでというのを立体的に描いて施工計画組んで、実行予算を組んで積算をしていって、もうけは放出して、最低これにいこうということで、本当の意味での競争価格での入札が導けると僕は思うんです。そこらのところをもうちょっと——あれだけ商工建設常任委員会の委員長が質問した、そこまでせっぱ詰まっているんですから、公共三部で、部長、ぜひ責任持って……。そういう実態に我が社はあると、張りついてしまって、制限価格探しの競争入札になってきていると、品質とかそういうものを考慮してから入札はできないということで、これを回避するためには総合評価方式と事後公表しかないと思うんです。それをダブルでやるのが、万全とは言えないけれども、かなり改善されることにつながると思うんですけれども、もし課長、何かコメントできればコメントしていただいて、できなければ、こういう指摘があったということで。

○黒岩農政水産部次長 いろいろ入札制度が変わって、最近、業界の方々からも、今の制度の中で一つ変えられるものがあるならば、予定価格を事後公表にしてくれんかという意見はあるんです。その方々がおっしゃるのは、せっかく自分たちが自分の経営の能力で積算をして入札をしようとしているのに、委員さっきおっしゃったような、とにかく落札するためにはということで、自分の経営能力を度外視した札を入れざるを得ないような状況があるということでは聞いています。したがって、今後、事後公表にするか、今のままいくのかということについても検討がなされると思いますから、そういっ

た場で私たちのほうも意見を上げていきたいと思っております。

○坂口委員 ぜひそれは一日も早くやるべきだと思うんです。総合評価というのは、いろんなパターンとか、どういう点をどう評価するという、これはシビアなまだ検討が要ると思うんですけれども、事前か事後かというのは、やるかやらないかの判断で、検証を1年やる、2年やるといった問題じゃなくて、新年度から即やるやらない、判断はその2つに1つだと思うんです。そこをぜひ早急に三部で検討していただいて、正すべきは正していく。そして、まだあくまでも検証期間です。すべて一般競争入札だ何だと言っているけれども、発注者も体制もできていない。検証期間だから、改めるべきは勇気を持って、年度途中からでも気づいた時点で改めていくというのが正しい一般競争入札と。そして、本当に残るべき優良企業を残せる入札制度になって、今のままじゃ、本当に優秀なところを残せるかどうか、まじめなところを残せるかどうか、甚だ欠陥のある入札制度改革で、改悪と言っても間違いのないぐらいの制度の変わり方だと思うんです。これも要望して、ぜひ早目にこのところはより理想的なものに近づけてほしいと思います。

○押川委員長 以上をもちまして、農村計画課、農村整備課の審査を終了させていただきます。執行部の皆さん、御苦労さまでございました。

では、水産は明日10時からということでよろしくお願いたします。

以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後3時50分散会

平成20年3月13日（木曜日）

午前10時0分再開

出席委員（9人）

委員 長	押川 修一郎
副委員 長	山下 博三
委員	外山 三博
委員	坂口 博美
委員	井本 英雄
委員	中野 一則
委員	満行 潤一
委員	松田 勝則
委員	権藤 梅義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	後藤 仁俊
農政水産部次長 （総括）	西田 二郎
農政水産部次長 （農政担当）	黒岩 一夫
農政水産部次長 （水産担当）	佐藤 信武
農政企画課長	玉置 賢
農水産物 ブランド対策監	服部 修一
団体調整監	假屋 義成
地域農業推進課長	岡崎 吉博
担い手対策監	土屋 秀二
営農支援課長	米良 弥
農業改良対策監	吉村 豊
消費安全企画監	吉田 周司
農産園芸課長	小八重 雅裕

畜産課長	荒武 正則
家畜防疫対策監	押川 延夫
農村計画課長	佐藤 公一
技術検査監	桑畑 政廣
国営事業対策監	矢方 道雄
農村整備課長	原川 忠典
水産政策課長	桑原 智
漁業調整監	那須 司
漁港漁場整備課長	関屋 朝裕
漁港整備対策監	野田 和彦
総合農業試験場長	齋藤 尚
県立農業大学校長	松尾 通昭
畜産試験場長	児玉 盛信
水産試験場長	田代 一洋

事務局職員出席者

議事課主幹	壺岐 哲也
政策調査課主査	千知岩 義広

○押川委員長 委員会を再開いたします。

次に、水産政策課、漁港漁場整備課の審査を行います。

○桑原水産政策課長 水産政策課でございます。

お手元の平成20年度歳出予算説明資料の339ページをお開きください。水産政策課の当初予算額は、一般会計で17億1,737万6,000円、沿岸漁業改善資金特別会計で1億7,381万3,000円、合計で18億9,118万9,000円お願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。341ページをお開きください。初めに、（事項）漁業基本対策費の説明欄3の離島漁業再生支援交付金事業1,885万6,000円についてでございます。この事業は、農業の中山間地域直接支

払制度の水産業版と言えるもので、本県では延岡市島野浦島の漁業集落が対象となっております。離島集落の維持及び離島漁業の再生を図るため、離島集落が行う植樹・魚つき林の整備、海岸・海底清掃などの漁場の生産力向上に関する取り組みや、低利用・未利用資源の活用など、創意工夫を生かした新たな取り組みなどを支援するものでございます。

次に、(事項) 水産金融対策費の説明欄1の漁業近代化資金利子補給金1億1,444万1,000円についてでございます。この事業は、基幹漁業の振興、担い手の確保等、本県が推進する重要施策を資金面から支援する漁業近代化資金貸し付けのための利子補給金でございます。

次に、342ページをお開きください。(事項) 水産物流通加工対策費の説明欄3、次のページになりますが、「みやぎきの魚」販売力強化・情報発信事業1,085万円についてでございます。この事業は、本県水産物の付加価値向上と販路拡大を図るため、ブランド推進体制を強化するとともに、消費者評価の検証に基づくブランド認証品等の効率的な販売方法の検討及び効果的な情報発信への取り組みを支援するものでございます。

次に、(事項) 地域漁業経営改革対策費1,663万8,000円についてでございますが、この事業については、後ほど別の資料で御説明いたします。

次に、344ページをお開きください。(事項) 漁業取締監督費4億3,709万2,000円についてでございます。まず、説明欄3の宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金3億1,000万円でございます。この事業は、財団法人宮崎県内水面振興センターに運転資金として無利子の短期貸し付けを行うものでございます。なお、

同センターの財務状況等が改善していることから、昨年度より2,000万円減額してお願いしております。次に、4の密漁防止体制強化対策事業9,594万6,000円についてでございます。この事業は、内水面の秩序維持や流通の適正化を図るため、県が行うシラスウナギ密漁取り締まりの補助的業務、及び「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」に基づく立入検査等の補助的業務を内水面振興センターに委託するとともに、センターがみずから行う内水面秩序維持に関する取り組みを支援するものでございます。

次に、(事項) 水産試験場管理費の説明欄5の水産試験場試験研究機能保全事業248万6,000円についてでございます。水産試験場は昭和45年に整備され、設置後36年が経過し、施設の老朽化が著しいことなどから、本館の耐震化工事のための調査設計を行うものでございます。

次に、(事項) 水産業試験費1億2,911万2,000円についてでございます。これは、水産試験場の本場及び小林分場の試験研究に要する経費でございます。まず、説明欄1の資源部でございますが、水産物の資源管理や漁業効率化技術に関する研究、また漁況及び漁場形成に関する研究などを実施しております。次に、2の増殖部では、マダイやカサゴ等を放流して資源をふやす栽培漁業の技術開発、また藻場造成技術開発などを実施しております。次に、3の生物利用部では、新しい魚種の種苗生産技術の開発、また水産物の鮮度保持技術や加工技術の開発、さらに、養殖業における飼育技術や疾病予防技術の開発などを実施しております。最後に、4の小林分場では、アユ、ヤマメなどの内水面養殖魚の種苗生産技術の改良及び系統保存の研究や、チョウザメに関する研究などを実施しております。

次に、346ページをお開きください。沿岸漁業改善資金特別会計 1億7,381万3,000円についてでございます。この特別会計につきましては、議案第11号として提出させていただいておりますが、このページで説明させていただきます。沿岸漁業改善資金特別会計は、沿岸漁業改善資金助成法の規定に基づき、昭和54年に設置したものでございます。この資金は、沿岸漁業従事者等に対しまして、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を貸し付けるものでございます。なお、貸付枠は昨年度と同額の1億7,300万円をお願いしております。

次に、平成20年度予算案の主な新規・重点事業説明資料の27ページをお開きください。地域漁業経営改革対策事業について御説明いたします。1の事業の目的でございます。地域漁業の活性化を図るため、漁協や意欲ある担い手グループ等が相互に連携し、地域漁業全体として行う新たな操業・生産体制の導入によります収益性の向上や、経営の規模拡大に向けた取り組みを支援することとしております。2の事業の概要でございます。右側の図をごらんください。この事業は2つの事業で構成しております。①の地域漁業経営対策事業は、県漁業経営管理指導協会がこれまで実施してきました本県主幹漁業の経営調査や経営分析、指導に加えまして、漁協や意欲ある担い手グループ等による地域漁業の活性化のための経営改善計画策定への助言指導を行うものでございます。次に、②の地域漁業経営改革支援事業でございますが、県の認定を受けた経営改善計画を実践するため、漁業者等が共同して行う新規性、モデル性のある経営規模拡大と収益性向上のための取り組みを支援するものでございます。この事業の実施によりまして、漁協や意欲ある担い手グループ等に

よる地域漁業の活性化を図ってまいりたいと考えております。予算額は、合計で1,663万8,000円をお願いしております。事業期間は3年間でございます。予算の内訳でございますが、①の地域漁業経営対策事業は、補助率2分の1、予算額は263万8,000円、②の地域漁業経営改革支援事業は、同じく補助率2分の1、予算額は1,200万円をお願いしております。

次に、債務負担行為についてでございます。お手元の平成20年2月定例県議会提出議案、10ページをお開きください。中ほどの水産政策課のところに掲げてございますが、平成20年度漁業近代化資金利子補給ほか3件につきまして、期間及び限度額を設定するものでございます。

続きまして、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございます。議案書は71ページからありますが、環境農林水産常任委員会資料で説明させていただきます。常任委員会資料の8ページをお開きください。初めに、1の県立高等水産研修所宿泊施設等使用料についてでございます。改正の理由でございますが、宮崎県財政改革推進計画において使用料・手数料等の見直しが掲げられ、歳入対策の一つとされていることから、体育館の使用料を新設するものでございます。使用料金は1時間につき500円でございます。施行期日は4月1日を予定しております。次に、2の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料ほか4つの手数料についてでございます。改正の内容でございますが、漁業法及び水産資源保護法の改正に伴い、手数料徴収の根拠規定となる該当条項が変更されていることから、右側のページに記載しておりますように、該当部分の変更を行うものでございます。

水産政策課は以上でございます。よろしくお

願いいたします。

○**関屋漁港漁場整備課長** 漁港漁場整備課でございます。

お手元の平成20年度歳出予算説明資料の347ページをお開きください。漁港漁場整備課の平成20年度の当初予算額は、一般会計で42億7,169万2,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。349ページをお開きください。(事項) 漁場保全対策費の534万7,000円でございます。これは、漁場環境の保全に影響を及ぼす水質汚濁などを監視するほか、安全な養殖魚生産のため、養殖場などの漁場環境の把握と適正利用のための指導を行うものであります。

次の350ページをお開きください。(事項) 内水面漁業振興対策費の6,748万円でございます。これは、河川の資源維持を図るため、アユやウナギ、ヤマメ等の稚魚の放流を行うほか、コイヘルペスウイルス病の蔓延防止対策や、ブラックバスなどの外来魚の駆除を実施するものであります。

次に、(事項) 栽培漁業定着化促進事業費の9,964万9,000円でございます。これは、つくり育て、管理する漁業を推進するため、財団法人宮崎県水産振興協会におきまして、マダイ、ヒラメ、カサゴ等の種苗生産や放流を実施するほか、カンパチの種苗生産実用化事業や藻場の回復支援のための事業を実施するものであります。また、6のバイオコントロールによる稚魚の生産技術向上事業の新規事業では、種苗生産時期に善玉菌活用等のバイオコントロール技術導入を図りまして、仔稚魚の免疫機能を高めるなど、医薬品に頼らない安全で安定的な種苗供給を図るものであります。

次に、(事項) 漁業経営構造改善事業費の1

億810万2,000円でございます。これは、漁業共同利用施設整備や持続的漁業生産環境整備に対して助成するもので、平成20年度は、串間地区において養殖用係留施設の整備を、日南地区におきましてイセエビの漁場整備を予定しております。また、3の漁港の高度利用のための整備事業の新規事業におきましては、プレジャーボート専用の係留施設の整備に対し助成するものでありまして、平成20年度は延岡地区を予定しております。

次に、351ページをごらんください。(事項) 種子島周辺漁業対策事業費の3億1,133万6,000円でございます。これは、ロケット実験に伴う影響緩和のための漁業施設整備に対して助成するもので、平成20年度は南郷地区において水揚げ・荷さばき施設の整備等を予定しております。

次に、(事項) 沿岸漁場整備開発調査事業費の1の豊かな日向灘創出プロジェクトの新規事業でございますが、これにつきましては、新規・重点事業といたしまして、後ほど別資料で御説明申し上げます。

また、次の(事項) 水産基盤(漁場)整備事業費でございますが、これも後ほど別資料で御説明をいたします。

次の352ページをお開きください。(事項) 県単漁港維持管理費の1億2,283万3,000円でございます。これは、漁港区域内施設の維持補修や、航路・泊地のしゅんせつを行いまして、漁港施設の機能回復を図るものであります。

次に、353ページをごらんください。(事項) 水産基盤(漁港)整備事業費でございますが、これも後ほど別資料で御説明いたします。

次の354ページをお開きください。(事項) 公共海岸保全漁港事業1億5,900万円でございます

ます。これは、津波や高潮等から漁港区域内の海岸を防護し、国土の保全と後背地住民の民生の安定や財産の保全を図るものでありまして、平成20年度は土々呂漁港ほか2港におきまして、護岸や陸こう等の海岸保全施設の整備等を行うものであります。

次に、(事項) 漁港災害復旧事業費の1億7,422万8,000円と次のページの(事項) 水産施設災害復旧事業費の6,859万4,000円でございます。これらは、台風等で災害が発生した際の調査費や復旧工事費に要する経費をそれぞれ計上させていただいております。

歳出予算説明資料の説明は以上であります。

続きまして、平成20年度の新規・重点事業について御説明いたします。別冊の平成20年度予算案の主な新規・重点事業説明資料の29ページをお開きください。まず、豊かな日向灘創出プロジェクトでございます。本県では、沿岸漁業の生産基盤であります漁場の生産性の向上を目的として、天然礁に乏しい日向灘において人工魚礁を用いた漁場の整備を行い、沿岸漁業の振興を図っております。右の資料でございますように、現在の本県の漁場造成では、魚を集めることを主目的とした魚礁や、稚魚の保護を主目的とした増殖場を中心として実施しまして、生産量の増加に一定の効果을上げてまいりましたが、水産資源が減少する現状におきまして、日向灘そのものを魚が育ちやすい海へと変えることが課題となっているところであります。そのような中、近年では、豊富な栄養分を含んだ海水を巻き上げることで稚魚のえさとなる生物をふやす効果がある魚礁など、海そのものを豊かにする新しい魚礁が開発され、普及しつつあります。本事業では、日向灘を豊かな海に変えていくために、本県の今後の漁場整備に

おいて2つの新しい魚礁の導入に向けた基礎調査を実施することとしております。具体的には、説明資料の2の(4)の事業内容にありますように、魚のえさをふやすための魚礁を導入するために、日向灘に適した素材を比較検討する調査と、海底の豊富な栄養分を海流により巻き上げ、魚のえさを増殖させるマウンド型魚礁導入のための適地選定調査でございます。なお、事業期間は平成20年度から22年度の3年間で、平成20年度の予算額は810万円をお願いしております。

次の31ページをお開きください。水産基盤整備事業でございます。この事業は、水産物の生産及び流通の基盤となる防波堤等の漁港施設や、人工魚礁等による漁場施設等の整備を推進しますとともに、緑地や広場等の漁村の環境整備を行うものであります。具体的には、2の(4)の事業内容にありますように、①地域水産物供給基盤整備事業では、地域の水産物の生産及び流通機能を図るため、都井漁港ほか1漁港におきまして、防波堤や護岸等の整備を行うこととしております。②の広域水産物供給基盤整備事業では、広域的に水産物の生産及び流通の拠点整備を図るために、日向灘地区におきまして、カツオ、マグロを対象とした浮き魚礁の設置やアオリイカを対象とした増殖場などの漁場の造成を、また川南漁港ほか5漁港におきまして、防波堤や岸壁等の整備を行うこととしております。③の漁港環境整備統合事業におきましては、快適で潤いのある環境を形成するため、油津漁港ほか1漁港におきまして、緑地や多目的広場などの漁港の環境整備を行うこととしております。④の漁村再生交付金事業では、活力ある漁村を再生するため、南浦漁港におきまして、既存の防波堤等を有効活用するための補強

や補修を行うこととしております。⑤の漁業集落環境整備事業では、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資するため、川南漁港におきまして、生活環境改善のために整備した下水道施設の補修を行うこととしております。⑥の港整備交付金事業では、地方港湾と第一種漁港が連携して、地域再生の観点から、都農漁港ほか1漁港において岸壁や導流堤の整備を行うこととしております。なお、平成20年度予算額は、御説明いたしました6つの事業を合わせて28億3,812万円をお願いしております。

最後になりますが、議案第36号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。常任委員会資料の11ページをごらんいただきたいと思っております。漁港漁場整備課分につきましては、水産基盤整備事業と海岸保全漁港事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収することにつきまして、地方財政法第27条第2項等の規定により、議会の議決に付するものであります。この負担金の設定に当たりましては、あらかじめ対象となります市や町の御意見を聞き、その結果、異論がないとの回答を得たものでございます。なお、負担金の割合は、両事業ともに事業費の10分の1としております。

漁港漁場整備課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑を受けたいと思っております。

○井本委員 341ページの漁業基本対策費の離島漁業再生支援交付金事業ですが、藻場の再生もやるとか言っていたような気がします。今、水産試験場でも藻場をやっているみたいですが、あそこの藻場もウニが上ってこないような台を見せてもらったけれども、藻が生えんのは、

ウニだけじゃなくて、いろいろ原因があると思うんです。浦城というところがありますが、浦城なんか昔はあそこは全部藻場があったんですけども、今はほとんどなくなってしまっています。みんないろいろ原因を言うんです。例えば上のゴルフ場の農薬が落ちてきたんじゃないかと言う人もおるんです。原因を探らんことには、単にウニだけで藻場を再生ということじゃないと思うんです。また、栄養価のある水が流れてこないということもありますから、その辺のことなんかもわかっていてやっておられるのか、聞かせてください。

○関屋漁港漁場整備課長 藻場が減少している要因というのは、やっぱりいろんな要因があるかと思っております。一つに、委員がおっしゃったように、環境要因も可能性としてあると思っておりますけれども、私どもが把握した中では、今言ったウニとか魚類、最近、地球温暖化ということによく話題になっておりますけれども、草食性の魚類、特にアイゴ等が群れをなして上がってきて、そして藻類を食べるということで、そういうことも実際、現場の観察の中で確認されたところがございます。どういう形で藻場を守っていくかという中で、ウニが一つの要因としてありましたので、これについてはいろんな研究を重ねまして、一つの方向性が出てきたわけがありますけれども、魚類の場合は何しろ群れをなして来るものですから、どういう対応方法があるのかということについては、これからまたいろいろ研究していかなきゃいけないことかなというように考えております。

○井本委員 藻場は魚のえさのためにつくるんでしょうから、魚がある程度集まってくるのはしょうがないだろうと思うんですが、漁業基本対策費の離島漁業再生支援交付金事業の場合は

どういうやり方で藻場再生を考えておるんですか。

○桑原水産政策課長 これは地元が主体となった活動でございますので、例えば海底清掃のような形で、藻が生えやすいような海底、海浜の清掃をまず行ったり、藻場と必ずしも直接関連はしませんけれども、魚つき林のような、先ほどおっしゃられた林とか森とか、木を守るような形で植樹をいたしまして、そこから流れ出るような栄養分がまた藻場の発生にいい影響を与えるというふうに考えられますので、そんなことを通じまして藻場の造成を図っているところでございます。

○井本委員 わかりました。

重点事業説明資料ですが、豊かな日向灘創出プロジェクトのマウンド型というのは、右のほうに写真みたいなのが載っているようですが、マウンド型魚礁というのはどんなやつですか。教えてください。

○関屋漁港漁場整備課長 これは、海底にいろんなブロックとか石材を使いまして、一つの大きなマウンド、いわゆる土手みたいなものをつくるわけですが、そうしますと、海流、海の流れがありまして、マウンドから上に海流が巻き上げられるということで、海底のほうには栄養分の豊富な海水がありますので、それを光の届くところまで持ち上げて、そこでプランクトンを増殖させて、資源をふやそうというものでございます。

○井本委員 右に写真が載っていますね。海流が何かぶち当たって上がってくるわけですか。

○関屋漁港漁場整備課長 そうです。

○井本委員 もう一ついいですか。水産基盤整備事業、南浦のが一つありましたね。県北であ

るやつを教えてください。

○野田漁港整備対策監 県北の漁港整備で言いますと、島野浦とか北浦の整備がございます。それから、真新しいところでは、④の漁村再生交付金事業というのがございまして、中身は、昔、浦城の荷さばき施設があったところの岸壁施設が腐食で悪くなっているものから、その補修を行うというのが中身でございます。

○井本委員 延岡辺で関係するのはこれだけかな。

○野田漁港整備対策監 ②の広域水産物供給基盤整備事業の中で島野浦の岸壁整備とか、北浦の浮き棧橋の整備とか、そういうものが入ってございます。

○井本委員 2番のやつですね。延岡辺が関係するのは2番と4番だけ。わかりました。

○押川委員長 ほかにございせんか。

○松田委員 関連で、離島漁業再生支援交付金のことでお伺いいたします。これは21年度まででしたね。地元島野浦では、島の整備が進んでいるということで、魚つき林の再生ですとか、清掃とか、いろんな土産物品の開発等、あと、パンフレットつくったりして喜んでおります。ただ、21年度までどんなことにこの基金が使えるんだらうかという、いろんな要望が出ていますが、漁業再生ということで、その範囲はどの辺までなのかをお教えいただけますか。

○桑原水産政策課長 範囲に関しましては、かなり広範な範囲で見られております。比較的自由に使える予算でございます。ただし、離島が地理的不利な条件にあるわけでございますから、その再生というふうな基本的な目的があるわけでございますけれども、その資源の利用や保護でありますとか、例えば持続的に魚を育て

ていこうというふうな取り組みでありますとか、集落の健全な活性化のための付加価値の高いような製品の取り組みでありますとか、本土との交流みたいなこともある程度ございます。そういう観点でありますと、具体的な取り組みとしましては、先ほど申し上げたような資源の増殖でありますとか、環境整備、植樹といった、魚つき林の問題でありますとか、林を植える問題、漁場の監視のようなこともできますし、海底清掃もできますので、そのような具体的な取り組みについて不明な点等ございましたら、当方のほうに地元から聞いていただければ、またお答えができるように思いますので、聞いていただけるといふふうに思います。

○松田委員 本土との交流ということがありましたけれども、地元で今上がっているのが魚つき林、ウォーキングロードを整備していただきましたが、途中まで車道にしていだけないかということとか、あとは、島野浦には埋蔵金伝説がありまして、それに関する記念碑ですとか、そういったことを何か持ち上げていきたい等々の要望もあつたりするんですが、ちょっと観光的な要素になるんですが、その辺も該当すると考えてよろしゅうございましょうか。

○桑原水産政策課長 平成19年度でございましたも、里道の観光マップが既につくられておりますし、また島以外から来られた方が自転車とかを使うための整備みたいな活動もしておりますので、そういうふうなことについては既に取り組みされていると思います。車道の件につきましては、話が具体的にあれば、その可否については検討させていただきたいというふうに思います。

○松田委員 ありがとうございます。

○榎藤委員 350ページ、㊦の漁港整備のとこ

ろですが、先ほどの説明だと、延岡ということで聞いたんですが、それが一つと、分担の表示の仕方、国が2分の1、事業主体2分の1、国が2分の1、県が2分の1、これは国が2分の1で、事業主体と県は4分の1とかならんのかなと思うんですが、そういうことを含めて、この事業の内容、係留施設の整備、金額からいってそう大きいものではないのかなという感じがするんですが。

○野田漁港整備対策監 漁港の高度利用のための整備事業についてでございますが、これはプレジャーボートの係留施設の整備でございます、浦城湾の中にプレジャーボートが多数係留されておりまして、漁船の係留とふくそうしまして、整理整頓がきれいになされていないというところがございます。プレジャーボート対策につきましては、漁港あるいは港湾あるいは河川サイドで関係部局が一緒になりまして、プレジャーボート対策を推進していきましようという基本方針を平成18年つくりまして、それに基づいた一つの実施ということでございます。係留施設の整備につきましては、基本的には漁協あるいは民間の力をかりていこうということで、この事業につきましては、漁協がプレジャーボートの係留施設、浮き桟橋を整備すると。これにつきましては国庫補助事業で、2分の1で国庫補助がございまして、そして残りの2分の1は事業者である漁協が負担するというところで、実質的には県の負担はゼロということでございます。

○榎藤委員 それに関連してですが、従来から県土整備部とかでプレジャーボートがふえてきてどうしようもない、背番号もわからないというような問題等があつたんですが、それは県土整備部の仕事とかいうことじゃなくて、一緒に

なってやろうということなんです。

○野田漁港整備対策監 今、委員がおっしゃったように、県全体で取り組んでいこうという、その中の一環の事業でございます。

○井本委員 関連。浦城あたりでこれをやろうという話になっていると思うんですが、地元のプレジャーボートを持っている、そういう組合と漁協の連中との調整がうまくどうもいかんだね。その辺の話は聞いていますか。

○野田漁港整備対策監 民間があるいは漁協も含めて、民間がそういう施設を整備するという事は、資本を投資するわけですね。その見返りとして、整備料を回収するために、ある程度使用料を設定するということがございます。その使用料の金額について、プレジャーボート利用者の方々に話をおろしたと。年間幾らだということをおろしたときに、ちょっと高過ぎるというような声が上がったということは報告でお聞きしております。今、漁協サイドが再度金額については検討しているということもお聞きしているところでございます。

○井本委員 年間7万ぐらい取るという話で、今までただで使っていたものをとって、しかも市から助成金が出てつくるという話もあって、5,000万ぐらい助成が出ているものに対して、年間7万取って、そうすると漁協がえらい潤うという話で、そんなばかなことがあるんだろうかと、地元のプレジャーボートの組合の人たちが言っていたんですけれども、そんな話は聞きますか。

○野田漁港整備対策監 今、委員が言われた話はお聞きしております。県としてもある程度指導という立場で、なるべく法外な金額にならないようにということで、今後ともまた指導してまいりたいと考えております。

○井本委員 市が助成金を出すというのはあり得ることですか。

○野田漁港整備対策監 市の単独ということですから、それはあり得る話だと思います。実際に出すという話は確認しておりません。

○井本委員 わかりました。

○満行委員 総括質疑でやろうかと思ったんですが、とりあえず、ここに出てきたので、水産政策課でいいんですけれども、漁港漁場整備課も一緒なんです、349ページの漁場保全対策費51万4,000円、これは国の補助がついてますね。350ページ、栽培漁業定着化促進事業、これも62万4,000円国庫の支出金が入っているんですが、水産政策課の342ページ、水産物流通加工対策費1,143万8,000円の事業で、貝毒安全対策事業37万3,000円の事業に国の補助10万5,000円なのかなと思うんですが、とりあえず貝毒安全対策事業の国の2分の1、県の2分の1、県単という説明をしていただきたいと思います。

○桑原水産政策課長 貝毒が発生した際もしくは事前の調査の際の研究試験費が要るわけでございますけれども、これは国のほうから2分の1補助で来ております。委員おっしゃられたように、10万5,000円が国のほうから来ているお金でございます、2分の1の県負担分として同様に10万5,000円分を負担しております。それだけでは貝毒検査費が足りませんので、県単独といたしまして、残り16万3,000円になりますでしょうか、それを足しまして合計で37万3,000円として貝毒検査費に充てておる状況でございます。

○満行委員 37万3,000円の国庫補助、この性質は補助金ですか。負担金でしょうか。これは国の事業を各都道府県採択をしてやっ

しゃるのか、そのあたりいかがでしょうか。

○桑原水産政策課長 国の補助自体は10万5,000円でありますけれども、これは国からの補助金でございます。

○満行委員 これは貝毒安全対策事業という国庫補助事業なんですか。それともほかの事業とあわせた一つにこの事業がある……。何を言いたいかということ、37万3,000円の事業が一つの補助金として独立しているかどうかということを知りたいんです。

○桑原水産政策課長 これは一つの補助金として独立しているわけではございません。国から来ている分が10万5,000円あり、それに裏負担10万5,000円足しているものがまずありまして、別途、県の単独でそれが足りないということを出しているわけでございますので、国のこういう名前の事業があるわけではございません。

○満行委員 どんな補助事業なのかかわからないですけれども、その補助事業の一つというふうに考えていいわけですか。

○桑原水産政策課長 県が2分の1負担している分については、補助事業の一つと考えて問題ないというふうに思います。

○満行委員 補助事業の国の補助要綱があって、10とか20とかメニューがあって、そのうちの一つにこの貝毒安全対策事業というのがあるということでしょうか。

○桑原水産政策課長 国の10万5,000円の分と県の裏負担10万5,000円出している分に関してでございますけれども、これは国から食の安全・安心対策事業というものがございまして、その一つの国の事業の中で県が2分の1負担をするということになっておりますので、こちらが21万円分になります。残りについてはそれでは足りないということで、県が一般財源で支出

している分でございます。

○満行委員 後は総括で聞きます。

○外山三博委員 2～3聞きたいんですが、まず、先ほどもちょっとあったんですが、350ページの一番下、漁港の高度利用のための整備事業で日南のイセエビの漁場整備をする、それと串間の話をされましたが、イセエビの漁場整備というのは具体的にはどんな整備をされるんですか。

○関屋漁港漁場整備課長 もう一度お願いできますでしょうか。

○外山三博委員 350ページの㊦漁港の高度利用のための整備事業の説明の中で串間と日南で、日南はイセエビの漁場整備をするという説明だったと思うんです。具体的にはどんな整備をされるんですか。

○関屋漁港漁場整備課長 築いその事業でございます。投石とかをして一つのイセエビのすみ場をつくるという事業でございます。

○外山三博委員 私、具体的によくわからないんですが、もうちょっとわかりやすく、どこあたりに、護岸にするんですか。それとも沖合にするんですか。

○押川委員長 2番の持続的漁業生産環境整備事業が多分……。

○外山三博委員 3番を聞いている。

○関屋漁港漁場整備課長 3番の漁港の高度利用のための整備事業につきましては、先ほど対策監のほうで御説明いたしました延岡市漁協が実施いたします係留施設のことで、2番が日南市が行います築いそ事業のことでございます。石を投入いたしまして、イセエビのすみ場をつくるというものでございます。

○外山三博委員 石を投入してというのはわかるんですけども、それはどこ辺にするんですか。

海岸線、それともずっと沖のほう。

○**関屋漁港漁場整備課長** 水深が10メートル程度のところがございます。

○**外山三博委員** 昔はイセエビ漁が始まると、イセエビの網が海岸線に近いところずっと入っていたと思うんです。最近それを見ないものだから、聞いたら、最近は沖のほうに網を張っていくということ聞いたんですが、現実にはどこあたりで操業しているんですか、イセエビ漁。

○**関屋漁港漁場整備課長** 当然イセエビの生息場が漁場になるわけですが、岩場といいますか、そういうところについてはイセエビの漁場が形成をされると思いますので、そのあたりでの操業だと思います。

○**外山三博委員** ですから、沖合のほうなのか、目に見える護岸の……。私、釣りに行くものだから、昔は、イセエビの網が入ると、魚が寄ってこないでだめだったんです。ところが、最近そこあたりに網を見ないから、その話を聞いたら、最近はいそ場ではとってはいけないということで沖のほうに網を入れるんだという話を聞いたから、そういうふうになったのかなと思って聞いているんです。どこで主に漁をしているんですか。

○**桑原水産政策課長** 最近、沖のほうに瀬のようなものがございまして、岩がごつごつしたような、いわゆる瀬でございますが、そういうところが優良な漁場になっておりまして、漁船が出ていきまして、刺し網を入れまして、例えば宮崎市の沖合の瀬のようなところで漁獲しているという実態がございます。

○**外山三博委員** これは陸から何キロというか、何メートル以内では操業したらいけないとか、そういう区割りみたいな規則があるんですか。

○**桑原水産政策課長** 岸から1キロ程度のところは漁業権があるわけございまして、イセエビ漁業権のあるところは、漁業している場合でございます。先ほど申し上げた瀬のようなところでございますけれども、そこは資源保護の観点から漁獲時期でありますとか、漁場のようなものを決めているケースはございます。また、いきなりいろんな漁業者の方が押し寄せるような形になってしまいますと、そこで漁場利用調整とか、資源保護のような問題もございまして、そのような観点から漁業許可の制限条件というような形等々で規制がかかっている場合がございます。

○**外山三博委員** ということは、県南の串間から県北の延岡、北浦まで、地区によって漁業する場所が違うということですか。

○**桑原水産政策課長** 違う場合が多いと思います。

○**外山三博委員** これ以上聞いてもあれだから、また後ほど……。どこで主に網を入れてとるようになっているか、教えてほしいと思うんです。それは後で結構です。

○**那須漁業調整監** 漁業権につきましては、共同漁業権という漁業権の中でイセエビの網漁が許可されております。漁業権というのは各漁協ごとに県内区切りがありますものですから、その中でしか漁協の方々はできない。外山委員先ほどお尋ねされましたところについては、共同漁業権というのは沖合数キロまでとか、地区によって決まっておりますので、その範囲の中でやると。沖合にまた瀬がありますし、そういうところについては、県が別に漁業者ごとに許可を出しているということがございます。築いそ漁場は、漁港漁場整備課の仕事ですが、そういうことで新しい漁場もどんどんつ

くっておりますので、漁場も昔よりもかなり拡大しておりますから、イセエビの漁獲自体も、少しずつですけれども、現在ふえてきている状況がございます。

○外山三博委員 日南でこういう漁場整備をするということのようですが、宮崎のほうもずっと青島から漁場がありますね。順次やってくるんですか。日南は何か特殊性があるんですか。

○関屋漁港漁場整備課長 築いそ事業につきましては、市町村が実施することになっておりますので、市町村がそういう事業を実施したいということであれば、それを採択して実施することになります。その市町村によって、地元での要望がどうなのかが基本になるのではないかと思います。

先ほど説明がまずくて申しわけなかったんですが、イセエビの漁場は沿岸部が主体ではありませんけれども、沖のほうに瀬礁があって適当なところがあれば、そこが漁場になるというふうに考えております。ただ、築いそ漁場につきましては、事業の投資効果でございますので、水深的には、ある程度の水域のところできっと漁場造成することになるかと思っております。

○外山三博委員 せっかくだからちょっと聞いておきたいんですが、今、イセエビの宮崎県の漁獲量と漁獲の金額、全国の中で宮崎のイセエビというのはどういうレベルなのか、教えてください。今、出なければ、総括のときまでに調べておいてください。

○押川委員長 総括のときでも御報告ください。

○外山三博委員 続いて質問したいんですが、344ページの水産試験場管理費、㊦水産試験場試験研究機能保全事業についてお尋ねをしたいんですが、今、水産試験場の支場は小林と

北浦にもあるんですか。

○田代水産試験場長 現在、支場は、小林に支場があります。本場が青島で、そのほかには小林だけです。

○外山三博委員 北浦のほうに何かなかったですか。

○田代水産試験場長 昔の栽培漁業協会のことでしょうか。栽培漁業協会というのがあります。

○外山三博委員 試験場とは全く違う組織ですか。試験場の研究を委託するような形のところなんですか。

○田代水産試験場長 栽培漁業協会、今、水産振興協会と言っておりますが、ここには補助金あるいは委託をしているものがあります。

○外山三博委員 試験場の試験研究の予算の中からそっちに行くということですか。

○田代水産試験場長 共同研究という形でやりますので、予算を水産試験場から一部流している、委託という形でやっているものがあります。

○外山三博委員 新規の研究機能保全事業というのは、研究をしていこうということだろうと思うんですが、240万、これからスタートして来年再来年にこの機能を高めていこうということだろうと思うんです。単年で終わったら余り意味がありませんからね。この研究の行き着く先というか、どういう機能を将来持たせるための新規事業なんですか。

○桑原水産政策課長 水産試験場自体が昭和45年設置されて、既に施設の老朽化が著しいというのがまずございまして、本館の耐震性能といえますか、本館の傷みが激しくて、まず耐震性能を上げなければいけない、つまり耐震の補修をどうするかという調査設計のためのまず予算でございますので、これ自体は施設を補強するための調査設計経費でございます。

○外山三博委員 それでは、管理棟のほうの耐震の調査設計ということのようですが、一番肝心な試験研究棟というか、試験研究施設、こっちのほうの改築というか、そういう計画というのはないんですか。

○桑原水産政策課長 今のところ本館の耐震のみという予算になっております。そもそもは営繕関係の調査が入りましたときに、耐震性能が落ちていて、かなり危ない状態ではないかというふうな意見もございましたので、耐震補強のための調査設計経費としてまず計上しております。

○外山三博委員 農業試験場も非常に立派になりました。工業センターも立派になった。今の話を聞くと、今の機能で管理棟だけ耐震設備すればいいというふうに聞こえるんですが、どうなんですか。私はちょこちょこ行って見ているんですが、いかにも試験研究する試験場としては寂しいというか、貧弱というか、これで本当に宮崎県の水産をてこ入れしていく研究機関の第一線のところかなという気がするんですが、そういう計画はないんですか。

○佐藤農政水産部次長 委員のおっしゃるとおり、機能の老朽化というのがございまして、平成16年に整備構想というのは確かにつくりました。ところが、箱物凍結の県の方針が出まして、今のところ延期というふうな状態になっております。

それともう一つ、先ほど北浦になかったかという話がございましたけれども、北浦には50年の初めまで試験地がございました。今のところ、本場が青島の試験場、分場が小林、西米良に試験地がございます。この3カ所でございます。

○外山三博委員 箱物凍結という方針はあるにせよ、箱物というのは、私の感覚で言えば、公

民館みたいなものというか、そんな感覚であって、試験研究のための施設は箱物という感覚とは別だと思えます。ああいう方針を出して3年たちましたね。最初は改築しようということを考えていたということであれば、宮崎県の水産のてこ入れのために私は必要と思うから、必要性をきちっと言って、堂々と要求をしていかれるべきだと思いますが、部長、どうですか。

○後藤農政水産部長 心強い御意見で私ども大変助かります。基本的に、委員おっしゃいますように、研究というのは一つの大きな投資ですので、その基盤を整えるという意味では私も必要だというふうに考えています。平成16年の整備構想というのがございまして、それに基づいて年次計画を立てて進めようとしておったんですけれども、まさに箱物凍結で、しかもシーリングがかかる中で、その財源負担も部内というふうな厳しい状況もありまして、そうなりますと、かなり金額がかさむものですから、なかなか手がつけられないという実態があります。ただ、将来的には、委員よく御案内のことと思えますけれども、水産試験場、実は基礎の部分がコンクリートがめくれていまして、中の鉄筋が見えているというような非常に老朽化して、しかも安全性に検証を要するというような実態もありますので、そういった中で今回のこの調査を契機に、また今後どのような方向に持っていくのかということも含めて、再度計画見直しを含めて進めていくことになるのではないかと、いうふうに思っています。大変心強い御意見ありがとうございました。

○桑原水産政策課長 先ほどのイセエビの漁獲量でございますけれども、平成17年、全国の生産量が1,299トン、宮崎県が生産量が75トンでございます。

○外山三博委員 2点ほどお尋ねをしたいんですが、つい最近新聞を見ておりましたら、関サバが海流の関係で激減しておるとい記事を見ました。そのときに、北浦でやっている灘アジ、灘サバのことが私の頭をよぎったんですが、どうなんですか。同じような流れの中だと思うんですが、北浦の灘アジ、サバの漁獲量というのは何か変化があるんですか。

○那須漁業調整監 アジ、サバにつきましては、国のTACといって漁獲の総量の規制がかかっております。その数字を見ております限りでは、本県でも昨年、ことし、アジはやはり非常に少ない年でございます。灘アジ自体も出荷したいんですけども、要望がどんどん上がっている中では、なかなかこたえ切れないという状況がございます。サバにつきましては、関サバというのは、サバの種類で言いますとマサバになります。本県と鹿児島、こちらの南のほうは基本的にはゴマサバが主体なものですから、サバ自体の資源としては日本ではそんなに落ちてはいないんですけども、マサバにつきましては、本県も非常に漁獲量全体では少なく、本県のほうも、ゴマサバ自体としての漁獲量というものはある程度水揚げあるんですけども、マサバは比率としては非常に少ない状況でございます。

○外山三博委員 マサバとアジが減ってきている原因は、関アジの記事を見ると、海流の影響だろうと書いてあったんですが、やっぱりそういうことなんですか。

○那須漁業調整監 うちとしても水揚げの量は追いかけておるんですけども、海流の動きにつきましては、つかみかねております。

○田代水産試験場長 最近、一般的には地球温暖化の影響もあるんじゃないかというふうな話

もありますが、広い目では、宮崎県だけではなくて、日本全体的に、特に日向灘沖を中心として、マアジが少なくなっています。それから、マサバも少なくなっています。マサバのかわりにゴマサバが若干多い傾向にあります。そういう魚種の入れかわりが生じてきております。一般的な今までの長いスパンで見た場合も、何かふえたら何か減るとい状況が常に生じておりますので、そういった中での一つの現象で、今まさにマアジとマサバが少なくなっているという状況が考えられます。

○外山三博委員 どういうことで減ってきているかということ、確定的なことはわからないにしても、ほかの県と情報交換しながら、常にそういう意識を持って見ていくことが、漁業者に対する的確な情報を流していくという意味で大事だと思いますから、お願いをしておきたいと思います。

よく釣りに行きますが、海に遊びに行くんですが、昔は何ぼでも釣れました。ところが、今、一日行って1匹釣ればいいくらい。魚が減ってきたということは間違いはないんですが、ふえてきたのはフグです。フグがべらぼうにふえておるんです。フグがえさをとってしまうものだから、ちゃんとした魚のところまで回らない。いろんな気候、環境の問題で魚が減ってきたと思うんです。いろんな環境の中ででもふえてきたフグ、何でふえたのかなど。何でふえたかというフグの生態を研究することによって、何かいい方法が出てくると思うんですが、フグの生態の研究というのは少しはされておりますか。

○田代水産試験場長 今までトラフグについてはやっておりますが、いわゆる産業的に役に立つトラフグについては放流事業等もやってまいりました。あるいは生態に関する調査研究も

やっております。ほかの、例えばハリセンボンが多くなったという話もあるんですが、現在少なくなっておりますので、現在やっているのはトラフグのみということですよ。

○外山三博委員 私が言うフグというのはクサフグです。これが異常に多いんです。頭の中のどこかに試験場の中で置いていただいて、フグが何でふえるかということをやちょっと考えてもらおうと、何かヒントが出てくるんじゃないかと思って、今の話をしました。

○押川委員長 それでは、以上をもちまして、水産政策課、漁港漁場整備課の審査を終了いたします。

引き続き総括質疑を行いますので、準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時10分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

お願いをしておりました事業仕分け委員会並びに総合評価落札方式、この件につきまして、まず説明をいただいてから、総括質疑に入りたいと思います。

○玉置農政企画課長 まず、事業仕分け委員会のほうから御説明をいたします。お手元に2枚紙、A4横のものが行っているかと思っております。以前配っていたものを少し加工したものをお配りしておりますので、今、配られているほうをごらんいただければと思います。

事業仕分け委員会で議論いただいた事業については全38事業でございます。課名と19年度における事業名が掲げてございます。仕分けの結果ということでございますけれども、これにつきましては、基本的には県において現状で実施

すべきということと、県において改善して実施すべきということ、どちらかの結論が出されたところでございます。これらの事業につきまして、20年度、事業としてどうなっているかというものにつきましては、右側の欄において、今、御審議いただいている歳出予算の資料のページ数と事業名につきまして掲げておるところでございます。以上が事業仕分けの状況でございます。

続きまして、昨日要求のございました備品の購入の話でございますけれども、これは口頭で御説明いたします。まず、20年度の当初予算で備品購入費として考えておるのが1億5,875万2,000円でございます。19年度の予算につきましては、19年6月補正後が全体予算になると思っておりますけれども、その補正後予算を当初と考えると、19年度につきましては、1億49万7,000円ということでございます。決算につきましては、今後でございますけれども、決算見込み額として、2月補正後の予算として数字を出してみますと、9,778万9,000円ということでございます。

以上、報告にかえさせていただきます。

○佐藤農村計画課長 農村計画課でございます。

6日の常任委員会におきまして、総合評価落札方式の評価値の算定式につきまして、後日、資料を提出するという事になっておりましたので、総合評価落札方式について御説明をしたいと思います。

資料の3ページをごらんください。まず、1の総合評価落札方式の概要についてでございます。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月1日に施行されまして、この中で主要な取り組みとして、従来の価格のみによ

る競争入札とは異なり、価格と技術提案等の内容を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式の適用が書かれております。総合評価落札方式は、工事の規模や難易度によりまして、大規模なトンネル等を対象とする標準型や、橋梁や樋門工事等を対象としております簡易型や簡易型Ⅱ、さらには一般的な道路、舗装、河川工事を対象としております特別簡易型など、4つの型式を採用しております。

次に、総合評価落札方式のメリットについてでございますが、従来の価格のみによる競争入札とは異なるために、価格と品質が総合的にすぐれた調達が可能となるとともに、②に記載しておりますように、ダンピングの防止や、不良不適格業者の排除、さらには談合の防止等につながることとなります。③といたしまして、入札参加者に対し工程管理や品質管理にかかわる技術的所見を求めるために、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献いたします。④といたしまして、地域内における本・支店、営業所の所在地の有無など企業の地域社会貢献度についても評価するなど、地域の建設業者の役割について評価することといたしております。

次に、2の平成19年度の総合評価落札方式の試行についてでございますが、昨年7月以降、予定価格4,000万円以上の工事から選定しております。これまでに農政水産部で簡易型3件、特別簡易型5件の計8件を試行いたしております。

4ページをお開きください。3の総合評価落札方式における評価項目及び配点についてであります。この表は、標準型、簡易型、簡易型Ⅱ、特別簡易型の評価項目と各型式の標準的な配点をまとめたものであります。ここに記載してお

りますように、標準型は満点を30点、簡易型及び簡易型Ⅱは満点を20点、特別簡易型は満点を10点として標準的な配点といたしており、その表の左側にありますように、評価の視点として、施工計画、企業の施工能力、配置予定技術者の能力の3つに区分され、それぞれ右に掲げる数値のような配分となっております。

次に、総合評価落札方式による落札者の決定方法についてであります。まず、(1)の得点の算出についてですが、配点の満点は、施工上の技術的課題が多いか少ないかなどにより、10点または20点、30点に設定いたします。その後、入札参加者から提出された資料を評価基準に基づいて審査評価し、得点を算出いたします。次に、(2)の評価値の算出についてでございますが、入札参加資格を満足する企業に与える基礎点を国と同様に100点として、これに(1)で算出した得点を加え、技術評価点を算出いたします。この技術評価点を入札額で割った値が評価値となります。つまり、評価値は技術評価点の高いものほど、また入札額の低いものほど高くなることとなります。落札者の決定については、(3)に記載しておりますように、入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものが落札者となります。

5ページをお開きください。この表は、総合評価落札方式におきまして、配点の満点が10点の特別簡易型の場合の落札者の決定の算出例を記載しております。まず、(1)の表は、ある工事においてA、B、Cの3社が入札に参加したと仮定して作成したものでございますが、配点の満点が10点の場合の算出例です。まず、各社から出された資料をもとに評価を行い、得点を算出します。これを合計したものが①の欄で、

8点、5点、1点と、それぞれなっております。次に、この①に基礎点の100点を加えて②の技術評価点を算出します。③は入札額の欄でございますけれども、それぞれ5,000万円、4,800万円、4,700万円の入札額であったと想定しております。④が評価値で、②の技術評価点を③の入札額で割った値となりますけれども、欄外の米印で記載しておりますように、評価値の数値をわかりやすくするために1万倍しております。この場合の評価値が21.60、21.87、21.49となります。総合評価落札方式では、評価値の最も高いものを落札者とするために、このケースでは、入札額が最も低いC社ではなくて、B社が落札者ということになります。

ここで4ページにお戻りください。5の中立かつ公正な審査・評価の確保についてでございます。総合評価落札方式の適用に当たりましては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があります。このようなことから、地方自治法施行令におきまして、総合評価落札方式を行うときは、学識経験者の意見を聞くこととされているため、宮崎県総合評価技術委員会を設置し、意見聴取を行っております。また、手続の透明性、公平性を確保するために、評価基準や配点については、あらかじめ入札説明書等において明らかにしており、また入札結果についても、各業者の入札価格、技術評価点等を公表しているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○押川委員長 以上で説明が終わりました。御質問はありますか。

○井本委員 評価項目というのはこれだけしかないんですか。実際はこれがまだ細かくなっておるわけでしょう。

○佐藤農村計画課長 これから細かい項目に分

かれております。

○井本委員 それは出せんのですか。

○佐藤農村計画課長 公表されておりました、いつでも出せるような形になっております。

○井本委員 我々もそれを見らんことには、これだけで何も評価できません。いずれにしても、公正で公平で、ともかくこれは客観的な評価だというものでなければならんといつも思っているわけです。あなたたちの主観的なもので決められたとしたら、今後も、これは談合の温床だとか何とかこの前言っていたが、官製談合の温床になるかもしれないと太田議員が言っていたけれども、その可能性があります。我々としたら、項目がどういうふうにしてつくられ、それがどんなふうの評価されているかというのが一番興味あるところです。もうちょっと具体的にこの辺を出してください。

それから、入札額で技術評価点を割ったら評価値という根拠は何ですか。これが一番客観的だというのは、どういうことでこういう算数になるのか、よくわからない。だれが考えたんですか。

○佐藤農村計画課長 県土整備部のほうで行っております。

○井本委員 何でこれが評価値として客観的なものだということになるわけですか。その辺の根拠はどこにあるんですか。

○佐藤農村計画課長 このことについては、国交省で決められたものを標準的なものとして、それを基準に決めておるといふようなことであります。

○井本委員 だから、それが何の根拠かということを行っているんです。入札額で技術評価点を割ったら、それが客観的には評価値としていいということが言えるわけですか。何で言える

の。私なんかよくわからんのだけれども。

○佐藤農村計画課長 技術評価点が高いものほど、入札額が低いものほど、先ほど説明しましたように、評価値というのが高くなるようになっております。したがって、技術評価点は、それぞれ先ほど説明しました項目の中で点数が算出されてまいりますので、そういった意味で、公平で中立というふうなものについては、業者名を伏せて評価をいたしますので、十分評価値というものが反映されて、逆転の可能性も出てくると。入札額が低いものが落札するとは限らないというふうなことになると思っております。

○井本委員 私も余り数学や算数が得意じゃないけれども、どういう根拠でこれを割って評価値というのが出てくるのかなと。とりあえず評価項目の細かいのをもう一回出してもらえんですか。でないと、これでは我々もそれこそ評価しようがないという気がするんです。

○佐藤農村計画課長 評価項目については後ほど提出したいと思えます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○榎藤委員 関連ですが、総合評価落札方式による入札ですよというのは最初から打ち出すわけですね。

○佐藤農村計画課長 そうでございます。

○榎藤委員 現行でいくと4,000万円以上で試行しているということですから、さっき私たちが聞くのは、その逆転が起こって、その原因は技術評価とかという定性的な部分を定量的に計算したような——逆転というものが起こったときに、自分たちのほうが低く入れたのにと、おれたちのほうがとれそうだと、そういう人にスムーズに受け入れられるのかどうかというのが我々の素人感覚でわからんところなんです。

そういうことであれば、今後については、4,000万から1億までは総合評価落札方式でいく場合は何点以上ですよと。この分母が変わるだけでしょう、入札額の4,000万から1億までだったら。もちろんその技術評価点というのは変わるわけですが、分母をどこか決めて、そういうふうな運用とかをしていかないと、ずっと言われてきているように、コストがかかっても見積もりをちゃんとまじめにやれと、しかし、入札したら、あなただめよと言われると、手続上に問題があるんじゃないかという気がするんです。結論が出らんかもしれないけれども、本来からいけば、点数で絶対とつてもだめだという部分は、総合評価落札方式であっても、例えば金額が決まれば技術の点数は決まると思うんです。4,000万から1億の場合は何点から何点までの技術の評価点数があるんだから、それで4,000万と1億の間の点数の何点以下は最低価格で入れてもとれませんよというのが出てくるんじゃないかと。そういうことであれば、最初から除いてやるというようにしてやらんと、一生懸命見積もりして入札しなさいよと、したけれども、今度は結果が出たら、あなただめよと、それがこういうことですよというんじゃないかと、金額の幅を決めれば、4,000万以下は、例えばこれでいくと1点の人はだめですよというか、そういう仮の限界値というのが出ると思うんです。そういったこと等を積み上げていって、極力、とつてもだめという人にはだめですよと言ってあげることのほうが大事だと思うんですが、どうですか。

○佐藤農村計画課長 県土整備部のほうで整理をしております、お答えする立場にはないんですけども、委員がおっしゃいましたことにつきましては、分母分子がそれぞれ変動して出

るような形になっておるわけです。今、4,000万以上にはなっていますけれども、いずれにしても総合評価落札方式というのはいい方式ということで、どうしても拡大をしていかねばいかんというふうなことになるおきまして、また来年度につきましては、その辺のさらに試行を広げていくというふうなことになるかと思っておるわけです。今のお話であれば、ある程度入札する前から決まってくるというふうなことではなくて、分子分母が変動して、正しい評価値が出て入札者が決まるという方向であろうかと思っております。

○権藤委員 私は、それはおかしいと思うんです。私が言おうとしているのは、4,000万とか1億とか、分母の部分です。技術評価の技術者が3人おらねばいかんとか、そういうのでできてくると思うんです。それを0.何ぼ以下はどうですよじゃなくて、この工事の場合には技術者が3人おらねばいかんですよと、あるいは分母となるやつは4,000万以下はだめですよとか、逆に4,000万以上は可能性がありますよとか、そういうのが、きちっとした数字じゃなくても、出てくると思うんです。そういうものを県土整備部と一緒に研究してもらって、実績をずっと積み重ねていけばわかると思うんです。そういうことで、当初からどんどん指名に参加できそうな形をとるんじゃなくて、とつてもだめという人は、もうあなたは無理ですよと言ってあげる、そういうデータはこの理論値として設定できると思うんです。そこら辺を今後、ここで課長と私が議論して結論は出ませんが、そうしてあげることのほうが業者にとつてもいいんじゃないかというふうに思うんです。

○佐藤農村計画課長 今の委員のお話につきましては、県土整備部のほうにも伝えて協議して

いきたいと思っております。

○井本委員 評価というのが本当に公正だということを担保するための方策というのはどういうふうにしてとつておるんですか。具体的に聞かせてもらえんですか。例えばどういうふうに評価するのか。例えば1人で評価するのか、3人ぐらいで評価するのか、あるいは客観的にこの人だったら3点とか、だれがやっても同じ点数が出てくるようにしてあるのか、その辺はどうなっているんですか。あんたたちの筆先で変えられるようなものであったら、これは官製談合と変わらんということまで言える。だから、温床になると言っているわけ。その辺のところはびしっとしてあるんですか。これだけじゃ我々わからんです。

○佐藤農村計画課長 まず、発注者で、例えば私たち振興局のほうで評価点というものをそれぞれ出してまいります。それから、総合評価の案件につきまして部内の委員会がございまして、その中でまた業者名を伏せて評価していく。さらに、先ほど申し上げました学識経験者等、宮崎県の総合評価技術委員会というものがございまして、そのメンバーというのは、国交省の河川国道事務所、あるいは農水でいえば国営の事務所の技術次長の方々、それから宮大の先生方、そういった委員の方に入っていて、その中身を検討する。幾重にもそういった網をかぶせてやっています。しかも、公表するときには、しっかり公表していくというふうな形をとつております。

○井本委員 例えば工事が完成したときに、これはよくできているな、ここはおかしいなと見るわけでしょう。評価するわけでしょう。そのときに1人で行って見るのか、何人か行ってやるのか、主観点はそこでつくと思うんです。こ

れはいいと思う人もおれば、別の人間が行って、これは悪いという人もおると思うんです。その辺は具体的にどういうふうにしているのかと言っているんです。私としては、できるだけ主観的なものが入らんようにしてほしいと。客観的に公正だと、だれが見てもこの評価は正しいというふうにしてほしいと言っているわけです。大学の教授がざっと見ても、わかるもんですか。最初の点数をつけるのが一番肝心ですよ。その辺はどういうふうにしているんですかと言っているんです。

○佐藤農村計画課長 出先のほうで、今申し上げましたように、案を作成いたします。私たちの本庁検討部会というのがあるんですけども、その中で評価項目についてそれぞれ審査をいたします。さらに大学の先生……。

○井本委員 それはいいけれども、最初的时候は何人ぐらいでやるわけですか。実際、私は建設会社から言われたことがあるんです。私はひどい評価されました。しかし、次に来た道路課長は、あんたところはかわいそうな目に遭ったねと言われました。前の課長はひどかったですわというようなことを言われたことがあるんです。主観的に、いじめにかかっている、評価が悪くされる。そんなことがあってはいかんわけです。だれが見てもこれは正しい評価だというところをぴしっとしてほしいということを言っているだけです。何々部内でどうのこうのというんじゃなくて、具体的に、例えば工事ができた後は、うまくできたかどうかというのは一遍見に行くんでしょ。それは何人ぐらいで行くんですか。1人で行くんですか。

○佐藤農村計画課長 委員のおっしゃった件につきましては、工事の検査ということでやります。現場については、検査員がしっかり対応し

て検査をするということになります。

○井本委員 検査には何人で行くんですか。

○佐藤農村計画課長 検査員が1人、それから監督員がついて検査いたします。

○井本委員 1人ではやっぱり主観的になってしまいますよ。何人ぐらいでやって評価するかということを行っているわけです。検査の話をしているだけだけれども、いずれにしても、そういう項目がたくさんあるわけでしょう。その項目に対して本当に客観的な評価だと担保できるのかと私は言っているわけです。

○黒岩農政水産部次長 検査の評価の仕方については項目ごとにいろんな項目がありまして、5つある項目のうち何ぼがこの業者は該当していたかと、5つあったうちに3つあったら5分の3、次の項目にまたずっと評価項目がありまして丸をつけて、その項目についてはこの人は1点だ、3点だという評価はしません。マル・バツでします。項目全体の何ぼが該当したか、だからこの人は、例えば5分の3だったら60点とか、そういうふうに客観的にするようになっていきますから、検査において裁量の余地が入る検査はできません。できないようになっています。

○井本委員 今までそれをやってきたから我々が言っているんじゃないか。実際知っているよ。私は知っていますよ、あなたたちの評価がおかしかったことは。AクラスでもないやつがBランクに、何もないものを落とされたとか、そんなことは幾らでもありましたよ。評価するをやつを見せてごらん。

○権藤委員 あしたの採決の前後にもう一回説明してもらったら。

○井本委員 それはそれでいいですわ。もう一つは、総合評価落札方式でやればどうしたって、

特Aクラスがあるけれども、その連中のほうが点数は上なわけですね。いろいろ何もかも設備が整っているし、そうすると、上の人が入れた場合は必ずそっちのほうが勝つんじゃないかと。下のほうが上にして上がっていくことができるんじゃないかと言う人がおるんです。それについてはどうですか。

○佐藤農村計画課長 工事のランクと総合評価落札方式は全然関係ございません。全然別物でございまして、工事を発注しますそのランクというのは、当然そのランクで発注いたします。それぞれの総合評価落札方式を採用する地区というのは決まってきました、それはそれで総合評価を行うということでございます。

○井本委員 一般競争入札の、例えば上の特Aあたりが下のランクに来るということはできませんようになっているわけですか。

○佐藤農村計画課長 できません。

○井本委員 全部そうになっているわけですね。

○佐藤農村計画課長 ランクごとに工事発注していきますので。

○井本委員 わかりました。

○権藤委員 仕分け委員会の説明をいただいたんですが、予算との関係でいくと、皆さんの方の原課には、仕分け委員会での改善の項目とか考え方、指摘事項というのは、改善ということだけじゃなくて、何か具体的な形の指摘がされているんですか。

○玉置農政企画課長 実際、委員さんが採決する前に、いろんな先生方から指摘を受けていますので、そういった指摘の中で、最後、総まとめして多数決をとって、それぞれ県で改善して実施すべきとか、県で現状のまま実施すべきという形で整理がされたものでございます。

○権藤委員 どういう形で仕分け委員会が進め

られているかというのは、今もらった資料でも、現場に足を踏み入れん限りはわからんわけです。8名の委員が第3グループの農政を審査しているわけでしょう。メンバー的に見ると、農政がわかっている人というのは、組合長さんとか、林務の関係とか、そういう人はおられると思うんですが、改善という以上は、そしてまた県議会以上に専門的な検討をする仕分け委員会であれば、改善の指摘事項を我々も見たいんです。要するに、仕分け委員会で、現状はいいですよと、これは改善ですよと、改善というのは何が悪くて改善なのか、そういうことを我々も見て、予算審査、予算審議に役立てたいわけです。そういうものが改善ということだけですよとされると、何が改善なのと当然なるわけです。この仕分け委員会がわざわざ公募したりしてやっていることというのは、もっと私たちにもまめに情報を提供してもらわにゃいかんし、そこに一考したり議論の余地があるというふうに私は思うんですが、それは指摘を受けた課としてどんなふうにとめておられるんですか。

○玉置農政企画課長 実際どのように改善しろという最終的な結論はなくて、多数決で、項目が決まっています、事業が不要か、民間が実施すべきか、国が実施すべきか等々でどれどれとやっていったものですから、どう改善しろという指摘にはなっていないんです。議論の中でいろんな意見をいろんな人から聞いたものを踏まえて、じゃあ、どうしようかというレベルでしかなくて、最終的にこうするべきという具体性が、委員会の中での結論は出ていないものですから、それぞれの課においてはいろんな委員からの指摘をいろいろ勘案しながら検討をするという形になってございます。

○**権藤委員** 私は、それは不十分だと思うんです。改善が必要ということを経験を持って言うのであれば、こういう議論が行われてこういう点を改善すべきだと。皆さんは農業の県の分野では一番詳しいと、そういうプライドを持って、昨日からの課長の話だと、やってきた事業ですと、そういうものを出しましたと。それに対して不十分だという指摘を受けるわけですから、どこの部分がどう不十分なのか。仕分け委員会というものを含めて、余り言うべきことじゃないかもしれんけれども、県政の政権が変わったときはそういうものが必要かもしれんけれども、今後については、予算をやって、皆さん方に信頼を置けないと、あるいは不十分だということになると、そういう意味から、県議会のプライドと皆さん方のプライドからして、もう少し不十分であればあるような理屈、内容、事実を指摘してもらわないと、私は不本意なんです。

○**玉置農政企画課長** 審議はそういう形で進みました。実際どのような形で整理されたかの具体的なものについては、インターネットのホームページ等でどういう形の意見が出てどういう整理がされたか、どのような形で多数決がされたかという形については公表がされておるところでございます。それを踏まえまして今回20年度予算——当然現下の農政が抱えている課題が何であるか、これまでの事業の成果とかきちっと踏まえた上で我々としては20年度予算を組んでいるところですし、こういった委員会の御意見も踏まえながらも、真に必要なものだと思って20年度予算を御審議いただいているということでございます。

○**権藤委員** 仕分け委員会が正式機関として今後も存続するのであれば、ホームページでコメ

ントしようがどうしても、その中身をきちっとこの仕分けした内容につなげてもらって、そして皆さん方がその点を踏まえて今年度の予算はこうしますよと、それを説明すべきだと思うんです。そうじゃないと、仕分け委員会は仕分け委員会で何をしたか、ホームページを見てくださいと、私たちはベストでやりましたと言われても、どこの部分をどういうふうに議論して改善したのか、わからないんです。少なくとも皆さん方の行政職というのは、そういう言い方をすると世間には言葉のさわりがあるかもしれませんが、一番詳しいということでもらっている、そういう人が指摘を受けたその内容について抗弁する権利もあると私は思うんです。仕分け委員会がすべて正しいということはないと私は思いますよ。そういう意味で、一回やっただけですから、それを余りけしからんというのもいかなかもしれない。しかし、少なくとも皆さん方はプライドを持って予算を組んだ。実行した。その反省点は当然次の年度に生かすと、そういうことをずっとやっていくわけだから、我々からいけば、本当に仕分け委員会の指摘というのは重いものであって、それは簡単に一日に何十件とかそんなのを8人ぐらいの委員で、それも見ていくと、メンバーの人にけちをつけるつもりじゃありませんけれども、本当にそういう権威があるんだろうかという気がするものですから、これ以上、時間の関係で言いません。

○**押川委員長** この件についてほかにありませんか。

○**井本委員** 公募というのは何で公募したんでしょうか。新聞か何かで公募したんですか。

○**玉置農政企画課長** インターネット等、そういった公募という形でPRをして、何名か公募

しますということをやったと思っております。

○井本委員 公募という限りは、県のあれに載せるのを普通、公募というんですが、ネットで載せて公募ということをしたんだろうか。

○玉置農政企画課長 私も全部わからないですけども、さまざまな手段を使ったと思います。いろんな広報誌とかもありますので、さまざまな手段を使ってそういったことをやっていますということを知られたらと思っております。

○井本委員 私なんか全然わからんうちに始まっていたものだから、どこでいつ公募したのかなという感じがしたのだから聞いたんですけども、そして、見るところ、公募による人はどんな役職を持っているか、わからんけれども、あの方には結構お年を召している方が多いんじゃないかという気がするんですけども、平均年齢何歳ぐらいですか。

○玉置農政企画課長 平均年齢は計算していませんが、若い大学の先生とかも、例えば根岸先生は准教授ということもありますし、大学教授の中では若手と呼ばれるような方だと思っております。公募の委員の中でも女性の方は若いほうに入るのかなと。年齢のバランスはあるかなというふうには思っております。

○井本委員 我々も委員会とかいろいろなところで指摘するわけです。これはこのほうがいいんじゃないか、こうしてほしいとか、その我々の言葉とこちらの言葉とどっちが重いのかなと。我々のことはほったらかしておいて、こちらのほうには予算つくるときには考えてみますと。それでは、議員としては立場がなくなるわけよ。そうでしょう。我々も、事業をやりながら、ここはこうしたほうがいいんじゃないか、あしたほうがいいんじゃないかというとき、その

意見は指摘事項としてあなたたちは考えておられるのかどうか。これだけを指摘事項として考えられて修正しましょう、我々が言ったのはちょっとのけてと、これじゃ、ちょっと……。実際そういうことでは議員としておもしろくないわけです。

○玉置農政企画課長 19年度も含め、常任委員会でさまざまな議論をさせていただいたと思います。19年6月補正から、いろんなこれまでの事業についても委員からいろいろ御質疑をいただいた。当然それらを踏まえて20年度予算は構築しているわけです。その一つの通り道の中に、こういった事業仕分け委員会というのもあったというふうに理解しておりますし、当然そういったいろんな方々の声を踏まえて、我々も常任委員会の委員の御議論をしっかり受けとめて、20年度予算を構築しているというふうに思っております。

○榎藤委員 私見ですけども、例えば木花のサーフィンのところに、沖に魚礁をつくったら、いい波がなくなるということで、仲裁か何かが、調停がされていますが、ああいったふうに確たるものが行政職としても県議会としても結論が出ない、そういうものについては、こういう委員会を逆に県議会なり行政がどうでしょうかということはあるんじゃないかと思うんですが、それにしても余りにも項目が多過ぎて、何が問題なのかというのがわからんのを全部出してと。今後の仕分けのあり方について原課の意見として、私は何らかのものを持ってほしい。坂口委員と議論した中で、課長は、自信のあるものをほとんど出しましたという議論であったわけですが、そういうことじゃなくて、これは自信がない、こういう問題があつてどうだろうかというようなやつを仕分け委員会等に諮問す

るということならいいのかなど、専門知識を持った人にゆだねるということであれば。そんなことで今後の仕分け委員会には原課としては臨んでいただきたいという希望を申し上げて、終わります。

○玉置農政企画課長 補足ですけれども、事業仕分け委員会の来年度以降の対応については、我々が聞いている範囲では、来年度は開催しないという話を聞いておるところでございます。

○権藤委員 私は今度の質問で項目には挙げたんですけども、新聞を読むと、今後もやりますというニュアンスで私は理解していたものですから、こういう強い意見を述べたということですよ。

○押川委員長 皆さんにお諮りいたしますが、まだ意見があれば午後からになりますけれども、意見が少ないということであれば、引き続き総括質疑をやりますけれども。

○中野一則委員 仕分け委員会の件ですが、具体的に午後説明してほしいんですが、7番目のグリーン・ツーリズムの関係、当初の仕分け委員会の説明で、各部門からこの事業を出されて仕分け委員会でいろいろと論議してもらったという説明でしたね。19年度のグリーン・ツーリズムのこれは、もともと19年度で終了する事業だったんですか。

○岡崎地域農業推進課長 このグリーン・ツーリズムにつきましては、終期を迎えておりました。19年度が3年間の最終年ということでした。

○中野一則委員 これが予算もふえて新しい事業になっているんですが、仕分け委員会が改善を結果として求めているわけですが、インターネットで出ているらしいけれども、どういう形で改善してほしいと言ったのかということと、

事務当局のほうが今までのものを改善したいということで新しくこれをつくったわけだから、その際、完全に仕分け委員会を無視されたのか、新しい事業で引き続こうとされた事業だから自分たちでもともと改善する新しい事業であったのか、その辺の対応。というのが、グリーン・ツーリズムについては、20年度の重点施策の中の中山間地域づくりの新事業として、目玉としてやっているわけですね。知事のマニフェストの実現のために重点施策が盛られて中山間地域対策があったわけだから、もともと知事のそういう意向もあったはずだから、その辺の絡みで皆さん方が新年度に向けて改善策をずっと思っているんじゃないかと。その辺の比較的なものがあれば出してもらって、そうすることでこの仕分け委員会がどういうことをしておったのかとか、その影響度をしんしゃくしたいと思うので、簡単でいいですので、よろしく願いしておきます。

○岡崎地域農業推進課長 お答えしてよろしいでしょうか。

○中野一則委員 いや、資料をもって午後に…。午前で終わるんだったら何も言う必要ありませんでしたが、午後もあるから資料をつくってほしいということです。

○押川委員長 資料は間に合いますか。インターネットで配付されていれば午後一番でそれを持ってきてください。

先ほど井本委員から出た資料であります、午後から間に合えばお願いしますし、間に合わなければあしたの採決前にいただくということでもありますから、よろしく願い申し上げ、12時が近くなりましたので、休憩を入れて1時に再開ということをお願いいたします。

午前11時57分休憩

午後1時1分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

○佐藤農村計画課長 先ほど井本委員からの御要望の資料をお手元にお配りしておりますが、それによりまして説明を申し上げたいと思います。技術評価の項目と配点、総合評価の方法ということで掲げております。これは、先ほど御説明申し上げました資料の4ページの上段、3のところを掲げておりますが、その部分の簡易型Ⅱの表でございます。施工計画、企業の施工能力、配置予定技術者の能力と3つに分けてございますけれども、配点が、満点が20点でございます。割合が4、10、6というふうになっております。したがって、この表のウエートという欄が右から2番目でございますが、20、50、30という配点になります。これが100点になるわけですが、100分の20点という評価点になります。

表の説明でございますけれども、このような項目に分けておまして、施工計画が、工程管理から施工上配慮すべき事項ということで4項目で20点、それぞれ基本配点を優、良、可、不適格ということで、20点、10点、0点と分けております。企業の施工能力が、企業の技術力あるいは企業の地域社会貢献度ということで細かい項目に分けて、評点するということになります。配置技術者能力が、施工経験と資格等を評点するということで合計の100点となります。

先ほど御説明申し上げましたけれども、流れでございますけれども、施工計画については各業者からの技術提案内容を、私どもで言えば出先の振興局の担当係長が整理いたしまして、工務担当課長が評価をいたします。その後、

振興局としての評価をしっかりと整理をして行うということになります。その振興局からの評価をもとに、農政水産部内の総合評価検討部会において技術評価の確認を行います。総合評価検討部会の評価をもとに、さらに農政水産部の技術審査会において評価を行い、透明性を確保するために、さらに学識経験者等の第三者で構成される宮崎県総合評価技術委員会の意見を聞き、決定しているということになります。なお、その際、業者名は伏せまして、全員の合議により決定していくということでございまして、この合議による決定につきましては、業者のどれがいいこれがいいという忝意性は入らないということになります。業者名を伏せて全員の合議によって決定していくことですので、公平性、透明性というのは図られるということになります。

説明は以上でございます。

○押川委員長 説明が終わりました。このことについて御意見のある方はよろしく願います。

○井本委員 一番上の工程管理に係る技術的所見というところがあって、優、良、可、不適格と書いてありますけれども、だれが最初に点数つけるんですか。

○佐藤農村計画課長 まず最初は、今申し上げましたように振興局のほうで決定され、振興局のが農政水産部のほうに上がってくるということになります。

○井本委員 振興局のどなたか1人でやるんですか。それとも何人かでやるんですか。

○佐藤農村計画課長 振興局では課長まででやります。

○井本委員 ままでじゃなくて、何人でこれを見るかと私は聞いているわけです。何人でこれ

を、例えば技術的所見を優、良、可、不適合かと決めるのかと聞いているんです。

○佐藤農村計画課長 振興局では担当係長、課長ということになります。

○井本委員 3人で合議制で決めるんですか。それとも最初に担当が決めて、それを後から決裁を得るような形にするの。どっちになっているの。

○佐藤農村計画課長 *振興局ではまず担当がしっかり評価するということになります。

○井本委員 しっかりという言葉は要らんわね、しっかりかどうか我々が見るんだから。最初につけた人のを訂正するというのはなかなかだれでもできないんですよ。上に上がっていても、上に上がってきた人たちはよくわかるのだから、最初の点数をつける人の筆先三寸とか胸先三寸とか、それによって決まるということが果たして客観的かどうかということとを私たちは心配しているわけです。理屈は幾らでもつくんです。とてもおかしいなと思っても、聞けば理屈は言って、それなりにつくんです。果たしてそれが本当に客観的なのかどうか、どこで判断すればいいのか。我々が文句言ったって変えはせんから、その辺が我々としては、今度は談合の土壌みたいなことになる可能性もあるんじゃないかとまた心配するんです。最初につけるときに、合議制か何かで3人ぐらい集まって点数つけるというような形にせんと、公正性が担保されんのではないかと心配するんです。

○佐藤農村計画課長 今の発言を訂正させてください。3人の振興局合議制からスタートいたします。

○井本委員 そうすると、そのときに所見でいろいろ理由はもちろんつくんでしょね。理由

は後からでも何でもつけられるから、こういう理由だから悪いとかいいとか、そういう理由はつけて評価するわけですか。

○佐藤農村計画課長 工種ごとにいろんな作業手順があるんですけども、その作業項目ごとにしっかり分類をしながら、評価をしていくということになります。

○井本委員 基本配点は、一番上が20、10、0、欠格となっていますけれども、下のほうの過去10年間の同種工事の施工実績は何件以上で10、5、0と、この配分というものはだれが決めるわけですか。

○佐藤農村計画課長 これにつきましては、国交省ですね。標準的な配点の部分がございます。それを参考にしながら、決めているということでもあります。

○井本委員 国交省が基準を持っているということですね。

○佐藤農村計画課長 国交省の配点を参考にしながら、決めているということでございます。

○井本委員 参考にしながらということは、これはそっくりじゃないということですか。

○佐藤農村計画課長 参考にしながら、宮崎県で決めているということでもあります。

○井本委員 要するに、国交省のとは具体的に照らし合わせれば違うということですね。

○佐藤農村計画課長 違うということです。

○坂口委員 だれがやってもほぼ同じような点数が出るように、何々がされているされていないとか、極めて客観的に評価していくから、だれがつけても変わりませんということをおっしゃると、わかりやすいんじゃないかと思うんです。そういうシステムになっていますからね。今の技術力の配点のところも、ここの総合点数を50

※このページ左段に訂正発言あり

点満点にするか、30点満点にするかで、0対5対10というような点数配分の3ランクに分けてあるということ、主観的じゃなくて客観的だなというのはわかると思うんですけども、僕の頭にある国交省のやり方はそんな感じがしたんですけども、そういうやり方になっているんじゃないんですか。

○佐藤農村計画課長 委員のおっしゃるとおりだと思っております。

○坂口委員 気がかりなのが、企業の地域社会貢献度の企業貢献です。貢献の仕方はいろいろあると思うんですけども、例えば本・支店、営業所の有無というのは、地元性をどれだけ見るかでしょうけれども、災害時の貢献とか、障がい者の雇用状況というところがあるんですが、今、県内の一番の社会貢献、地域貢献というのは、雇用の場をどれぐらいつくるかと。商工労働サイドでは、例えば企業の規模とか条件によっては50億まで補助金出そうということで、最重要課題でやっていますね。頑張っている社長は、必要なときだけ人夫を使ってということじゃなくて、周年雇用とか正規雇用で頑張っているところもあるんです。だから、正規雇用を何人持っているのかとか、それこそがむしろ——ボランティアをやったやらないというのは申告する人しない人、もともと報酬とかそういったものを目的にやらないのがボランティアであって、そういった雇用の場の確保というのが全然ここに出てこない。例えば100人正規雇用を持っているところは、おのずと年間何億の人件費はまず要ります。10人のところでは何千万で済みますというような体制の違いもあるんです。それが一つあるというのと、きのうの話じゃないけれども、落札するためには、運がよければ当たります当たりにせんというような世

界でしょう。そこらでしっかり会社の体制も整えて、自社で責任施工ができて、しかも雇用の場をしっかりと確保してくれているというようなところの評価こそがむしろ地域貢献とか地元貢献、社会貢献でなされるべきじゃないかと。そういう視点が全く欠けていると思うんです。

それから、障がい者の雇用ですけども、これも、例えば会社の考え方とかたまたまとかいうことで事務系なんかの人に既に、自分ところはこの人間を社員として使って利益をまだ上げられるし、会社に対して貢献してくれるという障がい者を既に使っているところもあるんです。これから障がい者政策を県に協力して新たに障がい者を雇用しようか、収支だけを考えればうちの会社にとってはマイナスだけれども、社会貢献のために障がい者を雇用しようというところもあると思うんです。必要として今まで障がい者を持っていたところは、それですって評価されていって、会社はぎりぎりだから何とか協力したいけれども、障がい者雇用するだけの余力がない、むしろ今の社員に対して人件費をまともに払えるかどうか厳しいというところは、障がい者ポイントを稼げないんです。だから、必要な障がい者を雇用しているところと協力して雇用するところの違いというものはここにはないとおかしいと思うんです。

○佐藤農村計画課長 委員おっしゃいました件につきましては、あくまで総合評価落札方式は試行で、うちとしても8件だったわけですが、来年は拡大していくと。県土整備部もそういう方向であるわけですけども、いずれにしましても、この試行の検証を踏まえて、よりよい方向にしていくべきだというふうに考えておりますので、また県土整備部のほうにも伝えて検討していきたいと思っております。

○坂口委員 まだこれからいろいろ試行されるでしょうから、そこらのところが気になるものですから、公共三部の意見交換なんかでやっていただきたいというのと、それから、過去2年間の技術力ですけれども、工事成績の平均点のところすけれども、分母分子の60点は合格というか、受納できるできないの60をこれは引用されているのかと。それでいいんですか。60点切ったら手戻りになって、もう受納できないだという、そういうことだろうと思うんですけれども、すべての現場を80点とって全部の工事が80点のところを15点になりますね。すべての現場を70点とって70点のところも15点になるということじゃないですかね。すべての現場が65点で65点のところも最高点がやっぱり65点になるということにはならないんですか、この計算だと。どうなるんですか。

○佐藤農村計画課長 委員がおっしゃったとおりだと思います。なると思います。

○坂口委員 そうしたら意味がないと思うんです。だって、全部を65点とっていけば、65点は標準点だから、問題ないですね。あんたのところは入札参加資格を失ったという点数じゃない。全部を平均点65とってきていたときにはここは15点になるということとは違うんですか。

○野田漁港整備対策監 同じく公共事業を所管する課として答弁させていただきます。今、坂口委員のおっしゃった最高工事成績点でございますが、これは参加業者の中で一番最高点が、例えば10社あって10社の中の一番最高点が例えば95点だったと、それを分母に持ってくるということです。その中で相対的に判断します。

○坂口委員 グループの中の最高とグループの平均点ということ、それなら、よほどなことがない限りここが1位になることはないというこ

とでいいんですね。

そこでなんですけれども、ここで15点配点しているとなると、満点で違うでしょうけれども、評価点で何ポイントか出てくるということは、金額が逆転しますね。85点持っているところがグループの中において、平均点が70になったときに、85から70で15分の10ということは、10点もらえますね。70点のところは最高点の80点がいって平均が70なりだったとき、10点もらえれば、1億の工事で1,000万ぐらい挽回になるんですか。100万ですか。1,000万ですね。1,000万挽回するわけでしょう。そこの持ち点が80点の最高点、平均点なりを持っているところが1,000万安い人に挽回して、1,000万高い価格で契約できる可能性があるのと、平均点のところとしても、これでは10点と5点の差だから300万ぐらい逆転する可能性がありますね。そのところが、あんたのところは80点の平均持っているから、300万あるいは1,000万高いけれども、あんと契約したんですよとなったときに、ここで再利用した80点という点数が工事成績とれなかったとき、65点あれば文句言えないんです。そのときは、なぜその人に高い金を払って65点のものを買ったんですかという県民からの疑問とか不満にどうこれは答えるシステムなのかということです。それなら、0点で評価値ゼロのところでも1,000万安い価格で同じもの、あるいは65点以上のもの、65点以下だったら恐ろしくかなり指導をやりながらとらないはずですから、70点近い点数はとれると思うんです。それだったら、県民の立場からは1,000万安くて点数のいいほうがいいということになるんです。それをここではどう防止したり、あるいはそれにどう対応するシステムが同時になされているのかなと、施工を管理していく中で、このシス

テムにはその工夫が要ると思うんです。

○佐藤農村計画課長 この成績の平均点につきましては、今、見直しをしているようなことを聞いております。

○坂口委員 高くやらせるんですから、少なくともその評価した点数のこの差、技術力の評価点に値するだけのものは、標準点よりいい品物が確保できるというものがあるか、それは事後結果ですから、なかなか難しいから、そこでもし逆転していたときは、次からはこのシステムは使えませんか、あんなのこの最高点数を引いたもので割ったものを掛けることはできないんですよ、あんなのこの最低の合格ラインの60点なら60点しか次の評価点での技術力は評価できないというものがセットでないと、受かり得ですよ。僕は一つ工夫がまだ要るんじゃないかと。今のペナルティーというのは例えばなんですけれども、それか、徹底的にその点数が出るまで工事の手直しをやらせていくか、どちらかしかないと思うんです。安い人を排除して高い人と契約するわけですから、その根拠というのが、その人が今までにやってきた工事から推測できる、とるであろうという点数です。その現場に期待する点数です。そのところが何か要りそうな、これも今後協議の中で、どっちにしても県土整備部の管理課なり技術検査課なりでやってもらうことになるんでしょうけれども、そういう問題含みだなということを協議に持ち込んでもらえるといいなと思って、これは要望です。

○押川委員長 ほかにございませんか。

なければ仕分け関係の説明をお願いいたします。

○岡崎地域農業推進課長 先ほど中野委員から御指摘のありました件について御説明いたしま

す。お手元に仕分け委員会の表をお配りしております。先ほど御要望のありましたのが3ページ一番下、新グリーン・ツーリズム総合推進対策事業でございます。仕分け委員会の結論としては、ここに記載のとおり、上が本来で、下が現実的な対応ということで載っております。仕分け理由の2つ目の現実的な対応につきまして、主な意見といたしましては、社会情勢の変化により事業内容や実施方法を見直すべきとか、あるいは市町村の役割を強化すべき、他分野と連携したプロジェクトにした予算化、もっと頑張る項目とか、県の現状のほうの意見では、点と点を結ぶ努力、観光・リゾート課等との協議が必要とか、このような意見が個々の委員から出されております。

この事業は先ほど御説明しましたとおり、17年度から19年度、今年度で終期を迎えておりましたことから、私どものほうといたしましては、19年度までの、今年度までの事業の課題として次の3点ぐらいを考えていたところでした。1つは、グリーン・ツーリズムの実践者、いわゆるグリーン・ツーリズムに取り組む方は増加してきているんですけれども、やはり取り組みが点的である。点在している。広がりが少ないということ、個々の取り組みが小規模なものが多いということ、地域によって取り組みのレベルに差がある、このようなことを課題として考えていたところでございます。

この仕分け委員会の意見も一つの意見とさせていただきます。いただいた上で、20年度事業の考え方といたしましては、まず、地域の複数の主体が連携した、地域一丸となった、ビジネスとして成り立つモデル地区を構築して、県内への波及効果を図るべきではないか。2つ目は、県はこういう広域的な連携ですので、やはり広域的な支援を

充実させるべき、市町村は地域に密着した指導助言を行っていただいて、双方が密接な連携を図りながら、支援するほうがいいんじゃないかと、こういうことで今回の事業を構築して、今回の当初予算で提案させていただいているところでございます。以上でございます。

○井本委員 仕分けで言う本来と現状、意味がわからないんですが、もう一回聞かせてください。

○玉置農政企画課長 まず、今回の委員会では、その事業を国がやったほうが望ましいんじゃないか、県が引き続きやるべきではないか、市町村におろすべきではないか、民間でやるべきではないかという、その仕分けをしていこうというのが主目的であったところでございます。本来というのは、事業の性格からして国がやるべき、県がやるべき、市町村がやるべき、民間がやるべきというところでまず判断をするというのが一つありました。ただ、当然これまでも、国の事業も使ってやりながら事業しているものもございまして、市町村と一体的にやっているものもございまして。世の中のこれまでの流れも踏まえて、では今後、現実的には、実際はどう対応していくべきかという観点からの現実的という形で整理がされたものでございます。

○中野一則委員 この仕分け結果の委員数の中、合わせれば、メンバー8人だったけれども、7ですから7人だと思ふんですが、1人は欠席で、本来のときは、市町村が3、県の改善が2、現状は2と意見が分かれた。そして、現実的な仕分け理由ということでは、県の改善ということで5人、現状1人だったというふうには、決を一回一回とったということですか。それで今回、県の改善ということで、また新年度から新しい事業を進めていくことにしてきたということでは

すね。

○玉置農政企画課長 この仕分け委員会で指摘されてというわけではなく、当然そもそもの事業がどうだったか、例えばグリーン・ツーリズムであれば、19年度までの事業を踏まえて、今後のあり方を全体で考えて、新しく事業を構築したということでございます。

○中野一則委員 結果的には、仕分け委員会からお墨つきをいただいたので、22万円ほどは予算も増額したということになるんですか。

○岡崎地域農業推進課長 これはお墨つきをいただいたからではなくて、必要なものを積み上げて、今回モデル地区ということでいろんなアドバイザーとかそういうのも入れておりますので、それを積み上げたところでこういう積算になりまして、財政課と協議の上、お願いしているところでございます。

○中野一則委員 さっきは、20年度からは仕分け委員会はなくなるか、しないような話でしたが、そういうことだったんですか。

○玉置農政企画課長 私どもは、来年は開催する予定はないということ聞いてございます。

○中野一則委員 なぜ19年度はしたんですか、課が違うけれども。

○玉置農政企画課長 なぜやったかということちょっと答えづらい部分があるので、私からはなかなか……。

○中野一則委員 19年度、知事が誕生されて、骨格予算、肉付け予算を6月に組まれて、今度は1年間通した予算を当初からつくられたわけですが、自己満足をされておるといいますか。それか、今までのものについて、議会あるいは職員の皆さん方、執行部が長い歴史の中でこういう事業をし、予算をつけてきたものについて、初めて来たから信用ならんということでは

こういうのをつくってやったということで、考えようでは、こばかにされた話ですね。せっかく仕分け委員会という立場でされたのであれば、我々は二元制の問題でしからんと思っ
ているけれども、それを超えて県民の声を聞いてやろうとすれば、まじめに誠実であれば繰り返し繰り返しやって、やったものがどうかということ
ですべきだったと思うんです。それをしないということは、これで知事は満足されたとは思いますが、結局19年度までのことを、言葉
が悪いけれども、いまいち信用できなかつたから、こういう委員会を急につくって、したと。その結果、こうだったから満足されたとい
うことでいいんでしょうけれども、対象である我々議会なり皆さん方も何かいまいち釈然としな
い、こばかにされたような気持ちにはなりませんか。私はそうなりますが。

○玉置農政企画課長 我々も審査を受ける側でございましたので、どういう設立の根拠とい
うか、なかつたんですけれども、新たな財政改革推進計画の中でも事業仕分けを実施するという
項目もございました。また、知事のマニフェストでも棚卸しというようなことも掲げられて
いたところがございます。それを踏まえて、19年3月の財政改革推進計画で事業仕分けは19年中
に実施するという形で決まったものでござい
ます。来年についてはよくわかりませんので、一つの意見として我々は聞いて、真に必要なもの
はしっかりと実施していくという形で考えて
いきたいと思っております。

○中野一則委員 仕分け委員会がことしの事業の内容を再チェックしないということだから、
また先ほどは、今までも議会の意見を、委員会ごとにあつたのを取り入れて、そして事業を見
直しながらずつとしていくというような発言を

されましたので、一言言っておきたいと思う
んですが、きらり輝く山間地域農業活性化プロ
ジェクト事業、これが新年度で新しく出たん
ですが、これは非常にいい事業だと私も評価
するんです。特に20年度の重点施策の、い
わゆる中山間地域対策、中山間地域がこ
ういう今までの状態になったということは、
産業がそこに育たないから過疎化が始まり、
また集落もなくなる、もうなくなったのも
あるし、今からもなくなるということ
で、我々議会もそのための特別委員会
をつくって1年間ずつとしてきたんですが、
やはり何といたっても産業があるかないか
によって過疎化があり、繁栄するところ
がある。そういう格差が広がってきて、戦
後からの長年、60年間の間に、その格差
の最たるものですね。それを何とかして
やろうと、特に産業を何とかしようとい
うことで、その中山間地域産業振興の1
番目に今言った事業がある。3年間に3億
ということでしたが、事業の中のメニュー
には、地域が狭いから小規模になると思
うんですが、小規模土地の基盤整備があ
つたり、流通効率化の施設整備があつた
りする。市町村も3対1の割合で負担を
してする事業、3年間で3億円では事業
規模が小さいと思
うんです。仕分け委員会で見直す機会
がないから、我々の委員会はそれを最大
限に活用してもら
うことだし、また二元制という立場上、
ぜひこれは、当初は1億円で、3年間3
億だったけれども、やはり重要だとい
う認識を再度されて、来年度以降これ
を拡大して、本当に中山間地域の産業
振興のために、そして地域対策のため
にぜひこれを拡大する方向で検討する
ように要望しておきたいと思
います。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○井本委員 これを8人の委員で、そして何時

間ぐらいかけたと言われましたか。

○玉置農政企画課長 38の事業について3日間かけて、午前午後かけてやりました。

○井本委員 1日8時間ぐらいやったわけですか。

○玉置農政企画課長 8時間というか、午前中9時から始まったときもあったと思いますし、お昼まで、そこからまた3時、4時までとか、5時までやったときもございました。

○井本委員 こうやって余り専門家でもない人たちも入っているみたいだけれども、それぞれこうやっていろいろ見渡せるものかなという感じがするんですけれども、それは私の考えです。県に毎年、事業評価が出ていますね。あれとの兼ね合いはどうしているんですか。

○玉置農政企画課長 基本的に、事業評価は、行政の中でまず自分たちの事業はどうだったかという検証をしていこうと。それは当然毎年毎年、進捗状況を管理して、次の年度の政策にきちんと生かすという、行政の中での自主的な取り組みとしてやってございます。

○井本委員 彼らもそれを見ながらこういうふうな判断をしたんですか。その辺は全く見ていないのか。

○玉置農政企画課長 第三者的に見るものですから、我々はこう評価しているということはどう評価するかなんですが、基本的には見ていない形、事業の中身を説明して、判断をされたものだということでございます。

○井本委員 もう一回確認しますけれども、事業の全部すべてを彼らはチェックしたわけではなくて、この前、課長が言っていたように、課長さんたちが選んだやつを仕分けしたというふうに認識していいんですね。考えていいんですね。

○玉置農政企画課長 委員会で事業を最終的には選定した形でございますので、そういうことで理解してもらえばいいと思います。

○井本委員 全部をやったわけじゃないと認識していいんですね。

○玉置農政企画課長 この38の議題だけでございます。

○井本委員 わかりました。

○押川委員長 ほかにございませんか。総括質疑の中であれば。

○満行委員 備品購入費の19年度、20年度についてお答えいただきましたが、まず、きのう、調整事務費について坂口委員からも出ていましたけれども、50万、100万、ここは100万円という予算がついていますが、この調整事務費100万は節でいくと何費なんでしょうか。

○玉置農政企画課長 備品購入費になります。

○満行委員 先ほど課長から伺った数字では、19年度予算と決算見込み額の差が600万ぐらいあるわけです。当然備品購入ですので、執行残は出る、入札残が出るということなので、予算的には、備品購入費は執行していけば残る予算がある。現状の予算執行上、ないという備品を買う、執行して予算が余っても新たな備品は購入できないというシステムだろうと思えますけれども、そうなんですか。

○玉置農政企画課長 余った分につきましては財政課と協議して、その年度の中で必要があるということの判断があれば、買えるものも出てくるという形になります。

○満行委員 であれば、調整事務費を100万、50万というつかみで計上する必要はないんだろうと思うんですけれども、いかがですか。

○玉置農政企画課長 財政課との協議が必ず必要になってくるということですがけれども、今回

の調整事務費の100万というのは、財政課の協議ではなく、農政水産部の連絡調整課内で緊急的にそこは必要だということが判断できるという形で、迅速性というものを求めるために新たに設けられたものというふうに理解してございます。

○満行委員 何年さかのぼっても、備品購入費を見れば相当の予算執行残は決算では出ると思うんです。2月補正でかなりな減額もあるんだろうと思いますけれども、当初予算で備品購入費として予算計上して、そこから緊急に必要な部分は出すというのが前提でしょうから、それがもっと今の制度よりも融通がきく、各部でそれが執行できる、そういうシステムであれば、新たに調整事務費50万、100万という枠は不要ではないのかなど。そこをもう少し財政当局と研究すればやれるのかなという思いはあるんですけれども、いかがでしょうか。

○玉置農政企画課長 執行残のそういったお金の使い方も含めて、効率的にどう予算を使うかということだと思いますので、そういった仕組みが可能なのかどうかも含めて、我々、必要なことについてはいろいろ議論をしていきたいと思えます。

○満行委員 備品購入費についてはこれで終わりますが、1億だったら、5%執行残があっても500万円です。ある程度のめどはつくし、競争入札を行えば執行残が出るということは明らかになるわけですから、ぜひそのところは研究いただきたいと思います。

もう一つ、国庫支出金のあり方について、農政企画課長にお伺いしたいと思うんですが、287ページに部内連絡調整費612万3,000円、国10分の10、県単とありますが、この612万3,000円のうちの10分の10は5万3,000円ということでは

いんですか。

○玉置農政企画課長 この5万3,000円につきましては、農林漁業人権問題啓発事業という、国が人権問題等の研修会等の実施を推進しているものでございまして、10分の10について国から出ているものでございまして、基本的には全額国の10分の10の5万3,000円という形になってございます。

○満行委員 この5万3,000円は県がやらないといけないんですか。国の強い指導があつて、この5万3,000円の事業をやるということですか。

○玉置農政企画課長 基本的には、いろいろ法律等もございまして、国の強い指導というか、国が各県においてそういった活動をしてくださいという形でついてくるものでございます。

○満行委員 営農支援課、304ページ、災害資金対策費、1の天災資金利子補給金、これは5万1,000円、国4分の2、このうちの3万3,000円が国の支出金、補助なんですか。

○米良営農支援課長 国からは3万3,000円いただいでやるということで、県と合わせまして5万1,000円の予算を組んでいると。あとの残りが市町村ですから、市町村の分はここには載っていないということでございます。

○満行委員 これは法律に基づいてか何かで国が3万3,000円上げるという事業ですか。それとも、県が手を挙げてやっている事業ですか。

○米良営農支援課長 これは天災資金を過去発動した分の利子補給でございまして、当然国のほうもこの割合で出すということになっておりますから、それでもらっているものでございます。

○満行委員 県は必ず申請しないとけない事業ということですか。

○米良営農支援課長 その都度、年度ごとに、その年度に要る天災資金に係る利子補給の国の分は申請していただくという形になります。

○満行委員 畜産課、322ページ、動物薬事対策費111万8,600円のうち、国2分の1、あと県2分の1、県単ですが、23万2,000円が国の支出ですけれども、これも法律的な事業で必ず申請をしないといけない、補助金をもらわんといけないという性格でしょうか。

○荒武畜産課長 これにつきましても、国の薬事法に基づく事業でございます。

○満行委員 国県で2分の1ですから、ということは、事業は46万4,000円の事業ですか。

○荒武畜産課長 そういうことになります。

○満行委員 農村計画課、327ページ、農業振興地域整備促進費、これは10分の10ですから、国が行う20万円の事業と見ればいいんですか。

○佐藤農村計画課長 そうでございます。

○満行委員 これはどういう事業なんですか。10分の10、20万円の事業、国がやるという事業。

○佐藤農村計画課長 国から委託を受けまして、県が事業主体となって実施するというふうなことになります。

○満行委員 水産政策課と漁港漁場整備課は言いましたけれども、水産政策課も10万5,000円という国の2分の1の事業もあって、あと2つ漁港漁場整備課もありますけれども、農政水産部としてこの事業、一緒なのかもしれない、一枚の補助事業にずっとあるのかもしれないし、一つだけの事業なのかもしれませんけれども、地方分権と言われるこの時代に、国が10万円の事業とか30万円の事業とか、それを各都道府県にやらせているというのはどうなのかなと、それが一つ。2つ目は、事務的に10万円もらうた

めにはかなりの書類をつくるのではないのかなと。それにいっばいまた決算の資料をつけて保存をする、そういうことなんだろうと思うんですけれども、これはもらわないほうが事務の簡素化からしても望ましい事業もあるのではないかなと思うんですけれども、農政企画課長、いかがでしょうか。

○玉置農政企画課長 個々の事業は、そういった事務の不便さというのは詳しく整理をしてみなければいけないと思いますけれども、国の補助金につきましては、20年度の歳入予算の説明の資料の中に、例えば32ページ以降、農林水産業費の国庫補助金が一覧で整理されてございます。国の中では、先ほどありましたように、いろいろ煩雑な事務をできるだけ一枚でできるようになどということもやってきているようございまして、交付金化なんていうのがありまして、強い農業づくり交付金とか、元気な地域づくり交付金、先ほど水産の中でありましたように、食の安全・安心確保交付金といったようなものもございます。そういった交付金、大きくくりの中で、その一部につきまして、それぞれ各課がその交付金を使って対応するというようなこともありますので、そういったやり方も出てきているのかなと。いずれにせよ、もう一度そういった部分、交付金みたいなものについても県にとっても簡便な形ができるようなものがあれば、国に対しても訴えていきたいと思えます。

○満行委員 私は、国の補助金、交付金、それを否定しているわけではありません。確かに国のそういう補助事業等があるから推進できる事業もたくさんあるということは十分承知していますが、この時代にあって、国の10分の10で10万円とか20万円の事業を本当にやらないかんの

かということをお農政水産部としても考えてほしい、東京に向かって、国に対して本当にこの事業は申請しないといけないのか、お金もらわないかんのか、どれだけの書類があるのか、私は本当は書類が欲しいんですが、この10万円の5万3,000円、10分の10の申請、あと20万円の10分の10の国に対する申請書とか、決算報告とか、国と県のやりとりの書類というのは、全部もらえばかなりな量になっていると思うんです。今、一生懸命合理化していただいておりますけれども、1万円でも収入は収入なのかしれませんけれども、それはコストを考えると、職員数も減っているし、それはしっかりと精査をしていただきたいなど。何百万、何千万という国県補助が全部交付税になればいいということをお私は言っているのではなくて、事務手続上、10万とか5万とかどうなのかなということをお問題提起をしているわけで、ぜひ今後検討いただきたいなどと思っております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○外山三博委員 工場で作る野菜がレタスを含めてずっとありましたね。こういう市場というか、どういうふうになつておるか、お聞きしたいんですが。

○小八重農産園芸課長 具体的に資料は持ち合わせていませんけれども、いろんな形で、例えば国内ではキューピーあたりがレタスとかそういうものを工場で作っています。県内でやっているとところがあるかどうか、私は知りませんが、そこについては早急に調べてみたいと思っております。

○外山三博委員 具体的に、量販店あたりの棚の中にそういう商品が相当入っているのかいないのか、わかりますか。

○小八重農産園芸課長 何トンとかいう数字は

調べてみないと、今、手持ちもありませんけれども、かなりの量でレタス類とか軟弱野菜を中心に入っていると思います。

○外山三博委員 これからの本県の農業を考えると、こういう工場生産のものがどの辺まで伸びてくるのか。それから、工場生産というのはほとんど水耕栽培、それに光、温度で調整すると思うんです。今、農業の延長でやっている部分で水耕栽培なんかもありますね。農業と化学工場から出てくるその線引きというか、その辺がこれから非常にわかりにくくなってくるんじゃないかと思うんです。これは議案に関係ないから、ぜひ今の現況を調べていただいて、また後日教えてください。お願いします。

○小八重農産園芸課長 資料を出したいと思っております。

○押川委員長 ほかにないですか。

○中野一則委員 米の転作事業のことでお尋ねしますが、過剰作付で7万ヘクタールでしたか、それから消費減で3万ヘクタール、合わせて9万トンぐらいを生産抑制をせないかんということで、補正予算500億をつくって今やっておりますね。その進捗状況というのは把握されておられませんか。宮崎県内でどうなのか、日本全体でそれが消化できるかどうか。

○小八重農産園芸課長 宮崎県では長期生産計画というのがありまして、19年度生産調整達成者の金額として8,600万、19年の生産調整していない人の申請が864万ということで上がっています。それプラス飼料米の生産のために9,088万ということで、総額1億8,630万の申請の手続をしているところです。国全体としてもほぼ500億円は消化されているというふうに聞いています。

○中野一則委員 減反とか転作が乱れて、農業

者あるいは農業団体に転作を一任するという形になって、こんなふうに過剰作付がふえてきて、どうにもならん状態になってきているわけですが、けれども、農家もこの政策について非常に不満があるわけです。まじめに今まで転作をしてきた者と、今までしなかった者には本来ならペナルティーを科すべきなのに、急にお金をくれて、減反をさあ、しなさいとなったということで、日本全体の趣旨はわかって、私も、言われた方にはそれなりに聞いたから説明しましたがけれども、できたらこういう政策は、やはりこれから先は、行政もまたもとに戻って、かなり指導せないかんということに転換をされましたから、しない人には厳しく、しない都道府県に対してはするところの県が厳しく言って、そっちのほうに大きなペナルティーを科すように政策転換をしていただくように、まじめな者が後で損——損はしなくてもどうかと思うような政策はせんように、ぜひいろんな機会と言ってほしいし、特に農政企画課長は、あとしばらくすれば本省に帰るわけだから、その辺のことをきちっとしてほしいと思うんです。これは政策誘導で自民党を中心にしたところの誤りもあって、こういうことをせざるを得なかったということで、我々もその責任の一端があるかもしれませんが、行政としてはそういうふうな方向転換というか、指導していただくようお願いしたいと思います。やがて帰られる課長、どうですか。

○玉置農政企画課長 私見ですけれども、私も生産調整の担当を国でしてしまして、そのときはまさにペナルティーをかなり、ペナルティーというか、補助金を優先配慮で、ちゃんとやる場所に優先的に行くような形のものをしていました。やっぱり今回の予算は、まじめにやっ

ている県にとっては本当に問題のある、5万円をぼんと出すのはいかなものかというふうな気がしておりますので、ちゃんとまじめな人が得をするような形の政策に誘導していくべきだというふうに思っております。

○満行委員 食品安全衛生とか食育とか注目を受けているし、農政水産部、一生懸命頑張っているんですけども、部内に農政水産以外の技術屋さん是在籍されているんですか。

○玉置農政企画課長 土木と化学で採用された方が来てございます。

○満行委員 食品安全衛生とか食育とか、確かに各部横断で協議会とか、部内で連絡調整として推進していただいているというのはわかりますけれども、ただ、部として栄養士とか薬剤師とか、人事交流で配置を考えておられないのかなと思うんですけれども、だれに聞けばいいんですか。総括次長、いかがですか。

○西田農政水産部次長 確かに昨今の中国の食料問題、それから食料安全保障という観点からも大変重要な問題だというふうに思っています。特に今、追い風が吹いているところでございますけれども、農家というのは一朝一夕にでき上がるものではございませんし、農地もそうではありますが、そのような中で、本県の農政水産部としてはブランドと地産地消、この大きな2本の柱で今、事業を進めておりますが、確かに食育という問題を考えましたときに、農政水産部だけでできる問題でもございませんし、関連部局との共同事業というものが必要でございますので、教育委員会とも、関連団体、部局と食と農を考える県民会議をつくっておりますが、そのような中で今、取り組んでおります。今後、人事交流というお話でございましてけれど

も、部署によってはそういうこともあり得るかなというふうに思っております。関係機関とも検討させていただきたいというふうに思います。

○満行委員 獣医師さんはたくさんここにもおられますけれども、公衆衛生獣医師との人事交流、されてはいるんでしょうけれども、どういう状況になっているんでしょうか。

○玉置農政企画課長 毎年、獣医師さんとは数名、人事交流という形で、その中でいろいろ業務を高めていきたいというふうに考えてやっております。

○満行委員 総括次長から教育委員会もありました。現場で保健所で頑張らせていただいている栄養士とか薬剤師とか獣医師とか、いろんな方々の人的なスキルというのを、農政水産部もどんどん吸収して交流する中でそれは蓄積してほしいなという思いがありますので、今後、ここは農政水産ですから、ハードもソフトもあるその専門の部署でありますけれども、その中にも多種多様な技術集団を活用するという方向性をぜひ検討させていただきたいと思っております。要望しておきたいと思えます。

○山下副委員長 営農支援課のほうにお伺いいたします。食ルネサンス「いただきます」の推進事業であります。この内容につきましては、18年度から事業化されているんですか。

○米良営農支援課長 18年度からです。

○山下副委員長 地産地消と食育を一体的に進めるみやぎの食ルネサンス運動のより一層の定着を図るため、家庭、学校、地域等において「いただきます」を合い言葉とした県民運動を展開するという内容で進めておられるだろうと思うんですが、具体的な運動としてはどういうことをされてきましたか。

○吉田消費安全企画監 まず、県民の皆さんから応援団というか、そういう方に今1,200数名登録をさせていただいておりますし、その中のまた核になってもらうような食育リーダーの方々も養成しております。ことしで47名でございますが、その方々が各地域でそれぞれの伝統文化だとか食生活に関する取り組みだとかのことを幅広くやってもらうように、我々もほんの少しでございますが、それを支援する補助金等も使いながら、広めているという状況でございます。

○山下副委員長 地産地消、食育という言葉もここに書いてありますから、教育委員会、学校給食関係をひっくるめた話し合いというのはなされていないですか。

○吉田消費安全企画監 私ども常に、地産地消、食育の関連の専門委員会だとか入ってもらっていますし、教育委員会とはいつも意見交換をしながら、特に学校給食等の問題も含めてさせてもらっているところでございます。

○山下副委員長 この目的というのは、私は、学校給食に絞ってやるべきだなと、そういう思いですが、実はけさ、教育委員会に聞いてみたんですが、カロリーベースで今、県内の食品が6、県外が1、国外が3という答えが出ました。国外から占めている3というのは、果物であり、小麦粉であり、そして野菜の冷凍食品、これを入れているということでありました。これは中国ですかと確認しましたところ、そうです。きのう私はお聞きしましたら、加工されたものは入っていないみたいですが、中国あたりから冷凍されたものは入っているということでありました。そういうことをちゃんと理解されて、地産地消という言葉は非常に早くから広まりまして、全くそのことを目的とするべきなんです。

が、学校給食に地元でとれたものを持ってくるということに非常に難しい問題があるんです。その問題は何か、御存じですか。

○吉田消費安全企画監 私の勘違いかもしれませんが、特に農協さんあたりは大きなロットで大消費地に送って、外貨を稼ぐということをやっているのか、そういうことでされて、ある種、小回りがきかない部分もあるのかなという気がしております。きのうも申し上げましたように、もう少し流通経路を短くして、JAの中から直接学校給食等に運べるようなシステムとか、そういうのをやっぱりこれからは考えていかないといけないんじゃないだろうかというふうに我々も思っております。

○山下副委員長 品をそろえるそのこともあるだろうと思うんです。これは市町村で取り組んでいるわけですから、資材の取り込みが市場を使っているんです。今、給食費がどれほど父兄の負担があるのか、調べてみたんですが、小学校で1食200円、中学生で240円、小学生で月々3,600円、中学生で4,200円という給食費を払っておられるそうですが、給食現場サイドは、市場から安いものを入れてくるんです。これはどういう原理かと申しますと、より給食費を抑えていかないといけない。常に全国から市場には来るわけですから、そこで安いものを入れているのが現状です。地産地消を具体的に進めていくのには、給食費の負担とか、その辺の問題が、大きな課題が出てくるんです。例えば豚肉とか鶏肉とか牛肉とか使われるでしょうけれども、地産地消、いいものをつくるために、いい素材がいっぱいあるんです。いいものを使おうとすれば、どうしてもコストが上がってくる。例えば牛肉でも、Aの4とか5とか、もちろんそういうものは提供されないでしょうけれど

も、どの程度のものを使われて、このお金の体制の中で給食センターが運営されているのか、やはりそこまで徹底して調べていただいてこの地産地消の運動は進めていかないと、定着してこないだろうと思うんです。そういうものの見解をお聞きしたいんですけども。

○吉田消費安全企画監 昨日もちょっと触れましたけれども、延岡あたりは一校一農運動だとか、綾は前から農協と学校のほうが提携をされて、出せるものというか、それを決めて、なるべく地元のを供給しようという体制ができてございます。各地でやはりそういう展開をする必要はあるだろうと思います。ただ、委員おっしゃいましたように、例えばジャガイモだとか、タマネギだとか、北海道で大量に安くとれるもの等は、どうしてもそれはそれで使わなくちゃいけないだろうと思うんですが、極力地元のもの、安心・安全で地元のもの、多少そこにコストはかかるだろうとは思いますが、そこは父兄の皆さんの御理解をいただきながら、安全なものを子供に提供するんだという趣旨から、地元のをなるべく、我々は逆にその分は安くで提供できるような仕組みづくりをしてみたいと思っております。

○山下副委員長 学校給食が年間190日ぐらいなんです。地元で野菜をつくっている人たち、いっぱいおられるんです。契約栽培をしたいんですけども、土曜日曜がない、春休みが10日間とか夏休みが40日ぐらいないとか、そこでの契約の難しさがありまして、一つの私の案ですけども、私は都城の安久ですが、農協の石倉を借りて、そこで40軒ぐらいの、60代、70代が中心ですけども、高齢化した中での楽しみの菜園づくりの中で年間通してつくって、売っておられるんです。そして、年間1,500~1,600万

売っておられるんですかね。すごい売り上げをされておるんですが、それでも売り切らないものですから、地元での消費者の団体、NPO法人を立ち上げておられる、いわゆる身体障がい者の人たちが加工して売ってくれたり、給食の素材にしてくれたり、そういう人までお願いして、今やっと販路をつくっているんですけども、地域の中で物すごくそういう活力はあるだろうと思うんです。そういう人たちと少しでも連携がとれたら本当にいいがごと、そのことをお願いしたいと思うんです。

もう一点、御案内のように中国野菜が今、大変な問題になってまいりまして、国内農業というのは、国際化という中でかなりな打撃を今まで受けてきながら、やっとなんかまで持ちこたえてきているのが今の農家の現状だろうと思うんです。その中で、やっとなんか農家に対しては追い風が吹いたと、そういう思いで皆さん何とか頑張っていこうよと、そういう話を今しているんですけども、これを給食費に例えた場合に、国産のものは値上がりしてくるだろうと思うんです。例えば牛乳も乳価が4月から飲用向けでキロ3円、加工向けも上がってまいります。ということは、やはり父兄、そして教育委員会、地域が、地産地消、そして安全・安心、これを求めていけば、国産のものにどうしてもシフトして高めていってもらわないといけないだろうと思うんですが、ここで給食費の負担の問題が出てくるだろうと思うんです。その辺を農政サイドと教育委員会と具体的な話し合いを、もうされておるのかどうか分かりませんが、その検討はされておりますか。

○吉田消費安全企画監 最初の部分のシステムのほうはぜひ我々勉強させてもらって、少しでも短いルートで流せるようなことはぜひ勉強し

てみたいと思っています。学校給食のことは、きょうも早速、スポーツ振興課のほうからもございまして、我々がどうこうできるわけではないんですが、先ほど言いましたように、安全で安心なものには少しコストはかかるんだよということの御理解も得ながら、適正な給食費にさせていただければというふうに思っているところです。

○山下副委員長 給食費の未納者の問題、これも市町村で物すごく問題になっているんです。子供の差別ができない、学校に来れば給食を食わせてやらないといけない、そのことでどれほどの未納者がおられるのかということ聞いてみたんですが、今、宮崎県内で10万人の小中学生がおるらしいんですが、その中で1%、約1,000名が未納の状況にあると。これが1%に当たるらしいんですが、18年度で金額が、全体的な金額ベースなんでしょうけれども、0.5%を占める2,300万が未納になっているということであります。現在も未納ということでありましょうから、そのことを考えていきますと、保護者、PTA関係で、食の安全・安心を求めていけば、中国のものにかわる国産のものを求めていけば高くなっていくんですよと、そういうことを具体的に理解を求めていく態勢をとっていかなければならないなと思っておりますが、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

次に、飼料米の取り組みについて確認をしていきたいと思っておりますが、昨年から配合飼料の高騰等がありまして、畜産農家に大変な打撃を与えております。今、県内で約180万トンの配合飼料が流通しておるだろうと思うんですが、実は、鶏、豚、肥育牛の関係でトウモロコシにかわる代替として飼料米を望んでいる声が私にも多数届いておるんですが、それを早く具体化し

て行ってほしいと思うんですが、県の行政として、例えば鶏はどれぐらい自給率が持っていける、豚はどれぐらい持っていける、具体的な数字をお持ちですか。

○荒武畜産課長 今の畜産のえさの自給率は、手元に資料を持ってきていませんので、大ざっぱな数字で恐縮ですけれども、23%程度でございいます。それを将来的には5%程度アップするというところで取り組んでいるところでございます。

○山下副委員長 畜産課のほうも、畜産農家からある程度の要望、意見等も承っておられるだろうと思うんですが、例えば採卵鶏が75%までは飼料米で持っていける、そういう話は私も聞いているんです。後は魚粉と貝殻等を使えば到達できるんだと、そういう話も聞いております。それから、養豚農家も、米農家と契約はできないか、具体的に200トンほどを欲しいんだがと、そういう相談も受けているんです。早急に飼料米の普及拡大をやって行ってほしいと思うんですが、先週の土曜日か日曜日でしたか、経済連主催の、フローランテであったんですが、後期3カ月を飼料米食わせた肥育牛の検査の試食会がありました。私も、ちょうど雨がどしゃ降りだったんですが、ぜひ来てみてくれということでしたから行ったんですが、確かに脂肪の色、うまみ、飼料米を食わせてもさらにいい肉質になっていると。今、後期3カ月を使っているみたいですが、これを5カ月、6カ月ぐらい長期間食わせることによって、その結果を見ようと、その段階に入っているんですが、肥育牛のほうについてもそれだけの結果等も出ておりますから、具体的に早く栽培体系をとってほしいと思うんですが、実はこのことで私も、近隣の集団転作をする地域を選んで、飼料米を植えてくれ

ないか、取り組んでくれないかということ相談もしてみました。そうしたら、ここ7~8年前から、ホールクロープでつくる飼料用稲栽培等をやってきた実績の中で、例えばことし転作して、来年、食用米をつくる、そうすると、ことし植えた飼料米の種が残って、それが次年度には生えてくるというんです。まじって——これはおれたちは受け入れられないと。飼料米をつくろうとすれば、みんな拒否なんです。そのことに対してどう集団化をつくっていくか、転作のきかないところを指定して、そこで飼料米をつくらせるように線を引いて取り組んでいくのか、その辺を早急に検討してほしいと思うんですけれども、ひとつ見解をお聞かせいただくとありがたいんですが。

○小八重農産園芸課長 飼料米について20年度で取りまとめるところで、面積的には66ヘクタールぐらい、20年度、取り組まれる予定です。当然今言われたように、集団化というのが必要ですので、今年度は間に合わないでしょうけれども、集団化も進めていきたいと思えます。飼料米をつくる上で、言われた集団化、さらには乾燥をどうするのかというのと、飼料工場への横持ちをどうするのか、栽培、飼養試験、そういういろんな課題がありますので、20年度でプロジェクトも立ち上げて、早急にそういう課題は20年度に解決したいと思っています。後、そういう集団化も進めていきたいと思えます。いずれにしても、生産調整の中で今出ました飼料稲というのが数年前あったわけです。飼料稲をつくれるようになって生産調整も地域によっては楽にできるようになりましたし、ましてや、今度は飼料米で実もわらもとれるということで、その分、付加価値が高まりますので、いろんなコストもかからない形で栽培体系等、

そういう仕組みづくりを20年度ではつくり上げたいと思っています。

○山下副委員長 それで今言われたコストが問題になってくるんです。キロ30円とか、先進地でそういう値段が具体的に出まして、されておるようですが、穀物として飼料用で使えば、コンバインでの刈り取り、もみの調製が要るわけです。乾燥が要るんです。鶏だったら、玄米にしないで、もみのままで食べられるみたいですが、牛のえさとして使う場合には、皮をむいて玄米にしないとだめだということですから、かなりのコストがかかるんです。そのことも考えながら、どれだけの買入れ価格にしたら、もちろん転作金の受け入れやら、集団の転作奨励金の上乗せやら、もらって、その辺の価格体制を早く決めてもらわないと、普及もしないでしょうから、また買う側のコストの問題もありますから、その辺の計算も早目にしていただいて、提示していただくとありがたいと思っています。

○小八重農産園芸課長 コストについては試算をしてみたところ、いろんなものを含めて9万円から11万円程度、規模によってかかります。現時点でそれに見合うものがある補助金等であるかということ、きのうもお話ししましたように、産地づくり交付金の平均4万円、耕畜連携の1万3,000円、稲わら代7,000円、飼料米が700キロとれたとして30円で2万1,000円、今度の緊急対策に取り組んでいただければ、5万円ですので、3年で割ると1万6,000円程度になりますので1万6,000円、さらには、新たに飼料米の導入定着化緊急対策というのが畜産のほうで1万3,000円あります。こういうのを足せば、何とかコストには今のところペイするようになっていきます。ただ、例えば緊急対策は3

年後はなくなるわけですから、その分、減りまずし、導入定着化緊急対策というの、緊急ですから、数年後はないというふうに考えれば、やはりいかにしてコストを下げる栽培体系にするかということが一番問題だと。その中で一番問題は、乾燥調製だと思っています。これをいかに簡単にやるかということで、コストで、例えば平均的に主食米の場合も、60キロですれば、乾燥調製、もみすりまで頼めば1,000円ぐらいくるわけです。当然、飼料米だから1,000円がただになるという話にはなりませんので、いかに水分を落とした刈り取りをするかということも一つでしょうし、何か研究はされていると聞いていますけれども、刈り取りしながら、もみすりする機械を開発中らしいんです。そういうもみすりまでしてもらえば、後、乾燥を玄米ですればいい話ですので、そういう総合的な研究をやっていく必要があると思います。また、それについては国についても要求したいと。根本的には、途中ちょっと中断していました稲の多収品種の、できればせめて1トンとれるぐらいの開発というのが一番必要じゃないかと。数年前は逆七五三計画があったんですが、消費拡大というか、米が余ってくる中でいつの間にか立ち消えになっていまして、でも、国は来年度から取り組むという話ですので、そういう収量品種と乾燥と飼養ということで、先ほど言いましたけれども、20年はそういう課題を早急にどういうふうにやるか、片づけたいと思っています。

○山下副委員長 これだけ穀物が高騰している、世界的に資源が不足している状況でありますから、国は新たな政策をつくると思うんです。日本は、農業の歴史というのは水田ですから、水路がずっと網の目のように毛細血管であつ

て、すぐつくれるわけですから、そのことはぜひいろいろな営農集団、もちろん我々もそうですけれども、先ほど言われた試算、その数字をまた我々もPRしていく責任があるわけですから、提出していただくとありがたいと思っています。

それから、農村計画課、お伺いしたいと思うんですが、農振法について、これは私も市議会時代からの大きな課題でありまして、再度こういう場をお願いをしておきたいと思うんですが、それぞれ県の行政の中で、営農支援課は後継者づくり、担い手づくりを一生懸命取り組んでいただいている。若い農業後継者が規模拡大をやれば、ハード面は畜産課あたりがいろいろな国の事業、県の事業で規模拡大をしてもらうわけです。今までの農業の中で、いわゆる環境三法が出てきたり、集落の中では畜産の規模拡大はできない、家畜排せつ物法の適用が出たり、近隣の農家の苦情が大変多くなったということで、皆さん畑地帯に移転をされて、例えば1億から2億かけて、70~80頭から100頭の畜産経営をされるのが規模拡大の農家の現状です。

その中において、今までも何件かあって、私も大変苦労しながら、市の行政、県のほうにもお願いしてきたんですが、結婚されて子供ができる、そしてどうしても通勤の農業、この場合は無理があるんです。朝晩の通勤が無理ではなくて、牛を管理する、その中での無理があるものですから、どうしても農家住宅を施設の近くにつくってほしい、つくらせてくれと、それが出てきているんです。今、都城は畜産が大変伸びてきておりまして、これだけ高齢化を迎えている中でも、平成18年、和牛の生産頭数はふえているわけですから、我々も、若い農業青年に、若い後継者には規模拡大して頑張れよと、そう

いうことをいつも話をしながら、それぞれ畜産基地の事業等を入れて規模拡大してくれているんですが、結婚した連中は近くのアパートなんかで夫婦で生活しているんです。必ず2年、3年後になると住宅をつくりたい、そういう希望が出ているんです。現況の農振法の中では全くだめでありますから、施設があって、農家であるあかしはそこで証明ができるわけですから、できたらそこに農家住宅がつくれるように何とか努力してもらいたいと思うんですが、見解をお聞きしたいんですけれども。

○佐藤農村計画課長 委員のお考え、お気持ちは重々わかりますし、考え方もよく理解できるつもりでおります。ただ、今おっしゃいますように、現行法制度の中で非常に難しいということがございます。今の対処の仕方としては、18年度も農家住宅の転用が25件ございます。そういうことで個別案件として相談をさせていただくというふうなことをやっております。当然のことながら、農地の広がり、農地の集団性とか、集落の接続とか、そういうことで今、対応させていただいているというのが現状です。今の農振制度の中では、委員がおっしゃるとおり、非常に難しいということでございます。

○山下副委員長 難しいんですよ。市の窓口で話をすれば、県が厳しいというんです。県に来れば、国でしょう。僕は国まで行ったんです。国は、いや、県の裁量に任せているということを使うんです。そこが非常に末端の農家の——本当に宮崎は農業県でありますから、担い手に夢を持たせてやりたいんです。それが底力になるわけですから、国の法律がだめだから、それが厳しい、だめですと、これじゃ私たちもおさまりがつかないわけですから、私は、宮崎県独自の条例でもつくって、やる道はないのかどう

か、そこを真剣に議論していただきたいと思うんですが、例えば営農支援課は、農家を育てないかん、担い手を育てないかん、そして外部からでも農業者を連れてきてやらせないかんということをわざわざ事業費組んでやっている。畜産課は、土地改良はどんどんやるわけでしょう。担い手を育てて、畑かんも持ってくる。農家を育てないかんわけですから、そのためにはやはり住宅があって、そこで一緒に生活ができるようにシステムをつくらないと、悲劇が起こります。本当にそのことをしっかりと考えていただいて、畜産課は、ハード事業でどんどん事業費を持ってきて、規模拡大させるわけでしょう。だけど、窓口が違う農村計画課に行けば、いや、それはだめですと。後継者のことは何も考えておらんじゃないのですかと、そこ辺が矛盾しているものですから、同じ農政水産部ですから、一緒に議論して、県の独自の取り組みはできないのかどうか、ぜひ検討してってください。

○佐藤農村計画課長 やり方によっては、畜産の振興ゾーンとか、そういった集団性を持たせて取り組む方向とか、そういうのも考えられるんじゃないかというふうに思っております。そういうことから、畜産サイドともいろいろ勉強もしてみたいと思いますし、また市町村が農振除外の計画を立てていくことになります。県はその同意をするということになるんですけれども、市町村と一緒に研究会みたいなものを立ち上げて、いろいろやっていくということも考えてみたいというふうには思っております。

○山下副委員長 部長、ぜひこれに対する部長の、農政水産部全体の考え方をお聞きしておきたいんですが。

○後藤農政水産部長 副委員長のおっしゃる意味は実態として私もよくわかるつもりでおりま

す。先ほど佐藤課長が答えておりましたけれども、現場に即してこれまでケース・バイ・ケースでいろいろと相談をお受けしてきたということで、一部解決が図られた部分もあるかというふうに現状認識しております。したがって、そういったいろいろな検討の手法、そういうものも今後とも柔軟に使いながら、できるだけ担い手、畜産農家の振興に資するような立場に立ちながら、いろいろと考えていきたいというふうに思います。具体的に申し上げますと、農振地域のど真ん中に農家住宅と、こう言われてもなかなか厳しいところがありますので、そこはケース・バイ・ケースということでぜひ御理解を賜りたいというふうに思います。

○山下副委員長 ぜひ前向きに進めてください。

仕分け委員会の資料で1つだけお伺いしたいと思うんですが、3ページ一番上、私もSAPの卒業生だからといって言うわけじゃないんですが、厳しいことが書いてあるようであります。平成19年度が45周年だったのか、SAPの役割というのは、今の農業粗生産額がここまで保たれているというのは、黒木博さんの提唱であった昭和37年だったか、それがあってここまで宮崎県の生産力は伸びてきている。これは本当に我々は自負しているんですが、この仕分け委員会の中で私はだれが担当されたかわかりませんが、この説明の中で、不要とか残念な言葉が出てきているものですから、どういう説明をされたのか、お聞きしたいと思います。

○岡崎地域農業推進課長 まず、担当者は私でございます。これにつきましては、SAPの今まで果たしてきた役割、それから青年部の果たしてきた役割を十分、仕分け委員の方には説明をしたつもりでした。ただ、事業の中身はマン

ネリ化している、ずっと同じような研修じゃないのとか、団体のほうにもう少し自主性を持たせたほうがいいんじゃないかとか、そういう意見がいろいろ出て、こういう結果になりました。ただ、現実的には、県の改善のほうにありますように、中身を十分見ながら、やっぱり県がやっていく必要があるという回答をいただきましたので、その点は安心しているんですが、ただ、こういう意見も一つの意見とさせていただきますというふうに思っています。この事業、私は、先ほどの話ではないんですけども、SAP、これは大切な組織であるし、本県独自の組織であるというふうに考えておりますので、これについてはしっかり守っていききたいというふうに考えております。

○山下副委員長 SAPという意味を知らない県の職員はいっぱいおるような気がするんです。みんな言えますか、スタディー・フォー・アグリカルチュラル・プロスペリティーというのを。この事態が一つのマンネリ化なんです。これは全国に誇れる組織であるわけですから、自主的な学修活動、これを定着させて、組織が持つということじゃなくて、自主的な活動ですから、その教育をしっかりとして行ってほしい。何のためもなく45年続いた組織じゃないわけですから、今の後継者がまた次なる後継者をつくっていただくことが大きな目標でありますから、ぜひ自信を持ってこれは取り組んで行ってほしい、そのように思っています。

○中野一則委員 一ツ瀬川土地改良区の件について、すべて先日の説明で理解したつもりだったんですけども、テレビのニュースを聞いて、あれっと思ったものですから、再度確認のつもりで質問させていただきたいと思いますが、県としては、これは実態調査したけれども、検査

はしていないので、今から土地改良法に基づいて一ツ瀬川土地改良区の検査をするということですか。

○原川農村整備課長 土地改良法に基づく検査を実施する予定でおります。

○中野一則委員 ということは、今までの説明された調査結果ではすべてがまだ確認できない、何かを含んだものがあるという認識があつてされるものか、単なる、法に基づいてすべきことをしていなかったからするんだということなんですか。

○原川農村整備課長 こういう案件が発覚して当然すぐ県のほうも事実確認等含めて調査をやっております。例えば帳簿外現金についてもどういう状況になるかというのは、調査である程度判明しているというふうに思っています。ただ、今回の案件が、例えば帳簿外現金につきましては、土地改良法の30条に明らかに違反しているということもございます。目的外取水につきましては、土地改良法の15条に違反しているということもございます。調査で事実把握していますけれども、今後その違法な状態を是正していかなきゃいけないということがありますので、土地改良法に基づく検査をやって、強く法に基づく是正をやっていきたいと。仮に土地改良法に基づく検査をやれば、その後、全然是正がされない場合は是正命令というものが出せません。是正命令に従わない場合は土地改良法に置く罰則等がございますので、そこは強く是正を求めていくという観点からも、土地改良法による検査が必要だというふうに思っております。

○中野一則委員 きのう、公認会計士を交えた帳簿外現金について外部監査もということで、臨時総代会でも決議がされたという説明でした

ね。そのときも、あれっとは思ったんですけども、後から気づく話で、ああそうか、まだ検査をしていないんだなど、だから検査をするんだなどということ、何とかの知恵は後からで、後から思い出すものですから、今、聞いているわけですが、今までの実態調査である程度は何か見えてわかっておられると思うんです。あえてというか、検査されることで、さっきは是正を求めることもできるという話でしたが、何か重大な局面、告訴か告発かわかりませんが、せざるを得ないところまで何かがあることが想定されての検査ということにはならんわけですか。

○原川農村整備課長 今、土地改良法に基づく是正をしようというふうに考えているのは、委員が御指摘されたような理由ではなくて、先ほど言ったとおり、事実はある程度解明されていますけれども、それを解決に持っていかなきゃいけない、それを促すためにも検査をやる必要があるんじゃないかというふうに思っているところです。

○中野一則委員 一ツ瀬川土地改良区だけではなくて、他の土地改良区も含めてこれから順次検査されるということになるんですか。

○原川農村整備課長 今、宮崎県内に185の土地改良区がございます。その185の土地改良区に対しては、それぞれの改良区、3年に1回は国もしくは県が役割分担して通常検査をやっております。そういうところできちんと帳簿なんか見ているんですけども、一ツ瀬川土地改良区については帳簿が表に出ていなかったということで、通常の検査で判断できなかったということでありまして、極めてまれな例だというふうに思っています、当然、通常の検査は今後強めていかなきゃいけないということは思っ

ていますけれども、特別な検査をほかの改良区全部やるということは考えておりません。そのかわりに12月以降、全土地改良区の役職員を対象に、コンプライアンスの徹底とか、公益通報制度等についての研修をやってきたということでございます。

○中野一則委員 一ツ瀬川土地改良区については通常の検査は今までもされてきたわけですね。

○原川農村整備課長 最近では平成18年度にやっています。ずっと3年ごとにやってきているということです。

○中野一則委員 簿外管理の現金があったというのが今回わかったので、特別に、30条の違反をしているから、再度そのことを含めて検査するということですね。

○原川農村整備課長 そういうことです。特別検査ということでやりたいというふうに思っています。

○中野一則委員 特別検査をしなきゃならない土地改良区がこの土地改良区以外にもあるわけですか。

○原川農村整備課長 通常検査は3年に1回やっておりますけれども、その都度、書類の不備とかが少々ある改良区はございますけれども、こういうふうな事例については今のところないというふうに思っています。

○中野一則委員 わかりました。

○権藤委員 ホームページで拾ってきたものと最初に出してもらった仕分けの一覧表、これを見ていったときに、仕分け委員会のほうで不要と表示したやつが2つ3つあるんじゃないかと思うんですが、これについて予算上、仮に件名が存続したり、さっきSAPの話も出たんですけども、そこらあたりは、仕分け委員会は仕分

け委員会で聞きおだけなんですよと、こういうことなのか。不要という部分については、仕分け委員会としては相当の結論なのかなど。我々から見ると、不要じゃないと思うんだけど、そういう部分は、新年度の予算等につながっていく場合には何も問題にならなかったんですか。

○玉置農政企画課長 我々もこれに拘束されるわけではございませんので、事業仕分け委員会の一つの意見として伺わせていただいて、これは本来性格的にということの中での不要という発言が多かったと思いますけれども、特に現実的なほうにつきましては、不要と整理されたものはございませんので、20年度に向けて現実的な対応としては、これまでどおり、今までの事業の成果とか課題とかを踏まえた観点での今後の事業のあり方というのを考えながら、事業を構築したところでございます。

○権藤委員 では、例えば3ページの不要というのは、実質的には不要じゃないんだと。もう一つどこかに不要というのがあったと思うんだけど、それについても農政の受けとめ方としては、不要と書いてあるけれども、改善なんだと、そういう解釈で予算等の議論を進めてきたということによろしいんですね。わかりました。

○押川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして、農政水産部を終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後2時50分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

あしたの採決の時間ではありますが、午後2時からということで決定をさせていただきます。

ほかに何もなければ本日の委員会を終了したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 では、御苦労さまでございました。以上をもって終わります。

午後2時50分散会

平成20年3月14日（金曜日）

午後2時0分再開

出席委員（9人）

委員	長	押川	修一郎
副委員	長	山下	博三
委員		外山	三博
委員		坂口	博美
委員		井本	英雄
委員		中野	一則
委員		満行	潤一
委員		松田	勝則
委員		権藤	梅義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課	主幹	壺岐	哲也
政策調査課	主査	千知岩	義広

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決につきまして、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

○権藤委員 予算関連の第1号を外した形での採決をお願いしたいと思います。

○押川委員長 ただいま権藤委員のほうから、第1号「平成20年度宮崎県一般会計予算」議案のみ採決してほしいという旨がありましたから、そのようにさせていただきます。

それでは、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それぞれ採決をさせていただきますが、議案第1号につきまして、原案のとおり

可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○押川委員長 挙手多数ということで、議案第1号については原案のとおり可決をさせていただきます。

続きまして、第4号以下9件でありますけれども、このことについてお諮りをさせていただきますが、一括で採決をさせていただきたいと思います。賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

○押川委員長 賛成多数ということで、原案のとおり可決をさせていただきます。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りをいたします。

「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議ありませんので、そのように議長に申し出ることといたします。

次に、委員長骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等があれば本日皆さん方の御意見を出していただきたいと思います。

今のところ、案でありますけれども、環境森林部といたしましては、しいたけ菌床栽培への取り組み、未植栽地の対策、遊学の森の件、花粉症の件、原木しいたけ生産について、都城盆地の亜硝酸性窒素調査について、未来につながるさとの水辺の件について、連絡調整費について、予算における事項名について、森林環境税を財源にした事業についてということで考え

ております。

農政水産部におきましては、農業大学校の今後のあり方について、みやざき食の安全・安心確保総合対策のウオッチャーのブランドGメンの選定について、予算における事項名について、飼料用稲の生産費補償について、一ツ瀬川土地改良区における帳簿外現金及び目的外水利用について、公共工事の品質確保について、最低制限価格の決め方について、公共工事予定価格の事前公表制度について、仕分け等もあったわけではありますが、そういったものを入れさせていただこうかということではつくっておりますけれども、これ以外にどうしても……。

○**権藤委員** 皆さんの御賛同を得られるかどうか分かりませんが、できれば、総合評価落札方式の審議と仕分け委員会の議論というのは、中身を長くやるという意味じゃなくて、項目だけでも入れていただければと思っております。

○**押川委員長** 総合評価落札方式と仕分け委員会について、今回総務のほうでも当初でやっていただいているということでもありますから、総務とも相談をさせていただいて、うちの委員会でもそういうことはあったわけですから、我々は頭出しぐらいで、総務の皆さん方が主に中身は……。

○**権藤委員** 仕分け委員会が本質的に是か非かとか、そういうことはいいですけども。

○**押川委員長** わかりました。

後は正副委員長にお任せいただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**押川委員長** それでは、そのようにいたします。

そのほか何かございませんか。

○**満行委員** これも皆さんの賛同をいただきたいと思って発言するんですけども、事業仕分

け委員会、大分議論になりましたけれども、これは知事の棚卸し事業というマニフェストの中から今回やられたと思うんですけども、審査をして中身はこんなものかと驚くような中身だったと思います。部横断的に我々はチェックする、そのためには、ずっと申し上げている予算の決算、常任委員会、特別委員会、テーブルを設けてやらないと、部署部署で切ってやらねばいかん部分ももちろんあると思いますけれども、予算決算、知事の政策を我々が精査するためには必要じゃないのかなと思いますので、また今回、事業仕分け委員会の話も出て、いい機会だなと思って、もう一回皆さん方に御検討いただければと思いますので、御提案を申し上げたいと思います。

○**押川委員長** ただいま満行委員のほうから御発言があったところでありますが、ほかの委員の皆さん方、このことについてどうでしょうか。委員長報告でそういうことを入れる……。

○**満行委員** それは出さなくていいですけども、皆さんで持ち帰って……。

○**井本委員** それは委員会で話し合うことじゃないと思うんです。幹事長会なり何かでやることだと思いますけれども、ここで話し合うことじゃないと思います。

○**満行委員** 委員会がありましたので、そういうこともあったので、また各会派で話をしてほしいなど。この委員会という問題じゃなくて、委員会のあり方、予算審査のあり方について、今回も限界があった審査だなと思いましたので、提案を申し上げたところです。

○**井本委員** それは別のところで提案してください。ここで話し合うことじゃないと私は思います。

○**押川委員長** そういう取り扱いをさせていた

だいてよろしいですか。

○満行委員 結構です。

○押川委員長 そういうことでお願いをしたいと思います。

ほかにございませんか。

○外山三博委員 権藤委員に確認したいんですが、一般会計予算は否決なんですか。

○権藤委員 反対です。というのが、議案が一本だから、20年度の予算に暫定税率の関係が118億、県土整備部を中心に入っていて、農林は入っていませんよということを調べてもらって聞いているんだけど、議案が一本だから、一貫した考え方を通そうとすると、ここでは仮に賛成だったとしても、会派としてはと、そういう意味です。

○外山三博委員 わかりました。

○押川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 なければ、以上をもちまして、委員会を終わらせていただきたいと思います。

午後2時8分閉会